

埼玉県立史跡の博物館紀要

第2号

Contents

中耕・広面遺跡墳墓群と供献土器(1)	石坂俊郎	1
稻荷山古墳出土土器の器種構成と 出土位置に関連して	杉崎茂樹	17
歴史的環境保全調査から28年 —比企城館跡群の国指定史跡化へのあゆみ—	梅沢太久夫	33
テーマ展関連講座ダイジェスト I 赤熊浩一氏「古墳時代の動物遺存体と交易」 山川守男氏「埼玉古墳群と馬」 新屋雅明氏「縄文時代の動物を考古学する」 若松良一氏「古墳壁画に描かれた他界」 西本豊弘氏「原始・古代の豚と猪」 宮代栄一氏「古墳時代の馬具と馬」		37
史跡整備研修会の開催について	井上尚明	79
中国トルファン地区博物館における展示協力について —自治体国際協力専門家派遣事業に参加して—	井上尚明	85
中世名族の末流 忍藩士畠山氏研究(一) —新発見の畠山系図とその検討—	若松良一	(1)

はじめに

より質の高いサービスと効率的な運営をめざして再編整備され、史跡の博物館として再出発して2年が経過しました。

この間、史跡の博物館では、従前の実績を踏まえつつ、新たな博物館づくりをめざしてさまざまな事業を展開してまいりました。

史跡の保存整備や調査・研究さらに地域との連携など不易の部分は、今後もより一層強固なものにして継続していくかなければなりません。一方、展示の構成や普及事業の他、ボランティア事業をはじめとする県民の皆様による博物館運営や事業への参加など、博物館に対する要望や期待をしっかりと把握し、それらに応えるべく博物館自身が主体性を持ちながら、時代とともに変わらなくてはならないと考えておます。

今後も史跡の博物館は、博物館施設の将来のあり方を見据え、真に地域に根ざした博物館をめざして積極的に活動してまいります。

今回の紀要は第2号となります。それぞれの論文、報告等は職員が日頃から自己研鑽に努めた成果を発表したものです。取りあげた時代や内容は異なりますが、是非多くの方々にご一読いただき、御批判、御指導をお願いしたいと存じます。

最後になりましたが、調査や執筆にあたり御協力いただいた方々に対し深く感謝を申しあげると共に、今後ともより一層の御支援、御鞭撻をお願い致します。

平成20年3月

埼玉県立史跡の博物館長

水 村 孝 行

さきたま史跡の博物館蔵書

埼玉県立史跡の博物館紀要

第 2 号

目 次

中耕・広面遺跡墳墓群と供献土器(1) ······	石 坂 俊 郎 ······ 1
稻荷山古墳出土土器の器種構成と出土位置に関連して ······	杉 崎 茂 樹 ······ 17
歴史的環境保全調査から28年	
－比企城館跡群の国指定史跡化へのあゆみ－ ······	梅 沢 太久夫 ······ 33
テーマ展関連講座ダイジェスト I ······	37
赤熊浩一氏「古墳時代の動物遺存体と交易」	
山川守男氏「埼玉古墳群と馬」	
新屋雅明氏「縄文時代の動物を考古学する」	
若松良一氏「古墳壁画に描かれた他界」	
西本豊弘氏「原始・古代の豚と猪」	
宮代栄一氏「古墳時代の馬具と馬」	
史跡整備研修会の開催について ······	井 上 尚 明 ······ 79
中国トルファン地区博物館における展示協力について	
－自治体国際協力専門家派遣事業に参加して－ ······	井 上 尚 明 ······ 85
中世名族の末流 忍藩士畠山氏研究 (一)	
－新発見の畠山系図とその検討－ ······	若 松 良 一 ······ (1)

中耕・広面遺跡墳墓群と供献土器（1）

石坂俊郎

はじめに

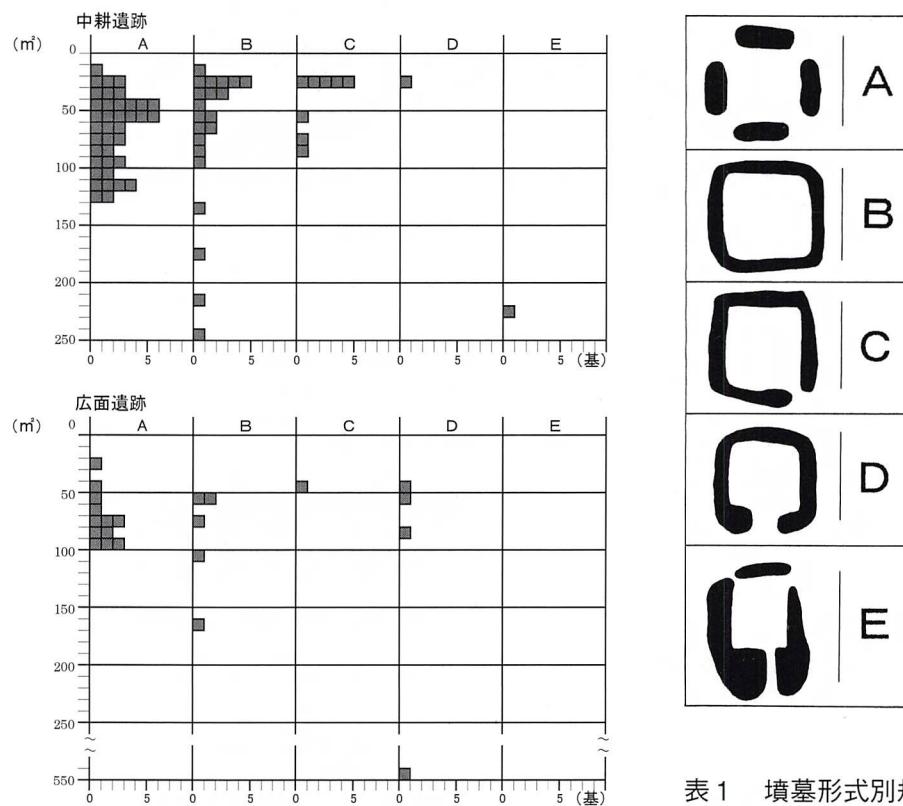
坂戸市中耕遺跡とその南西に連続する広面遺跡は、埼玉県の中部、南に武藏野・入間台地地域、北に比企丘陵地域が広がるその狭間、坂戸市西部の沖積地に立地する、古墳時代前期墳墓群を主体とした遺跡である。両遺跡は隣接し、分布の区切れを挟みつつも、内容の共通性から一連の広がりに包括されると言えよう。すなわち、総計約90基の同時期墳墓が、東西500×南北300mの広がりの中で展開する、まれな規模の報告事例である。当地域は、弥生時代後期には吉ヶ谷式土器分布圏の南部にあたり、中部高地的型式を具備しながら縄文装飾を多用する土器様式とともに、墳墓の周溝が「四隅切れ」となる墓制が文化的表徴の一つとなっていた。それが時代を越えて、古墳時代前期まで保持されていたこと、そしてほどなく通例の方墳の形式に変化したことが、当遺跡（中耕・広面両遺跡を一体としての呼称とする。以下同じ）の調査成果により明らかになった。また埋葬主体部こそ失われていたものの、当該遺構でしばしばそうであるように、周溝からは多量の土器が出土している。それらの内容は、古墳時代前期初頭における古式土師器の単純ならざる様相を示すとともに、出土状況からは、葬祭儀礼の具体像等、墓制の細部に関する情報が読み取れる可能性が期待できる。しかし、報告書が間をおかず刊行されてから後、包括的に再論される機会は意外に多くない（福田2000等）。県内で規模・性格が類似するとみられた遺跡としては戸田市鍛冶谷・新田口遺跡（西口1986）がかねてより著名だが、遺構・遺物の内容がしばしば吟味され、近年では低地の周溝遺構の再検討が進められるのにともない墳墓群としての性格が否定されるに至るなど（及川1999、福田2001）、その運命は波乱に富むが、研究を大きく動かすエネルギーの発生源となっていることは確かである。当遺跡にも、熱量で比較すればそれだけの資源が埋蔵されている。評価のどんぐり返しがあり得るとは考えがたいが、抽出・検討されるべき情報は少なくない。そう思っているだけで何年も経ったが、本稿をその取り付き始めとしたい。

一気にまとめるには手に余ったため、恐縮ながら稿を分けた。本稿では遺構のあり方を中心に墳墓群の全体像を整理するとともに、遺物の分析について基準を提示する。次稿では、遺跡内のスポットへ分け入り、遺物の出土状況の精査から、土器群が記録する墳墓群内部の動態について分析を試みたい。さらに次のステップでは、それらの分析を通して他遺跡へ視野を広げること、そして再び墳墓群全体像の評価へフィードバックしていくことの、内外両方向へ向かうこととなるだろう。

なお遺構名の表記は、各報告書の遺構記号を踏襲し、中耕墳墓群では「S R」、広面墳墓群では「S Z」を用いる。これらを古墳時代前期の「方形周溝墓」と評価することは、前代と通底する階層性を端的に言い当てている点合理性を感じる一方、古墳時代の墓制に前代の遺制が化石化しているかのような観念を招きかねず、帰属時期には異論は出ないまでも、同時代の中での評価を妨げ兼ねないように思われる。よって使用は控える立場をとりたい。

1 遺構の分類と傾向

①墳形 これら墳墓が遺構として認識されるほとんどの場合、本来有していたであろう墳丘は消



失しており、墳形の分類は、方形台部を基本としつつも、周溝の四辺・四方の連続・分離に基づいて細分化する。広域を視野に多様な形式を網羅的に配列したカタログは、既にいくつかの論文で提示されているが、当遺跡の状況は、次の5形式に整理される（表1右）。

A形：周溝が四方の各コーナーで途切れる「四隅切れ」形

B形：周溝が全周する「全周」形

C形：周溝が四方コーナーのうち1箇所で途切れる「一隅切れ」形

D形：周溝が四辺うち1辺のほぼ中央で途切れる「1辺中央切れ」形

E形：D形の陸橋部分が長く発達した「前方後方」形

この分類により構成比率を整理すると、中耕68基の内訳は、推定の3基を含め、A形39（58%）、B形21（31）、C形4（6）、D形3（4）、E形1（1）、同様に広面22基では、A形12（54%）、B形5（23）、C形1（5）、D形4（18）、E形0である。

母集団の数は大きく異なるが、両者を比較すると、主体となるA形が5割強、次いでB形が2～3割である点はほぼ相似的である。相違点として、中耕でE形（S R 42）が認められる一方、広面にはそれがなく、D形の比率が相対的に高い点がある。ただ後者の中心的存在であるS Z 9は、D形としたがE形の中耕 S R 42（註1）と同様に陸橋が発達し、不整形ながらE形の特徴を見出すこともできる。

②規模 次いで、方台部上面（周溝内側上端に囲まれた平面）の面積を基準に遺構規模を数値化し（註2）、①と合わせて遺構群の傾向を整理する（表1左）。

中耕墳墓群では、最多であるA形の分布は10～130m²台にわたり、40・50m²台をピークとする多数派の小・中型墳、120m²台をピークとする少数派の大型墳のまとまりが認められる。数で次ぐB形では、20・30m²台を主体に100m²以下の小・中型墳が認められる点でA形と共通する一方、140m²を越え、250m²台まで点々と大型墳の分布が広がる対照的な傾向を示している。A形が示す100～120m²の中型墳は見られず、小型墳のまとまりを重視すれば、大小の分離がA形に比べ顕著と言

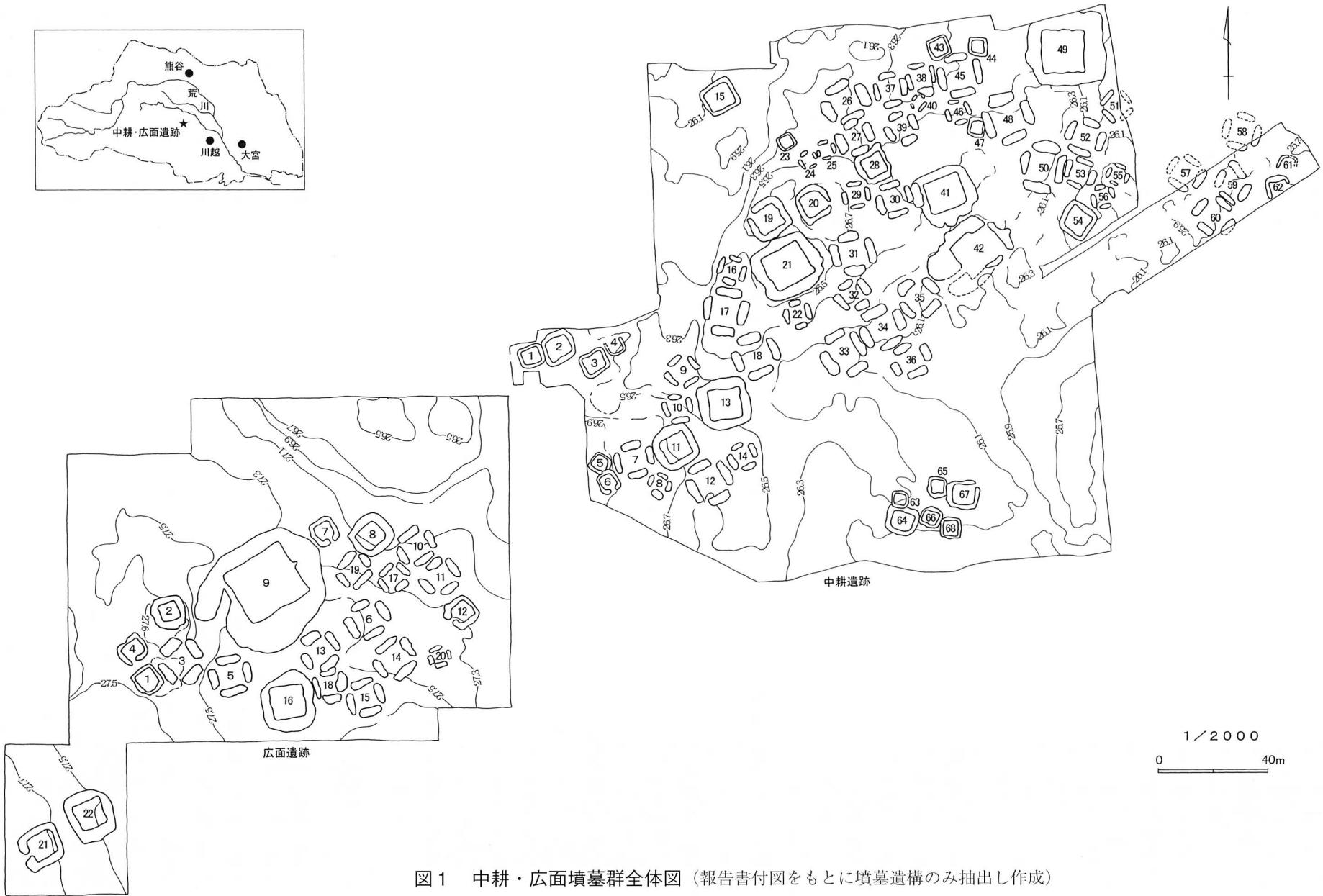


図1 中耕・広面墳墓群全体図（報告書付図をもとに墳墓遺構のみ抽出し作成）

える。C形も20m²台のまとまりが見られる一方、100m²を越えず、小・中型墳に限られる。D形は20m²台1基のみ。E形も1基だが、最大級の220m²台である。

広面墳墓群では、A形に100m²を越える分布が認められず、70~90m²台の中型墳が主体となっている。以下いずれも少數だが、B・D形に大型墳が見られる一方、全体に50m²を越えない小型墳の存在が中耕墳墓群に比べ希薄である。D形のみは、小・中型墳のまとまりと、540m²台に突出した大型墳の両者があり、少數ながら大小の別が鮮明である。中耕墳墓群に比べA・B形で大型群の存在が影を潜めている点と合わせると、大型墳の存在が特定墳（S Z 9）に集約化した状況と言えるかも知れない。

2 時期区分－報告書による編年案

データの整理を進めていくにあたり、まず中耕墳墓群編年案を確認しておく。なお広面墳墓群については、報告書以後編年案が示されていないが、中耕編年の中で言及されているため、それをとおして触ることにする。

中耕遺跡では、墳墓群形成に先行して集落が造営される。集落は、土器編年の新古2相に対応しI・II期に分けられる。墳墓群は、土器の型式相が集落のそれと一部重なりながら後続することから、同じくII~IV期に分けられる。造営開始が集落廃絶後であることが層位的に確認されていることから、その前後関係を反映させてII期を細分し、集落（新）をIIa期、墳墓群（古）をIIb期とする。以上から、中耕遺跡古墳時代前期遺構群の変遷は、I期（集落古）- IIa期（集落新）- IIb期（墳墓群古）- III期（墳墓群中）- IV期（墳墓群新）と整理される。

周辺遺跡資料との並行関係が例示されており、そのいくつかを挙げておく。

I期か若干先行：東松山市根平遺跡4号住居跡

II~III期：東松山市下道添遺跡A~D期

III期：下道添遺跡E期、東松山市根岸稻荷神社古墳

III期以降：東松山市五領遺跡C区6号住居跡

IV期かやや下降：下道添遺跡G期、五領遺跡C区46号住居跡（註4）

広域的には、I~IV期が愛知・廻間編年5~8期、墳墓群造営時期を、奈良・纏向編年を介して庄内式新段階を中心に一部布留式古段階に及ぶ。

3 墳墓群の細別と動態

①細別の方法（図2） 中耕墳墓群は、報告書において8つの小単位群に細分されている。その分析をたどりつつ、墳墓群内部の構造を確認していきたい。「周溝墓群中の形態による時間的な先後関係は、四隅切れ型が当該地域での周溝墓の初現型式で、全周型がその後出形態である。これは本遺跡でも同様の出現順序を考えてよく、土器の型式的な先後関係からも首肯できる。」（報告書151頁）ことがまず前提の柱として指摘されている。群内には時間的前後に連なる新古2相が重なっていることが確認され、これを背景として客観的な手がかりにもとづく小単位群の識別と、各群内での2相を主体とした時間的動態が整理されていく。手がかりとなるのは、《1》群としての空間的なまとまりと相互分離、《2》軸方向の近似、《3》層位的重複、《4》重複回避などである（この括弧数字は、後述において省略記号として使用する）。《1》・《2》は小単位群の範囲を視覚的に認識させ、《3》・《4》は遺構相互の先後関係を知らしめる。《3》は、先後関係の確定に最有力だが、限られた時間幅の中で次々と深い溝と立体的な墳丘を造営するのだから、先行遺構が眼中にな

いかの様な偶然的で明瞭な重複は起こりにくいだろう。事実、ここでの事例は多くない。むしろ客観性では《3》に劣るが、事例に恵まれ有力なのは《4》である。後発の墳墓が、近接する先行墳墓の周溝との重複を避けるために設計を便宜的に変形させた結果、遺構から先行遺構への意識が読みとれ、両者の先後関係が決定されることになる。そしてまで敢えて接近する背景には両者の親縁性が窺え、《2》のより積極的発現として捉えることもできる。

②各群の動態（表2・4）このような手続きを重ね見出された小単位群は、群形成の契機とみられる「起点墓」がⅡb期に造営され、以後Ⅳ期まで連続的に活動した群が主体的位置を占め、一方遅れてⅣ期に出現する群もある（表2）。全体としては、少数の単位群がリレー的に消長を繰り返すのではなく、複数の群が併行して活動し、全体像を形成していったようだ。広面墳墓群も、構成・配置がより整然とし、群としてのまとまりが強いように見えるが、SK9の規模における突出を除けば、中耕墳墓群との性格の違いを強調する材料はないように思われる。各群の内容は以下のとおり。遺構に関する表記は、「名称（墳形、面積、帰属時期）」とし、面積不明な場合は「*」を用いて表記する。

I群 [SR1～4] 4基：微小な谷地形によりⅢ群と《1》（前述省略記号、以下同）。SR1（B39IV）はSR2（B67IV）に対し《3》で後出。他にSR3（B50IV）、SR4（C?23IV）がある。
II群 [SR5～14] 10基：Ⅱb期でⅢ群に対し《1》。SR12（A108Ⅱb）を起点墓として、SR14（A43III）・7（A78III）・9（A63III）・10（A48III）を経てSR13（B132III）・11（B93IV）・5（B20IV）・6（D29IV）で終焉。SR6はSR5と《3》後出。SR10・11も《3》だが新旧不明。SR11・12・14・6が《2》。

III群 [SR16～22・31～36・42] 14基：SR20・31・35とⅣ群SR24・29・30の間に空隙を認め《1》を想定。SR34（A105Ⅱb）を起点墓とし、周囲のSR32（A53Ⅱb）・33（A110Ⅱb）と《2》、またSR33・35（A88III）・36（A74III）は34に対し《4》であり、それぞれ後出。SR21（B214III）・22（A45III）との間の空隙から《1》を認め、この4基で小群形成。一方、SR16（A48III）・17（A110III）、SR18（A110Ⅱb）・22・31（A94Ⅱb）、SR19（C89IV）・20（C73IV）・21の3組で《2》が認められる。SR42（E222IV）は位置づけが難しく、SR34他の小群との間に《2》が認められるが積極的にⅢ群に含めることは保留とされる。

IV群 [SR23～30・37～41・43～49] 20基：SR27（A59III）はSR26（A93III）と《3》で後出。SR28（B63IV）はSR27に対し《4》であり後出。またこれらにSR30（A73III）を加えた南北縦列の4基は《2》の関係で、SR39（A53Ⅱb）もやや離れるがこれに加わる。SR27から東西に連なるSR25（A22III）・24（A20III）は、SR27が周囲に先駆け中核的存在となっていることから、27・25・24と西へ向かう造営順が想定される。SR41（B170III）はSR30に対し《4》で後出。SR23（B20IV）とSR24、SR29（A45Ⅱb）とSR25・30は②が認められる。以上がⅣ群西半の小群を形成する。

東半では、SR48（A127III）・49（B246IV）間の空隙に《1》を認め、SR37（A69III）・38（A59III）・40（A17III）・43（B40IV）～48を1小群とする。SR47（B23IV）はSR48と③で後出。SR38は隣接する40・45（A113Ⅱb）に対し《4》であり後出。SR43・46（A39III）もSR45に対し《4》であることから、SR45は周辺に先行する存在である。SR37とSR38、SR43・46とSR48、SR44（B21IV）とSR49に《2》が認められ、群をまたいでSR47とSR50も同様である。

V群 [SR50～56] 7基：SR50（A125Ⅱb）はSR53（A57Ⅱb）に対し《4》であり後出。SR52（A82Ⅱb）・53とSR55（A30III）、SR51（A・III）とSR54（B72IV）で《2》が認め

中耕遺跡								広面遺跡	
I群	II群	III群	IV群	V群	VI群	VII群	VIII群		
II b 期		SR12(A)	SR34(A) SR31(A) SR18(A) SR32(A) SR33(A)	SR29(A) SR45(A) SR39(A)	SR53(A) SR52(A) SR50(A)	SR58(A) SR59(A)		SZ13(A) SZ14(A) SZ19(A)	
III 期		SR 7(A) SR 8(A) SR 9(A) SR10(A) SR14(A) SR13(B)	SR16(A) SR17(A) SR22(A) SR35(A) SR36(A) SR21(B)	SR24(A) SR25(A) SR26(A) SR27(A) SR30(A) SR37(A) SR38(A) SR40(A) SR46(A) SR48(A) SR41(B)	SR51(A) SR55(A) SR56(A)	SR57(A) SR60(A)		SZ 6(A) SZ10(A) SZ11(A) SZ15(A) SZ17(A) SZ18(A) SZ20(A) SZ 3(A) SR 5(A) SZ 9(D) SZ 2(B) SZ22(B) SZ16(B)	
IV 期	SR 2(B) SR 3(B) SR 1(B) SR 4(C?)	SR 5(B) SR 6(D) SR11(B)	SR19(C) SR20(C) SR42(E)	SR23(B) SR28(B) SR43(B) SR44(B) SR47(B) SR49(B)	SR54(B)	SR61(B ?) SR62(B ?)	SR63(B) SR64(B) SR65(B) SR66(B) SR67(C) SR68(B)	SR15(B)	SZ12(D) SZ 7(D) SZ 8(B) SZ 1(B) SZ 4(C) SZ21(D)

□ 起点墓

表2 墳墓小単位群別消長表

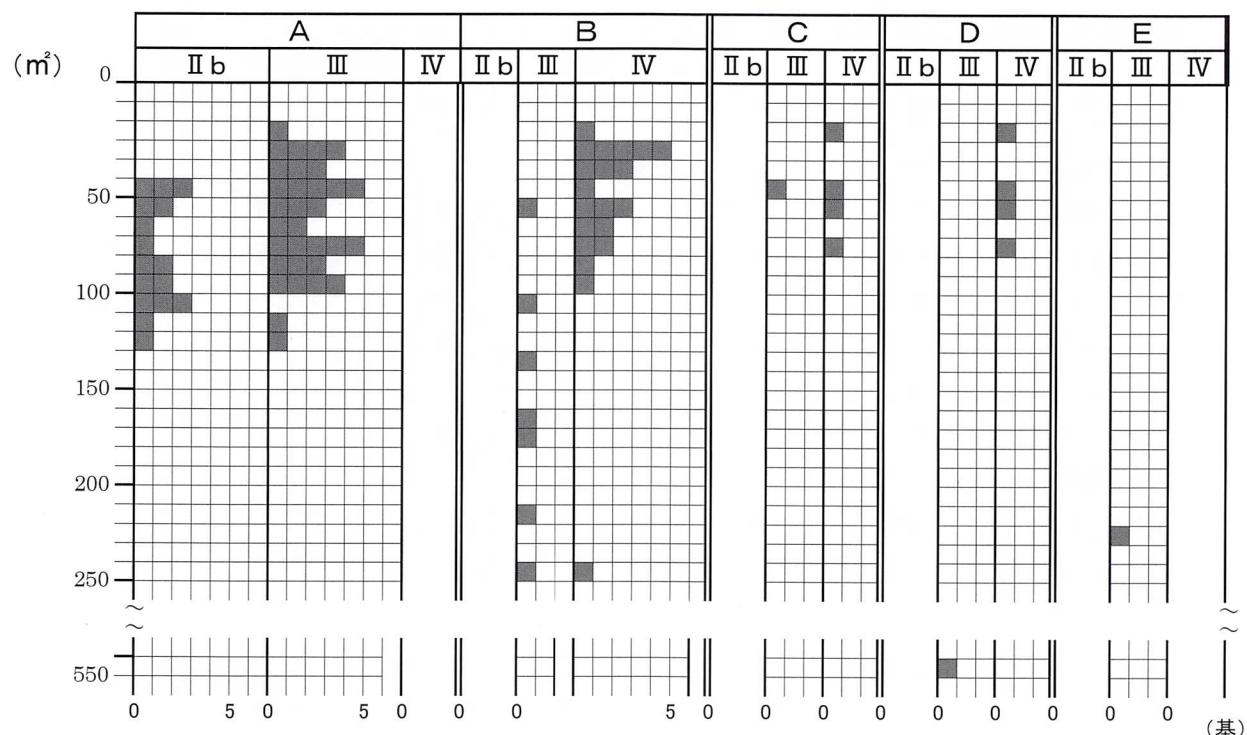


表3 墳墓形式・時期別規模分布表

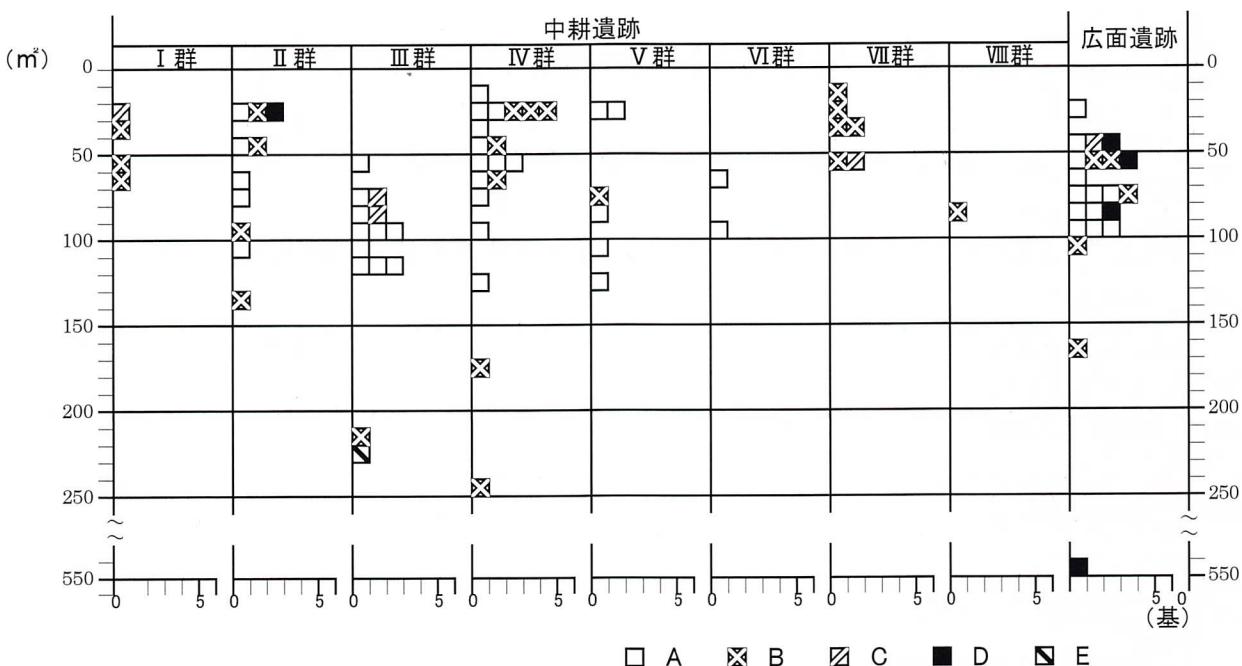


表4 墓小单位群別規模分布表

られる。S R 56 (A35Ⅲ) は軸方向が他と大きく異なる。

VI群 [S R 57~62] 6基：調査部分が限定されるため全体像は不明だが、現況が東限であることが確認されている。S R 60 (A99Ⅲ) は S R 59 (A68Ⅱ b) に対し《4》とみられ後出の可能性が指摘される。他に S R 58 (A * Ⅱ b)、S R 57 (A * Ⅲ)、S R 61 (B ? * Ⅳ)、S R 62 (B ? * Ⅳ)。
VII群 [S R 63~68] 6基：①の傾向が顕著な孤立的かつ集約的な分布を示す。S R 63 (B18Ⅳ)・S R 64 (B54Ⅳ)・66 (B30Ⅳ)・68 (B34Ⅳ) は一連で《3》だがいずれも相互に順序不明。同じく S R 65 (B26Ⅳ) は S R 67 (C59Ⅳ) と《3》で後出が確認される。

VIII群 [S R 15] 1基：S R 15 (B81Ⅳ) が単独で孤立的な立地をとる。

広面墳墓群 [S Z 1~22] 22基：最大の S Z 9 (D540Ⅲ) を中心とする20基と、南西に離れた S Z 22 (B103Ⅲ)・21 (D88Ⅳ) の2基の群に大別されるが、いずれも中耕墳墓群の分布に認められる北東-南西の中心軸を共有しており、空隙に隔てられているが、共通の秩序のもとに形成されたことが窺える。東側の主群も、S Z 9 の三方ごとに小群を形成しているように見える。事実関係を確認しておくと、S Z 18 (A52Ⅲ) が S Z 13 (A75Ⅱ b) と《3》で後出、さらに18は両脇の S Z 15 (A79Ⅲ)・16 (B161Ⅲ) を意識するかのような占地が報告されており、とすれば両者に対し《4》であり後出となる。また S Z 8 (B78Ⅳ) も S Z 19 (A63Ⅱ b) を避けた変形が認められ、《4》として後出が認められる。

中耕細分案での動きに従うと、Ⅱ b期に S Z 13・14 (A92Ⅱ b)・19が造営され、次いで東側に S Z 6 (A89Ⅲ)・10 (A80Ⅲ)・11 (A71Ⅲ)・17 (A46Ⅲ)・20 (A26Ⅲ)、西側に S Z 15・16・18・3 (A92Ⅲ)・5 (A93Ⅲ)・2 (B53Ⅲ)、そして S Z 9、離れて S Z 22が出現する。次期では東外縁部に S Z 7 (D42Ⅳ)・8・12 (D54Ⅳ)、西側に S Z 1 (B50Ⅳ)・4 (C47Ⅳ)、最西端に S Z 21が造営され、群形成は終息する。

③小結 以上おおまかにまとめると、中耕墳墓群では8小单位群が細別され、3期の時期区分の中でいくつかのパターンに分かれ展開する。

すなわち分布域の中心軸付近に展開するⅡ~VI群ではⅡ b期に起点墓が造営され、以後、造墓が継続する。

Ⅲ期では、Ⅱ～Ⅳ群で造営基数が増加し、A形墳が引き続き主体だが、各群にB形墳が1基づつ出現する。一方V・VI群では造営基数が横ばいで、B形墳は確認されない。ただし両群は全貌が不明であり、現状での復原には限界がある。注意されるのは、Ⅱ～Ⅳ群のB形墳が、墳形で孤立的であるばかりでなく、規模においても各群で最大を占めている点である。

最終段階のⅣ期になると、各群からA形が姿を消してB形主体となり、C・D形が少数見られる。また、S R42・49のように、墳形、規模における特定墳墓の突出が際だつ一方、I・VII・VIII群が出現し、群総体としての分布域は拡大（もしくは拡散）することになる。

広面墳墓群の展開では、Ⅲ期におけるSZ9の出現により、中耕Ⅳ期の状況が先行してⅢ期に複合したような観がある。もっともSZ9の規模は中耕S R42・49を凌駕しており、時期、群構成の両面から次稿で検討してみたい。

墳形・規模の両遺構属性について、小単位群の枠組から離れ、中耕・広面一体としての時期的変化をあらためて見直すと（表3）、Ⅱb期は、いわば中型A形墳期といえる（ここでの大中小はごく相対的な表現で、あえて基準は設けない）。それでも80m²を境に大・小2種の別が窺える。Ⅲ期は、中・小型A形墳と大型B形墳の時期である。A形墳は引き続き数的主体であり、規模ではやや小型化の傾向が窺え、大型化は明らかに頭打ちである。一方、少数ではあるが100～250m²のB形墳が出現し、各小単位群において相対的大型墳となるのは先に見たとおりである。Ⅳ期は、中・小型B形墳と突出大型墳で構成される。A形墳は姿を消すが、B形墳が同じ規模を踏襲しており、少数だがC・D形墳もそれに重なる。突出大型墳は、それ自体の規模にも拠るが、小型墳との間が空白となる事により、その隔絶が強調される。隔絶は、グラフ上の分布のみではないかもしれない。再び遺構分布図Ⅳ期に目を戻す（図2下）。S R42・49は、それぞれ小単位群内で他の遺構との関連が見えず、その群に帰属させる理由付けはむしろ薄弱もといえる。そこでⅢ期以前の遺構を捨象しⅣ期の遺構分布に焦点を合わせると、S R42・49から数10～100m以上の距離を置いて小型B・C・D形墳が分布する光景が形成される。Ⅳ期におけるI・VII・VIII群の出現は、それまでの小単位群の枠を越えた群構成再編の結果ではなかろうか。

4 土器の分類

①形式分類 遺構の周溝からは、壺類を中心に多数の土器が出土している。それらが遺構と有機的な関連を構成する遺物群として、いわば遺構の一部としての情報を有しているだろうことは想像に難くない。しかし現実には遺構の遺存状態は理想的でなく、失われた遺物が多数にのぼるであろう一方、遺跡が墳墓群直前に先行する集落と複合する構造である事から、遺構と無関係に混在する遺物の存在も懸念される。それらのノイズを克服し、葬送儀礼の実態に迫る事は、限られた選択肢の中で最有力な手段ではありながら、難事といえる。

本稿もそれを志向しつつ、第一段階として分類整理を準備する。対象として混入物の排除（帰属が「時期・時代的」に異なるものは別として）は意識していない。また二次的な滅失を見込んで、遺存状態の良悪は基本的に勘案せず対象とした。ただし点数が多い甕は例外とする。それらについて、以下の通り分類する（表5）。

言い訳がましいが、一定地域内で有効な分類網としてはより緻密な整備が必要だろうが、ここでは、論の身の丈に合った作業過程的なものにとどめる。視野は、当遺跡の墳墓出土土器に限られる。

・壺

単純口縁（A）：端部（口唇）に立体的な造作を取り付けないもの。面取りの有無があるが、それが顕著なものは壺Fとして別分類とした。概ね頸部高：器高 = 1 : 3 を境に、長頸（a）、

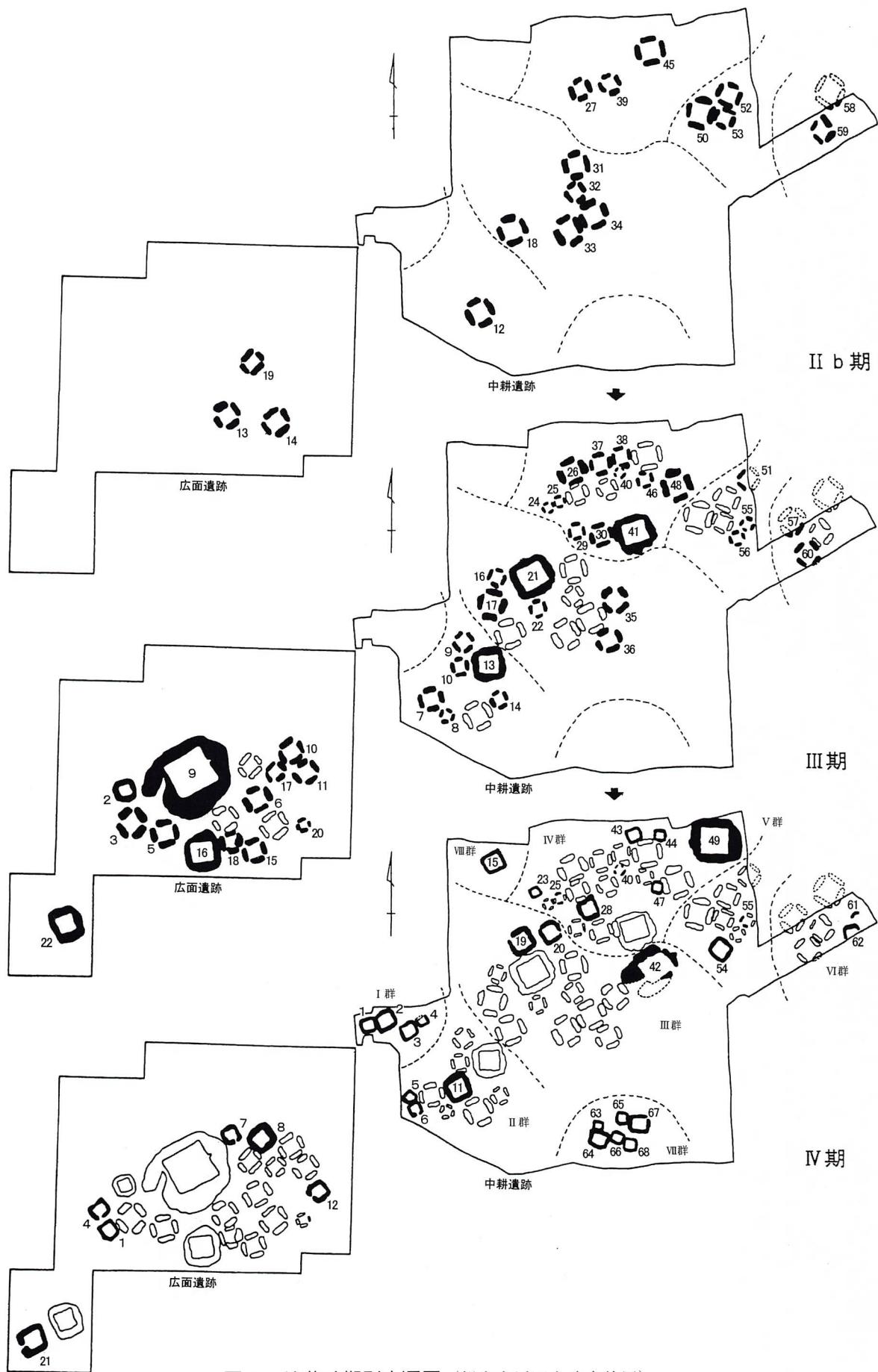


図2 墳墓時期別変遷図（報告書挿図を改変使用）

遺構名	面積	墳形	壺																								
			単純口縁(A)							折返し口縁(B)				重段口縁(C)				複合口縁(D)		有段口縁(E)			面取口縁(F)				
			a	b	1	2	3	4	5	6	7	?	1	2	3	4	5	6	7	?	1	2	3	4	5	6	7
SR40	17	A																									
SR63	18	B																									
SR 5	20	B																									
SR23	20	B																									
SR24	20	A																									
SR44	21	B	1	1																							
SR25	22	A																									
SR 4	23	C?																									
SR47	23	B																									
SR65	26	B																									
SR 8	27	A																									
SR 6	29	D	1																								
SR55	30	A																									
SR66	30	B																									
SR68	34	B																									
SR56	35	A	1																								
SR 1	39	B	1																								
SR46	39	A	1	1																							
SR43	40	B																									
SR14	44	A	1																								
SR22	45	A	1																								
SR29	45	A																									
SR10	48	A																									
SR16	48	A	1																								
SR 3	50	B																									
SR32	53	A	1	1																							
SR39	53	A																									
SR64	54	B																									
SR53	57	A	1																								
SR27	59	A	1																								
SR38	59	A																									
SR67	59	C																									
SR 9	63	A	1	1																							
SR28	63	B	2																								
SR 2	67	B																									
SR59	68	A																									
SR37	69	A																									
SR54	72	B																									
SR20	73	C	1																								
SR30	73	A																									
SR36	74	A	1																								
SR 7	78	A	2																								
SR15	81	B																									
SR52	82	A	3	1																							
SR35	88	A	1		1	1																					
SR19	89	C																									
SR11	93	B	1																								
SR26	93	A																									
SR31	94	A	3			1	2		1	1																	
SR60	99	A	1																								
SR34	105	A	1	1																							
SR12	108	A	1																								
SR17	110	A	2	1																							
SR18	110	A																									
33SR	110	A	1																								
SR45	113	A																									
SR50	125	A																									
SR48	127	A	1																								
SR13	132	B	1	3	1													1	2	1							
SR41	170	B	2															3									
SR21	214	B	1	4	3	2											2	1		1	1	2		1	1	1	1
SR42	222	E	1		1	1												1	1	1							
SR49	246	B																									
SR51	-	A																									
SR57	-	A																									
SR58	-	A	1															1									
SR61	-	B?																									
SR62	-	B?																1									

表6 中耕墳墓群出土土器遺構別一覧表

?	広頸壺						脚付広 頸壺	高杯	開脚高杯	小型器台			鉢		甕	甑	遺構名									
	単純口縁(A)			折返し口縁 (B)				A	B	?	A	B	?	A	B	C	?	A	B	台付						
	a	b	c					a	b	a	a	b	a	a	b	a	b	1	2	3	4	5				
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	?	1	2	3	4	1	2	3	4	5	?	1	2	3	4	5	SR40
																									SR63	
																									SR 5	
																									SR23	
																									SR24	
																									SR44	
																									SR25	
																									SR 4	
																									SR47	
																									SR65	
																									SR 8	
																									SR 6	
																									SR55	
																									SR66	
																									SR68	
																									SR56	
																									SR 1	
																									SR46	
																									SR43	
																									SR14	
																									SR22	
																									SR29	
																									SR10	
																									SR16	
1	1																								SR 3	
	1	2	1	1																					SR32	
																									SR39	
																									SR64	
																									SR53	
	1	1																							SR27	
																									SR38	
																									SR67	
																									SR 9	
1	1																								SR28	
	1																								SR 2	
																									SR59	
																									SR37	
																									SR54	
	1	1																							SR20	
																									SR30	
																									SR36	
																									SR 7	
																									SR15	
1																									SR52	
																									SR35	
1																									SR19	
2	3	2																							SR11	
		3	1	2																					SR26	
	1		3																						SR31	
			1																						SR60	
1		1		2																					SR34	
			2																						SR12	
																									SR17	
																									SR18	
																									33SR	
																									SR45	
																									SR50	
		1	1	1																					SR48	
1	1	1	1	1																					SR13	
2	1	1	1																						SR41	
1	1	1	1	1																					SR21	
	1	3	1	4																					SR42	
																									SR49	
																									SR51	
																									SR57	
																									SR58	
																									SR61	
																									SR62	

遺構名	面積	墳形	壺																							
			単純口縁(A)							折返し口縁(B)							重段口縁(C)				複合口縁(D)		有段口縁(E)			
			a	b																						
SZ20	26	A	1	2	3	4	5	6	7	?	1	2	3	4	5	6	7	?	1	2	3	4	5	6	7	?
SZ 7	42	D																								
SZ17	46	A	1	2																						
SZ 4	47	C																							1	
SZ 1	50	B	1	1																						
SZ18	52	A																								
SZ 2	53	B	2	1							1															
SZ12	54	D	1																						1	
SZ19	63	A		1								1														
SZ11	71	A	1																						1	
SZ13	75	A	1																	1						
SZ 8	78	B			3											1	1									
SZ15	79	A	1			1																				
SZ10	80	A	1				1	1	1	1					1									1	1	
SZ21	88	D	1														1								1	
SZ 6	89	A	1																							
SZ 3	92	A								1								1								
SZ14	92	A	1	1						1	1							1								
SZ 5	93	A	1																							
SZ22	103	B		1			1		1															1		
SZ16	161	B					1																			
SZ 9	540	D	1	1														1				3		1		

表 7 広面墳墓群出土土器遺構別一覧表

短頸（b）に分ける。

折返し口縁（B）：端部に粘土帯を一段貼り付け、文様帯として立体化させたもの。文字通りそうしたもの、貼り付けを省力化し下半の段差のみ表現したもの等がある。粘土帯の広狭で大別され、幅広で壺Dに近い形態が多いのがここでの特徴的傾向である。

重段口縁（C）：吉ヶ谷式に由来する、後円部の粘土帯が複数段積み上がって見えるもの。単位の数と強調の度合いで細別される。名称は形象による造語である。

複合口縁（D）：外反した口縁端部に、ほぼ直立した幅広の粘土帯が取り付けられる。南関東の典型例では、壺Bに対し断面の屈折が明瞭である。ここでは存在が希薄で、壺B・Eの影響下で形式の独立がおぼつかないように見えるのがむしろ特徴的である。

有段口縁（E）：外反（屈折）した口縁部に斜傾した粘土板を取り付けた、畿内第V様式由来の複合口縁壺。壺Dと弁別するためこの名称を採る。「二重口縁壺」の名称も一般的。

面取り口縁（F）：別個の部位を取り付けない点で壺Aに共通するが、端部の面取りが明瞭で、結果的に上端断面が角状に突出する。東海地方以西の型式に由来する。

- ・広頸壺：壺類に比べ頸部が広く、総体的に底部径を大きくしのぐ。「広口壺」に同じ。

単純口縁（A）：長頸（a）、短頸（b）とともに、吉ヶ谷式壺（甕）に由来するとみられる長胴（c）を分ける。A aは小型丸底土器（壺・咲）と重なりを持つ。

折返し口縁（B）：南関東一帯で通有な形式。墳墓出土は1点のみである。

- ・脚付広頸壺：広頸壺A a 小型品に脚がついたもの。
 - ・高杯：杯部が有稜（a）と鉢形（無稜）（b）に分ける。（b）には小型品もある。
 - ・開脚高杯：高杯に対し脚裾径が受部径をしのぐ。通称される「小型高杯」に同じ。高杯と同じ

?	広頸壺			脚付広 頸壺 (B)	高杯	開脚高杯	小型器台			鉢		甕	甑	遺構名			
	単純口縁(A)				A	B	?	A	B	?	A	B	C	?	A	B	
	a	b	c												a	b	
1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 ?	1 2 3 ?	1 2 3 4	1 2 3 4 5 ?	1 2 3 ?										1 2 3 4 5		
																SZ20	
			1													SZ 7	
1	3	1				1				2						SZ17	
										1						SZ 4	
																SZ 1	
			1							2		1				SZ18	
1	1					1				2	3	2		1		SZ 2	
	1														1	SZ12	
		1	1						1							SZ19	
																SZ11	
										1	3	1				SZ13	
		1	2					1		2	3	1		1		SZ 8	
										1		3	1			SZ15	
1	1	1								2						SZ10	
	2	1								1					1	SZ21	
																SZ 6	
			2					1	1	1		2				SZ 3	
		1	1					2	1	1		2	1		1	SZ14	
1	1	1	1													SZ 5	
								1				1				SZ22	
1																SZ16	
1 1		1 1								2			1	1		SZ 9	

基準で (a) · (b) に分ける。

- ・小型器台：受部の形状により、下部有稜（a）、無稜（b）、端部面取り（c）に分ける。包括的にはさらなる分類が必要だが、ここでは見送る。
- ・高杯状器台：受部に高杯状の造作を施したもの。その形状により細分可能。「装飾器台」等複数の別称あり。
- ・鉢：浅鉢（皿）形（A）、深鉢（椀）形（B）があり、それぞれを単純口縁（a）、屈折（有段）口縁（b）に分ける。鉢A aは、体部が浅い小型丸底土器と重なる。
- ・甕：南関東では、平底甕と台付甕の2者があり、北・東関東では平底長胴甕が主体となる。当遺跡では台付甕に限られており、吉ヶ谷式由来の長胴甕を含め平底甕が見られない。ここではアルファベットによる細分は省略する。
- ・甑：当該期では複数の形式が存在するが、出土は1点のみで細分は省略する。

②法量による区分 機能上、容積が重要な属性となる貯蔵具、煮沸具について、以下の通り法量による区分を設ける（註3）。

1類：器高15cm未満 2類：器高15～20cm未満 3類：器高20～25cm未満

4類：器高25～30cm未満 5類：器高30～35cm未満 6類：器高35～40cm未満

7類：器高40cm以上

概念区分は以下の通りとする。

小型品：1・2類 中型品：3～5類 大型品：6・7類（註4）

なお、表1においては、個体の不全により①、②のいずれかが不明なものについては「？」として分類表示した。

壺							
單純口縁 (A)		折返し口縁 (B)	重段口縁 (C)	複合口縁 (D)			
長頸 (a)	短頸 (b)						
壺							
有段口縁 (E)		面取り口縁 (F)	單純口縁 (A)				
長頸 (a)	短頸 (b)		長胴 (c)				
広頸壺		鉢					
脚付広頸壺		浅鉢形 (A)		深鉢形 (B)			
折返し口縁 (B)		単純 (a)	屈折 (b)	単純 (a)	屈折 (b)		
高杯		開脚高杯			高杯状器台		
有稜 (A)		無稜 (B)		有稜 (A)		無稜 (B)	
小型器台				甕		瓶	
有稜 (A)	無稜 (B)	面取り (C)	台付	その他	甕		

表5 土器分類表

5 遺構の属性と出土土器の関連

遺構ごとの出土土器群のあり方に視点を移す。遺構属性として、これまで手がかりとしてきた墳形・規模を基準に、伴出する土器群との対応関係について概観してみたい（表3・4）。言うまでもなく、遺構と出土土器の関係は、現位置据え置き、原位置からの落下、投入、破碎廃棄、偶然の混入等、土器の出土状況を介して一様でないことが知られる。その解読作業を経なければ、共伴遺物のセット論はおぼつかない。次稿の主たる課題の1つがそれであり、表3・4は、その作業前のあり方を示している。

表では、縦列に遺構を規模（方台部面積）の小さな順に配列してある。遺物の頻度は、表の上位に位置する小規模墳では希薄で、まず単純口縁壺・広頸壺小型品、小型器台など小型の土器が散見される。規模を追う毎に中・大型品も加わり出現頻度は高くなるが、その傾向がはっきりするのは90m²級以上で、とりわけS R13・41・21等で充実ぶりが際だっている。これら大型墳が、Ⅲ期において中耕Ⅱ～Ⅲ群の中核的存在であることは3節で見たとおりである。Ⅲ～Ⅳ期は、規模において格差が顕在化する傾向が窺えたが、Ⅳ期に数的主体となる50m²級以下の小型墳では、Ⅲ期の小型A形墳以上に遺物の僅少さが鮮明であるように見える。規模の格差は、土器を主体とする遺物にも反映されているようだ。

遺物量ばかり問題にしたが、個々の土器形式がそれぞれに在来あるいは外来由来の地域型式を纏うとともに、供献土器としてシンボリックな性格と役割を担っていることは言うまでもないだろう。壺Cや広頸壺A cなど貯蔵形態土器に吉ヶ谷式土器の特徴を如実に示すものが見いだされる一方、壺A a・広頸壺A aなどの中・小型品や開脚高杯、小型器台等は、群として新出の様式を示しつつ、供献土器群の一翼を占めている。次稿への架け橋として注意を惹くものをいくつか挙げると、煮沸形態の甕は、表では比較的遺存状態の良いものを拾って登載したが、葬祭儀礼に参加したとみられるものも少なくない。それを含め、甕は台付甕ばかりであるという。また供膳形態土器群に含まれる脚付広頸壺は、大型墳に偏って出土しており、そもそも古墳時代前期の脚付小型土器の性格に、実用性からはみ出た特殊性が窺える点と合わせ注目される。

（以下次稿）

註

（註1）図から平面形を認識するには遺存状況がすこぶる悪く、「前方後方形」としての可能性は認められながら、それとしての取り扱いはしばしば留保されている。ここでは報告書の復原案に従いE形としておく。南西側周溝の発達から見て、少なくとも他の形である可能性は低い。

（註2）報告書平面図をプラニメーターで計測した。本来的な面積は、方台部下端（周溝内側下端）線内に求められるべきだが、図上での認識が確実な上端線にあえて拠った。ゆえに、数値はいずれも本来的なものより小さくなっている。また、B形以外の周溝が中断する形では、図上把握される四辺のラインを陸橋部へ直線的に延長し、結果閉じられた略四角形内部の面積をそれにあてた。ゆえにD・E形の場合、陸橋部分の面積は全く含まれていない。この様な操作であるから、得られた数値は小数点以下四捨五入し概数として扱う。

なお中耕の場合、報告書にすべての遺構を対象とした面積を含む詳細な計測表が掲載されている（314～318頁）。面積については計測方法の詳細が不明なため、本稿では自らの基準で敢えて再計測した。多くの報告書では、遺構規模は特定部位の線長（主軸長、幅等）でのみ示されており、面積は以外に等閑視されている。必要性がより認識されるべきデータである。

遺構（平面）規模の数値化を方台部に限定する方法については、周溝形態を重視する立場からの批判が考えられる。当遺跡では、同形式墳でも周溝形態にばらつきがある。端的な例では、方台部面積が同じでも周溝幅が異なれば、周溝外縁内面積には大きな差が生じうる。当遺跡A形墳の平面形を土壙の四辺配列形と見る大屋道則は、土壙が構

円形か長方形かにより、(方台部の平面形は同じでも) 墓の外郭線に円と方の違いが生じ、それが墓の景観と祭祀を規定した可能性を指摘する(大屋1991:4~5頁)。一方、広面の報告者である村田健二は、「周溝墓の平面形の特徴は、方台部が直線的に設計されている反面、外周部は総じて不整形を呈する。これは、古墳の構築法とは異なり墳丘の盛り土が全て周溝掘削時の排土を拠所としている点であり、周溝の形状を整える目的は方台部を削り出した時点での終了している。つまり周溝の形状を整えることは二義的なものに過ぎないことを意味している」(『報告書』134頁)として対象的見解を示す。後に福田聖は大屋の見解を評価しつつも「大屋のこの視点は、周溝の平面形から方形周溝墓全体の構造の差異を推定する優れた方法として高く評価できる。しかし、このような外周形態を相対的な円形、直線的な方形として対置することは実際には難しい。『関東の方形周溝墓』所載の遺跡でこの所見を適用できるのは、今のところ入西遺跡群しか見当たらないようである」(福田2000:138頁)とその限界を指摘している。大屋の意見は理知的で示唆に富むが深読みのきらいを拭えず、むしろ村田の機能的見解が実際を言い当てているように思える。ゆえに、面積の設計的根拠に乏しい、つまりそれが不作為的に変動しうる周溝部分は、規模の算出基準から捨象するのが適当と考える。

(註3)ここでは供獻土器としての見かけの大きさを問題としているためこれで良い、という言い訳もあるが、本来の機能を問題とするなら容積の数値化が必要だろう。

(註4)中耕編年では、土器の法量を属性の主体とした形式分類を用いている(杉崎1993:281~300頁)。壺の場合、「大・中・小形壺」が形式分類の大柱に立てられ、その下に口縁部を形式素とする形式列が並んでいる。法量の別は形式の本来的性格(実用的用途)を忠実に反映していると考えられ、実用の動向を比較的性格に反映できる点で優れている。他方、鍵となる形式素を共有する土器が、法量にもとづき別形式に分類され、アルファベットによる形式名称からは相互の関連が読み取れない、現象的には形式名が多くなり煩瑣であることが欠点と言えるだろう。

(註5)他に、同遺跡A区1号住居跡の資料も同期として例示されているが、この資料は著名ながら同一遺構一括品であるか根本的に疑問がある。資料は目下所在不明だが、新たな検証をへてそれが払拭されるまで基準に用いない方がよいと考える(石坂2005)。

引用・参考文献

論文等

石坂俊郎2005 「五領遺跡出土土器の今昔」『埼玉県立歴史資料館研究紀要』27号

大家道則1991 「方形周溝墓觀察の一視点(1)」『研究紀要』8 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団

及川良彦1999 「関東地方の低地遺跡の再検討(2) - 「周溝を有する建物跡」と方形周溝墓および今後の集落研究への展望-」『青山考古』16号

福田 聖2000 『方形周溝墓の再発見』ものが語る歴史3 同成社

同 2001 「埼玉県における低地の周溝墓と建物跡(5)」『埼玉考古』36号

埋蔵文化財発掘調査報告書

西口正純1986 『鍛冶谷・新田口遺跡』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書62集

杉崎茂樹1993 『中耕遺跡』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書125集

村田健二1990 『広面遺跡』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書89集

稻荷山古墳出土土器の器種構成と出土位置に関連して

杉 崎 茂 樹

はじめに

稻荷山古墳は、埼玉古墳群中最古の前方後円墳で、さきたま風土記の丘整備事業で建設された、さきたま資料館の展示資料を得る目的で昭和43年8月に後円部墳頂が発掘された。発見された2基の埋葬施設のうち、粘土櫛は盗掘を被っていたものの、礫櫛からは金錯銘鉄劍を始め、武器・武具、馬具や装身具類が出土した。

そして、上記の発掘時の航空写真で長方形に二重の周溝が廻ることがソイルマークで判っていたが、昭和48年度に要所のみのトレンチ調査後、公園整備の一環で内堀が復原された。この時は各種の埴輪類と少量の土器類が出土している。

また、平成9年度から13年度までは昭和12年に削平された前方部を復元すべく、再び周溝各主要部分が発掘調査され、埴輪や土器等が発見された。その成果は平成18年度に整備事業報告書（埼玉県教育委員会2007、以下、「18年度報告書」と略。）として発刊されている。

稻荷山古墳の築造年代を考える拠となるのは、金錯銘鉄劍の「辛亥年」がその一つ、そして「辛亥年」と製作年代観が整合する土器、とりわけ須恵器がもう一つの根拠として取り扱われる。上記18年度報告書作成時に諸事情により出土土器について十分に取り扱えなかつた部分があった。本稿ではこれを補い、かつ、その出土位置と遺構との関係や器種構成等について若干の分析を行いたい。

1 稲荷山古墳出土土器とその出土位置

これまでに稻荷山古墳から出土した土器の出土調査区は第1図のとおりである。各箇所出土土器の概要を以下に記す。（写真は新たに撮影したものだが、実測図は特に記さない限り報告書からの転載であることをおことわりしておく。）

ア 昭和48年度調査時出土土器（第3図）

この時の出土資料としては土師器坏2点と甕破片3点、須恵器大甕口縁部1点である。報告書（埼玉県教育委員会1980）によれば、「四トレンチ造出し部分」の「周濠覆土からの発見」とある。「四トレンチ」とは後円部西側の中堤に付設された造出しを確認するためのトレンチ群で、第2図に示した中堤西造出し周囲の外堀または内堀覆土からの出土ということになる。

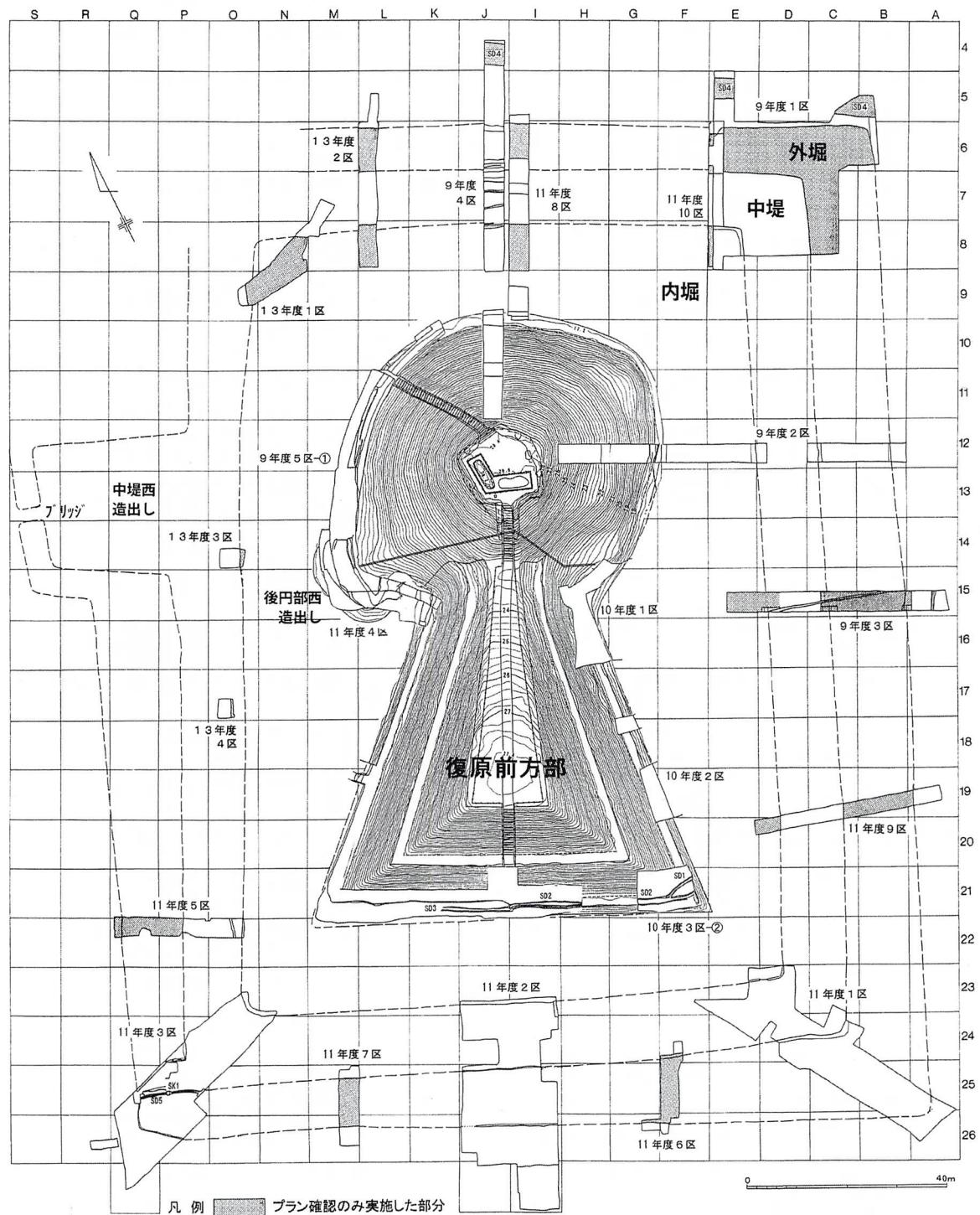
報告書はまた、須恵器甕片を6世紀後半から7世紀に下しうる可能性を記述するが、稻荷山古墳に隣接して当該期の遺構が無いので、ひとまず古墳に伴う可能性を考えておいてよいのではなかろうか。

イ 平成9～13年度調査時出土土器（第5、7、8図）

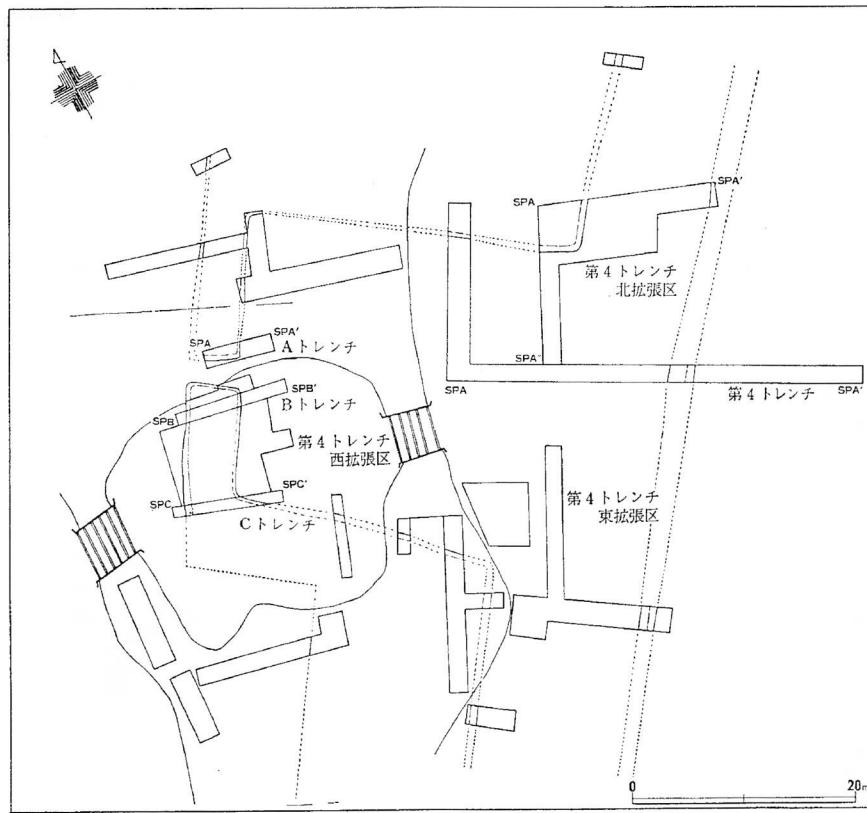
前方部復元整備事業の調査は、内堀の範囲表示を念頭に内外の周溝の具体的な位置を把握するために平成9～11年度、及び平成13年度に実施された。このうち土器が出土しているのは平成9年度では1区と5区、平成11年度では1区と平成9年度の5区に隣接する4区である。（第1図）

・平成9年度1区（第4図） 1区では、内堀コーナー部の堀覆土中から土師器高坏5個体（第5図4～8）、坏4個体（第5図9・10・12・13）と須恵器無蓋高坏小破片2片（第5図17・19）が

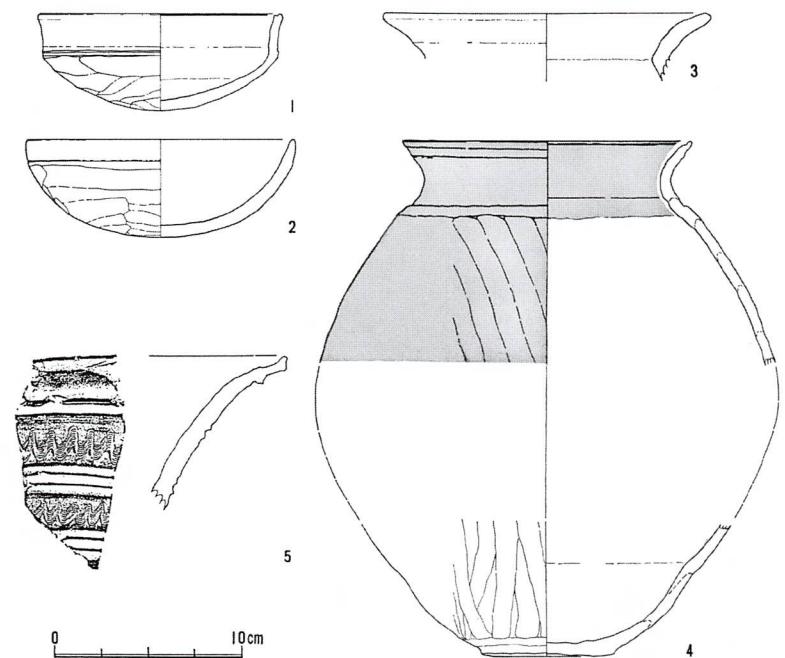
出土した。土師器の高坏はいずれも坏部が途中で屈曲して外湾して開き、脚部が筒状の体部から外方に直線または屈曲気味に開く形態のものである。図示できたのは5点だが、細片があって、さらに数個体の共伴が推定できる。土師器坏は須恵器の模倣形態（以下、模倣坏と略。）で口縁端部などは比較的忠実に模倣している。須恵器無蓋高坏は、口縁部外面の段直下の体部に櫛描き波状文を施文するのを特徴としている。17と19は断面の形状が類似するが、櫛描波状文の状況からは別個体の可能性が強い。両方とも外面に自然釉がのっており焼成はよい。これらの土器は破片となって中堤から流入するように出土しており、須恵器無蓋高坏と土師器高坏、模倣坏群を主体とした祭祀が、中堤上で行われていた可能性が強い。



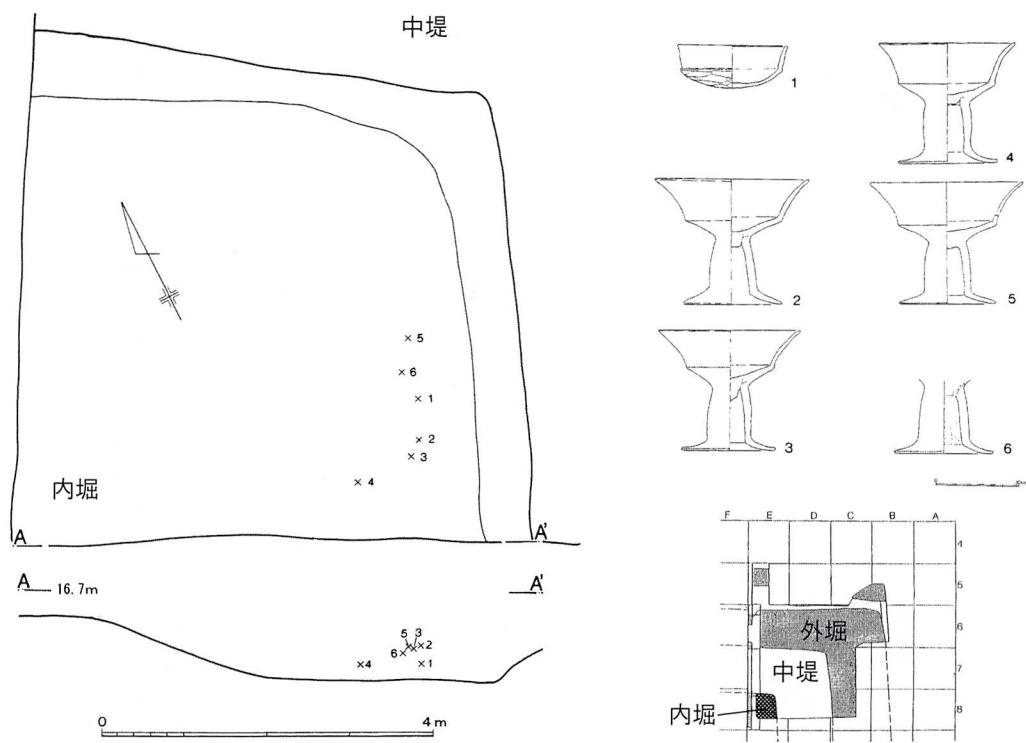
第1図 平成9～13年度発掘調査位置（埼玉県教育委員会2007より）



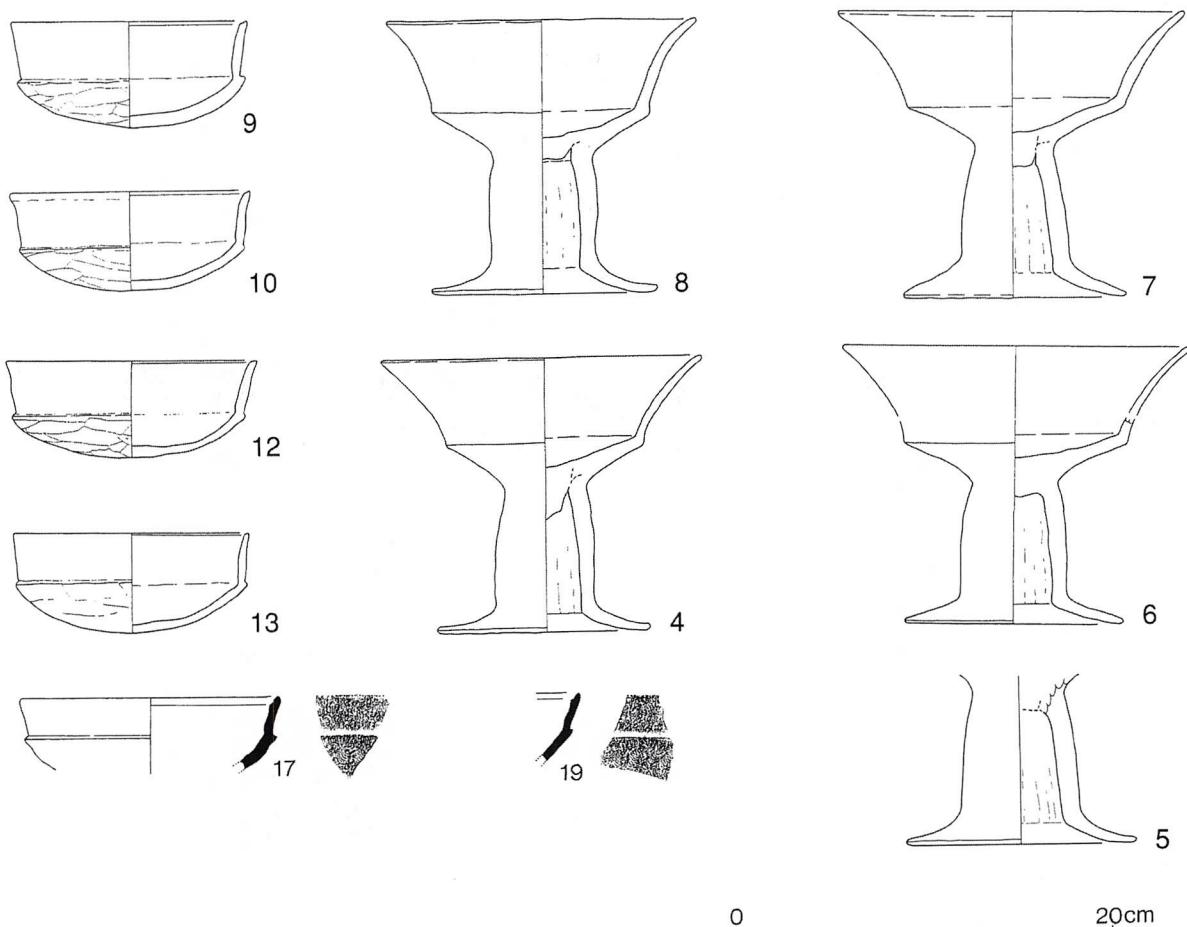
第2図 昭和48年度中堤造出し調査トレンチ配置図（埼玉県教育委員会1980より）



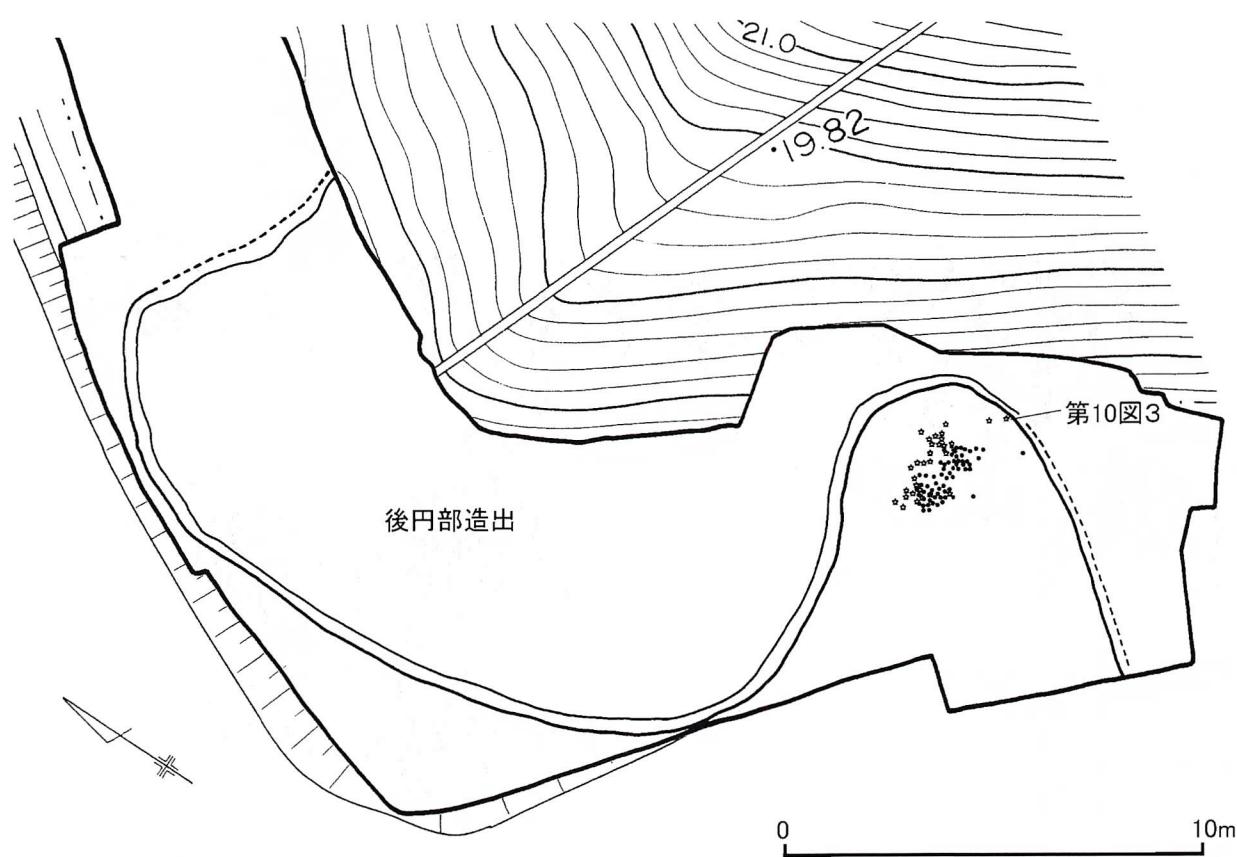
第3図 昭和48年度出土土器（同上）



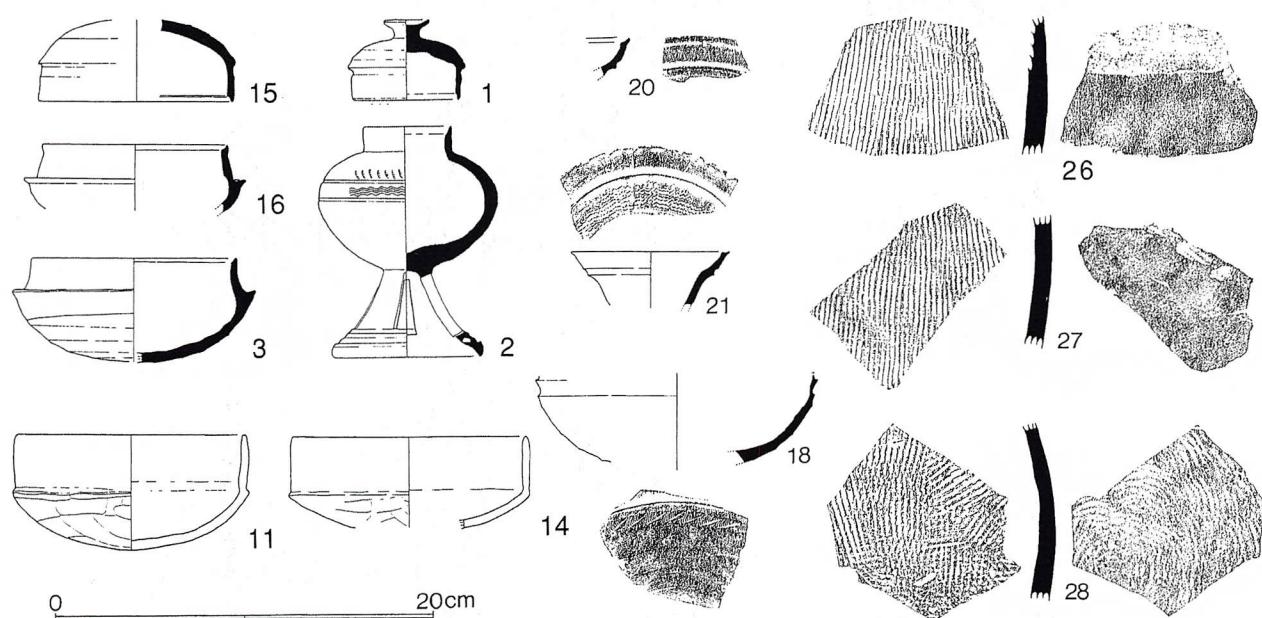
第4図 平成9年度1区土器出土位置図（埼玉県教育委員会2007より）



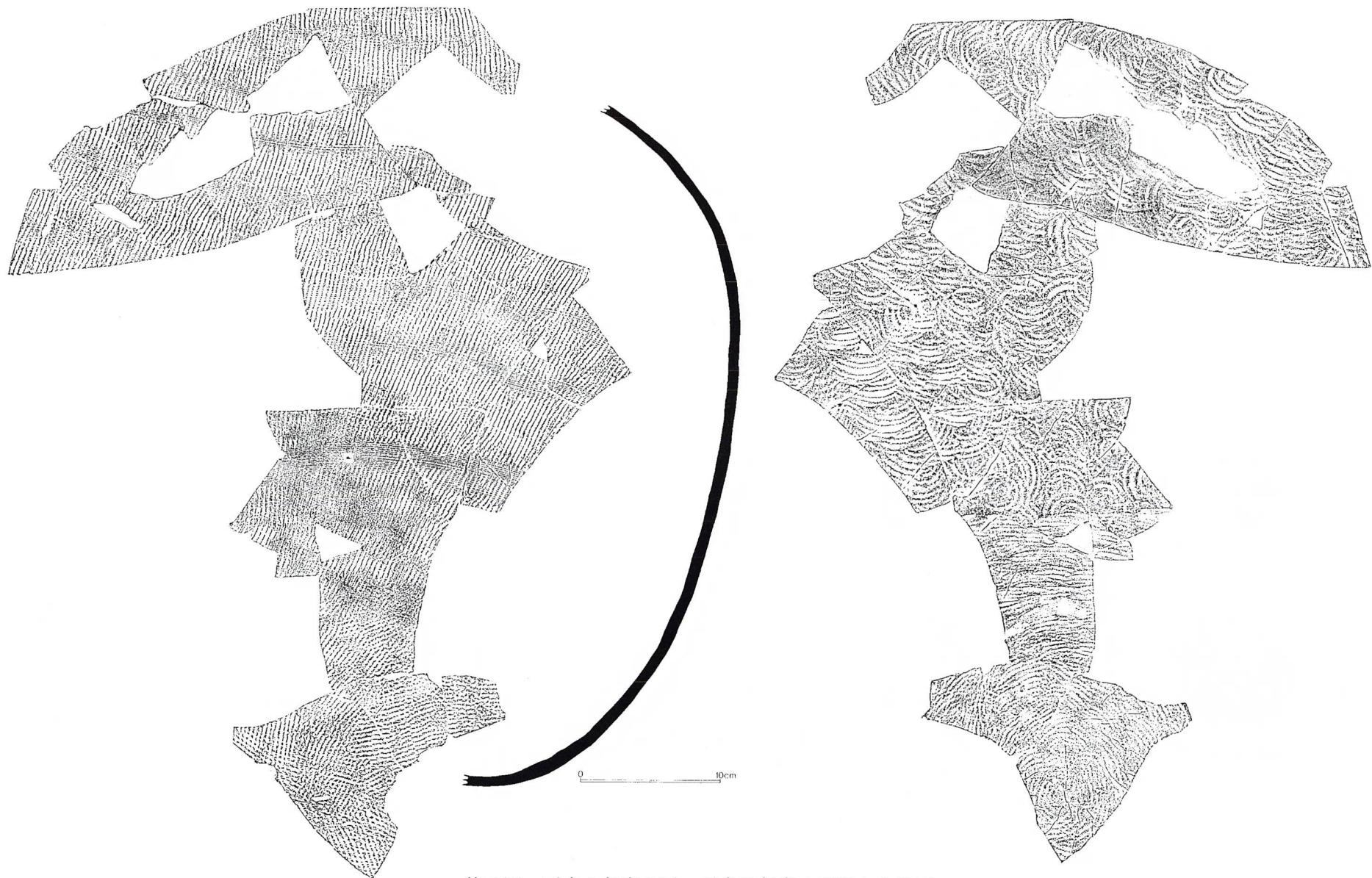
第5図 平成9年度1区出土土器（同上）



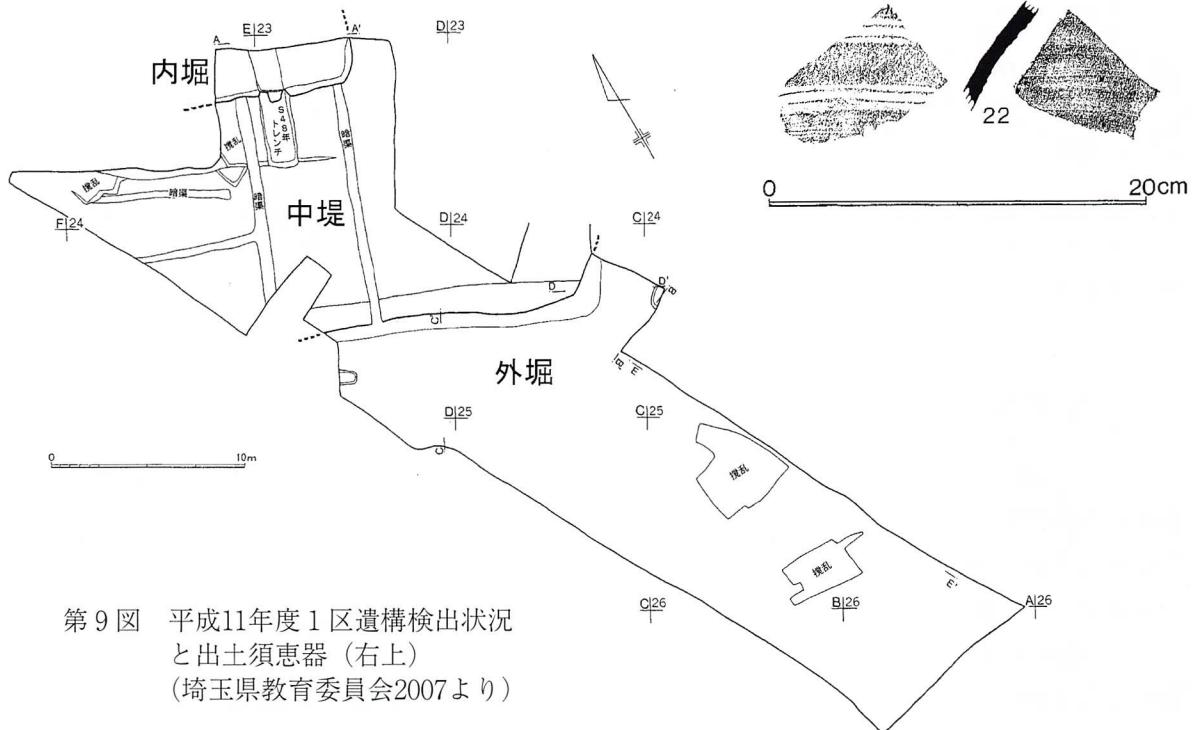
第6図 平成9年度5区・11年度4区土器出土位置
(●は第7図28・第8図の須恵器甕、☆はその他の須恵器出土位置)



第7図 平成9年度5区・11年度4区出土土器(1) 28は第8図の須恵器の一部(底部)
(埼玉県教育委員会2007より)



第8図 平成9年度5区・平成11年度4区出土土器(2)



第9図 平成11年度1区遺構検出状況
と出土須恵器（右上）
(埼玉県教育委員会2007より)

・平成9年度5区・平成11年度4区出土土器 平成9年度5区と平成11年度4区からは須恵器が集中的に出土した箇所があった。それは第6図に示す後円部造出しと括れ部間の周溝覆土中からである。第7図15の壺蓋は報告時には口径9.8cmとしたが、焼けひずみが認められるのでもう少し大きく考えてよいかも知れない。天井部を欠いているので、底部を欠く16の壺身ともども高壺の可能性も残される。同3の壺身は底部の中央部を欠く。18は無蓋高壺破片。同1・2は有蓋脚付短頸壺で、蓋の口縁・体部は薄いが天井は器厚があり、稚拙な感触が漂う。これは本体の壺部の口縁部が薄い作りでありながら底部が厚いのと同様である。同20・21の甌と思われる口縁部2点は厚く自然釉がのっている。以上の詳細は18年度報告書も参照していただきたい。

このほか、18年度報告書で掲載しなかった細片の須恵器には壺または高壺の蓋と身がさらに数片確認でき、有蓋高壺の円窓を有する脚片も確認できた。(写真4)

また、甌破片を何点か報告したが、その後、接合資料が確認されたので少し記述しておきたい。(第8図、写真2)

この地区出土の須恵器片中にこの甌の口縁部は見いだすことができず、体部上部～底部の破片が接合してその部分の形態が判明したものである。第7図28にさらに破片が接合して、これが底部とわかった。体部全体の1/4～1/5くらいの遺存状態であろう。形態的特徴としては胴部中上位が丸みをもって緩く張り出して最大径を有し、底部は丸底で、所謂「倒卵形」の体部となる。遺存部分での高さは図上で50cm、最大径は約53cm前後と推定した。胎土にも石片などの混ざりものもほとんど認められず、大きさの割には器厚が薄くて焼けしまりも非常によい。底部付近では厚さ約8mm前後、他の部分では7mmくらいで、薄い部分は5mmを切る部分もある。外面は縦方向の平行タタキメが残り、その上に狭い部分で約3cm、広い部分で約5cmの間隔で不整に横走するカキメを施している。平行タタキメは底部では方向が乱れていて、カキメは施されていない。内面は同心円タタキメが残るが、一部に磨り消されたような状況が見て取れる。

また、この地区から出土した高壺蓋の破片が稻荷山古墳出土と伝えられる資料と接合して、これが稻荷山古墳出土品と確定した。(第10図3)

この地区からは土師器壺も2個体の出土があった。いわゆる模倣壺であるが、口縁端部は面を形

成しないで丸く仕上げており、平成9年度1区出土の土師器坏群より後出的な特徴を有する。

ウ 平成11年度1区出土土器

前方部東南コーナー部の調査では内堀と中堤のコーナー部が検出されているが外堀の外側コーナーは未検出である。調査区外堀の覆土中から須恵器大甕の口縁部破片が1点出土している。(第9図22) この地区出土土器は僅かにこの1点のみである。第7図26、27の体部破片と胎土・焼成が似ていて、同一個体の可能性も考えられるし、中堤コーナー上または外堀外方に据えられた個体の一部の可能性もある。

2 「伝稻荷山古墳出土須恵器」と接合した発掘調査出土資料

ここで「伝稻荷山古墳出土須恵器」、すなわち稻荷山古墳出土と伝えられている、地元行田市埼玉在住の川鍋氏所有の須恵器と接合した須恵器片について触れておきたい。川鍋氏所有の土器群は氏が稻荷山古墳の前方部が採土工事で失われた時に、括れ部付近から出土したものを探集したとされるもので、須恵器有蓋高坏やその蓋を主体として、坏蓋など合計20点と土師器の壺が1点である。(以下「川鍋氏資料」と略。)

平成9年度出土の須恵器破片の一片が川鍋氏資料の有蓋高坏の蓋と接合することが判明しており、このことは既に公表されている。第10図の3の矢印を付けた枠囲いがその実測図である。これにより、この高坏蓋が稻荷山古墳出土の確証が得られたことになる。しかしながら、接合した破片の調査時出土地点は前方部に近い位置であり、伝えられる「括れ部付近出土」をさらに「後円部西側の造出し」からの出土と限定できる状況とはなっていない。ただし、出土レベルは標高が16.4mと周溝底からかなり浮いている。

須恵器破片は後円部造出し周辺から比較的多数が出土しているが、今のところ川鍋氏資料と接合するものは見いだせていない。しかし、それらは川鍋氏資料と胎土がよく似ているものが多く(写真4)、他の川鍋氏資料も埼玉稻荷山古墳の後円部造出し付近出土の蓋然性が高まったと言える。

ここで川鍋氏資料のうち、壺について触れておきたい。壺体部には円形の穿孔があり、その上方の体部外面(肩部)には自然釉が厚くかかっている。その自然釉のかかる下部が連続して弧を描くような状態であることに気づいた。くほんた中に平行する櫛描沈線と思われる箇所も観察でき、釉が波状文の窪みにたまっている状況と判断されるのだが、上方ほど釉が厚くかかり、詳細はわからない。肉眼では確認に限界があり、今回は指摘するのにとどめる。(写真3)

3 出土土器の復原される器種構成とその性格について

以上、稻荷山古墳各場所での出土土器とその構成をまとめると以下のとおりである。

出土位置	推定元位置	須恵器の器種	土師器の器種
中堤造出し周辺 周溝内	中堤造出し上の可能性大	大甕(1)	甕(1)、壺(1)
北東コーナー 周溝(内堀)内	北東コーナー中堤上	無蓋高坏(2)	高坏(5) 須恵器模倣坏(4)
後円部造出し周辺 周溝(内堀)内	後円部造出し上	有蓋脚付短頸壺(1) 坏(1)・蓋(2+1) 有蓋高坏(1+10)・蓋(1+6) 無蓋高坏(1) 壺(2+1) 大甕(2)	大型高坏(1) 須恵器模倣坏(2) 壺(+1)
前方部東南コーナー 外堀周溝内	前方部東南コーナー中堤上? or 外堀外方?	大甕(1)	

※()内は発掘調査で確認できている個体数。+は川鍋氏資料の数。

上記表の推定元位置は、本来使用されたか、あるいは居据えられた可能性のある直近の遺構である。川鍋氏資料の須恵器壺、有蓋高壺・蓋、碇、土師器壺は上述したとおり、後円部造出し上にあつた可能性がきわめて大きくなつた。(表中に「+数字」で示した。)

現在までに稻荷山古墳で実施された周溝調査はトレンチとその拡張区を加えた程度の調査であり、周溝内全てが発掘されたわけではない。しかしながら、後円部造出し周辺からの須恵器、土師器の出土点数は他の場所に比べ群を抜いていると言えるだろう。

土器は食材の盛りつけや酒などの液体を入れて保存することがその第一義的機能である以上、古墳から出土する土器は被葬者に対する飲食物の供献や共食儀礼が主用途であろう。土器そのものが被葬者の愛用した装身具や武器などと同様なレベルの副葬品であるケースは少ない。

稻荷山古墳の場合も土器が多数出土する後円部造出し上が供献、共食儀礼行為の一番の中心となつた場であったと結論づけられる。そして、中堤も単なる土手(堤)施設でなく、儀礼行為の行われる舞台であったことは、古墳群内の瓦塚古墳前方部西側中堤上が各種の形象埴輪を樹立した祭祀行為が行われたことからも理解される。(埼玉県教育委員会1986)

ここで、埼玉古墳群内の前方後円墳で土器の使用位置が推定できる例を参考に見てみよう。

6世紀前葉に築造されたと推定される二子山古墳(墳丘主軸長137m)は、稻荷山古墳に後続する古墳群中の最高首長墓で、前方部西側の括れ部寄りに造出しが付設されていて、稻荷山古墳とは墳丘付設造出しの位置を異にしている。この造出しへではTK47~MT15期の須恵器大甕、壺、器台、提瓶、碇の破片が表面採集されたり、周辺の周溝中から出土したりしていて、稻荷山古墳後円部造出して行われた飲食物の供献、共食儀礼が同様に、この造出しへで実行されていたものと思われる。(埼玉県教育委員会1992)

6世紀後半の将軍山古墳(墳丘主軸長90m)では墳丘西側が広範囲に面的に発掘調査が行われている。将軍山古墳には稻荷山古墳後円部とほぼ同様の位置に造出しが造られており、TK43期と考えられる大甕(4個体、以下数字のみ記す)、壺(4)、脚付長頸壺(1)、有蓋長頸壺(1)、提瓶(1)、高壺(1・脚付壺の脚部か?)、碇(4)、土師器壺(3)が覆土や周辺の周溝中から出土している。(第11図)造出しへでは小形の器種、北側では甕が多く出土していて、盾、鞍や多くの円筒埴輪も出土していることからこれらの埴輪が樹立された区画中で、稻荷山古墳同様、供献・共食儀礼が執行されていた可能性が強い。中堤の造出しへでは円筒埴輪や盾持人物、馬形埴輪が出土していて、葬送祭祀が行われているが、周囲の周溝内を含めても土器類の出土があまり無く、土器を大量に使用した祭祀は行われていなかつた可能性が高い。(埼玉県教育委員会1997)

埼玉古墳群では6世紀前半代に最高首長墓の下位首長墓と想定される前方後円墳が築造されるようになる。そのうち瓦塚古墳(墳丘主軸長73m)では墳丘周囲が面的に広範囲に調査されている。墳丘に付設する造出しが、二子山古墳同様、前方部西側括れ部寄りの位置にあることが明らかになつておらず、造出しへとその周辺から土器が出土している。

須恵器はTK10期の所産と考えられており、大甕(3)、甕(1)、壺(1)、脚付壺・脚部(1)、器台(1)、高壺(1)、提瓶(1)が確認された。土師器は壺(2)と塙(1)が出土している。(埼玉県教育委員会1992)

この他の古墳群内の前方後円墳で、造出しへの位置が判明しているのは奥の山古墳で、稻荷山古墳同様後円部西側に付設されている。また、鉄砲山古墳では二子山古墳同様に前方部西に造出しへの付設が推定されているが、奥の山古墳同様、土器の出土は知られていない。(愛宕山古墳や中の山古墳については不明である。)

以上の例から、埼玉古墳群内の前方後円墳の造出しへと土器の出土についてまとめると、大型前方後円墳、中小規模の前方後円墳のいずれにおいても、各種大量の須恵器を主体とし、これに土師器を加えた土器群を用いた、被葬者への供献・共食儀礼の場所としての性格が、墳丘付設の造出しへ

あったことを認めてよいだろう。器種構成については須恵器大甕が共通して確認されているが、小型の器種では破片で確認できたレベルでも壺や高壺、壇、台付壺や提瓶など、バラエティに富んでおり、稻荷山古墳では遠隔地から当時は相当の貴重品であった須恵器を多種・大量に手許に集積して、亡き首長の葬儀に惜しげもなく使用しており、武藏の最高首長の権勢を象徴する葬送祭祀が垣間見えるのである。稻荷山古墳南方の小形円墳である梅塚古墳（埼玉2号墳）の周溝内からはTK47期の須恵器有蓋壺と土師器壺、須恵器模倣壺が周溝内から固まって出土している。祭祀に使用後、まとめて遺棄または放置されたものと思われ、小円墳での祭祀に用いられた土器セットが判明しているが、こうした小規模円墳における土器使用とは器種構成、個体数の面でもかなりの格差が存在している。（埼玉県教育委員会1988）

墳丘付設造出し以外で土器の比較的まとまった出土が確認された状況は、今のところ稻荷山古墳内堀北東コーナー以外では他の古墳では見いだせない。稻荷山古墳の場合、東コーナー周溝内堀発見の須恵器高壺と土師器高壺は中堤上で行われた祭祀行為で使用されたものが落ち込んだ可能性が高い。稻荷山古墳では他に、西コーナー部外堀周溝から、餅型の土製品が土師器片と出土しており、周溝外堀外方に置かれていたものが流入した可能性が強い。稻荷山古墳は墳丘の主軸をほぼ南北に取っており、長方形周溝の北東と南西はそれぞれ今風にいう「鬼門」と「裏鬼門」の方角（鬼門角）に当たる。干支の日本伝来時期は明確になっていないようだが、稻荷山古墳出土の金錯銘鉄劍には「辛亥年七月中記」とあり、既に5世紀後半には干支の思想は陰陽五行思想とともに伝えられているのは明らかだ。「鬼門金神」のごとき神を祀る思想があったのかどうかわからないが、稻荷山古墳の周溝各コーナーでの土器や土製品の出土はその方角からの邪惡の侵入を防ぐための祭祀行為の可能性も考えられる。稻荷山古墳の周溝が長方形であることも東西南北の各方位を象徴する「四神相応」の配置を考慮した形態の可能性を提示しておきたい。

終わりに

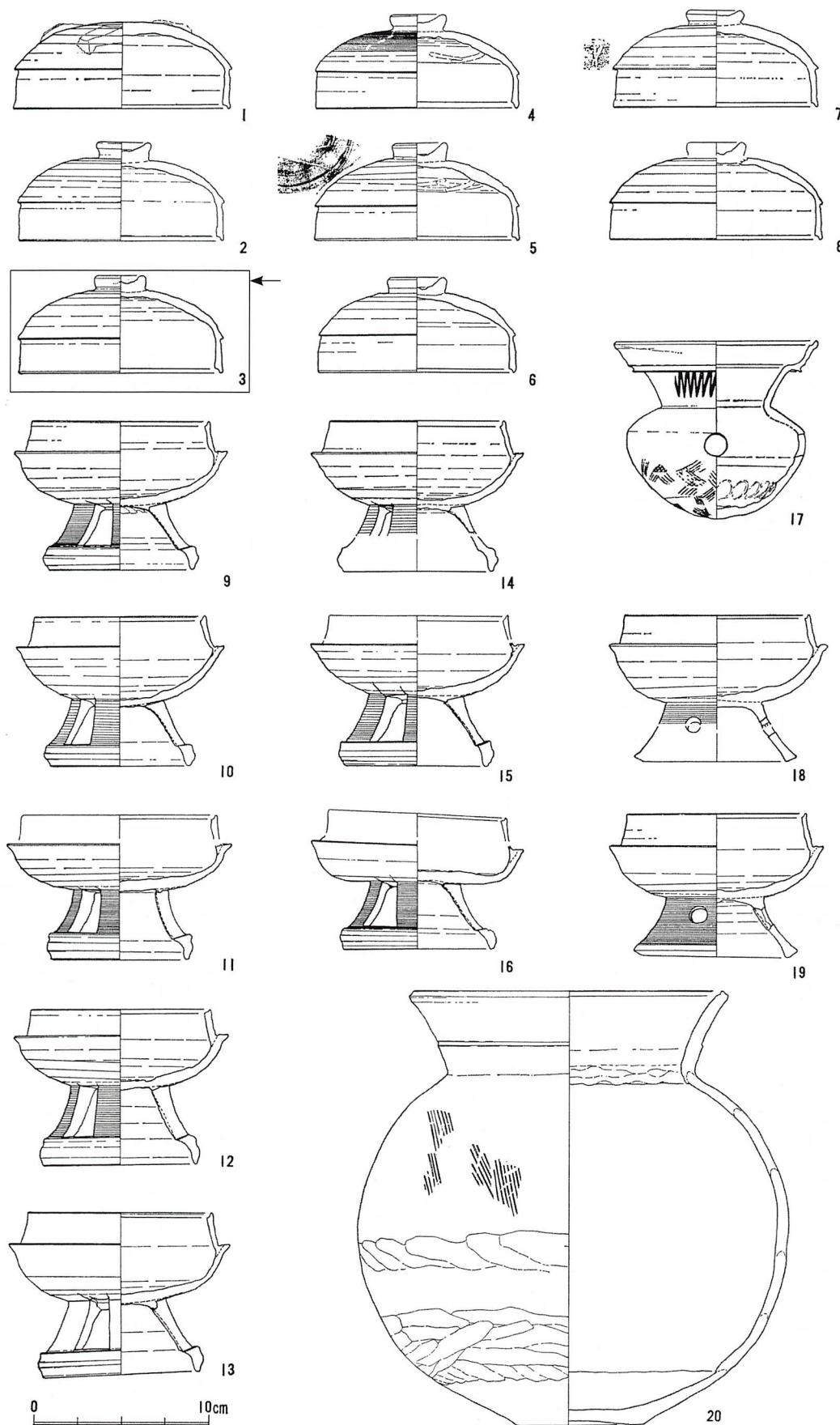
稻荷山古墳では現在のところ、元位置出土と判断できる土器はひとつもない。古墳周辺が古墳時代からこの方、地表面が削られ低下してきていることがわかっており、元位置をとどめる資料が出土するのは墳丘と周溝底に遺されたものでなければ期待は薄い。

しかし、埼玉古墳群の各前方後円墳の墳丘付設造出しが、たくさんの須恵器と土師器を使った供獻・共食祭祀が行われた場所であったことは明らかである。今後は周辺や他地域の古墳祭祀での土器配置の状況分析をすすめ、埼玉古墳群各前方後円墳造出しにおける祭祀の実態を検討したい。

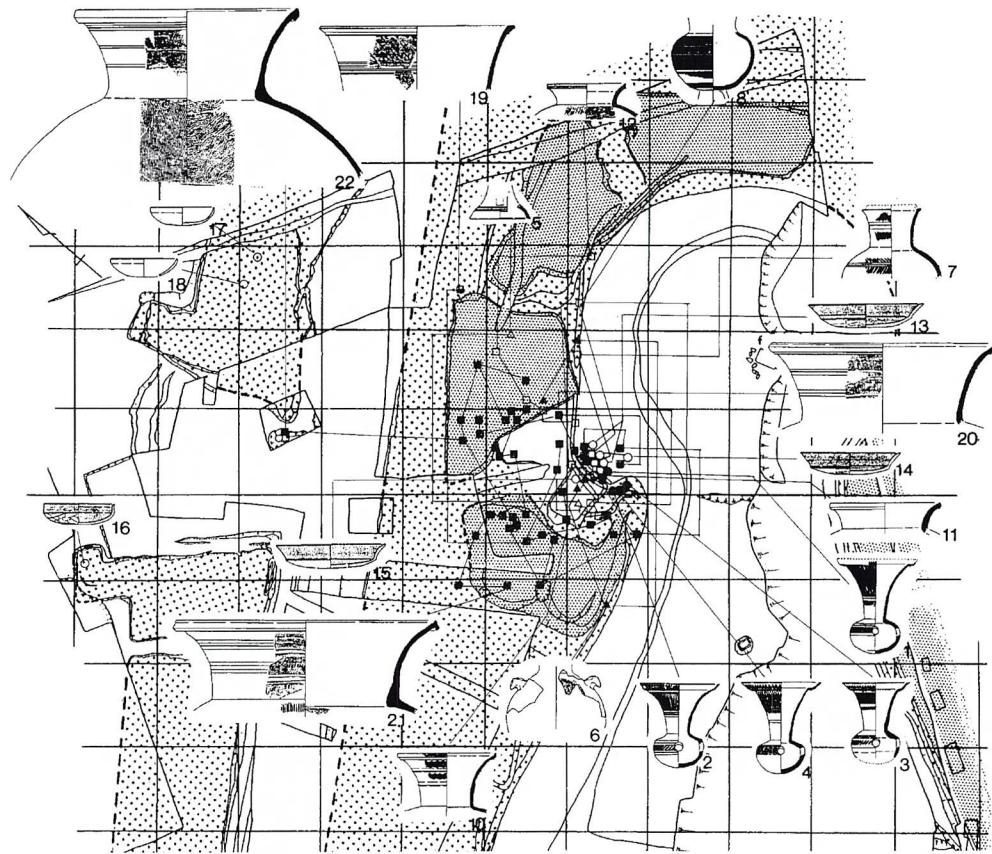
参考文献

埼玉県教育委員会1980『埼玉稻荷山古墳』

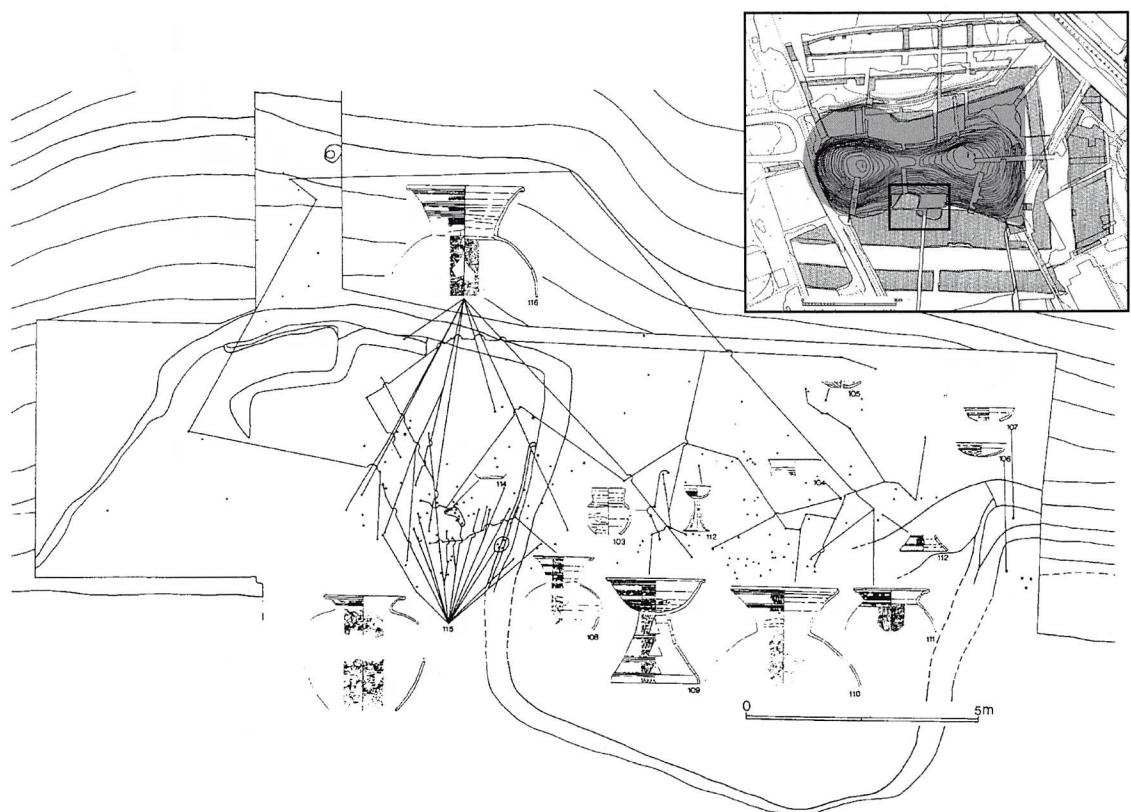
- 同上 1986『瓦塚古墳』（埼玉古墳群発掘調査報告書第4集）
- 同上 1988『丸墓山古墳・埼玉1～7号墳』（埼玉古墳群発掘調査報告書第6集）
- 同上 1992『二子山古墳・瓦塚古墳』（埼玉古墳群発掘調査報告書第8集）
- 同上 1997『將軍山古墳』（史跡埼玉古墳群整備事業報告書）
- 同上 2007『埼玉稻荷山古墳』（史跡埼玉古墳群 埼玉稻荷山古墳発掘調査・保存整備事業報告書）



第10図 伝稻荷山古墳出土川鍋氏所蔵資料（3の四角囲みが破片の接合した高坏蓋）
(埼玉県教育委員会1980より)

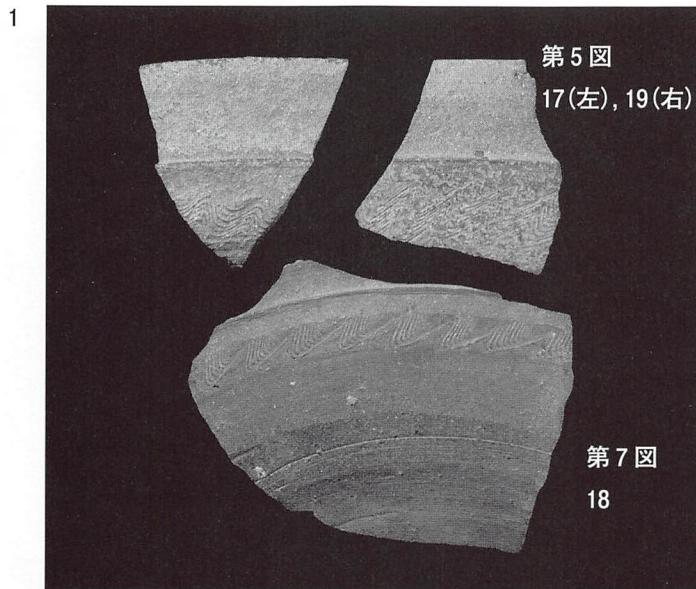


第11図 将軍山古墳造出し付近での土器出土状況（埼玉県教育委員会1997より）



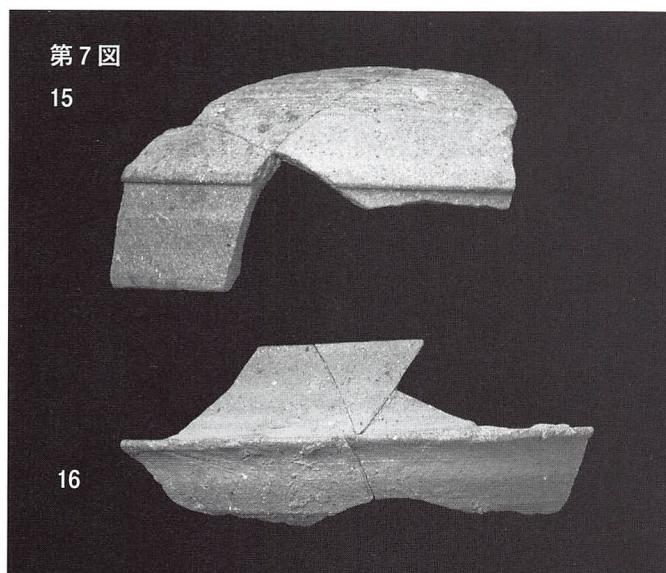
第12図 瓦塚古墳造出し付近での土器出土状況（埼玉県教育委員会1992より）

写真 1



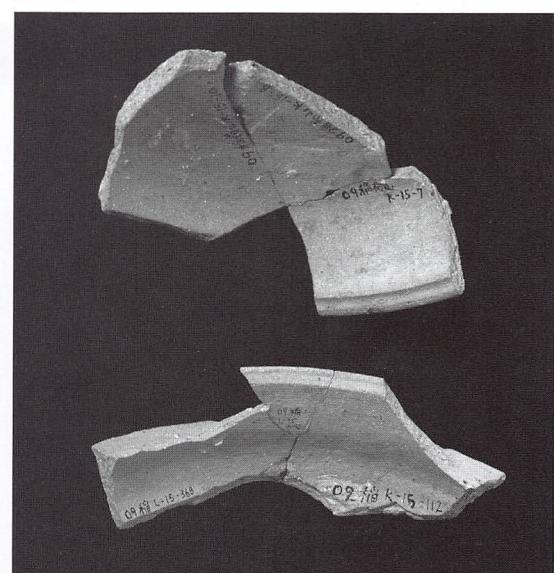
無蓋高杯（上 2 点：平成 9 年度 1 区出土・下：同 9 年度 5 区出土）

2-1

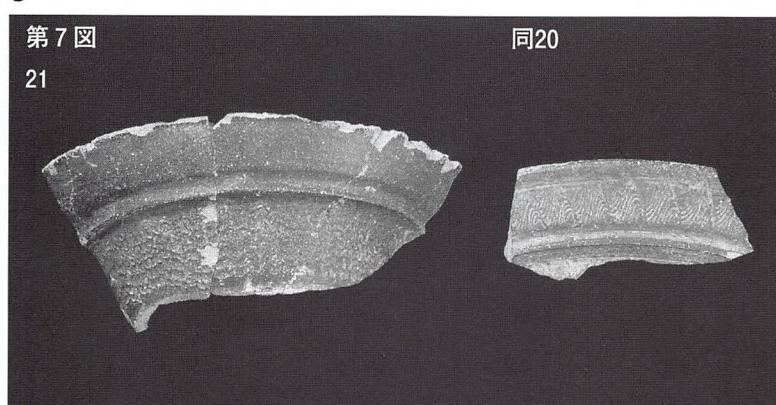


坏・身と蓋（平成 9 年度 5 区出土）

2-2



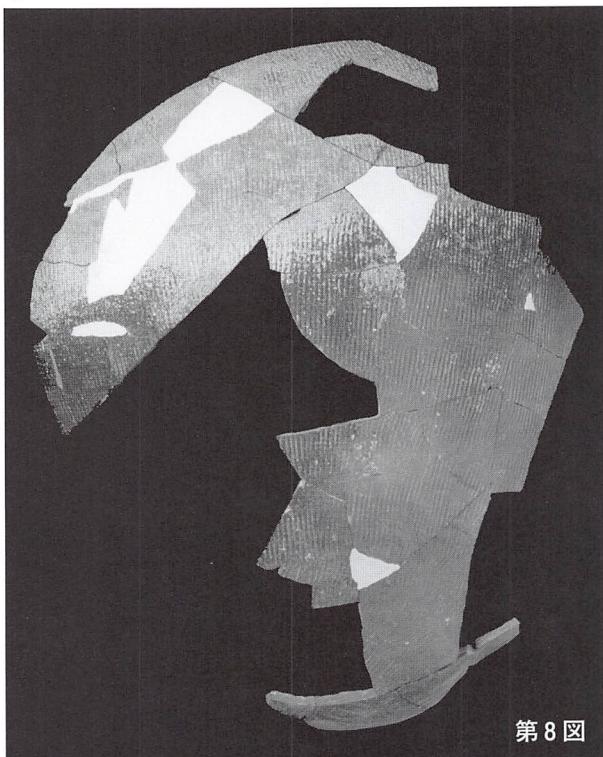
3



臆（平成 9 年度 5 区出土）

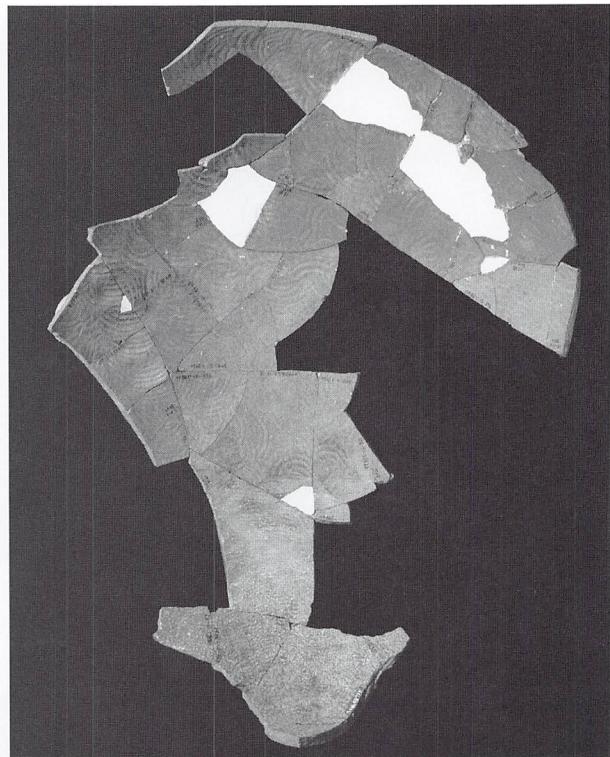
写真 2

1



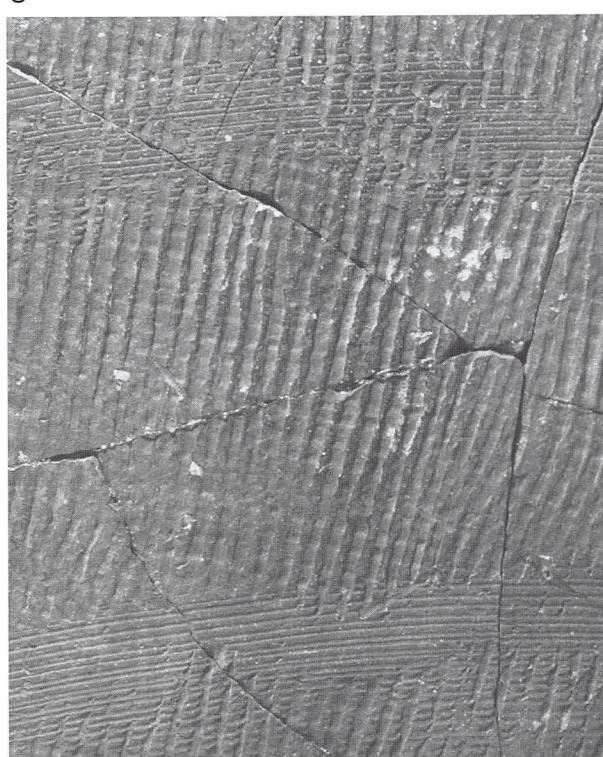
第8図

2



(内面)

3



(外面拡大)

4



(内面拡大)

1-1



第10図

3

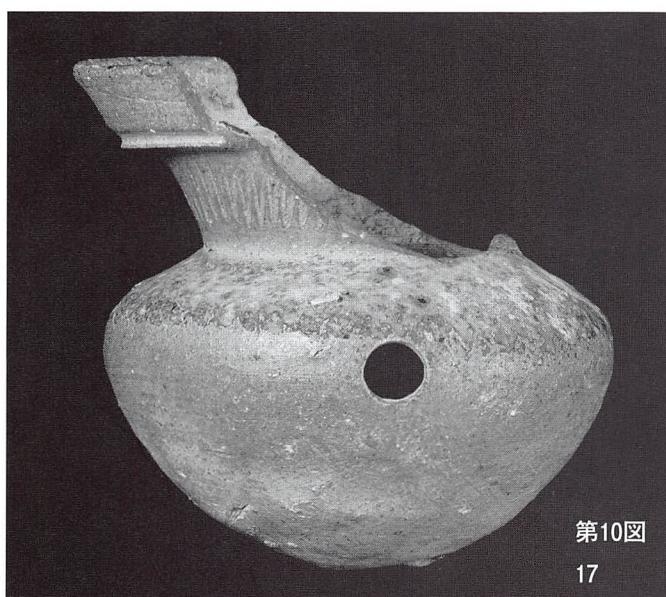
1-2



同上

川鍋氏資料と接合した高杯蓋（右側の破片が平成 9 年度出土）

2-1

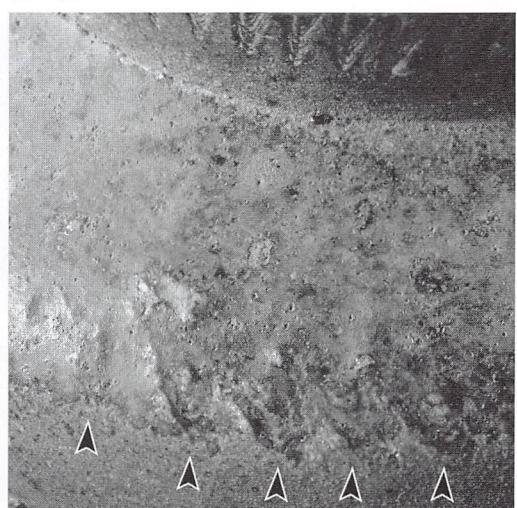


第10図

17

川鍋氏資料・隣

2-2



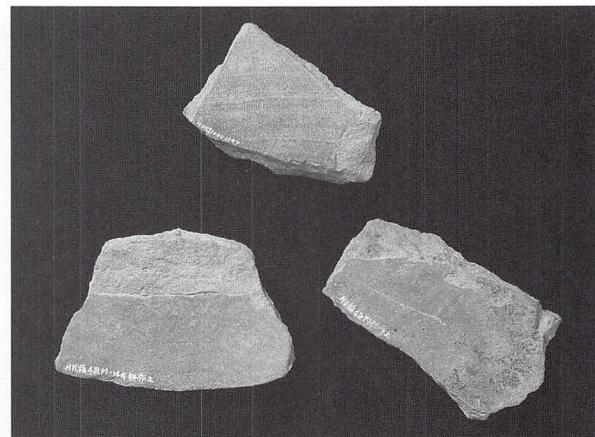
△が櫛描波状文と考えられる箇所
(円孔の左側)

写真 4

1-1



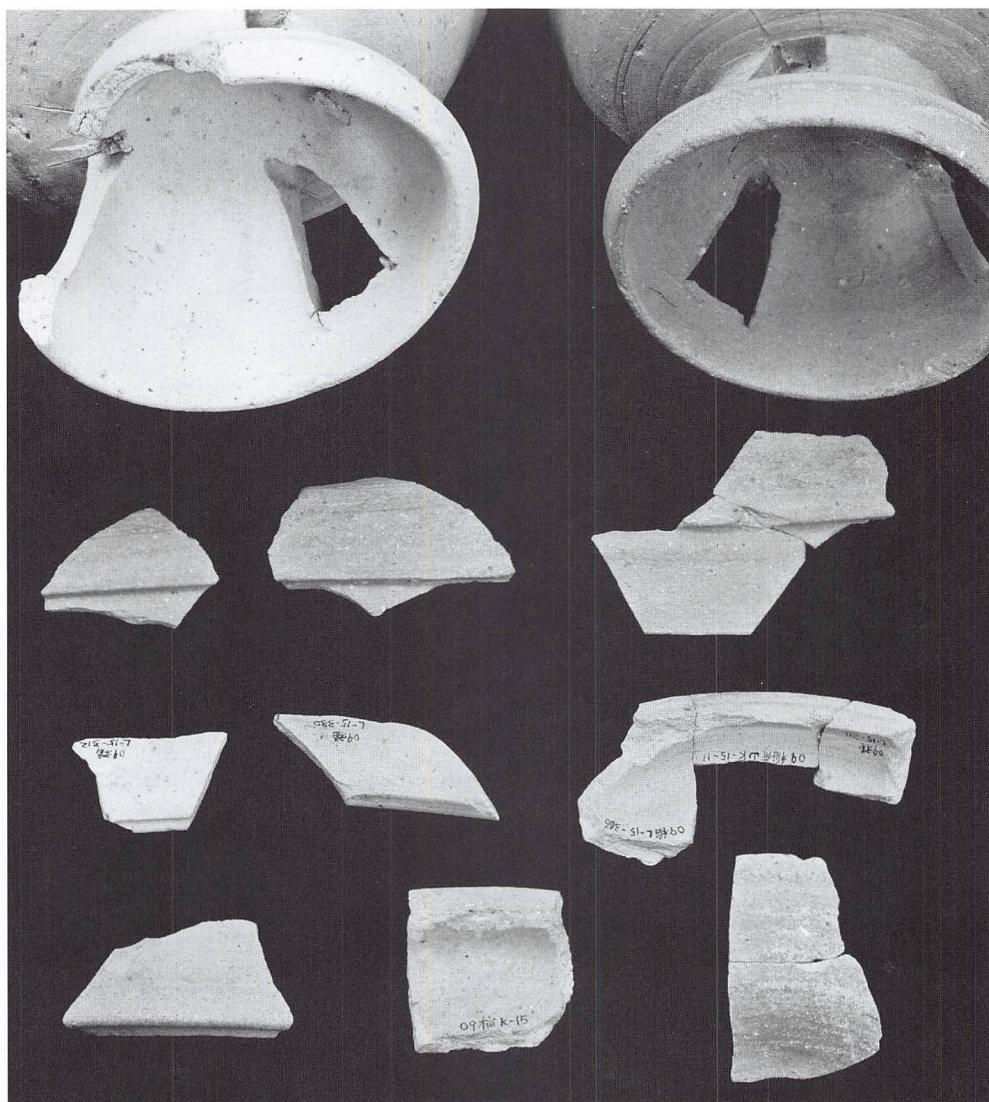
1-2



甕 (上：平成11年度1区出土、下：平成11年度4区)

(内面)

2



平成9年度5区・11年度4区出土須恵器細片と川鍋氏資料・高杯

歴史的環境保全調査から28年

-比企城館跡群の国指定史跡化へのあゆみ-

梅沢 太久夫

2007年11月16日に国の文化財保護審議会は、比企地区に残される中世城館跡群のうち菅谷館跡に加え、松山城跡、杉山城跡、小倉城跡の3城を追加し、『比企城館跡群』として国指定史跡にするよう答申した。

当館の前身である埼玉県立歴史資料館は、埼玉県内の中世遺跡と国指定史跡「菅谷館跡」の調査研究と保存活用を図ることを主たる目的に、国庫補助事業として建設され昭和50年7月に完成した。その後開館準備を経て、51年4月1日に開設された。建設当初から関わってきた者として振り返ると、建設から今日に至るまでの歴史資料館の歩みが、『比企城館跡群』指定への歩みであったといつても過言ではないように思う。国指定史跡になった昭和48年頃の菅谷館跡の旧状を知る関係者は、当時県教育局文化財保護課長として文化財保護行政を先導していた柳田敏司先生ほか、文化財第2係に在籍していた方々と我々開設準備担当くらいで、その殆どの方が退職され、現職は一人となつた。菅谷館跡は土地所有者によってその形状は保存されていたが、山林は荒廃し、場所によっては足の踏み入れる場所もないくらいであった。昭和50年度からの用地買収着手と51年度からの環境整備事業をベースに、県と町の連携によって32年後の現在、菅谷館跡は来訪者が四季折々の風情を満喫するすばらしい史跡公園として再生したが、当時の城郭はおしなべてそのような保存状況にあった。埼玉県における城館跡を対象とした行政の本格的取り組みは、昭和41年度事業として着手された「埼玉県館城跡調査事業」であろう。これは、埼玉県内に所在する館・城・砦・陣屋についての一斉基礎調査で、文化財保護行政資料の収集を主たる目的としたもので、2カ年継続事業として実施された。その成果は昭和43年3月に『埼玉の館城跡』として刊行され、城館跡調査のバイブルとして活用されている。ただ、調査内容はカードによる項目調査で、市町村から提出されたものがベースになっており、浦和市以外、専門的職員が置かれていない行政事情もあって、その調査成果は城館跡の実態把握には不十分なものであった。国の調査委託を受けて実施した初期のもので、全国的にも城館跡を文化財保護の対象にした画期的な調査として評価されている。

埼玉県は次に、昭和58年度から62年度までの5年間「埼玉県中世城館跡調査」を実施する。この調査では、城館跡を埋蔵文化財の視点から本格的に取り組んだもので、その成果は昭和63年3月に『埼玉の中世城館跡』として刊行された。遺構概要のほか縄張り図や文献調査を含んだ詳細なデータで、一部の城郭については詳細観察のために試掘調査を実施し、その記録が報告され、15年前の報告書とは格段に内容が充実したものとなっている。以前の調査とは違って、調査には市町村の文化財専門職員も多数加わっており、埼玉の城郭調査が文化財保護行政対象の契機となった調査事業であった。この調査の前に行われた全国規模の『日本城郭大系』刊行に伴う考古学的な調査も埼玉県の中世城郭の基本的な資料を集成したもので、両調査は埼玉県の城郭を対象とした画期的調査として評価されてよいだろう。

昭和54年度に埼玉県立歴史資料館は「菅谷館跡周辺歴史的環境保全調査事業」を実施した。この目的は報告書の「はじめに」の中に的確に示されている。現在報告書は殆ど見られないため、いさか長文になるが引用し、参考に供したい。

「埼玉県は昭和50年度から、国指定史跡「菅谷館跡」の公有地化に着手し、同時にこれを歴史公

園として永く保存するため同史跡の環境整備事業を実施してきた。

さて、この史跡「菅谷館跡」が所在する比企郡嵐山町とその周辺（東松山市、小川町、吉見町、川島町、鳩山村、玉川村、都幾川村、滑川村、東秩父村）は、豊かな自然が今もなお各所に広く保全され、文化財も極めて高い密度で存在している地域である。特に県指定史跡「松山城跡」、同「杉山城跡」、同「小倉城跡」、同「大蔵館跡」、同「青鳥城跡」など平安時代末から戦国時代にかけて所謂中世城館跡は39カ所の多きにのぼっており、うち29カ所については原状を非常によくとどめている。加えて、これら城館跡にかかわりのある他の史跡や社寺、その他同期の文化財は極めて豊富に所在し、中世文化財の集中地域の感すらある。そこで、菅谷館跡の史跡公園化構想を策定するにあたっては、単に同館跡のみの保存を図るだけではなく、周辺のこれら各種の文化財を一体としてとらえ、その保存・活用を図ることによって、より有効な目的達成を成し得るものとの認識に立脚したのであった。いっぽう埼玉県が、昭和48年9月「埼玉県中期計画」を策定し、「緑と清流・豊かな埼玉」を目標として、各種の事業を企画し、実施してきたのは周知のとおりである。この計画は、昭和51年12月に一度見なおしが行われ、より一層の充実が図られている。また、同中期計画には「教育・文化・スポーツを伸ばす」という項の中に「文化を守り育てるために」「文化財の保存・管理の充実をはかる」ことが、とくにとりあげられている。ついで53年10月に発表された「埼玉県長期構想」においては、「個性をのばす教育をすすめ・地域に根ざす文化を育てる」ために「文化的風土の醸成」を図ることとし、「文化財は県民共通の貴重な遺産であり」「これを適切に保護・保存し、後世に伝えるとともに、新しい文化を育てる必要がある」との認識にたち「これら文化遺産のうち史跡等については、各種の制度を活用して広域的な保護が図れるよう配慮することとしたのであった。菅谷館跡周辺歴史的環境保全調査は、以上の施策を背景として、昭和54年度事業として計画されたものであるが、その内容は、

1、菅谷館跡周辺地域が存在する文化財等について、保存・活用を図る資料とするための基礎的調査を行う。

2、その資料の分析を通して広域的な保存・活用の方策を模索し、広域的な保存・活用への積極的な提言を行う。」

この理念は、歴史的環境の保全として提案された。当時、環境破壊の問題が国を挙げて大きな争点となっていた時期で、自然環境の破壊は目に余るものがあった。当然、自然破壊がもたらすものは、文化・文化財の破壊という我々の業務と切り離すことのできない課題でもあった。『ジュリスト』

に「歴史的環境保全」が特集され、我々の調査と軌を一にして鳥取県では昭和54年に『鳥取県の風土と一体化した歴史的環境の広域保存地域計画』を策定した。これによれば、歴史的環境は文化財と核心景域を形成する文化財とそれを取り巻く人的・自然的景観、背景景観とからなるとされ、特に文化財を取り巻く歴史的環境の保全には新たな方策の必要性があると提言した。画期的な戦略的提言として評価される。

歴史資料館の調査報告では、次のように提言された。

「歴史的環境保全地域（仮称）の設定と活用

今回の調査によって、菅谷館跡周辺の調査地域は、当初の予測どおり、中世にかかわる文化財を中心として、各時代の

各種文化財を多数保存しており、県下でも有数の文化財の宝庫であることが知られた。又一方では、ゴルフ場・宅地開発・土取り等によって丘陵の自然破壊が進み・各市町村の人口予測をみても東松山市・鳩山村・小川町では昭和60年には現在人口（昭和54年）の1.5倍～2倍以上を見込む人口増

が予定されており、今後さらに大規模な開発がおこなわれ、自然環境と文化財の破壊が進行することを予想させる。

地域の文化財については前節において現行法上可能な施策についていくつかの方向性を示したが、以上の地域の動向を踏まえると、これらをより積極的に保存・活用することが、今日の行政に与えられた責務であることが、今回の調査で明らかになったとみられる。さらにこれらを他地域に比べれば、豊かな緑と清流に育まれてきた文化財群は、埼玉県共有の財産「歴史的環境群」としてとらえ、この保全と活用についてさらに積極的な施策を展開すべきであると考える。

文化財保護政策の方向が、各種の開発動向に対応して点的な保全からより面的な、環境と一体化した保護に展開してきたことは既に述べたが、この地域の文化財の豊富さと、自然環境の保全の現況をみれば、さらに広域的な地域（今回の調査地域である南比企丘陵全体）の環境全体を歴史的環境として一体的に把握する必要があることが知られよう。これを歴史的環境保全地域（仮称）として一体的な文化財保全とその活用をはかる必要があるのである。この歴史的環境保全地域の設定と活用は、前項までの提案を含めて、豊かな緑と清流と多くの文化財を広域的に守り育て、歴史的環境全体として県民意識の高揚、県民文化の発展に寄与するという究極的目標に大きく貢献することができよう。」（註）

以上であるが、昭和54年に我々は、すでに、文化財を点として捉え、保存していくのではなく、文化財を育んできた地域と一体となった歴史的環境を群としてとらえた保存の必要性を提言している。しかしながら、鳥取県がそうであったように、文化財の指定行為は、文化財保護法の規定に拘束され、点でしか指定行為は行えなかつたのが現実である。都市計画法などでは美観地区や風致地区として地域指定できたが、文化財保護法では名勝・天然記念物をのぞくと唯一「伝統的建造物群」が面的指定を可能にしていた。我々はこの現状を十分に理解していたが、このままでは、比企地区に残される中世を中心とした遺跡群の保存はできないと認識し、あえて、条例制定さえも視野に入れた提言を試みたのであったが、時期早尚で文化財サイドでも十分な理解を得ることは難しかった。昭和60年に埼玉県の新中期計画策定が始まり、文化財保護課は、先の提言を具体化する方策の一つとして「比企歴史のむら」構想を提案し、この計画は埼玉県の新中期計画に枠組み施策として取り上げられることになった。次の土屋県政に変わってもこの計画は「比企歴史の丘」計画として継承され、ソフト事業を主に比企広域の市町村と一体となって徐々にではあるが進められてきた。歴史資料館が平成8年度に展示館の全面改装を行い、「比企歴史の丘ガイダンス」機能が付加されたのも、その一環であった。埼玉県立歴史資料館が実施した県内の中世遺跡の調査は

- | | | |
|-------------------|-----------|-------------|
| (1) 昭和51年度から55年度 | 板石塔婆緊急調査 | 調査数 20,201基 |
| (2) 昭和56年度から57年度 | 鎌倉街道上ツ道調査 | |
| (3) 昭和58年度から62年度 | 中世城館跡調査 | 調査数 679か所 |
| (4) 昭和63年度から平成3年度 | 中世寺院調査 | 調査数 2,263か所 |
| (5) 平成4年度から9年度 | 中世石造物調査 | 調査数 7,476基 |

であり、膨大な資料調査を実施した。これらの調査成果はすべて調査報告書として公刊され、文化財保護政策や歴史研究の基礎資料として活用されている。

これらの調査を通じて、昭和54年度の歴史的環境保全調査時の我々の認識を遥かに超え、比企地区が中世を中心とした資料の極めて豊かに蓄積された地域であることが確認された。

この成果は、埼玉県史や市町村史編纂等に活用され、さらに補完されたが、この編纂事業等を通じてさらに、中世遺跡や遺物の文化財としての認識が行政的にも進んだと考えている。その後、埼玉県は「比企歴史の丘」事業は一定の成果をあげたとして事業を廃止したが、昭和54年の提言以来、比企地区の市町村と培ってきた比企歴史の丘計画推進の炎は消えることがなかった。

比企地区内に張り巡らされた人的文化財保護ネットワークは互いに研鑽を重ね、歴史資料館が比企歴史の丘中核施設として位置づけられて以来、「比企歴史の丘」という看板を掲げ、比企の優れた文化財の啓蒙普及に努め、「巡回文化財展」「文化財巡り」を歴史資料館と共に協同して進めてきた。

また、小川町が城郭の実測図を作製したのに続いて、市町村史編纂という事業とリンクした点もあるが、滑川町、都幾川村、玉川村、嵐山町、吉見町がそれぞれ城郭の保存を目的に実測図を独自に作製し、環境整備に着手した。この平成に入ってからの比企地区の城郭を中心とした文化財保護の取り組みは、小川町の腰越城跡保存会結成とその活動に先導された県指定史跡化に象徴される。

特に、嵐山町は杉山城跡保存会と連携し、城跡保存に対する理解と協力を得て城郭内の伐採を徹底し、城郭の全体像が誰にでも見える環境を整えたが、これに続いて玉川村も小倉城跡を、吉見町は松山城跡を、小川町は腰越城跡・高見城跡で同様に伐採、間伐などを進めている。この地元の努力が県や国をも動かしたといつても過言では無からう。腰越城跡と高見城跡（四ツ山城跡と指定名称が変更になった）が県指定史跡に指定され、杉山城跡・小倉城跡・松山城跡は国や県の支援を得て史跡の詳細調査を目的にした発掘調査事業へと進展した。小倉城跡の石積遺構や杉山城跡の虎口石積の存在、そして出土遺物が語る城郭の年代は、これまでの城郭研究の「常識」を覆す多大な成果をあげ、全国的な規模で大きな話題となた。これが、平成17年1月のシンポジウム「戦国の城」開催につながったのである。

国指定史跡『比企城館跡群－菅谷館跡・松山城跡・杉山城跡・小倉城跡－』指定に伴う評価では次のように評価されている。松山城跡は北武蔵地方屈指の平山城で、15世紀後半の扇谷・山内両上杉氏らの軍事的緊張の中で築城されたと考えられ、その後、関東制覇を進める小田原北条氏との間で起こった戦乱の舞台となった城郭。杉山城跡は高度な城郭技術を各所に盛り込んだ山城の教科書といわれ、戦国期城郭研究で高い評価を得ていたが、発掘調査の進展により、両上杉の構想の中で成立した城郭であることがわかり、戦国期前半に於いて東国で築城技術が高度に発達していたことを示す好例。小倉城跡は大規模で多様に普請された石積が中規模な城郭としては東国屈指の規模を誇り、巧みな縄張りと良好な保存状況が高い。

これらは、今まで述べてきたように、歴史資料館を核にした比企地域のたゆまぬ連携と協働が結実した象徴的出来事であるが、昭和54年度に提案した菅谷館跡周辺の歴史的環境保全の終着点ではない。我々が目指す終着点は、現在の嵐山史跡の博物館が近年進めている企画展「埼玉の城」「まほろばの里」「武蔵武士と寺院」「後北条氏の城」等に如実に示されるところであるが、個々の優れた資料は今般出版された『比企の中世・再発見』の中でその多くを理解することができるだろう。比企地域の中世資料には、城郭をはじめとして、武蔵武士や戦国武将ゆかりの寺院、板碑等石造物や古文書など、多くの資料が存在している。これらは単独資料としては多様な段階の資料を含むが、今回の指定のように「群」として捉え、そのまとまりを評価すれば、地域史を解き明かす以上に重要な資料ともなることができるものも存在する。比企の中世資料は鎌倉御家人関係群、両上杉氏関係群・松山領上田氏関係群等にグループ化することが可能で、今後はこれらの峻別と階層化を進め、さらなる指定促進に進む必要があると考えている。

(註) 埼玉県立歴史資料館編『菅谷館跡周辺歴史的環境保全調査報告書』昭和55年3月

この報告書は、東松山地方県民センター・東松山市・小川町・嵐山町・鳩山村・玉川村の協力を得て、政策調査費の支出を受けて実施したものであった。行政関係者の他、外部から都市工学研究者の佐々木隆文氏を迎えて調査した事業で、報告書は手作りのため、100部しか作成されず、行政内部資料として配付された。

平成19年度テーマ展示「考古学で考える動物とのかかわり」 関連講座(さきたま講座)の要旨

さきたま史跡の博物館では毎年、企画展示室の展示を、考古学的なテーマで全面的に更新しています。平成19年度は平成19年9月11日から、上記テーマで展示替えを行いました。

この展示にあわせ、館で行っている考古学関連講座「さきたま講座」はテーマ展に関連した内容で6名の専門の先生方にお話しいただきました。先生方の熱のこもった講話に、聴講の皆さんからは要旨刊行の希望が少なからず寄せられましたので、各講座の要旨を以下に収載しました。

(さきたま史跡の博物館 資料・展示担当)

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 第1回講演会 | 演題「古墳時代の動物遺存体と交易」 |
| | 日時 平成19年9月22日(土) |
| | 講師 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 赤熊浩一 氏 |
| 第2回講演会 | 演題「埼玉古墳群と馬」 |
| | 日時 平成19年10月20日(土) |
| | 講師 鴻巣中学校 山川守男 氏 |
| 第3回講演会 | 演題「縄文時代の動物を考古学する」 |
| | 日時 平成19年11月24日(土) |
| | 講師 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 新屋雅明 氏 |
| 第4回講演会 | 演題「古墳壁画の動物」(増補後「古墳壁画に描かれた他界」) |
| | 日時 平成19年12月22日(土) |
| | 講師 嵐山史跡の博物館 若松良一 氏 |
| 第5回講演会 | 演題「原始・古代の豚と猪」 |
| | 日時 平成20年2月9日(土) |
| | 講師 国立歴史民俗博物館 西本豊弘 氏 |
| 第6回講演会 | 演題「古墳時代の馬具と馬」 |
| | 日時 平成20年2月23日(土) |
| | 講師 朝日新聞社文化部 宮代栄一 氏 |

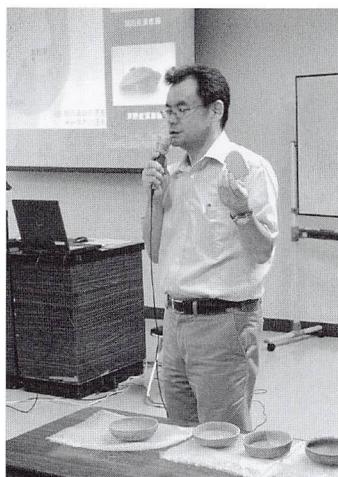


*本要旨は当日の講話を補足された部分や省略された部分があります。また、挿図等も当日のレジメと異なっている部分があります。

平成19年度さきたま講座『考古学で学ぶ動物とのかかわり』

「古墳時代の動物遺存体と交易」

財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団 赤熊 浩一 氏



はじめに

遺跡の発掘調査をすると地中からさまざまなものが出る。一般的に知られているのは、土器、石器、鉄器、木器などである。その中には、今回、注目したのは、古墳時代後期にあたる下田町遺跡の大溝跡から発見された貝殻、魚の骨、動物の骨といった食生活を探る出土遺物である。中でも、ハマグリの存在である。これら動物遺存体と人々のかかわりについて、「交易」をキーワードに考えてみた。海の幸が内陸地域に、一方、山の幸とも言うべき土師器や須恵器が東京湾岸の海岸地域から出土し、古墳時代の交易が浮かび上がってきた。

1 下田町遺跡の貝塚

熊谷市の下田町遺跡からは、古墳時代後期の貝塚が発見された。貝塚は、遺跡北側の第80号溝跡の覆土中に堆積し、多量の貝類、獸骨類、木器、土器などが出土した。貝塚は、海の貝で占められ、海水魚やイルカなどの動物遺存体も発見された。

遺跡南側に隣接する和田吉野川は、下流で入間川と合流し、東京湾へと通じている。この河川によって須恵器の大甕を利用し、貝や魚などの海の幸が、この地域に運ばれたと想定される。

貝塚の貝種は、ハマグリ、マガキ、アカニシ、ウミニナ、オオノガイなどの海水貝とチリメンカワニナ、マツカサガイ、マルタニシなどの淡水貝が含まれていた。中でも、ハマグリは大量に捨てられており、形状の明らかなもので300片以上あり、殻の左が112片、右が195片を数え、左右の殻が検出され、少量だが合わさったままの貝もあった。このことから貝は生きたままこの下田町遺跡に運ばれてきた可能性が指摘できる。また、海水貝は、内湾産の貝であることから、東京湾の海岸線あたりで容易に採取され、搬入されたものであると考えられる。

このほか、貝塚からは、獸骨類として馬、牛、中型哺乳類、オオワシなどの大型鳥類、雉などの骨が出土し、甲殻類としてカニの甲羅や鉗脚（ハサミ）、カエル、魚類として魚鱗（ウロコ）、歯、主鰓蓋骨、下鰓蓋骨、前鰓蓋骨、鰓条（背びれ）を検出した。

大溝跡からは貝塚を中心として多量の土師器が出土し、いずれも完形品が多く、模倣壺、有段口縁壺、黒色有段口縁壺、黒色模倣壺、続比企型壺などのタイプのものが含まれている。このほかの土師器は、甕、壺、甌、高壺、手づくね土器、平底の鉢が出土し、須恵器では、大甕、中型の甕、小型の甕、魂、高壺が出土した。また、木製品では、さら状製品、馬鍬、曲げ物、紡錘車、槽、田下駄、鋤、平鋤、横槌、豎杵、案、杭なども出土した。

貝塚は、これらの土器などから古墳時代後期末にあたる7世紀初頭段階であると考えられ、当時の人々が儀礼などの際に新鮮な海の幸を食していたことが想像できる。

2 古墳時代の貝を出土する遺跡

小林行雄氏の著書「黄泉戸喫」の中で、古墳時代の遺跡から出土した食物の出土例は少ないが、

古墳の中に副葬された容器の中から、動植物の遺存体が出土する実例を紹介し、古くから知られている。古墳に副葬された蓋壺の容器の中に、ハマグリが検出された報告例は、福岡県宇野岩木屋の群集墳、岐阜県美濃加茂市古井町二ツ塚の円墳、愛知県犬山市の古墳、三重県名張市長尾七ツ塚古墳、三重県上野市王塚古墳などである。また、千葉県木更津市金鈴塚古墳からは、須恵器242個、土師器26個もの大量の土器が副葬され、壺の中から、カラスガイの小片、ウナギ、フナの魚骨が出土した。死者の葬送や黄泉の国への添え物としてハマグリが用いられたのであろう。

集落遺跡出土の貝には、古墳時代から奈良時代にかけて県内の遺跡からハマグリが出土した調査例が報告されている。

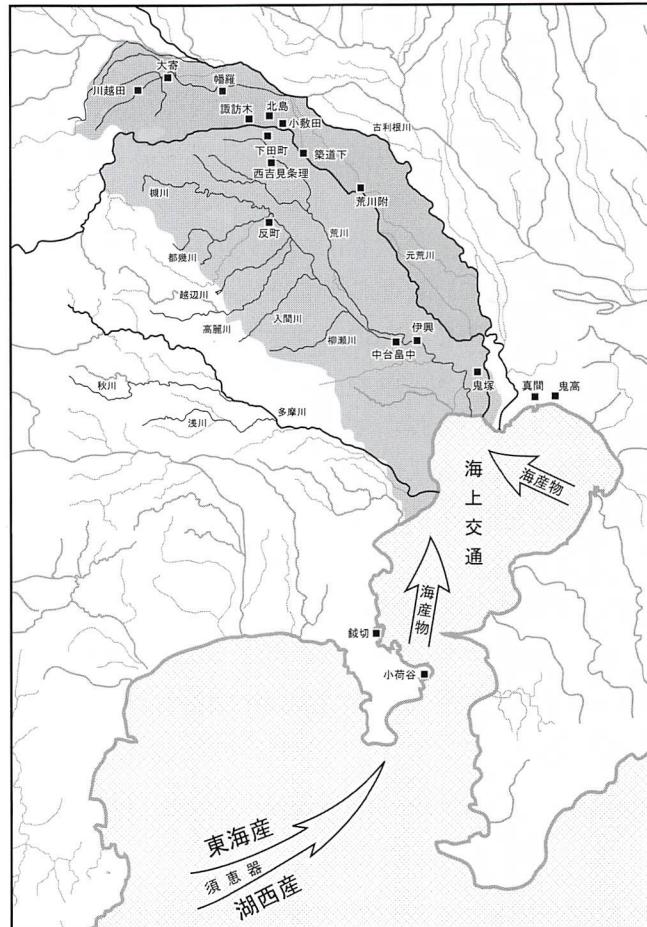
埼玉県岡部町（現深谷市）宮西遺跡は、古墳時代の集落遺跡である。遺跡は、北側に小山川が流れ、南側に志度川が流れる合流点に近接した位置にあたる。小山川は、北武藏地域の中心河川であり、古利根川水系として東京湾岸からの交通要所でもある。古墳時代後期の溝跡の覆土からハマグリがまとまって出土した。

埼玉県深谷市幡羅遺跡第18次調査の廃棄土坑からは、獸骨とともにハマグリをはじめとする海の動物遺存体が多量に出土している。幡羅遺跡は、古代武藏国幡羅郡の郡役所と推定されている。このため、役所の行事の際に利用された可能性が考えられる。幡羅遺跡は福川に面した段丘上に位置し、古利根川水系にあたる。

埼玉県熊谷市北島遺跡は、弥生時代、古墳時代から奈良・平安時代、そして中世に至る大規模集落である。遺跡南側には、星川が流れ下流8kmには、さきたま古墳群が位置し、元荒川水系にあたる。北島遺跡第19地点の低地帯から貝を検出した。この低地帯は、弥生時代から古墳時代後期まで維持されており、遺跡中央を南北方向に走る。低地帯のやや南側の位置に、二箇所に窪みがあり、ここに、多量の土器などと一緒に貝類が出土した。貝の種類は不明であるが、調査担当者によれば大きな貝が大量に出土し、ハマグリの可能性があったと見られる。検出された土器は、有段口縁壺と模倣壺、続比企型壺、高壺、鉢などである。

埼玉県熊谷市諏訪木遺跡は、忍川と星川に挟まれた集落である。集落内には、蛇行した河川跡が検出されている。その中でも、河川跡B・C地点からハマグリやアサリなどが検出された。河川跡B地点は、古墳時代後期の遺物が主体で土師器有段口縁壺、続比企型壺、身模倣壺、北武藏型壺、高壺、壺、壺、甕等を検出した。また、須恵器や木製品とともに、滑石製模造品、石製紡錘車が出土している。さらに、獸骨では、ウマ、シカ、イノシシ、イタチ、イヌ、そして、魚骨を検出した。河川跡C地点は、流路1と流路2に時期別に分かれる。流路1の主体は古墳時代後期である。また、流路2の主体は奈良・平安時代である。流路1では、祭祀用具が検出され河川祭祀の場所と考えられている。

埼玉県蓮田市荒川附遺跡は、古墳時代後期の住居跡の覆土中にアサリと見られる貝が検



第1図 貝を運んだ道

出された。本遺跡は、元荒川の右岸に形成された大集落である。

東京低地に立地する東京都足立区の伊興遺跡は、古墳時代後期にあたる時期の獸骨として、ウマ、ウシ、ニホンシカ、イノシシ、イヌ、タヌキ、イタチを検出した。また、キジ、コイ、サメの骨を出土している。さらに、種子では、モモ、スモモ、メロン類、ヒヨウタン類、カボチャ近似種を認めた。

千葉県千葉市上ノ台遺跡は、縄文時代から奈良・平安時代までの複合遺跡であるが、古墳時代後期の集落は、漁村の可能性があると考えられている。このうち、3軒の住居跡の覆土中に貝塚を検出し、3D-56住居跡内貝層の出土貝類は、総計524点で、ハマグリが321点であった。このほかの貝は、シオフキ、マガキ、オオシジミであった。獸骨は、住居跡からウマ、ニホンジカ、ウシを出土している。魚類は、軟骨魚綱のネズミザメ目が1種、硬骨魚綱のタイ科が2種出土している。

千葉県市川市鬼高遺跡は、低湿地の遺跡である。遺跡は杭木の散在する地帯と貝塚とで構成されていた。杭木の地帯からは、土器のほか土錘、土玉、果実、獸骨、鳥骨、魚骨、魚鱗などを出土した。魚類の中には、マダイ、コチ、ヒラメなどの近海魚も見られた。また、貝塚は、1~2mの厚さに堆積し、ハマグリ、カキが主体である。

3 文献資料の海産物や河川交通

ここで、文献資料から海産物や河川交通についての記録を見てみる。平城宮跡から出土した木簡に二点

- ・「武藏国男衾郡余戸里大贊鼓一斗 天平十八年十一月」(平城宮木簡1の404号)
- ・(表)「武藏国秩父郡大贊鼓一斗」(裏)「天平十七年」(平城宮木簡1の406号)

この木簡に鼓(クキ)が貢納された記録が残されている。荒井秀規氏は、内陸の男衾郡や秩父郡から鼓が都に貢納されることよりも、鼓が、大豆と海草を原料として調理されたものであることに注目した。このことは内陸の男衾郡や秩父郡に海草が「流通」していたことを示す資料として指摘された。さらに、荒井氏は、「元荒川を通じて内陸部に運ばれた東京湾の海草と末野産須恵器が交易された可能性がある。」と述べている。

また、万葉集の第14巻、東歌に見られる河川交通について

- ・「埼玉の津に居る船の風をいたみ綱は絶ゆとも言な絶えそね」(3380)

現在の行田市にあたる、さきたまの津の様子である。時節の強風により停泊する船の綱がピンと張っている。船運で賑わっている状況がわかり、おそらく、元荒川を行き来する船がさきたまの入江に停泊していた様子である。

- ・「葛飾の真間の入江にうち靡く玉藻刈りけむ手児名し思ほゆ」(0433)
- ・「葛飾の真間の浦廻を漕ぐ船の船人騒ぐ波立ち」(3349)

葛飾は東京都葛飾区、埼玉県北葛飾郡、千葉県市川市の江戸川の流域を示す。真間は、市川市真間のことここに入江があったことがわかる。

- ・「多摩川にさらす手作りさらさらになにぞこの子のここだ愛しき」(3373)

多摩川で麻の布をさらしていた様子がわかり、多摩川が庶民の生活の中で日常利用されていたことが窺われ、このように、武藏地域の港湾の様子が垣間見られる。

4 三浦半島の遺跡

神奈川県横須賀市夏島に所在する鉢切遺跡は、横須賀市(相模国)と横浜市(武藏国)との境に

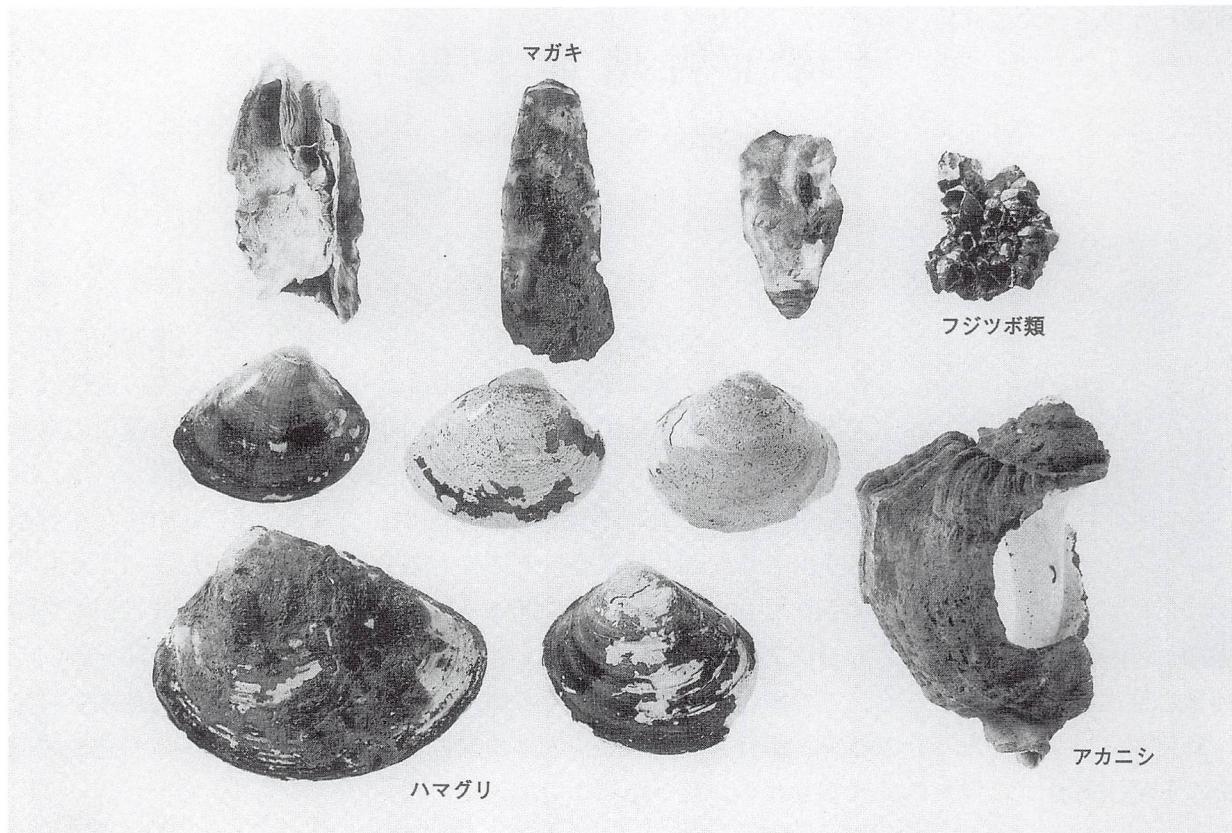


写真1 下田町遺跡出土の貝殻1

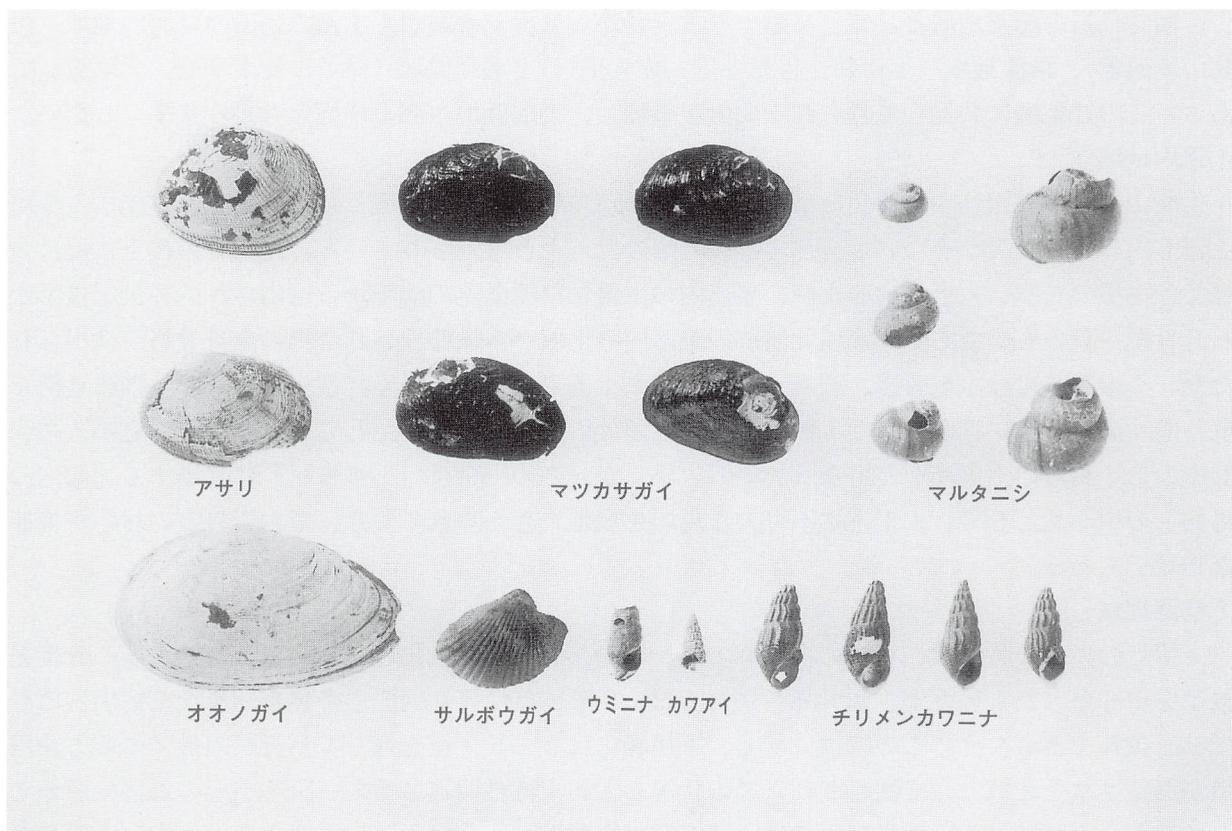


写真2 下田町遺跡出土の貝殻2

平成19年度さきたま講座『考古学で学ぶ動物とのかかわり』
「埼玉古墳群と馬」

鴻巣市立鴻巣中学校 山川 守男 氏



はじめに

1989年、私が発掘調査を担当した深谷市に所在する古墳時代後期の大規模集落跡、城北遺跡から馬歯骨が多量に出土した。この遺跡は深谷市街地をのせる櫛引台地と利根川の中間、利根川支流の福川の自然堤防上に立地する。上武国道建設に先立つ狭長な調査範囲からは、5世紀後半から6世紀中葉にわたる期間に営まれた157軒の竪穴住居跡が検出されたが、馬歯骨はそのうちの6軒から出土した。いずれも解体されたものが廃絶住居の埋没過程で投入されていて、6世紀前葉のものが1軒、6世紀中葉のものが5軒あった。調査当時、埼玉県内で

同様な検出例はほとんどなく、この様な事例の解釈をもとめて河内・信濃・上毛野の各地域を対象に資料調査をすすめた。その結果、深谷市周辺の妻沼低地西部は古墳時代における馬の飼養地域であり、埼玉政権下に置かれて経営されていたと想定するにいたった。

1 古墳時代馬飼養地域の特性

古墳時代馬の飼養地域として、文献や考古資料から分析や考察がすすんでいるのは河内地域（生駒山地西麓）、信濃地域（下伊那、善光寺平、佐久平）、上毛野地域（榛名山麓南東麓・北東麓）である。この3地域に共通して見られる要素を整理し、妻沼低地西部の性格を考える基準にしたい。

(1)河内地域

生駒山地西麓の四條畷市周辺は早くから馬歯骨が多数出土する地域として知られ、供伴する製塙土器も馬の飼育に欠かせない塙を得るためにものだったと考えられている。馬歯骨の出土状況は多様で、古墳の石室、古墳群内の土壙、集落内の土壙、祭祀関連の溝等から検出され、5世紀後半から6世紀中葉のものである。蔚屋北遺跡の集落内の土壙からは埋葬された馬の全身骨格が検出されたが、この遺跡では木製輪燈、製塙土器、韓式系土器も出土している。奈良井遺跡では祭祀遺構を取り巻く溝から板に寝かされた1頭のほか、6頭分の頭部だけが出土しており、ここでも韓式系土器や人形・馬形の土製品をともなっている。早くからこの一帯は『日本書紀』に登場する「河内の馬飼」の中心地として、大王権に不可欠な馬の生産地と考えられており、考古資料との対応が可能な地域もある。

(2)信濃地域

下伊那の大きな特性は、6つの古墳群で馬を埋葬した土壙が検出されていることである。5世紀後半を中心としたものだが、新井原古墳群ではf字形鏡板付轡や剣菱形杏葉を、また茶柄山古墳群では三環鈴をともなう。この特性に加え、下伊那には5・6世紀を通じて長野県内最多の前方後円墳が築造された地域として注目され、この状況を大和王権と関連させて、王権主導の馬匹生産地としてとらえられている。善光寺平では、積石塚や合掌形石室という渡来系要素をもつ大室古墳群の6世紀代の石室入口部から馬歯が出土し、5世紀中葉の他の古墳からは馬形土製品も出土した。五輪堂遺跡では6世紀中葉の全身骨格をともなう馬埋葬土壙が検出された。佐久平では、塙田古墳群

の7世紀前半の円墳周溝内から馬歯と環状鏡板付轡が出土し、同時期の長峯古墳群では横穴石室内から馬骨が出土している。信濃全域では、馬歯骨の有無に関係なく馬具の出土点数が全国有数であるが、ここから大和王権を支える騎馬兵力、東国舍人の存在が想定されている。『延喜式』によれば信濃国には16か所の御牧が設置されていたが、このうち大室牧は大室古墳群付近に、塙野牧は塙田古墳群・長峯古墳群付近に比定され、古墳時代の馬飼からの発展と考えられている。

(3)上毛野地域

榛名山南東麓では、5世紀後半に築造された豪族居館跡である三ツ寺Ⅰ遺跡と、それに隣接する集落跡である三ツ寺Ⅱ遺跡から馬歯骨が出土している。Ⅰ遺跡は濠の覆土中から、Ⅱ遺跡は4軒の住居の覆土中からで、6世紀前半から後半のものである。分析によれば、Ⅰ遺跡の馬は当時としては大きいとされ、居館居住者の権力に対応するものと考えられている。さらにⅡ遺跡にも馬歯骨が見られることから、馬の管理を通じてⅠ遺跡とかかわりがあったことが想定できる。この近隣には、積石塚の要素をもち金銅製飾履が出土した下芝谷ツ古墳や韓式系土器をもつ遺跡が集中する。剣崎長瀬西遺跡では、積石塚が混じる古墳群内の土壙から5世紀後半の初期の要素をもつ轡を装着した馬骨が出土した。この古墳群に隣接する集落では5世紀代のカマドをもつ住居から韓式系土器が、さらにその中の1軒の貯蔵穴内から1頭分の馬骨が出土している。一方榛名山北東麓では、馬歯骨の出土はないが、榛名山の噴火による軽石層で覆われた6世紀前半の黒井峯・西組の両遺跡から集落内の家畜小屋跡が、また白井遺跡群では放牧を思わせる無数の馬蹄痕が検出され、馬の痕跡が確認されている。これらの遺跡が存在する利根川・吾妻川合流域にも、5世紀後半から6世紀後半にかけて積石塚が造営され空沢遺跡では韓式系土器も出土している。上野国でも信濃国と同様に、『延喜式』によって9か所の御牧の設置が知られているが、このうち利刈牧が白井遺跡群付近に比定されている。このほか、地域と時期はやや離れるが、鏑川流域の長根羽田倉遺跡で7世紀前半の祭祀跡から馬形石製品が多数出土している。馬歯骨の出土は知られていないが、古代の甘楽郡韓級郷の地名などから渡来人の存在が考えられている地域である。

(4)古墳時代馬飼養地域の要素

以上のように、馬歯骨が多数出土して、馬飼養にかかわる可能性の濃厚な河内・信濃・上毛野の3地域では、5世紀後半から7世紀前半までと幅はあるが、つぎのような要素が重複して見られる。

○馬を埋葬したと見られる土壙が集落内や古墳群内に存在し、古墳群内にあるものには馬具が伴うことがある。また、古墳の石室内に馬歯骨が伴うものがある。

○供伴遺物や地域の様相の中に韓式系土器や積石塚などの渡来系要素が見られる。

○同一もしくは周辺の遺跡から馬形の土製品・石製品が出土することがある。

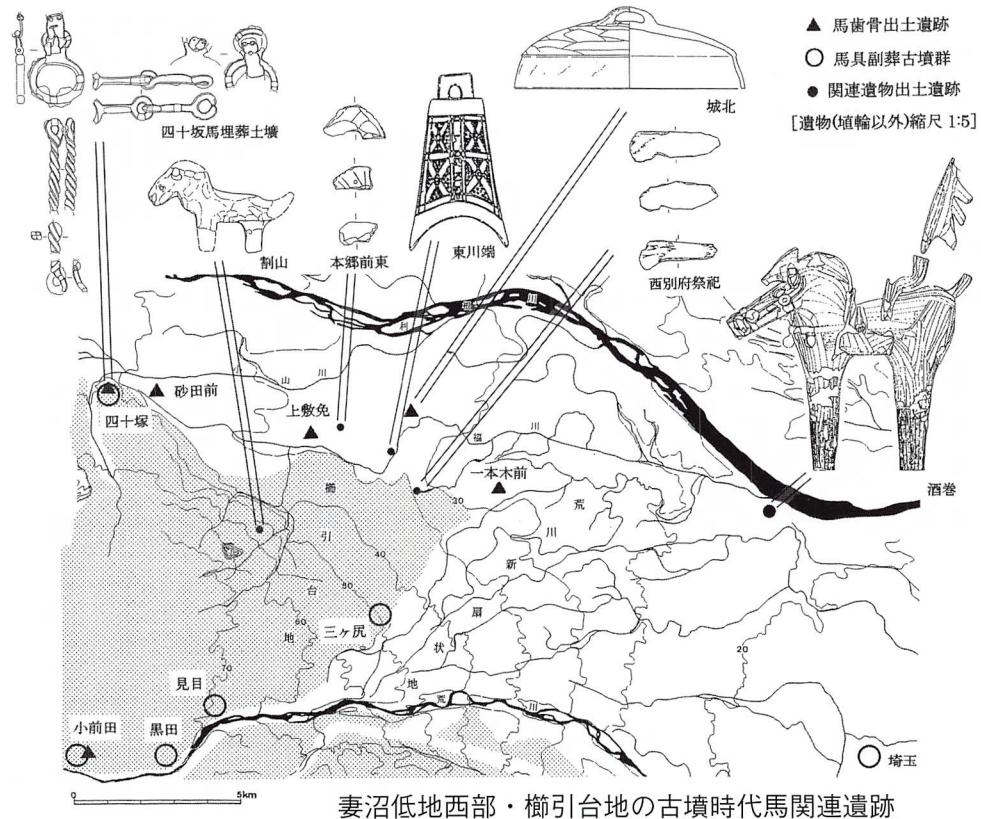
○馬歯骨集中地域の存在意義は、大王権や地域首長権との関係で理解されたり、古代牧の前身としてとらえられる。

2 北武藏の古墳時代馬とその飼養地域

(1)妻沼低地西部の特性

城北遺跡での馬歯骨検出からはじまった、その解釈をめぐる資料調査であったが、当遺跡の所在する妻沼低地西部では、このほかにも古墳時代馬にかかわるさまざまな考古資料が検出されている。

集落内からの馬歯骨は深谷市砂田前遺跡、同市上敷免遺跡、熊谷市一本木前遺跡から検出されている。砂田前遺跡では6世紀中葉の住居跡の埋土から馬上顎骨が、上敷免遺跡では5世紀後半のカマドから馬歯が、一本木前遺跡では6世紀中葉から後半の住居埋土中や河川流路端から牛馬骨が多数出土している。このように小地域の複数の集落内から牛馬骨が出土する例は他にない。



妻沼低地の自然堤防上やそれを見下ろす南側の櫛引台地の縁辺上には古墳群が存在するが、不明な点が多く、馬具副葬の報告もわずかである。それでも、伝世品や最近の調査で判明したことは当地域の古墳時代馬の実態を考えるうえで興味深いことを示している。櫛引台地北端に位置する深谷市四十塚古墳からは昭和7年の開墾によって鈴付楕円形鏡板付轡・楕円形鏡板付轡・鈴杏葉が出土し、5世紀後葉から末のものと考えられている。この古墳の北側に隣接する四十塚遺跡では10基の円墳跡が調査されたが、径30mと推定される第10号墳の周溝内に掘り込まれた土壙（2.20m×1.24m）から6世紀末の環状鏡板付轡と鉸具が馬歯とともに出土した。このほか、低地部にある深谷市東川端遺跡の8世紀前半の溝からは馬鐸1点が出土したが、6世紀前葉の製品が伝世のものと投棄されたと考えられる。注目すべきは、四十塚遺跡の馬埋葬土壙であり、時期の差異はあるが、河内・信濃・上毛野のものと同様である。

馬歯骨やそれに装着された馬具が、馬そのものが存在したことを示すのに対して、馬形の土製品・石製品はその形代であるため、馬の存在を証拠づけるものとしての価値は小さい。深谷市割山植窯跡群では、窯内から6世紀前半の土製の馬形が1点、深谷市本郷前東遺跡と熊谷市西別府祭祀遺跡からはそれぞれ7世紀初頭の滑石製の馬形が出土している。これまで見てきたように馬形土製品が奈良井遺跡や大室古墳群から、馬形石製品が長根羽田倉遺跡から出土していることを考えると馬の飼養地域あるいは渡来系の要素の強い地域の共通点と見ることもできる。

渡来人が存在した明白な資料が多数あるわけではないが、城北遺跡からは韓式系土器の要素である環状紐付蓋形土器が出土している。また、この遺跡周辺は律令制下で幡羅郡となるが、郡名が渡来人に由来するという指摘もある。

このように、北武藏において古墳時代馬にかかわる資料が集中する地域はほかにはない。特に集落内から馬歯骨が出土する状況から、馬飼養の集団がこの地域に存在したと考えたい。

(2) 櫛引台地南縁部の特性

1996年の埼玉県内の馬具出土古墳集成では59か所を数えた。この数は信濃や上毛野にまったく及

ばないが、北武藏という地域の中で整理すると小地域の特性がとらえられる。注目すべきは大里と児玉の両地域で、他地域に比べて馬具出土古墳数が多いことである。その大部分は群集墳を形成する径20mに満たない小円墳であり、馬具の多くは6世紀後葉以降の実用的な環状鏡板付轡である。これに対して、他地域では装飾性の強い馬具が、古墳群の中核となる前方後円墳や大型円墳に5世紀後葉から威儀具的に副葬され、その出土地点が散在して様相は対照的である。

大里地域には最多の19か所（32%）が集中し、そのうち6か所が櫛引台地北縁部、8か所が同台地南縁部、4か所が荒川南岸の比企北丘陵にある。櫛引台地北縁のものは前述の様相でとらえられるが、深谷市および熊谷市の小前田・黒田・見目・三ヶ尻の各古墳群が荒川に面する河岸段丘上に断続的に続く同台地南縁は、段丘の上下とも水田可耕地は十分だったとは考えられず、他の生業として台地上での馬の飼養が考えられる。小前田古墳群の石室内からは馬歯骨も出土している。

(3)埼玉古墳群と馬の飼養地域

埼玉古墳群と城北遺跡とは16kmの隔たりがあるが、ふたつを結びつけたのは妻沼低地を貫流する福川だったと考えられる。福川は東流して利根川に合流するが、この地点には旗指物を持つ馬や筒袖の人物などの渡来系要素を表した埴輪が出土した行田市酒巻古墳群が存在し、埼玉政権との強い関係が感じられる。逆方向の福川最上流部にあるのが四十塚古墳群だが、この中で全長51mという最大規模の前方後円墳である寅稻荷古墳の築造プランは前方部が長く、埼玉古墳群との関連が指摘されている。当時の馬が持つ重要性を考えれば、埼玉政権がこの地域を馬産地として統治していたと考えられる。

一方、櫛引台地南縁部の馬具副葬古墳群と埼玉古墳群とは15km以上離れているが、農業的な生産性の低いこの地域も、荒川を通じて埼玉政権と結びついていたと考えられる。石室構築材としての緑泥片岩、寄居町末野窯産の須恵器、そして櫛引台地上で飼育された馬は埼玉政権の経済に大きくかかわったと考えられる。

おわりに

埼玉古墳群のうち、埋葬主体部からの副葬品が明らかなのは稻荷山古墳と將軍山古墳である。初現期の5世紀末に築造された稻荷山古墳の礫榔からはf字形鏡板付轡、鈴杏葉、三環鈴、雲珠、辻金具、壺燈などのセットが出土している。また、6世紀後半の將軍山古墳からは、十字文心葉鏡板付轡、鉄製輪燈、棘葉形杏葉、雲珠、辻金具、鞍金具などのほかに、国内でも類例が稀有な馬冑と蛇行状鉄器も出土した。これにより、地域権力者のもとには最高級品の馬具とそれを装着する優秀な馬が存在したことが明らかであるが、今回はそれを支えた馬飼に視点をおいて論を進めてきた。

従来、馬具は権力者を中心とした下賜・分配の品として研究もすすんできたが、馬そのものも同様の対象物ととらえることができる。北武藏地域では、埼玉政権が馬の生産管理組織を支配下に置き、下位首長との政治的なつながりの中で馬の下賜もあったことが考えられる。そして、その飼養地域が、これまで見てきたように妻沼低地西部と櫛引台地にあてられるのである。

なお、北武藏ではこれ以外にも馬の飼養の可能性が考えられる地域があるが、今回はもっとも資料がまとまっている地域で埼玉古墳群との関連を示した。

この講座の内容はつぎの2つの拙稿にもとづいているため、参考文献等はそちらで照合してもらうこととして、ここでは省略する。

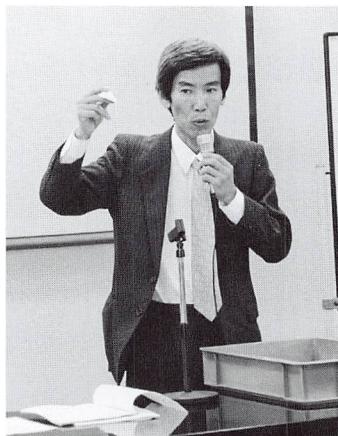
山川守男 1992 「古墳時代馬小考」『研究紀要』第9号 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団

山川守男 1996 「北武藏の古墳時代馬飼養地域」『研究紀要』第12号 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団

平成19年度さきたま講座『考古学で学ぶ動物とのかかわり』

「縄文時代の動物を考古学する」

財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団 新屋 雅明 氏



埼玉県内の縄文時代の遺跡から発見される動物関連資料について紹介・解説を行った。動物関連資料の中には、動物考古学の対象となる動物遺存体や骨角貝を素材として作られた道具類のほかに、土器・土製品など縄文人の造形として動物が表現された資料がある。

動物遺存体については、県内の貝塚、洞穴遺跡から現在までに少なからぬ資料が報告・集成されている。こうした2次資料（埼玉県1987・埼玉県1993・埼玉県立博物館1994・埼玉県埋蔵文化財調査事業団1999・埼葛地区文化財担当者会2007）をもとに、主要遺跡出土の動物遺存体一覧を作成し、縄文人が食料として獲得していた貝類・魚類・鳥類・哺乳類等にはどのようなものがあるのかを紹介した。

動物考古学では種の同定だけでなく量の把握、採集の季節性の課題、家畜化の問題など研究の深化がはかれているのに対し、成果の表層的な紹介にすぎないが、一覧に登場する動物について、図鑑類を参照しながら我々の食卓と比較し、縄文時代の食生活・環境等について考えた。埼玉県域には縄文時代前期をピークとする海進に伴って、奥東京湾と呼ばれる海が入り込み県東部を中心に貝塚が形成されており、地図をもとに解説した。

動物遺存体のうち貝類については貝塚出土の実物資料を見ながら解説した。県内の貝塚から出土する貝類は河口の汽水域、内湾の干潟・泥底・砂底・岩礁に生息するものが多数を占めている。生息域の詳細は省略するがヤマトシジミ、アサリ、マガキ、ハイガイ、アカニシなどが多数を占める種であり、貝塚によって出土する種類に違いが見られる。これは貝を採取する海の環境の違いに起因している。例えばハイガイは内湾の干潟を生息域としており、干潟が減少した現在では少なくなった赤貝の一種である。我々の食卓にはなじみが薄いが、縄文時代の貝塚から多数出土することから、干潟の環境が少なからずあったことがわかる。哺乳類はイノシシ、シカが圧倒的に多く、他にイヌ、ノウサギ、タヌキ、アナグマ、イタチ、クジラ、爬虫類ではウミガメ・アオウミガメが出土する。また魚類は種類が豊富でボラ・スズキ・クロダイをはじめ多種にわたっている。

貝塚以外では秩父地域の洞穴遺跡から動物遺存体の出土がある。妙音寺洞穴では淡水の砂泥底に生息するカワニナをはじめとする貝類、ギバチ・ツグイなどの魚類、各種の哺乳類・両生類・爬虫類が出土している。また、海産のハチジョウダカラ、イモガイ、ハイガイが出土しており、縄文時代早期という時期に遠隔地から入手していた点で特筆される（埼玉県埋蔵文化財調査事業団1999）。

また、縄文人は動物の骨角貝を素材とした刺突具・鏃・釣針・針・ヘラ・貝刃・貝輪・垂飾などを製作・使用している。県内の出土例は少数であるが、他県のものもまじえながら皆野町妙音寺洞穴出土資料などを紹介した。

動物遺存体・骨角貝器と並ぶもうひとつの主題は縄文人の造形に登場する動物である。

縄文土器には獣面を突起や文様として付けたものがある。イノシシと思われるものは中部・関東の縄文時代前期末から中期にかけて類例が多い。後期の例は少ないが富山県井口遺跡では注口土器の類例が知られている。第1図の堂山公園遺跡例は前期末の諸磯b式であり、この時期の類例が最も多い。縄文時代中期にはヘビを表現した装飾を付した土器がある。ヘビは日本では家の守り神、神の化身として扱われており、縄文人もしばしば土器の装飾として用いている。県内では他に羽沢

遺跡の獣面把手付土器が知られている（第1図）。大きな目、垂れ下がった鼻と鼻腔、ピンと立った小さな耳、平たく大きな尻尾が表現されており、ムササビをかたどったものと考えられる。

縄文時代の動物形土製品にはイノシシ、イヌ、クマ、サル、巻き貝などのほか、後述する中空の動物形土製品がある。

土器装飾と同様にイノシシの類例は多く、動物遺存体としてはイノシシに並んで多く出土するシカが少ないので対照的である。県内では吉見町三ノ耕地遺跡の縄文時代晚期の水場遺構からイノシシと思しき土製品が出土している（文化庁編1999）。イヌあるいはオオカミと思われる土製品の県内の資料として越生町南原遺跡例（第1図）がある。縄文時代後期前葉の可能性が高いと考えられている（梅沢1979）。

筆者らが調査・報告を担当した蓮田市久台遺跡（埼玉県埋蔵文化財調査事業団2007）から出土した中空の動物形土製品は県内ではさいたま市（旧大宮市）東北原遺跡例（大宮市遺跡調査会1985）に次ぐ2例目の発見となった（第1図）。久台遺跡の動物形土製品は長さ15.5cm。長さ24.7cmの東北原遺跡例に比べて小型である。頭部・脚部を欠損する。腹部には円孔がある。体部には三叉文をはじめとする沈線文様によって区切られた区画に縄文を施している。

この種の中空の土製品は縄文時代晚期の東日本を中心に出土している。中空土製品に動物的な表現があるものはそれぞれ海獣、ゲンゴロウ、亀、鳥などに見える。先にふれた土器の動物表現装飾・動物形土製品にはモデルがあり、我々のイノシシ、イヌ、クマ、サルといった断定に妥当性があるように思える資料が少なくない。しかし中空の動物形土製品については縄文人の抽象的な造形にはばまれて躊躇してしまう。

講演ではモデル探しを離れ、中空の動物形土製品やそれ以外の祭祀用具の出土状況についてふれ、遺跡からこれらがどのように出土するのかを紹介した。

中空の動物形土製品が出土した蓮田市久台遺跡は大宮台地の北東部に位置しており、縄文時代後期前葉の集落、後期後葉から晚期の集落が調査されている。動物形土製品は後期後葉から晚期の集落内にある第4号住居跡の床面近くの壁際から見つかっている。やや離れた位置から出土した浅鉢形土器とともに晚期初頭の安行3a式である。

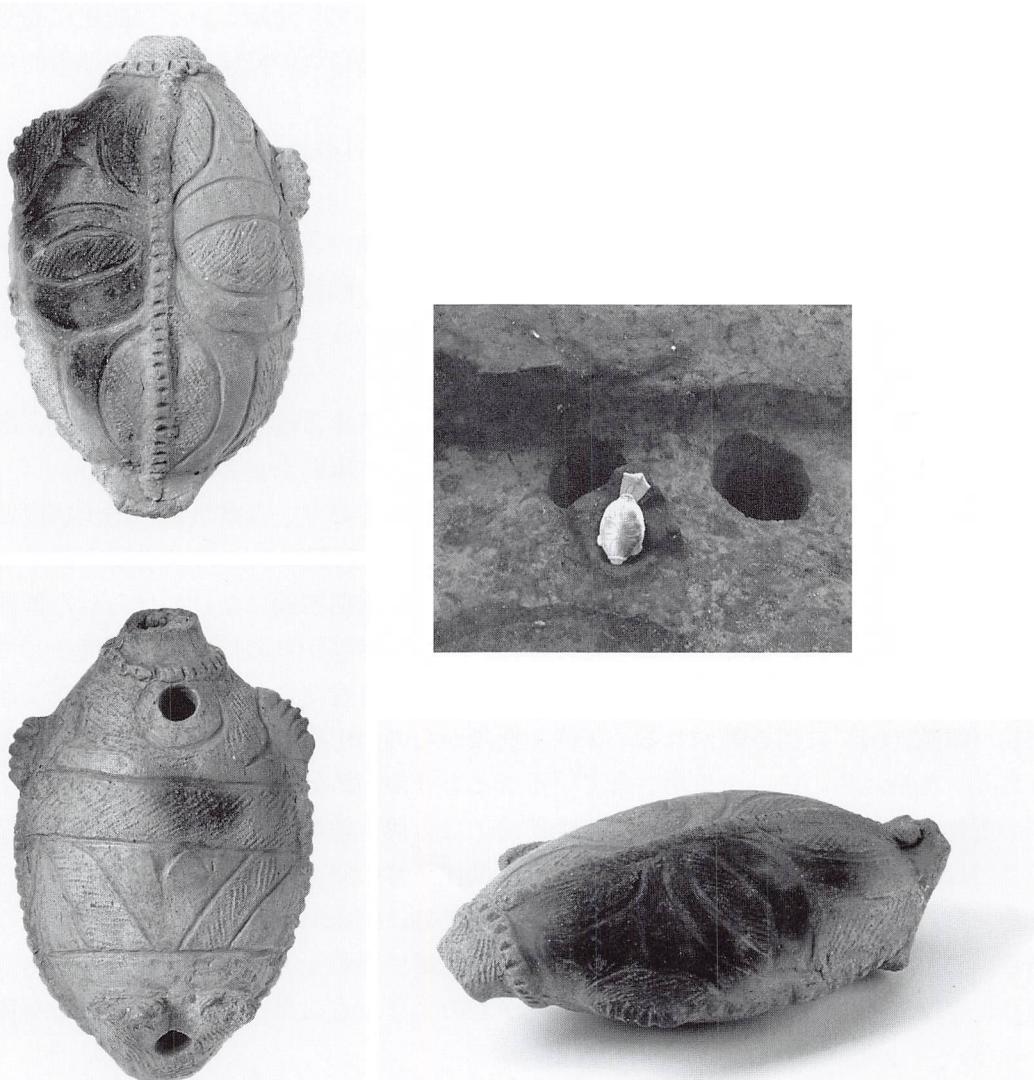
東北原遺跡の動物形土製品は久台遺跡例より時期的に後続する段階と考えられるが、出土状況は久台遺跡と共に通るものがあり、やはり竪穴住居跡の壁際・床面からの出土である。

動物形土製品の出土状況については土肥孝氏も注目されており、合掌土偶の出土状況と比較されている（土肥2006）。住居跡床面・壁際からの出土状況から想起されるのは後期中葉から後葉の異形台付土器である。異形台付土器とは関東の後期中葉から晚期初頭にかけて作られた器種で、その形態から香炉と推測され、祭祀用具と考えられる。床面・壁際からの後期の出土例として千葉市加曾利北貝塚などがある。異形台付土器の香炉としての機能は晚期に入ると脚付香炉形土器、柄香炉形土製品（堀越2004）に引き継がれる。床面・壁際からの出土事例は市原市菊間手永遺跡などで知られており、後期以来の扱いが継承されていることをうかがわせる。

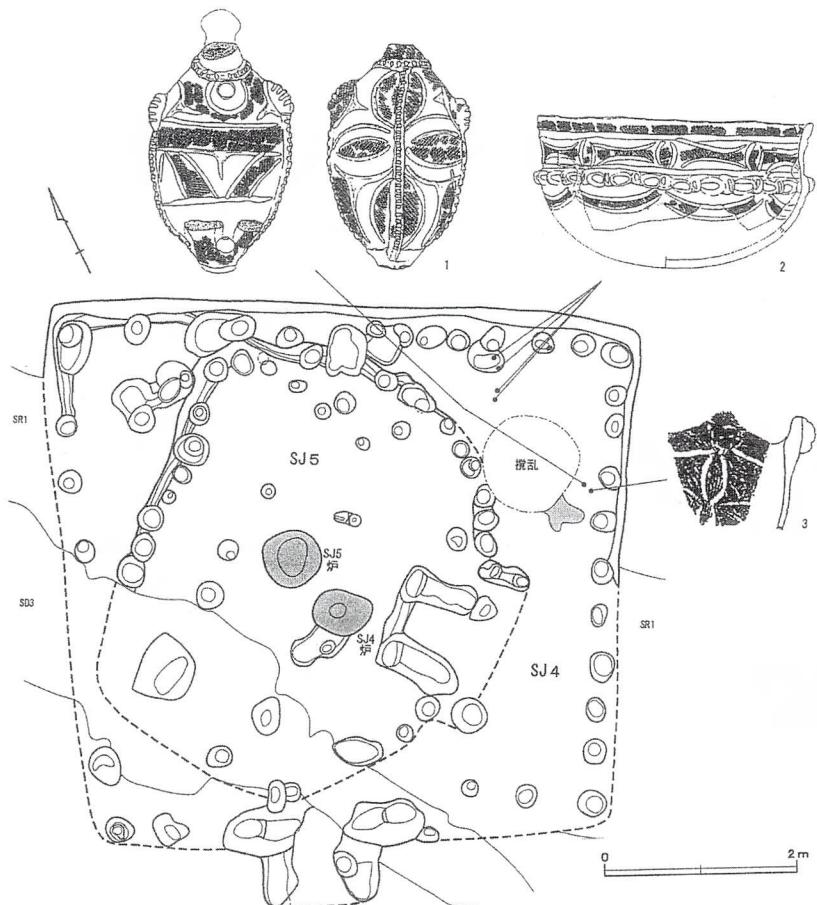
中空の動物形土製品が作られた縄文時代晚期前半は土偶・香炉・石剣などそのほかの祭祀用具も数の多さではピークを迎える。こうした祭祀用具は住居跡の床面・壁際から出土する場合が少なからずある。もちろん住居跡以外からの出土もあり、住居外に祭祀用具が集中する地点が見つかった遺跡もある。これらは祭祀用具が生活用具とは異なる経緯で終焉を迎えたことの反映である。その検討を通じ、縄文人の動物形土製品を含めた祭祀がどのようなものだったかを推測する契機になると考えている。

引用参考文献

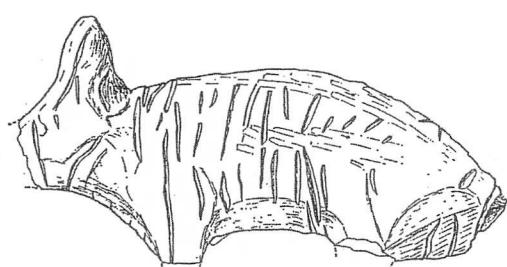
- 梅沢太久夫 1979 「動物形土製品－埼玉県入間郡越生町南原遺跡出土資料の紹介－」『埼玉考古』18
大宮市遺跡調査会 1985 『東北原遺跡－第6次調査－』
富士見市教育委員会 1985 『富士見市遺跡群Ⅲ』
埼玉県 1987 『荒川 人文Ⅰ－荒川総合調査報告書2－』
埼玉県 1993 『中川水系Ⅲ人文 中川水系総合調査報告書2』
埼玉県立博物館 1994 『神庭洞窟』
埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1995 『堂山公園／久台』
埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1999 『妙音寺／妙音寺洞穴』
文化庁編 1999 『発掘された日本列島99 新発見考古速報』
堀越正行 2004 「柄香炉形土製品の提唱」『史館』33
土肥 孝 2006 「さいたま市東北原遺跡出土の動物形土製品について－動物形土製品への視点－」
『埼玉の考古学Ⅱ』
埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2007 『久台遺跡Ⅲ』
埼葛地区文化財担当者会 2007 『埼葛の遺跡』



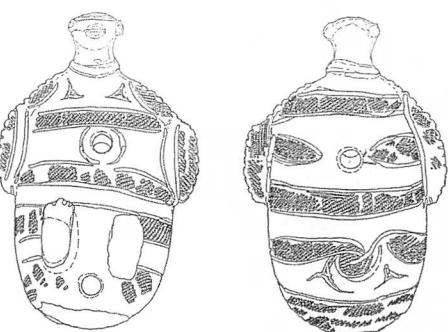
久台遺跡の動物型土製品とその出土状況



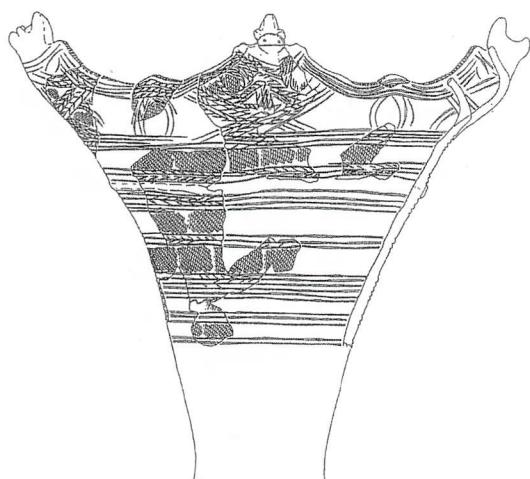
久台遺跡出土動物形土製品とその出土状況



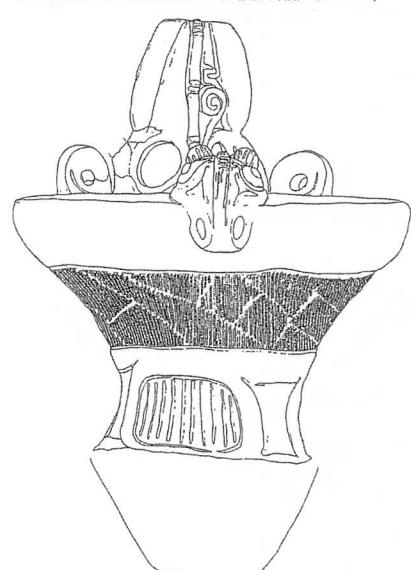
南原遺跡出土動物形土製品(縮尺1／1)



東北原遺跡出土動物形土製品(縮尺1／6)



堂山公園遺跡出土縄文土器(縮尺1／6)



羽沢遺跡出土縄文土器(縮尺1／6)

第1図 久台遺跡 動物形土製品の出土状況と関連資料

「古墳壁画に描かれた他界」

—動物・人物像を手掛かりとして—

嵐山史跡の博物館 若松 良一 氏



はじめに

本稿は平成19年12月22日に埼玉県立さきたま史跡の博物館において行った講演の内容に増補を加えて活字化したものである。

講演会では「古墳壁画の動物」と題して、古墳の壁画に見られる動物について講話をさせていただいたが、人物像を対象に加え、死者の他界について考察することに力点をおいて補ったので、その内容に沿った表題にあらためた。

1 動物の図像

(1)水鳥

線刻壁画の表現では種まで特定できるような鳥の絵は少ないが、描写の丁寧なものを挙げると、水鳥の特徴を示した例がある。茨城県幡横穴群では鷺(挿図1-1。以下「挿図」は略。)と鶴らしきもの、同県白河内古墳では首の長さが誇張された水鳥(1-3)、埼玉県地蔵塚古墳では冠毛の特徴から鷺と見うるもの(1-4)と嘴の特徴から鶴の可能性のあるもの(1-5)、千葉県長柄第13号横穴では7羽以上の水鳥側面図と2羽の鶴正面図(3-31)が、静岡県觀音堂3号横穴では鶴の可能性のあるもの(1-6)、鳥取県空山古墳では鷺らしき鳥(1-7)、大分県鬼塚古墳では嘴の長い水鳥(1-8)が描かれている。

日下八光氏は被葬者の靈を鳥によって祖靈の国に導いてもらうという遺族の願いがこめられていたと考えたが、ヤマトタケルの伝承によって、靈魂が白鳥に化身したことを典拠とするものであろう。しかし、白鳥と種が特定できるような絵は意外なことにほとんどない。また鳥の飛翔する姿は福岡県五郎山古墳にみられる正面図(2-27)以外にはほとんど例がない。これらの事実は日下説にとって不利な材料であるかもしれない。

金井塚良一氏は鳥と人間の生活とのかかわりの深さを追憶させる日常的な表現と理解した。鳥の描かれた場が水辺であることを示す長柄第13号横穴墓や地蔵塚古墳をテキストにすると、水辺という環境を示すことが日常的であったのか、特定の意味があったのかが議論の焦点となるように思われる。また、そこに描かれた水鳥が白鳥でなくとも、鷺や鶴のように神聖視される鳥の場合、特定の意味が付託されていた可能性は否定できないであろう。

(2)船にとまる鳥

北九州の彩色壁画には船に留まる鳥を描くものが数例みられる。福岡県珍敷塚古墳ではゴンドラ形の船の舳先に鳥(1-9)が、同県鳥船塚古墳では舳先と艤の両方に鳥(1-10)が、熊本県弁慶が穴古墳では船の中央部にドーム形の施設があり、その上に鳥(1-11上)が描かれている。これらのうち、珍敷塚古墳の場合のみ鳥の表現が丁寧である。首が短く頭の大きい鳥で嘴はさほど長くない。尾は短く、下に向いている。これだけの情報で種を特定することは困難であるが、鷗にも鳥にもみえる。彩色は赤であるが、鳥の色を反映したものではないであろう。

ところでこれらの船と鳥を組合せた絵画には記紀にみえる天鳥船伝承との関連性が説かれてい

る。天鳥船とは鳥に導かれて天界または冥界に導かれる船のことである。また、珍敷塚古墳の壁画(1-12)では向かって左端に鳥の留まる船が描かれ、その直上に太陽を表現した円文があり、右端に月を表現する墓蛙が描かれていることによって、昼の世界から闇の世界へ向けて航行する船を描いているとする見方が広く知られている。闇の世界とは黄泉の世界のことであり、冥界である。

このような鳥を伴う船の絵は時期と分布が限られている。船を描く絵画は3世紀末とされる奈良県東殿塚古墳の鰐付円筒埴輪に描かれているが、それには鳥の姿はない。また、船の線刻壁画は神奈川県洗馬谷横穴墓群第2号墓(1-13)、埼玉県地蔵塚古墳(1-14)、茨城県幡ヶ谷横穴墓群第6号墓(1-15)、宮城県高岩18号横穴墓(1-16)など東日本にも少なくないが、鳥が舳先に留まる例はない。したがって、鳥を伴う船は北九州地方に限って6世紀中葉ころの時期に描かれた題材ということになろう。けれども東日本の船の絵がおしなべて違う性格を持っていたといいきることはできない。それは高岩18号横穴墓の船の舳先に衣蓋が描かれており、東殿塚古墳や唐古鍵遺跡出土の円筒埴輪に伴う絵画(1-17)と同様に、人物を描かずして高貴な身分の人物(またはその靈魂)を乗せる船であることを示しているためである。ただし、船の下方に多数描かれた珠文が夜または冥界を示すものかどうかは検討が必要であろう。

(3)顧みられてこなかった魚

壁画古墳における魚の図文は今まであまり取上げられたことがなかった。分布中心が北九州以外であることに起因しているかもしれない。例数の多いのは鳥取県で、梶山古墳には唯一の魚の彩色壁画がある。奥壁中央に主題として1mほどの大きさで描かれており、尾鰭以外の鰐を省略する簡略な表現となっている(1-18)。同県空山15号墳には背鰐、尾鰐、尻鰐を伴う長さ約0.2mの魚の線刻画(1-19)、同県鷺山古墳には長さが1.2mもありこの古墳の壁画の主題として位置づけられる魚の線刻画(1-20)があり、それには眼、口、背鰐、第2背鰐、胸鰐、尻鰐、尾鰐が皆具している。また、尾鰐の下方には長さ0.1m余りの小魚が描かれている。

他地域では、大阪府高井田横穴群第1支群12号横穴、佐賀県多久市天山1号墳、兵庫県高塚山9号墳、千葉県外部田谷横穴群(1-21)などに魚の線刻画が知られ、さらに神奈川県下の横穴墓にも魚の可能性のある簡略な図文が数例存在している。

魚の絵の意味合いに付いては、主題的に描かれている場合、折口信夫の研究を参照して被葬者の靈魂が宿る魚を描いたのだという見解を提示する人もある。筆者は漁労風景を示す場合のあることや魚形埴輪の研究成果から、死者に供犠される魚が描かれたもので、猪鹿を供犠する山野の民に対して魚を供犠する海川の民があったことを想定している。

(4)馬

描かれ方によって、AからCの3つに分けて取扱う。

A 船に乗る馬

北部九州には馬を乗せた船の絵がある。熊本県弁慶が穴古墳では馬を乗せた船の上部に鳥の留まるドーム形の施設を伴う別の船が描かれている(1-11下)。柩の表現とする意見がある。このような表現は福岡県五郎山古墳の2艘の船にも認められ(2-27)、これらは長方形に描かれており、より柩に近い表現といえる。しかし、実際の柩は古墳に安置されていたはずであり、矛盾が生じることになる。筆者は靈魂を収めた箱を表現した可能性を考えており、弁慶が穴古墳のドーム形施設の中心部に描かれた珠文こそ靈魂を明示したものと推定している。この推論が正しいとすれば、靈魂を乗せた船に従う馬を乗せた船の性格は明瞭となろう。近年その発見例を増している馬の殉葬墓の研究成果を参考すれば、増田精一氏の説くように、主人とともに冥界に赴く馬を描いたものとみて差支えないであろう。

B 手綱を取られる馬

埼玉県地蔵塚古墳の線刻壁画では馬の頭部下方に描かれた鳥帽子を付け鞍を背負う武人の左手から直線が延びて、馬の頭部に向かっている。しかし、この直線は途中で途切れている。薄れてしまつたものと理解した上で、この直線は手綱とみなされている。福島県泉崎4号横穴墓の彩色壁画では左側壁に口取りされる2頭の馬が連なって描かれている(2-23)。このうち後ろの馬には人が乗っている。その前方にも騎馬人物があるが、場面設定は不明である。冥界に導かれる馬、殉殺される前に曳き廻される馬などの特定解釈も可能であるが、状況証拠が明瞭でない現在、その描出意図を明らかにすることは困難である。

C 人の乗る馬

福岡県王塚古墳前室奥壁には左右対称形に4頭の人の乗る馬が描かれ、馬装表現が緻密であるのに対して、人物が極端に小さいことが指摘されている。このように人物が小さく表現された騎馬像は福島県清戸迫76号横穴の奥壁右端(2-29)にもある。中央部に一段と大きく描かれた渦巻文と繋がる人物像が被葬者像と目され、それに馬の頭部が接していることを重視すると、被葬者が冥界に連れて行く馬を描いた可能性が考えられる。大きな人物像の姿勢は馬を招き寄せる姿見える。騎馬人物が小さい理由は稚児が描かれたものであろうか。数少ない騎馬埴輪にも同様の特徴が示されている。

また、岡山県新見市出土の須恵器の線刻画(2-24)に、軒や屋根の上に植物の枝を挿した二階家、その右側に房の下がったが旗が描かれており、家の左側には騎馬人物像がある。馬の尻は屈曲する線で二階家と繋がっている。辰巳和弘氏はこの家を軒に賢木を付けた喪屋、旗を挽旗と推定した上で、騎馬人物の頭部が蓬髪で顎鬚の表現を伴うことから、被葬者の靈魂を擬人化したものであろうと考えた。古代中国では鬼（死者のこと）は蓬髪裸身と信じられており、こうした信仰が日本に古くもたらされていたとする志田諄一氏の研究を参照したものであるが、尊重すべき見解である。このことに対して、大阪府高井田横穴群第2支群第3号横穴の羨道左側壁、同第2支群23号横穴羨道左側壁、同第2支群28号横穴、安福寺横穴群10号横穴羨道側壁に描かれた線刻騎馬像(2-25)は人物が大きい。このうち安福寺例は長い筒袖の人物などとともに描かれており、描写・構図とも優れていることから渡来系絵師の関与が推定される。いっぽう、騎馬の鞍に旗が取り付けられた状態を示す絵が数例知られている。福岡県薬師下南古墳後室左壁に描かれたものは馬の倍ほどもある長い竿の先端に3旒の長い旗を取り付けたものであり(2-26)、同県五郎山古墳奥壁に描かれた騎馬像(2-27)には鞍の後ろに湾曲する竿があり、その先端に横長長方形の大きな旗が付いている。蛇行状鉄器といわれてきた遺物が埼玉県酒卷14号墳の埴輪の発見によって旗竿金具であったことが明らかとなった現在、朝鮮半島から騎馬用の旗が我が国にもたらされていたことが証明されたので、実際の有様を描いた図と考えてよい。また、青旗は万葉集によって挽旗であることがわかっている。このような旗を付けた騎馬図はほかに、大阪府高井田横穴群第2支群10号横穴、同第2支群23号横穴、同第2支群28号横穴の線刻壁画にも認められ、これらは葬送の様子を再現した絵画である可能性が考えられる。

2 狩猟と漁労の場面－猪・鹿・犬と魚－

(1)福岡県五郎山古墳の狩猟図(2-27)

福岡県五郎山古墳奥壁に描かれた様々な彩色壁画の場面を埴輪と対比して、共通するものであることを論証したのは小田富士雄氏であった。その対比資料となったのは埼玉古墳群中の前方後円墳で形象埴輪群のほぼ全貌が解明されていた瓦塚古墳であり、その配置復原を経て、各ブロックが巫女の執行する祭儀、琴弾きや踊り手からなる魂振りの舞い、殯屋を警護する武人や楯、口取りされ

る馬列、鹿を狩る狩猟場面などからなり、全体としては被葬者をモガリする古代葬送儀礼であったことを示したのは筆者であった。本稿では、逆に筆者が五郎山古墳奥壁の彩色壁画の主題解明に取り組んでみたいと思う。筆者が既に検討したところでは、狩猟表現はAからDの4場面に分かれ、騎馬または徒歩で弓を引いて猪や鹿を狩ろうとする場面が描かれている。しかし4場面に分かれているのは、その間に先行して描かれたと推定される鞍の図文が介在しているためであって、本来は一つの大規模な協同狩猟図であるとみなすことが可能である。五郎山古墳の壁画主題について前著を要約しながら自説を紹介したい。狩猟表現Dの騎馬には緑色の旗が描かれ、これは挽旗の表現とみなすことができる。挽旗を標榜しながら狩を行っていることから、それが死者のために行われた狩であることがわかる。その狩を間近で見守る異形の人物像は被葬者の靈魂を表現したものである可能性が考えられた。狩猟表現Cを見守る女子像が左手に提げているのは狩猟の結果として得られた獲物の肉と推定される。この女子像は場面④にも描かれていて、跪いて喪屋にその肉を捧げようとしている。喪屋の前に立つ男子は魂振りの呪術を行っている。

また、場面⑦と⑨にみられる共通表現に、腰に左手を当て右手で手招きをする人物像があり、前方に大きな同心円文が描かれるが、それが獲物の直上に位置しているため、動物靈（マナ）を示したものと理解することができる。喪屋の中の死者に扶植する呪術が想定されるところである。以上のことから、五郎山古墳奥壁に描かれた壁画の主題は喪屋に安置された死者に肉を捧げ、動物靈を扶植するために挙行された大規模な協同狩猟であり、供犠のための狩とすることが可能であろう。なお、画面の隙間を埋めるようにしていくつかの珠文が描かれている。辰巳和弘氏は珠文を冥界の表現と捉え、壁画は来世においても被葬者が狩猟を楽しむことができるよう希求して描かれたと理解した。しかし、白石太一郎氏はこうした表現は高句麗壁画の影響ではあっても、その思想が理解されて描かれたものとは言えないと言っている。筆者は、この壁画が現世において喪屋の周辺で挙行された狩猟を描いたものであることが明らかなるため、辰巳氏の見解に従うことはできない。

(2)福島県泉崎4号横穴墓の狩猟図(2-28)

奥壁に描かれた主題は4人の勢子を伴って行う騎射の鹿狩の場面と供物を捧げ持つ3人の女性で構成されている。供物はその鹿の肉であろう。したがって、狩猟図と女子像は因果関係があり、時間的に連続する事象を一つの画面に描いたものと推測される。このような異時同画技法は前述した五郎山古墳にも認められたところであった。五郎山古墳に比べれば簡素な表現ではあるが、死者のために行う供犠のための狩猟が共通して描かれていたといいう。壁画の下部には横方向に展開する珠文が多数描かれている。

(3)福島県羽山1号横穴墓の狩猟図(3-39)

囲いのある狩場（禁園）で4人以上が行う共同狩猟がこの壁画の唯一の画題であり、獲物は赤と白で描き分けられた2頭の鹿である。消失した中央部画像は騎馬の射手であったと推測される。画面全体に赤と白の珠文が散在しており、星辰を表したものとすれば高句麗壁画の影響とすることができる。

(4)福島県清戸迫76号横穴墓の狩猟図(2-29)

壁画の主題は二つある。ひとつは中央部下段から左側に展開する構図で、狩猟場面とそれを見守る被葬者のひとがたに描かれた靈魂である。したがって死者に供犠する目的で狩が行われたことが知れる。もうひとつは中央部上段から右側に展開する構図で、騎手の乗る馬を招く被葬者のひとがたの靈魂である。二つのひとがたは服装と被り物が一致しており、同一人物であることが示されている。渦文はここでは冥界を象徴しており、これと繋がることによって他界する被葬者の靈魂が愛馬を冥界に連れて行く様子を表している。

(5)その他の狩猟図

線刻壁画で狩猟場面が描かれたものは東北地方南部に何例か存在している。福島県船着横穴には

四足獸を4人で狩る協同狩獵が示されている(3-38)。この四足獸はあまり写実的なものではないが、背中に鰐状の蓑毛を表現しているので猪の可能性がある。2人の勢子が前方から駆け寄り、その少し前方に弓を番える狩人がいるが、とどめを刺しているのは獲物の斜め後方にいる狩人で、槍を背中に突き刺している。この狩獵場面の左側には他の人物と異なって手足の表現がなく、杓子形の異形の人物像が描かれている。大きさも他の人物に比して格段に大きい、被葬者の靈魂を示したものであり、狩獵の様子を見守っている姿と考えてみたい。

福島県大窪横穴群中の1基から四足獸の前方から弓を放つ狩人の線刻画が発見されている。四足獸は脚部が長く、耳の形状からも雌鹿を描いたものらしい。

彩色壁画のある福岡県瀬戸横穴墓群第14号横穴墓玄室東壁には雌鹿の背後から矢を放とうとする狩人が描かれている(2-30a)。膝から上部が大きく膨らむ衣褲を着用し、三角形の編み笠を被っているように見える。興味深いのは玄室西壁に描かれた刀を抜いて右手に持つ人物と馬の組み合わせ(2-30c)である、馬の殉殺風景となる可能性がある。

(6)千葉県長柄第13号横穴墓の漁労図(3-31)

漁労図は例が少ない。長柄第13号横穴墓の奥壁いっぱいに描かれた線刻画はパノラマふうの構成で重複が少ない。報告書では中央部の三角形の構造物を堅穴住居かとするが、これは四つ手網である。下部に斜格子の網目が表現され、上部には竹か木で拵えた骨組みがあり、それらが交差する頂上には結束するための要が表現されている。この四つ手網の向こう側には両手を広げてこれを操る漁師の姿が描かれている。網の中には魚の姿はなく、これから網を入れようとする状況を示したものかもしれない。四つ手網の近くには蓮の蕾とみられる表現があり、7羽の水鳥らしき首の長い鳥が魚を捕食するような姿勢で描かれている。湖沼の水辺の環境が丹念に描写されたものと見て差支えないであろう。これらの上部には4層の屋根を持つ望楼らしき建物と2羽の鶴の正面図が描かれており、集落の一部が描き込まれているとみられる。

画面左端に杓子形の顔が縦方向に二つ重ねて描かれている。頭髪の表現がなく、表情は温和である。漁労の様子を見守る被葬者たちの靈魂を表現したものであろう。四つ手網で捕獲される魚はその死者に供えられるべきものである。したがって、画題は日常風景ではなく、供犠のための漁となる。

3 人物の呪術的な表現と祖靈像

(1)四股踏みをする人物画(3-32)

千葉県千代丸・力丸横穴群第12号墓には奇妙な人物線画が2つある。ともに股を割って大きく開き、爪先が外側に向く。いわゆる蟹股の状態である。また手は脇に下げ、手のひらを外方に開く。この特異な姿態は力士の四股踏みや神楽田力男、猿田彦のヘンバイに見られるものと共通している。相撲が鎮魂と深い関係があることは百濟大使堺岐が来日した時、息子が頓死したので、健児に命じて相撲を取らせたという日本書紀の記事から窺うことができるが、葬事を掌る土師氏の祖である野見宿禰が相撲の達者と伝えられることにも示されている。また、四股踏みをする力士埴輪が福島県原山1号墳から出土しているように、古墳時代には既に葬送儀礼に相撲が組み込まれていたことを知ることができる。とくに四股踏みやヘンバイと呼ばれる地摺りの足使いは中国古代の「う歩」と同じく鎮魂の呪術であったと考えられている。

したがって、壁画に描かれたのは死者の鎮魂の呪術を示すものとみて差支えないであろう。

(2)蓬髪の人物画

線刻人物画では頭髪表現を欠く坊主頭の人物が多い。しかし、大阪府高井田横穴群においては、第2支群12号横穴、第2支群27号横穴、第3支群5号横穴、第4支群7号横穴(3-33)に坊主頭の人

物に混じって、放射状に逆立つ頭髪を表現するものがある。これらは当時の美豆良を結ったり、つぶし島田を結ったりする習俗に反し、髪を伸ばしっぱなしにしてあえて結わない様を示している。髪を結わざ、身なりを省みないのは魏志倭人伝に登場する持蓑の様に共通している。また、古代中国においては鬼（死者の靈魂）は蓬頭で裸身と信じられていたという。

ところで、これらの蓬髪の人物たちは描かれた大きさや位置から壁画中の中心人物とはならず、むしろ脇役であるという共通点を有している。例えば、舟を漕ぐ人物の一人は辰巳和弘氏が考るよう持蓑として差支えないであろう。しかし、船と無関係なものについては、蓬髪が仙人など、物忌みする人々の身体表象であることを想起するならば、被葬者の喪に服す喪主の姿を描いたという新しい見方も可能であろう。

べつに蓬髪の人物の頭部だけを描いたものに千葉県千代丸・力丸横穴群第25号墓の左側壁天井部に描かれた例(3-34)がある。こちらは他の人物像よりも大きく描かれていて、別の解釈が必要となる。死者を表したものかもしれない。

ちなみに、茨城県猫淵横穴群9号墓の人物は蓬髪で口髭と顎鬚があり、目をむき、歯を示すなど、憤怒の形相が見事に描かれている。しかし、手に持つのは先端が菱形となる短剣であり、不動尊の表現と似ている点は看過できない。横穴墓は7世紀に比定されているが、この壁画を当初のものとするのは無理であろう。

(3)身体を省略した顔の画像

身体を省略して頭部のみを描く線刻画は九州では宮崎県、関東では神奈川県、東京都、千葉県に分布している。宮崎県では広原1号横穴墓、蓮ヶ池53号横穴墓などに例があるが、小さな図が群在する点に共通項がある。前者は髪と鬚の表現を欠くが、後者は顎鬚を伴うものが多い。また後者のばあい、船の絵に接して7つの顔があることから、船に乗って冥界に赴く被葬者の靈魂を描いた可能性がある。その場合、同時に描かれたとするよりも順次描かれたとする方が実際に即していることになろう。

これらに対して、関東地方の横穴墓の顔は奥壁の中央部などに大きく描かれ、群在するものと、単体のものとがある。複数描かれるものは神奈川県庄ヶ久保横穴群第8号墓(3-35)、東京都不動橋横穴墓群第11号墓、千葉県源六谷横穴墓群第6号墓(3-36)・同7号墓、千葉県千代丸・力丸横穴墓群第14号墓・同25号墓である。

これらのうち庄ヶ久保横穴群第8号墓のばあい、玄室奥壁の上段に一際大きな顔が3つ並び、その右側にも小さな顔がある。中段には中くらいの顔が1つ、下段にも中くらいの顔が1つあり、合計では6個の顔がある。大きな顔は仏像であって三尊像の型式をとるとする意見があるが、額に白毫がある訳ではなく、耳たぶの長い耳も描き込まれていないので仏像と見る根拠は薄いように思われる。この大きな顔の下には垂線が2本引かれており、下端部は鍵状に曲がっている。これを仏具と見る意見もあるが、後述するように大きな顔に伴う足の可能性が高い。おそらく3つの顔に2本ずつ、計6本描かれた内の2本が現存しているのである。

大きな顔を玄室中央部などに単体で描く例としては、神奈川県早野横穴墓、同県王禅寺白山横穴群第1号墓、同越の山横穴墓群第2号墓がある。いずれも頭髪の表現を欠き、表情が温和である。このため仏像の可能性が説かれている。しかし、庄ヶ久保横穴群第8号墓のばあいと同様に仏像とする決め手を欠いている。これらの顔の正体は千葉県源六谷横穴墓群第6号墓の線刻画(3-36)に示されている。胴体のない顔が逆さまに2本足でぶら下がっているのである。これらの大きな顔には胴体を伴っていないのである。当然、人間を描いたものではない。しかし面相が穏やかなため、墓を護る僻邪とすることは不適当である。また、靈魂を描いたとするにも、他界への葬送の様子を伴わないことに難点がある。複数並列する場合があることからも、おそらく靈魂が他界に赴き、年を

経て祖靈となった姿を示したのであろう。

この異形の祖靈のイメージは日本書紀と肥前・豊後・常陸・摂津・陸奥・日向風土記に登場する土蜘蛛伝承の源であったのではないか。身長が低く手足が長いという土蜘蛛の身体的な特徴はこれらの図像と重なり、逆さまの表現は蜘蛛の生態と完全に合致している。また、土蜘蛛を穴居民と伝えるのは横穴墓の主であったからに違いない。こう考えると、まつろわぬ民が横穴墓と繋がっていることはたいへん興味深い。

(4)森の中に描かれた異形の人物像

大阪府高井田横穴群第1支群5号横穴墓奥壁の線刻壁画(3-37)は背景に5個の木葉文を横並びに描き、その前面に達磨状の異形の人物を置いている。顔はその外郭線とは別に中心部に小さな輪郭を持ち、顎鬚と頬鬚の表現がある。手は枝状の線画で雪達磨を連想させるが、線画の両足を伴う点で雪達磨とは異なっている。この人物像は木葉文と重複せず、計画的に配置されていることから、後世の戯画の可能性は低い。

また、描かれた位置と大きさからして、この壁画中の主題と目される。筆者は森の中にある被葬者の靈魂を示したものと推測する。構成のよく似た線刻壁画に鳥取県米岡2号墳の例がある。多数の綾杉文に囲まれた中央部に両手をひろげて立つ人物図があり、頭部は円形で頭髪や鬚の表現は伴っていない。この古墳に描かれた唯一の人物像であることから、やはり森の中にある被葬者の靈魂をひとがたに描いたものと類推される。頭部に重複して倒立の木葉文が描かれているのは姿を隠す意味合いが籠められているのかもしれない。これとよく似たモチーフは神奈川県堂後下横穴墓群第9号墳にもあり、多数の綾杉文が描かれ、そこに隠れるようにして佇む人物像がある。このように、森の中に描かれた靈魂の図は類型化が可能となるかもしれない。

まとめ

古墳壁画に描かれた動物には鳥、馬、猪、鹿、犬、魚があった。こうした動物たちは日常風景の中でその生態が描かれているのではなく、墓主の葬送儀礼と関係して描かれていることを指摘した。とくに狩猟場面と漁労場面は死者に供犠するために挙行された共同体の特別な狩猟を表現しており、そこには供物を喪屋に捧げる巫女、動物靈を招き寄せる呪術者、さらには狩を見守るひとがたの靈魂までが描かれていた。

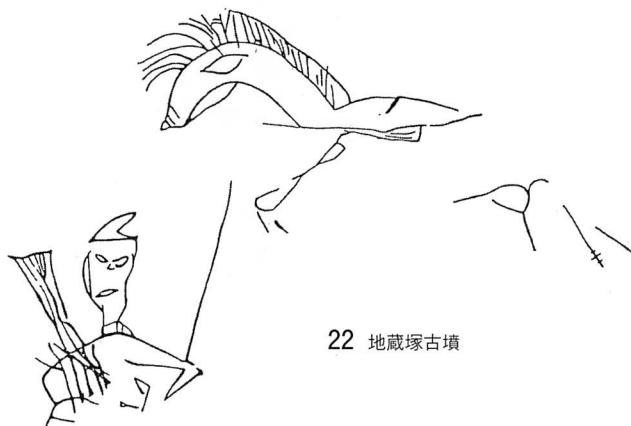
いっぽう、人物像の検討においては、胴体がなく逆さまに天井からぶら下がる異形の人物像を祖靈像と考え、土蜘蛛との関係にもふれた。また、森の中に描かれた人物像は他界した靈魂を示すものと考えた。あらためて、古墳壁画が日本人の死に関する基層文化を封じ込めたタイムカプセルであることを再認識した次第である。

主な引用文献

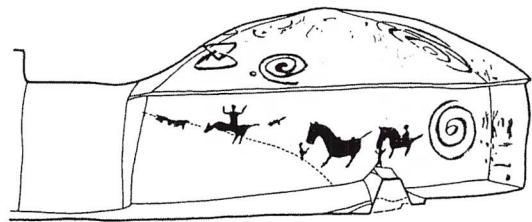
- 小林 行雄 『装飾古墳』 平凡社 昭和39年
金井塚良一 「東日本の線刻画」『埼玉県立博物館紀要』8・9号 昭和58年
日下 八光 『東国の装飾古墳』 雄山閣出版 平成10年
辰巳 和弘 『埴輪と絵画の古代学』 白水社 平成4年
白石太一郎ほか 『装飾古墳の世界』 国立歴史民俗博物館・朝日新聞社 平成5年
小田富士雄・武末純一 『国史跡 五郎山古墳』 筑紫野市教育委員会 平成10年
埋蔵文化財研究会 『装飾古墳の展開』 資料集 平成14年
若松 良一 「古墳壁画の狩猟図について」『埼玉県立史跡の博物館紀要』創刊号 平成19年



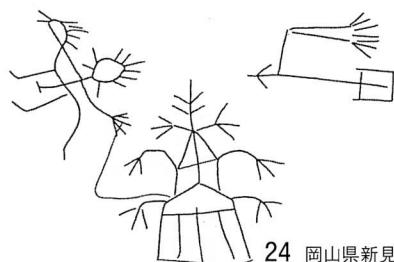
挿図 1 古墳壁画集成 1



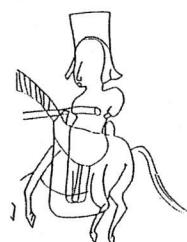
22 地蔵塚古墳



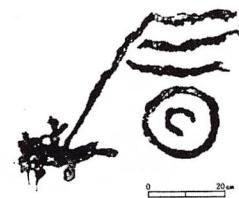
23 泉崎 4号横穴



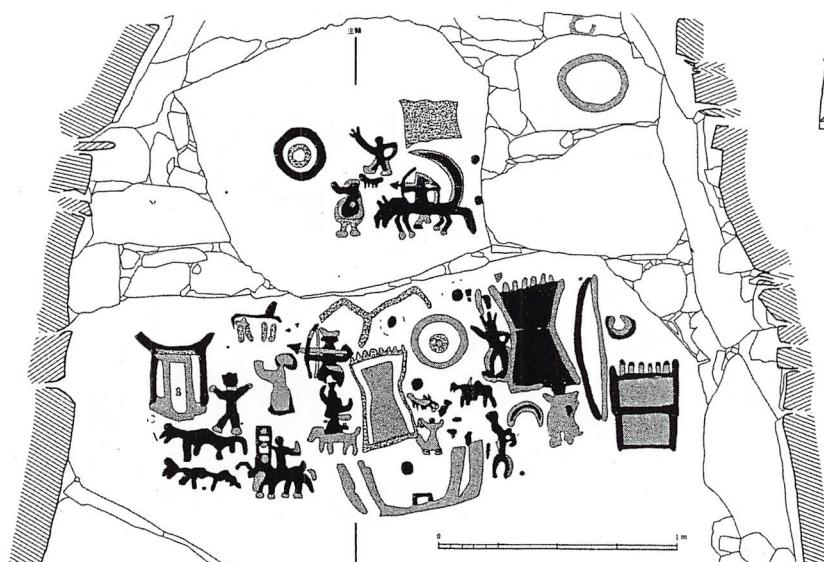
24 岡山県新見市出土須恵器



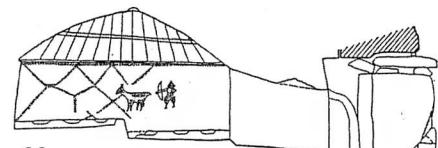
25 安福寺10号横穴



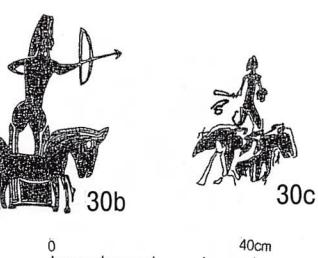
26 薬師下南古墳



27 五郎山古墳

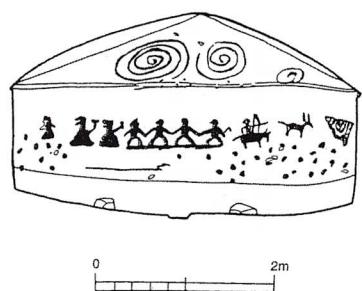


30a



0 40cm

瀬戸14号横穴

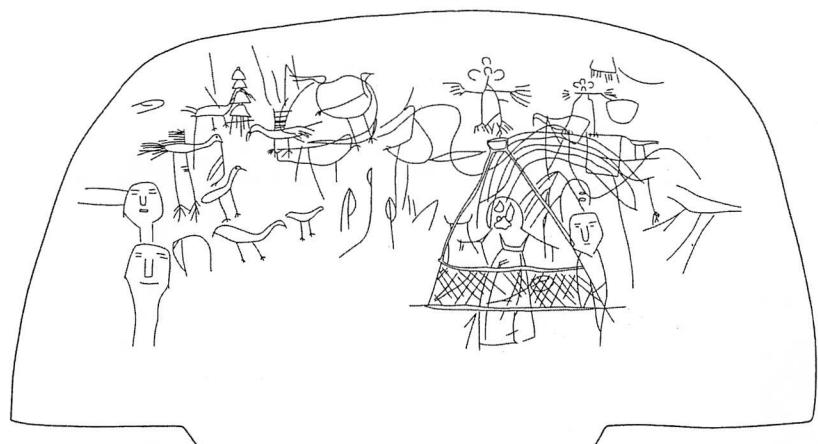


28 泉崎 4号横穴



29 清戸迫76号横穴

挿図 2 古墳壁画集成 2



31 長柄13号横穴

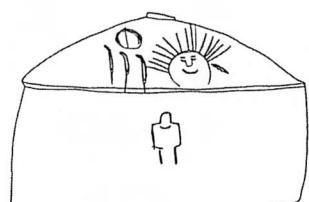
0 1 m



32 千代丸・力丸横穴



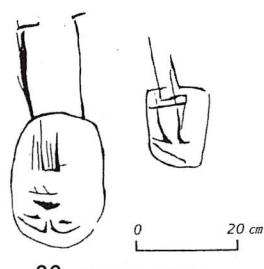
33 高井田山4-7号横穴



34 千代丸・力丸25号横穴



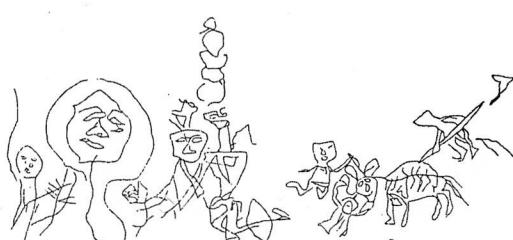
35 庄ヶ久保8号横穴



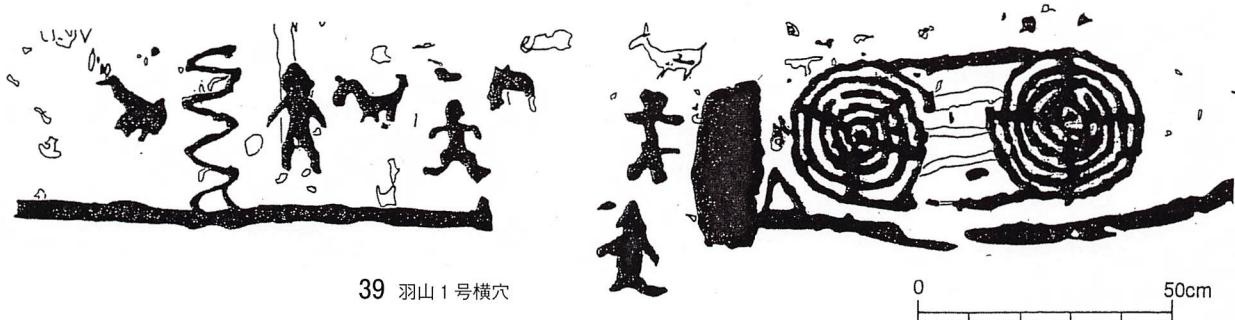
36 源六谷6号横穴



37 高井田山1-5号横穴



38 船着横穴



39 羽山1号横穴

0 50cm

挿図3 古墳壁画集成3

平成19年度さきたま講座『考古学で学ぶ動物とのかかわり』
「原始・古代の豚と猪」

国立歴史民俗博物館 西本 豊弘 氏



はじめに

ここでは、動物考古学の立場から「原始・古代の豚と猪」について、お話をさせていただきます。

まず、動物考古学という研究分野は、遺跡から出土する動物遺体と人間生活との関係を考える考古学の一分野で、旧石器時代から現代までの資料を扱います。

そして、化石研究と異なる点は、人間がどのように動物と接してきたかを考えることが目的であり、動物主体ではなく人間主体の研究であることです。

1 家畜について

さて、今日のテーマは豚と猪についてですが、豚は猪を家畜化したものと言われています。そこで、まず野生動物を家畜化した場合に骨格にどのような変化が現れるかを簡単に説明しておきます。

動物考古学研究者は全身の骨を扱いますが、家畜現象を捉えるのに最も適した部位は頭の骨です。頭の骨のどこを見るかと言いますと、たとえばイヌの頭骨を見た場合、全体の大きさとともに額の部分に注目します。前頭部の窪みを額段（ストップ）があるかどうか、またどの程度窪むかを観察します。そして、頬骨がどの程度外側に張り出しているかを見ます。吻部の形や後頭部の大きさや形を見ます。後頭部の高さも観察項目です。さらに、上顎や下顎の歯の大きさを観察します。特に上顎の第4前臼歯と下顎の第1後臼歯は裂肉歯といってイヌ科特有の形態をしていますので、丁寧に観察します。

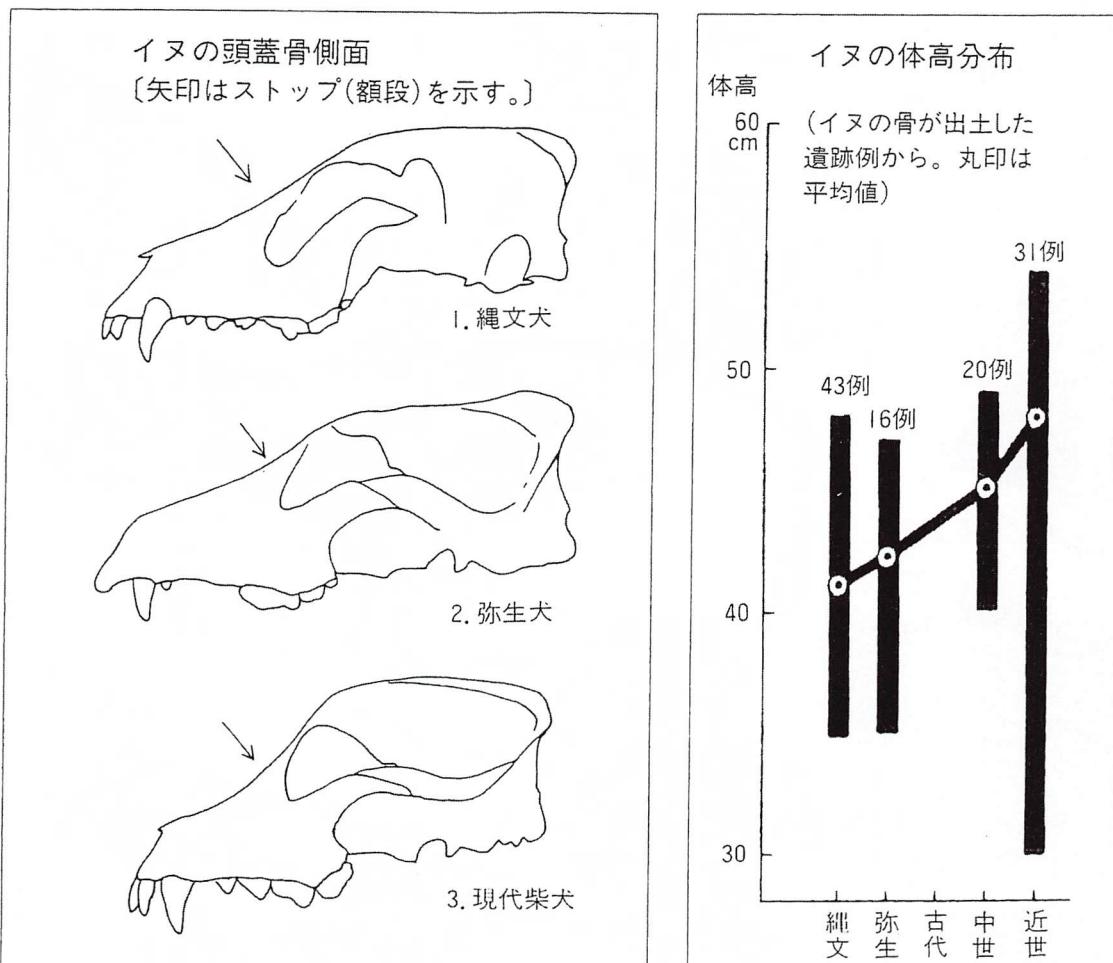
これらの観察の結果、オオカミやキツネではなく、イヌであることを確認したあと、縄文犬か弥生犬か、近代犬かなどを考えます。もちろん、骨の年代決定は遺跡や出土した遺物包含層から推測しますが、現代人が縄文時代の貝塚の上に飼い犬を埋葬する場合があるので、イヌの骨の観察を必ず行い、イヌの年代を確認しておきます。

さて、家畜化の話に戻りますと、一般的に野生動物を家畜化すると、骨格が小さくなるといわれています。

また、頭部が短く丸くなり、それに伴って歯が短くなります。ある程度家畜化が進むと、大きな家畜を好む人と小さな家畜の方が良いという人間の好みに合わせて、大小のバラエティーが出てきます。現代のイヌが大小様々なことは、皆様が飼われているイヌを見ればお分かりと思います。

また、家畜では病気をもつ個体が多くなります。たとえば骨折が治癒した痕を持つ骨がよく見られます。野生ではケガをするとすぐに他の動物の餌食になりますが、飼育されていると餌を与えられるので治癒するからです。

また、イヌやネコでは人間と同様に歯周病が多くなります。もちろん、このような病変があったから家畜であると決めるることはできません。自然界でも病変が見られる個体があるからで、病変は



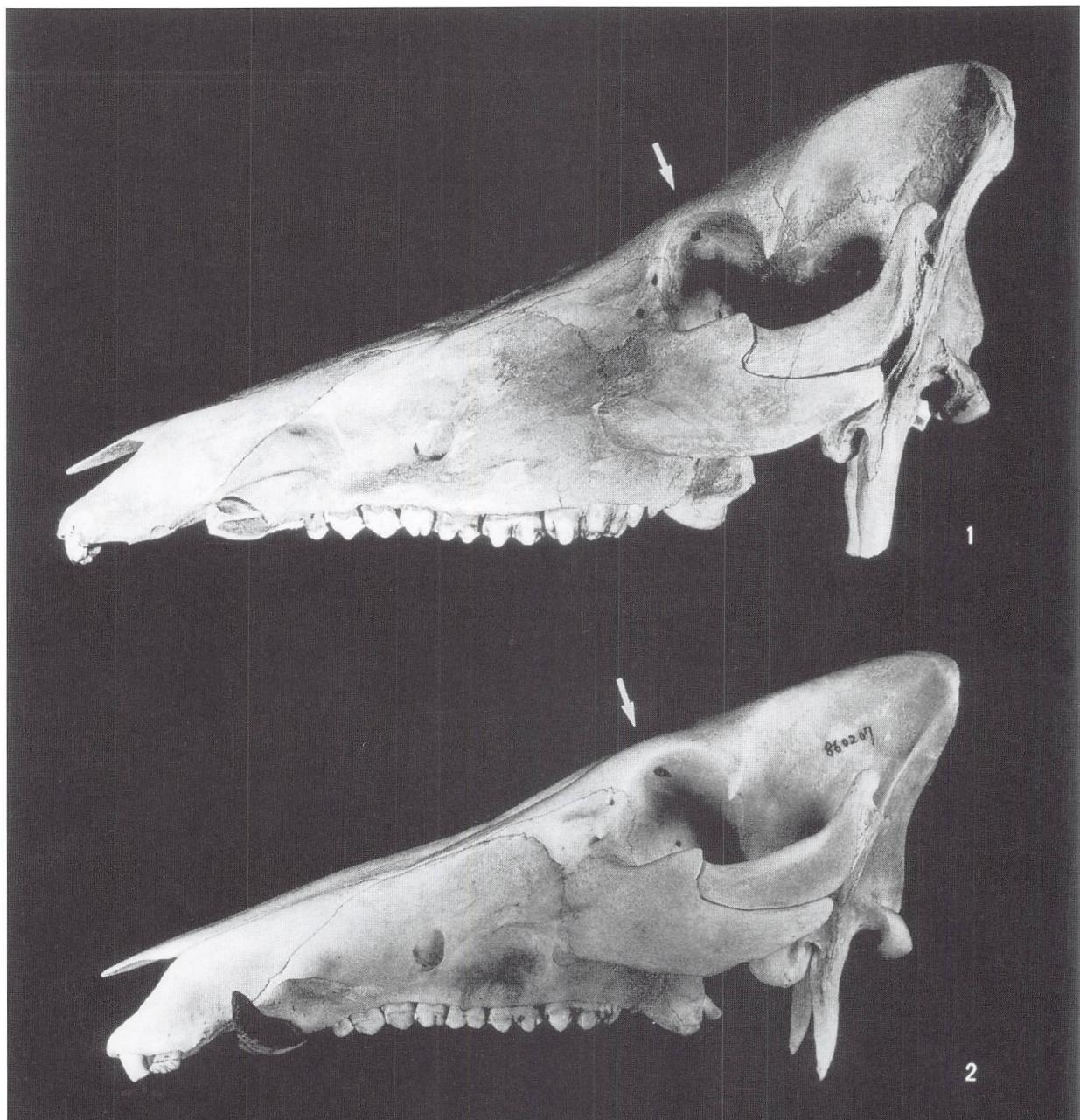
各時代の犬の頭骨の比較

家畜化に伴う現象の一つに過ぎないからです。この他に出土する個体の年齢が揃うなど、多くの家畜化を示す事例が議論されています。

2 弥生ブタについて

猪という語は中国では豚を意味します。つまり干支の猪年はブタ年生まれのことです。しかし、日本ではいつの頃からか猪が野生のイノシシで、家畜の猪は豚とされてきました。ここでは混乱をさけるためにイノシシとブタと表記して話をすすめます。

さて、私が弥生時代にブタが飼われていたと主張したのは1989年のことです。以前に弥生時代にブタが飼われていたのではないかと指摘されていたのは直良信夫先生でしたが、一般的には認められていませんでした。私は、すでに述べた家畜化現象をもとに、大分市下郡桑苗遺跡出土のイノシ



ブタとイノシシの頭蓋骨側面

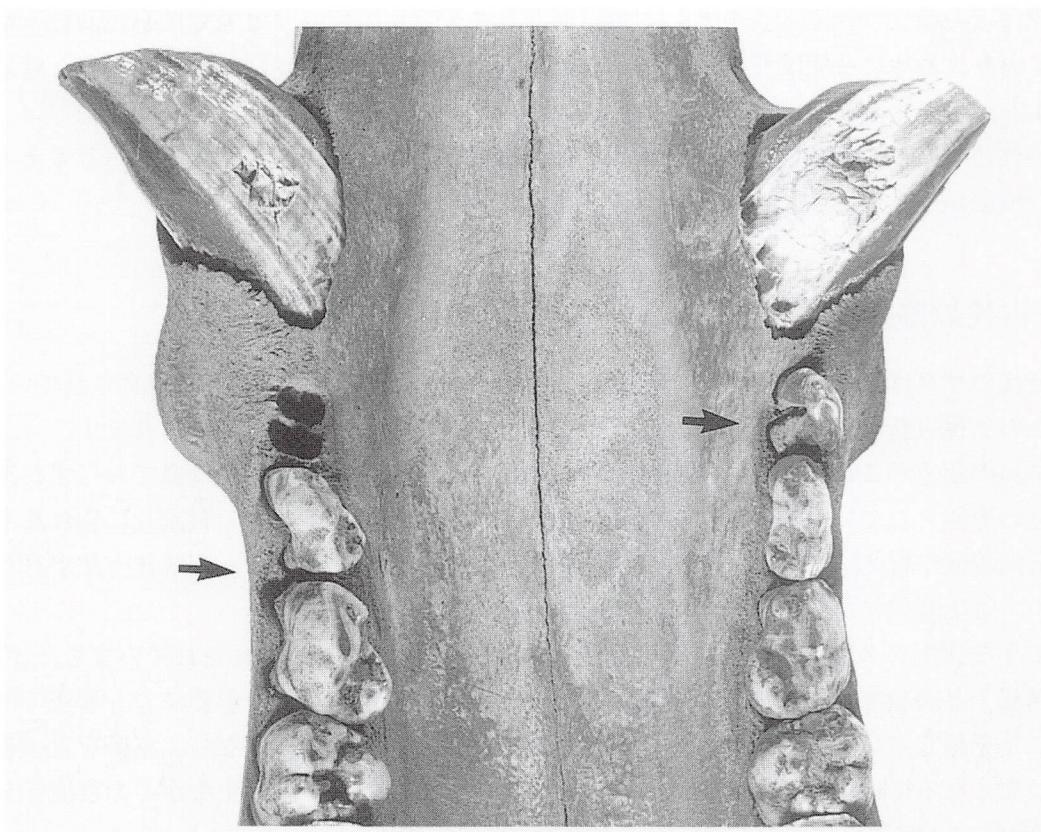
1 大分県下郡桑苗遺跡出土のブタ（♂成獣） 2 現生のイノシシ（♂成獣）

矢印は眼窩上部を示す。イノシシではこの部分が少しふくらむが、ブタでは少しくぼんでいる。

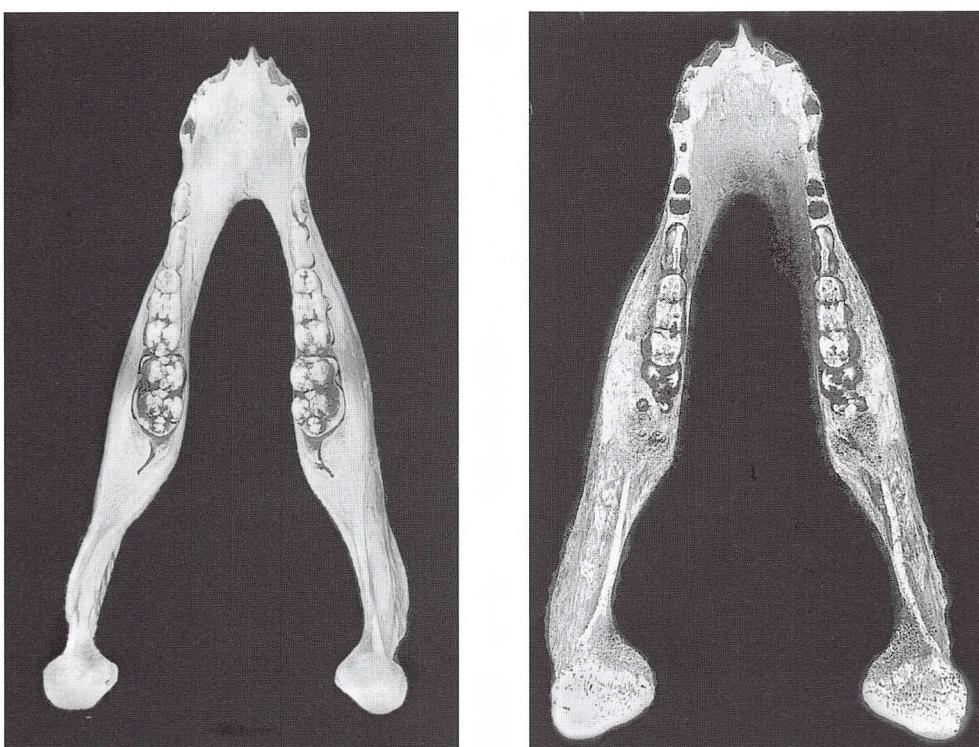
ブタではこの矢印より後方の後頭部が高くなるのが特徴。（西本 1991 b より）

シ類頭蓋骨をブタと同定したのです。その資料のレプリカをここに持ってきました。当初3個の頭蓋骨が遺跡から出土していたのですが、そのうち1点の後頭部に成育異常を認め、また歯が丸くなっていたのでブタとして発表したのです。もう1例には歯槽膿漏の症例を認めました。もう1例は若い個体であり、イノシシかブタか分かりませんでした。その翌年の発掘調査で新たに出土してブタと同定したものがこのレプリカです。雄の頭蓋骨ですが、頭蓋骨の降誕が高くなっている、家畜化現象と認めました。ここに野生イノシシの頭の骨を持ってきましたので比べて見てください。

現在では、弥生時代にブタがいたことはかなりの研究者に認められていると思います。私は、弥生時代の当初から稻作に伴ってブタとイヌが食用として持ち込まれたと考えています。



大分県下郡桑苗遺跡出土のブタの上顎
矢印は歯周病（歯槽膿漏）痕



大分県下郡桑苗遺跡出土のブタ幼獣下顎骨（右）と現生イノシシ幼獣下顎骨（左）
前者は現生イノシシより幼いにもかかわらず、大きいことが特徴

稻作文化には一般にブタとイヌを食べる習慣があります。その習慣は中国では紀元前数千年から行われており、日本に弥生文化をもたらした渡来人により、日本列島に持ち込まれたと考えているからです。

縄文時代のブタ飼育の可能性については、縄文後期以降に各地で飼育されていたと考えていますが、まだ検証が不十分です。そのため、ここではこれ以上、議論を進めません。

3 古代以降のブタ

弥生時代のブタは、各地で野生イノシシと混血をしながらも西日本を中心に飼育されていました。いくつかの品種も新たに持ち込まれたようで、弥生ブタには大小の差異が見られます。

弥生ブタの認定がこれまでできなかつた理由のひとつは、現代のブタとは似ておらず、野生イノシシに近い形態をしていたからです。さらに、弥生ブタの頭部は正中線で縦割りにされたものが多く、形質的特徴が捉えにくかったからです。つまり、縄文時代とは異なつた解体方法が行われていたのです。弥生時代になって、動物の料理法も異なつてゐるのです。

このような弥生ブタは、古代では「猪養部」という職業集団によって飼育されていました。「馬飼部」や「牛飼部」と同じ家畜の飼育にあつた人達でした。ところが、仏教の影響により家畜の肉を食料とすることを禁じる「肉食禁止令」や「殺生禁止令」が出されるようになり、家畜を食べる習慣が少しずつなくなつてゆきました。もちろん、都以外の地方でこれらの禁止令がどの程度守られていたかは分かりません。

『続日本紀』卷11、聖武天皇天平四年の条（732年・百姓の飼っていた猪の解放記事）

あま ないて ののかいたる を ち に む げ を
和 一 買 畿内百姓私畜猪四十頭 一 放 於山野 一 令レ遂 性命 一

江戸時代の中頃には広島城下でブタが飼育されていたことが旅行記に記されています。（橋南谿『東西遊記』）

また、薩摩藩が黒ブタを飼育していたこともよく知られています。実際、江戸の発掘資料には小型のブタと大型のブタの骨が少量ではありますが出土しています。ただし、全国的にみるとブタ飼育は限られていたようです。

おわりに

以上に見てきましたように、日本の弥生時代から古代にかけてはブタ飼育は普通のことでした。ところが古代以降の肉食に対する禁止令によってブタを含む家畜の肉を食べる習慣が徐々に少なくなりました。そして、明治維新を迎えて家畜の肉を主体とする西洋料理が持ち込まれることになったのです。そのため、ブタは日本に居なかつたと思われていますが、ブタがいなかつたわけではありません。以上で私の話を終わります。

参考文献

- 直良信夫 1971 「古代人とイノシシ—その歴史をめぐってー」『考古学ジャーナル52』 ニューサイエンス社
西本豊弘 1989 「弥生時代のブタ」『季刊 考古学第28号』 雄山閣
西本豊弘 1991a 「動物考古学の現状と課題」『国立歴史民俗博物館研究報告第29集』 同博物館
西本豊弘 1991b 「弥生時代のブタについて」『国立歴史民俗博物館研究報告第36集』 同博物館
大分県教育委員会 1992 『下郡桑苗遺跡II—弥生時代のブター』
塚本 学 1995 『江戸時代人と動物』 日本エディタースクール出版部
西本豊弘 2003 「縄文時代のブタ飼育について」『国立歴史民俗博物館研究報告第108集』 同博物館



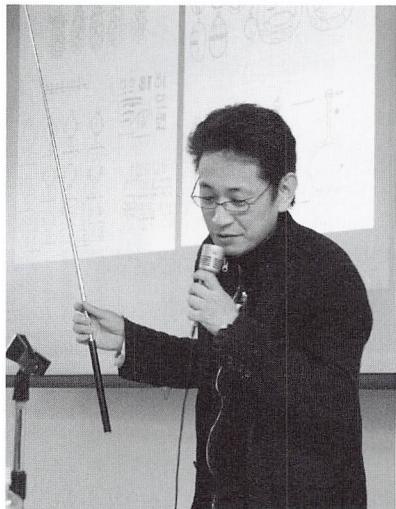
会場の様子



資料を間近に

「古墳時代の馬具と馬」

朝日新聞社東京本社文化グループ 宮代 栄一 氏



1 はじめに

全国の古墳や横穴など、古墳時代の埋葬施設からしばしば出土する遺物の一つに、馬具がある。馬具というのはその名の通り、馬につける道具のことだ。

現在の私たちにとって、残念ながら、馬は「身近な存在である」とは言い難くなっている。多くの人にとって、遠くから見るものの（競馬の馬）であったり、食べるものであったり（さくら鍋、馬刺しなど）するのがせいぜいのところで、たぶん乗馬クラブにでも行かない限り、馬と直接接することさえ難しいだろう。

だが、古墳時代の人々、特に権力者たちにとって、馬は、（ここで高崎市教育委員会の若狭徹さんの言葉を借りるならば）、高級乗用車であり、トラックであり、戦車であり、かつトラクターでもあるという、複合的で、かつ極めて重要な存在だった。その希少価値は現在の乗用車の比ではなく、誰もが乗れるものではなかったのである。

実際、馬にかかわる考古学的な痕跡が見つかることも、それほど多いとは言えない。馬にとりつける馬具や、遺跡に残された蹄の跡、さらには埋葬された遺体などが出土すれば良い方で、私たちはこれらの残されたわずかな資料から古代の馬にかかわる文化について探っていくかねばならないのである。

中でも、「馬具」は重要だ。馬具は当時の技術の集合体であり、そこには彫金、鍛金、メッキなどといった、古墳時代のハイテクの技が惜しげもなく投入されている。それらを詳しく調べれば、作った人間やそれを注文した人間、さらにはそれをもらった人間たちの社会的関係まで見えてくるかもしれない。考古学者たちが、古墳時代の馬具の研究をするのはこのような理由による。

馬具について詳しい話をする前に、その各部の呼び名について整理しておこう。古墳時代の馬は、多くが「飾り馬」といって、馬の制御には直接関係がない様々な装飾品をついている点に特徴がある。

まず、轡や鞍などについて、現代の馬具と古墳時代の馬具を比較してみよう。古墳時代の「轡」が手綱を取り付ける「引手」の部分まで金属で造っているのに対し、現代の馬具は口の中に収まる「銜」の部分と頬の部分にあたる「鏡板」のみを金属で造っている点が大きくなる。また現代では、鏡板は環状か棒状で、古墳時代に多い板状のものをつけることはほとんどない。鞍も現代乗馬で用いられるのは、すべてが革で造られたもので、古墳などから出土する、木製の鞍の表面に金属板を取り付け、飾り立てた鞍は使われていない。

古墳時代の馬具は、「三繫」と「鞍」によって構成されている。三繫とは3種類のベルトのことで、頭につけるのを「面繫」、胸につけるのを「胸繫」、尻につけるのを「尻繫」と呼ぶ。

このうち、面繫には、馬を制御するための馬具である「轡」のほか、繫の交差部分を留める金具である「辻金具」などが装着されることがある。

胸繫は文字通り、胸を飾るベルトのことで、銅鐸の馬具版ともいえる「馬鐸」や、カウベルなら

ぬ「馬鈴」が取り付けられることがある。

馬の背に置かれて、人が乗るのが「鞍」である。古墳時代の鞍は、人が乗る「居木」と呼ばれる板の前後に、垂直の板2枚を取り付けた「両輪垂直鞍」と呼ばれるものだ。

鞍は腹帶を介して、しっかりと馬体に固定され、鞍の下部には、乗る人間が足を固定させるための「鐙」がつり下げられる。

尻繫は、鞍の後部から出て、尾と尻を周回し、また鞍の後部へと戻る。その間に、板状の飾金具である「杏葉」や、ベルトの交差部分につける「雲珠」「辻金具」などが取り付けられる。

たくさんの馬具をあげてきたが、馬具のうち、最も大事なのは、馬をあやつるための「轡」であり、次いで乗る場所である「鞍」、さらに乗るときや騎乗で姿勢を保つための鐙だろう。古墳時代によくみられる杏葉などは、乗馬という用途に限れば本来必要がないものだ。しかし、実際には、その必要のないものが大量に制作され、豪族たちの墓に次々と納められた。このことは、古墳時代の馬が単なる乗るためだけの存在、ではなかったことを示唆しているのではないか。

2 中国～朝鮮半島の馬文化

世界史的にみると、人間が馬に乗るようになったのは、紀元前3500～3000年ごろのことと考えられている。アジアで、最古の馬にかかる痕跡が残されているのは中国だ。紀元前2000年代の商代には、馬に引かせる戦車が使われていたことがわかっている。また、紀元前307年になると、趙の武靈王が、騎馬民族との戦いの中で、彼らの服装と馬の上から矢を射る方法を採り入れたという故事（胡服騎射）も記録されている。

さらに、少し後の秦の時代になると、始皇帝の兵馬俑の中に、馬がひく戦車と騎馬兵の俑がそれぞれ確認できる。これらのことを考えると、遅くとも紀元前4世紀ごろには、中国においても騎馬兵の採用が本格化していたといえるのではないか。

中国の騎馬の文化は、朝鮮半島をへて日本列島へともたらされた。これらのルーツを考える上で大切なのが、中国東北部の五胡十六国時代（4世紀初め～5世紀中頃）の遺跡群だ。

遼寧省の朝陽袁台子東晋壁画墓、同省の朝陽十二台郷磚廠88M1号墓、河南省の安陽孝民屯154号墓などからは、日本の馬具の源流の一つと考えられる板状鏡板付轡や輪鐙、杏葉、鞍金具などが出土しており、年代はいずれも4世紀後半と考えられている。中でも、朝陽十二台郷磚廠88M1号墓の透彫り入りの鞍金具は、大阪府の誉田丸山古墳から出土したよく似た造りの鞍金具を考えるうえで極めて重要だ。

板状の鏡板を用いる馬具の系譜は、五胡十六国からやがて朝鮮の高句麗へと受け継がれ、さらにそれは南の百濟や新羅へ波及し、最後は日本列島へ至る。

だが、その過程で、板状鏡板付轡や杏葉が多様化するなど、朝鮮半島内部で独自の発達をみるに至った。日本の古墳時代馬具はその影響を色濃く受けつつ、成立・発展したことができる。

3 日本の馬文化－馬がやってきた

では、馬は日本列島にいつやってきたのか。かつては、貝塚などから出た馬の骨を根拠に、縄文時代にすでに馬がいたと主張する研究者もいた。しかし、これらは最近の理化学的分析で、いずれも後の時代の骨が混入したものであることが明らかになっている。中国の歴史書「魏志倭人伝」に、「倭に牛馬はいない」との記述があることからみても、弥生時代以前の日本には馬はいなかつたのだろう。

現在までのところ、日本列島における最も古い馬の痕跡は、馬の埋葬遺体という形で、4世紀後半まで遡ることができる。馬具では、奈良県箸墓古墳の周溝から出土した木製輪鐙などが最古のものだ。このほか、金属製の轡類としては、兵庫県行者塚古墳などから出土した、方形ないし円形の板状鏡板付轡類が最も古いものの一つになる。

古墳時代の馬具は、当初からかなりバラエティーに富んでおり、多くは、轡だけでなく、鞍・鐙・杏葉などひと揃いの馬具を備えた「セット」を構成していた。滋賀県新開古墳南遺構から出土した馬具類などはその典型である。

日本の古墳時代で、よくみられる馬具の組み合わせの一つが、f字鏡板付轡と剣菱形杏葉である。f字形鏡板付轡は、馬の頬にあたる鏡板の外形が英語の小文字の「f」に似ているので、このように呼ばれる。当然のことながら、当時の人たちがこのように呼んでいたわけではない。

剣菱形杏葉は、楕円形に菱形をくっつけたような外形の杏葉である。この二つの馬具を中心とする馬装は、5世紀から6世紀にかけて、日本列島内で盛んに用いられた。長野県宮垣外遺跡から出土したf字形鏡板付轡のセットもその一つである。このほか、鉄製の楕円形鏡板付轡を中心とする馬具のセットや、埼玉稻荷山古墳から出土したような、f字形鏡板付轡に鈴杏葉を組み合わせたセットも用いられた。

6世紀になると、轡や杏葉の種類が急増する。それまでのf字形鏡板付轡と剣菱形杏葉に加え、楕円形で三葉文をあしらった鏡板付轡や杏葉、鐘形の鏡板付轡と杏葉などが、次々と登場する。出土馬具数は全国で2000セットを超える、装飾的な板状鏡板付轡に加えて、実用性の高い、鉄製で環状の鏡板付轡が多く用いられるようになつた。その一方、f字形鏡板付轡はより装飾性を増し、大型で縁の部分に鍔をたくさん打ち込んだものが多く造られるようになる。

6世紀中ごろになると、f字形鏡板付轡は次第に造られなくなり、代わって、心葉形鏡板に十字文を配した鏡板付轡が登場する。一つは埼玉将軍山古墳出土品にみられるよう、十字文だけをあしらった鏡板付轡であり、もう一つは静岡県賤機山古墳出土品などにみられるよう、十字文に鳳凰や唐草の文様をあしらった鏡板付轡である。これらにはいずれも、棘のついた葉のような形をした「棘葉形杏葉」が伴う。

この種の「棘葉形杏葉」は、今述べたように、当初は心葉形十字文の鏡板付轡とセットになっていたが、6世紀後半になると、福島県筑内37号横穴出土品にみられるよう、鏡板も杏葉も同じく「棘葉形」に作る型式へと切り替わっていく。これはこの種の馬具に対する当初のセット意識が失われ、当時はやっていた、鐘形鏡板付轡・杏葉のセットに見られるよう、轡と杏葉を同じ形に作るというパターンを導入した結果と考えられる。

日本列島の馬具は4世紀末に朝鮮半島から到来して以来、朝鮮半島からの影響を断続的に受けながら、発展を遂げていった。その構成は当初から、轡・鐙・鞍などが揃ったフル装備であり、5世紀後半にはすでに、鈴杏葉など、日本列島独自の馬具を生み出した。同時に、鉄板の表面に金銅板を張る「鉄地金銅張」の技法も採用され、その後、多くの馬具に用いられる。しかし、7世紀以降は、金銅製や鉄製の馬具が主流となっていく。

4 埼玉古墳群の馬具

次に、この博物館がある埼玉古墳群から出土した馬具について話したい。埼玉古墳群にある数十の古墳のうち、馬具が出土しているのは、埼玉稻荷山古墳と埼玉将軍山古墳の2基だけだ。

このうち、埼玉稻荷山古墳は全長120mの前方後円墳で、その第一主体部（礎櫛）から、f字形鏡板付轡1組、板状組合造辻金具3、鞍金具1組、木芯鉄板張壺鐙1組、環状雲珠1、同辻金具3、

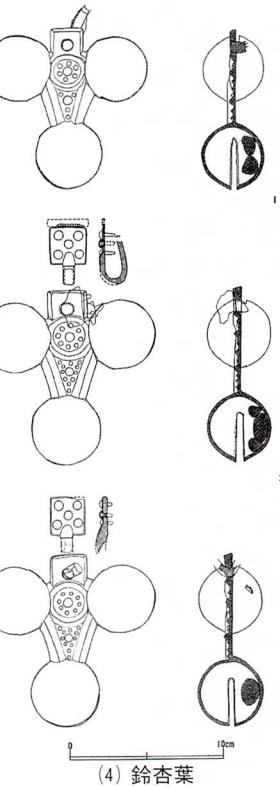
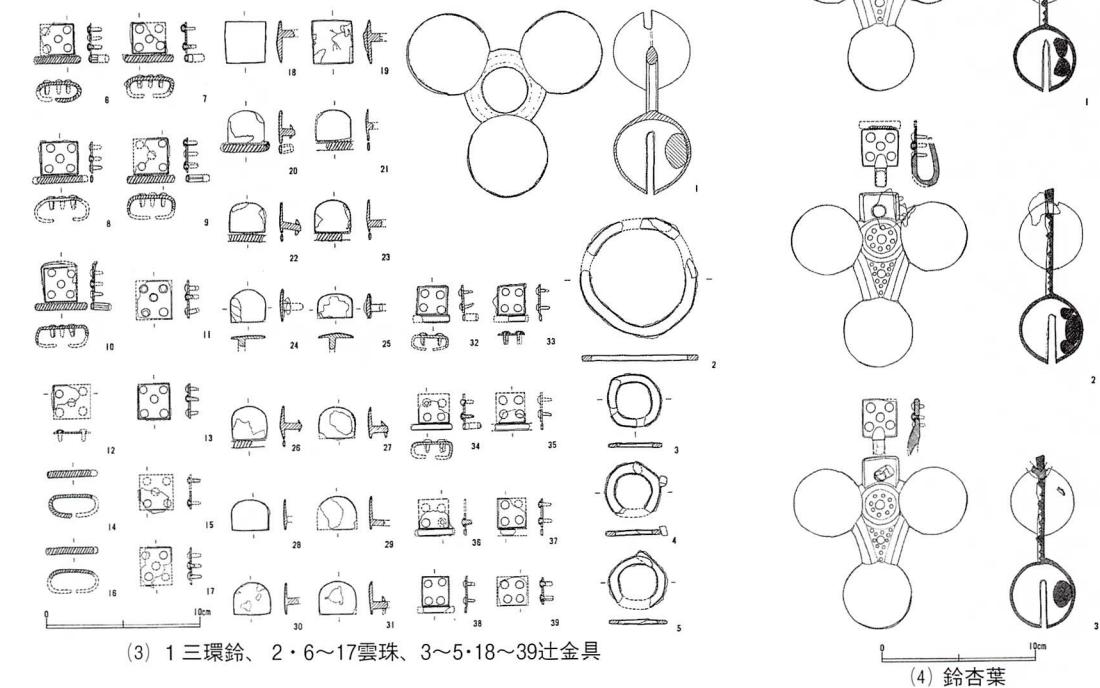
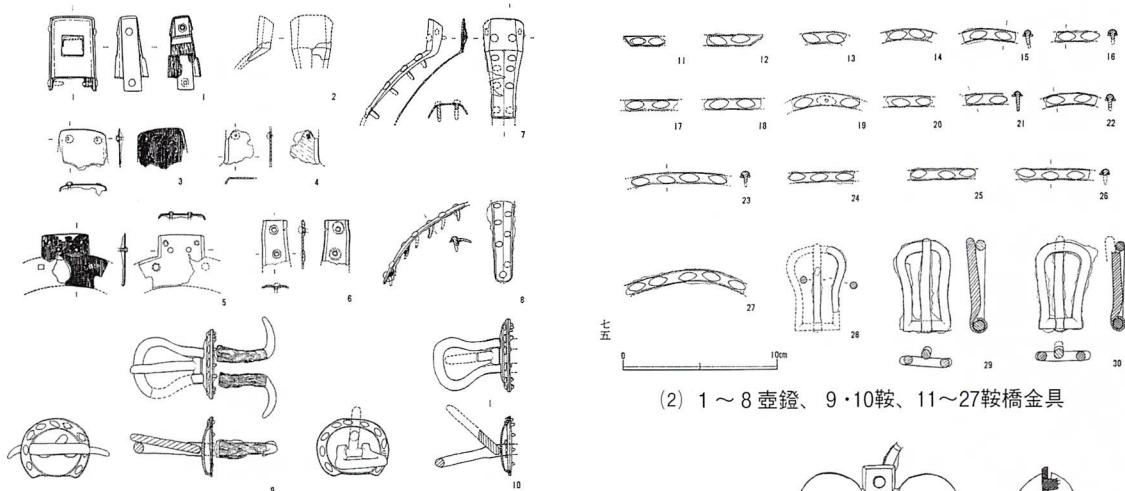
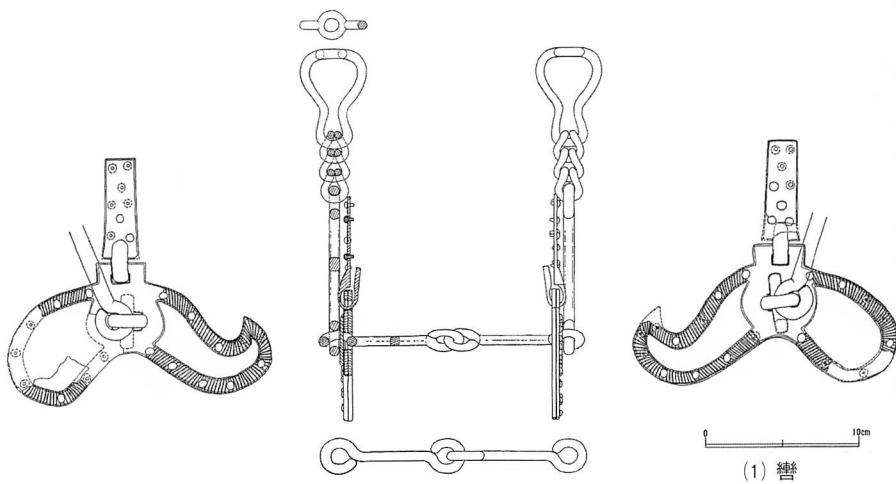


図1 埼玉稻荷山古墳第1主体部出土馬具

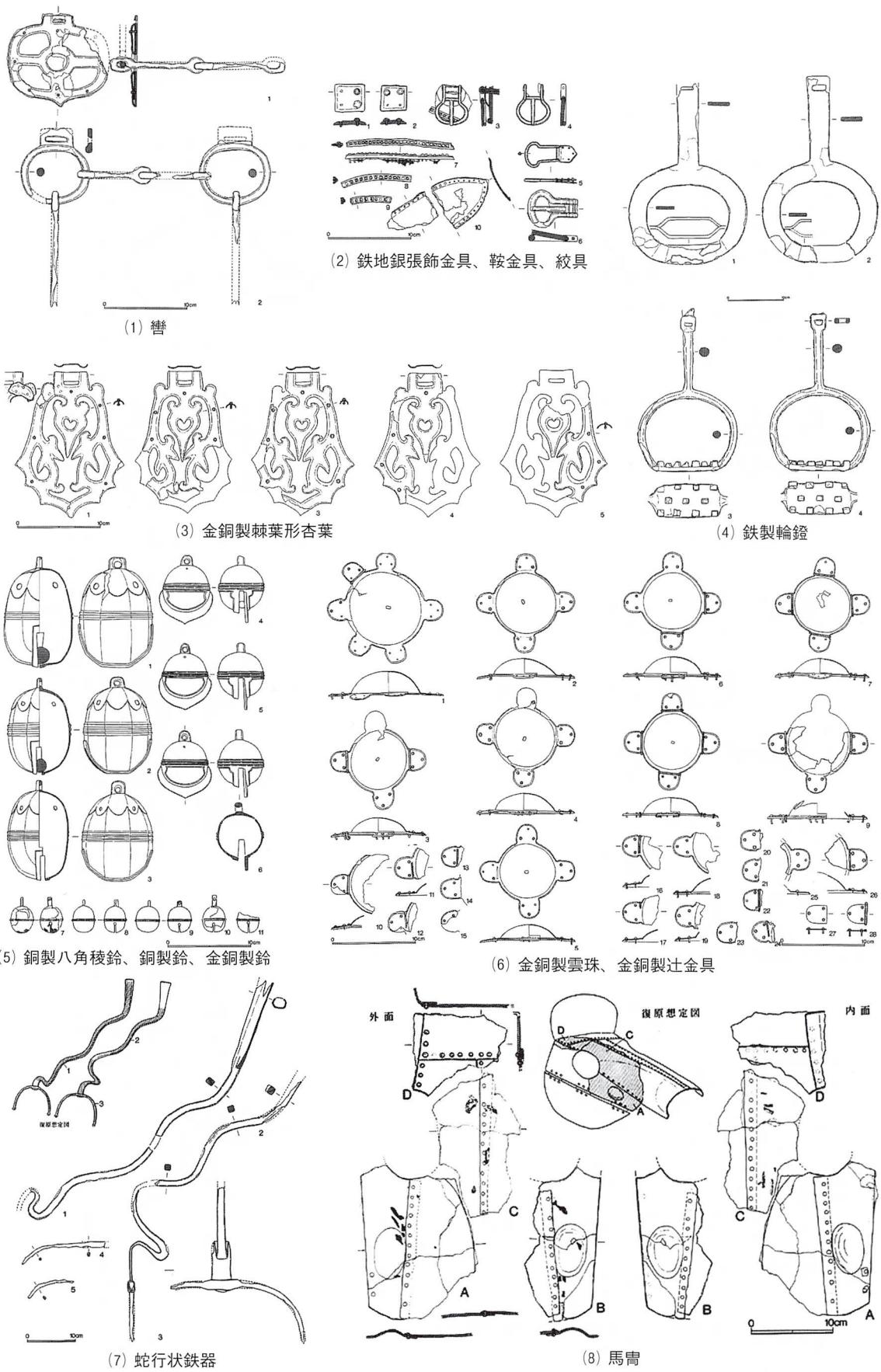


図2 埼玉將軍山古墳出土馬具

鈴杏葉3、鉸具3などが出でた。また、盜掘を受けていた第二主体部（粘土櫛）からは、板状組合造辻金具3、鉸具4、轡破片、轡に使われた鉤金具の一部などが出土した。これらはこのさきたま史跡の博物館で見ることができる。

一方、埼玉將軍山古墳は全長90mの前方後円墳で、横穴式石室から、心葉形十字文鏡板付轡1、環状鏡板付轡1組（うち1点の鏡板は所在不明）、棘葉形杏葉5、鉄製輪燈2組、鞍金具2組、鑄造鈴6、金銅鈴5以上、鉢状雲珠6、同辻金具13以上、飾金具10、鉸具2、蛇行状鉄器2、馬冑1、馬甲1が出土した。これらは一部、この博物館でみることができるが、多くは東京大学総合研究博物館、東京国立博物館などに収蔵されている。

二つの古墳から出土した馬具を観察してみると、埼玉稻荷山古墳では、第一主体部、第二主体部ともに1組ずつの馬具しか埋葬されていないのに対し、埼玉將軍山古墳は2組の馬具を埋葬していることがわかる。馬具の時期は、埼玉稻荷山古墳が須恵器の型式でいうところのTK47型式期（5世紀末）、埼玉將軍山古墳が同じくTK43型式期（6世紀後半）だろう。ただし、埼玉稻荷山古墳の第一主体部と第二主体部、及び埼玉將軍山古墳から出土した2組の馬具に関しては、年代差を認めることができない。

埼玉稻荷山古墳から出土した馬具のうち、他の出土例などから、私が「板状組合造辻金具」と呼んでいる、この種の扁平な辻金具は、面繫に装着されたことがわかっている。第一主体部では、それとは別に環状辻金具が3点出土した。これらを矛盾しないように配置・復元したのが、この尻繫復元図である。環状雲珠は8脚であり、その前方、鞍に近い部分に、環状辻金具3点が配される。脚の配置がやや偏っているように見えるかもしれないが、このような脚配置は、京都府宇治二子山南墳などで確認されており、根拠がないものではない。同様に、被葬者の武装と馬装の復元図も作成してみた。

面繫にf字形鏡板付轡と板状辻金具3点をつけ、尻繫には環状雲珠・辻金具と3点の鈴杏葉をつける。実際は第一主体部からは多数の刀が出でているのだが、作図の制約上、被葬者には1振を持たせるにとどめた。挂甲と槍についても、同じ理由であえて欄外に提示した。あくまでイメージと思っていただきたい。

埼玉將軍山古墳についても、棘葉形杏葉を伴う方のセットについて、尻繫の復元図と馬装の復元図を作成した。まず尻繫についてだが、このような偏在する六脚を持つ鉢状雲珠を中心とする組み合わせについては、千葉県江子田金環塚古墳の出土例が参考になる。雲珠の左右と後方に辻金具4点を配し、5点の杏葉を配した。

面繫には、心葉形十字文鏡付轡と鉢状辻金具6点を配し、残りの辻金具3点は尻繫の雲珠の前方に取り付けた。また、金銅鈴については、雲珠・辻金具の頂点にいずれも穴がうがたれていることから、本来は雲珠・辻金具に取り付けられていたものと想定した。さらに鑄造鈴については、胸繫に取り付けられていたと考えた。被葬者については、2振の刀を持たせ、衝角付冑を着用させている。挂甲と槍については、埼玉稻荷山古墳と同様、作図の関係で欄外に提示した。このような復元図を作成する作業は、仮説や制約が多く、ややもすると、固定化したイメージを植え付けてしまう可能性もあるが、それを差し引いても、実際に具体像がみられるという利点は何ものにも代え難い。

話は変わるが、この場を借りて、一つ重要な事実を喚起しておきたい。それは現在、名古屋市の南山大学に保管されている、一枚の心葉形十字文鏡板についてである。同大の黒沢浩さんによれば、この鏡板は同大が古美術商から購入したもので、群馬県内の出土品とされている。

この轡は、これまで形や材質がよく似ていることから、埼玉將軍山古墳出土の十字文鏡板付轡（図2(1)）の類例として、しばしば研究者の間で取り上げられてきた。しかし、最近興味深い事実が明らかになった。実はこの2枚の鏡板はもともと1対だったというのだ。

このことを教えてくれたのは、栃木県埋蔵文化財センターの内山敏行さんである。内山さんによれば、彼はある日、八幡一郎著『日本考古図録大成・第五輯 馬具』（1930年、日東書院）の中に「武藏国将军山古墳出土」と記された一枚の十字文鏡板の写真を見つけた。ところが、この写真にある鏡板は、その形や欠け具合などが、現・東京大学総合博物館収蔵の埼玉将军山古墳出土鏡板とは異なっている。「とすれば、現存していない、もう一枚の鏡板か」とさらに調べたところ、南山大所蔵の群馬県出土とされている鏡板と、外形や欠けた部位などが一致することがわかったのだという。

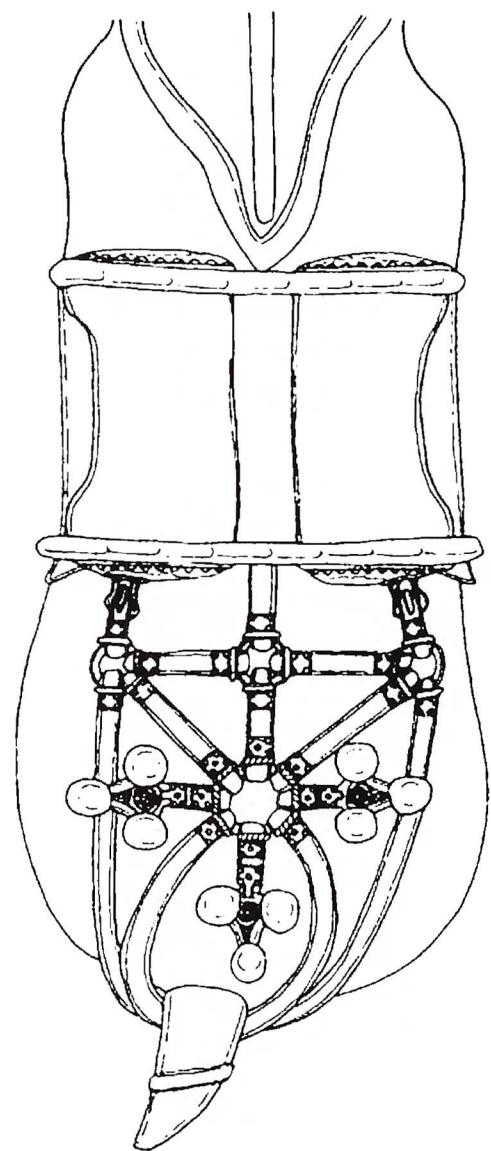


図3(1) 尻繫の復元（埼玉稻荷山古墳）

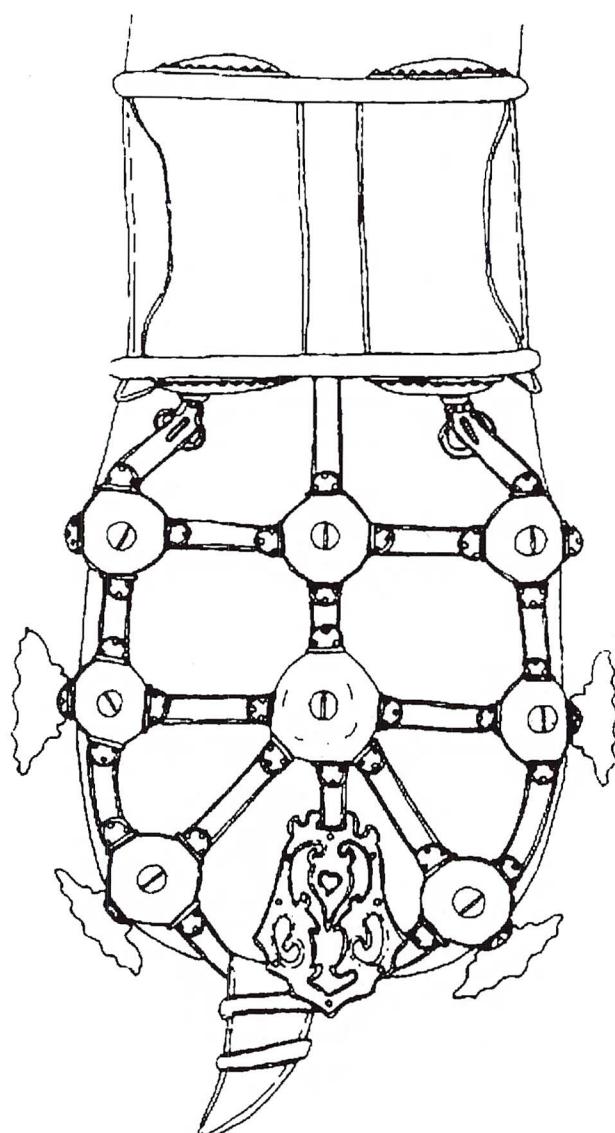


図3(2) 同左（埼玉将军山古墳）

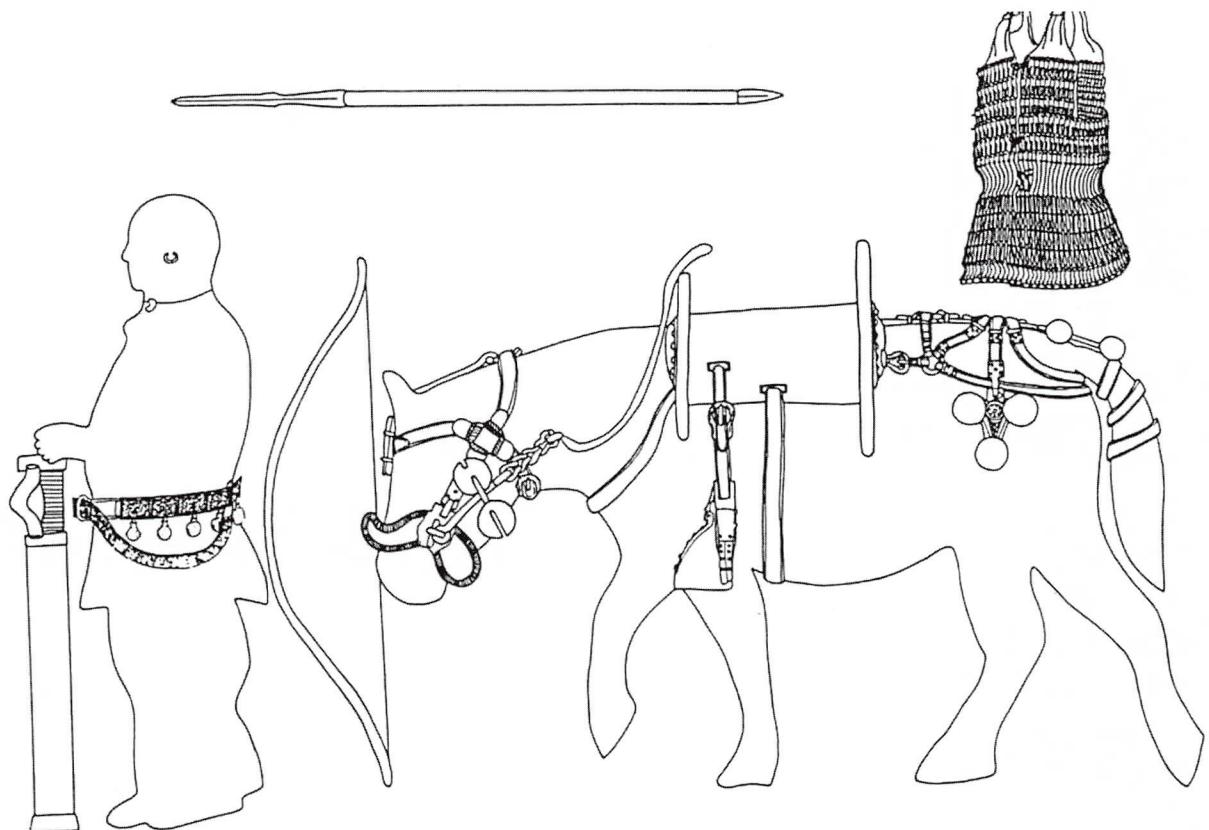


図4(1) 馬装の復元（埼玉稻荷山古墳）

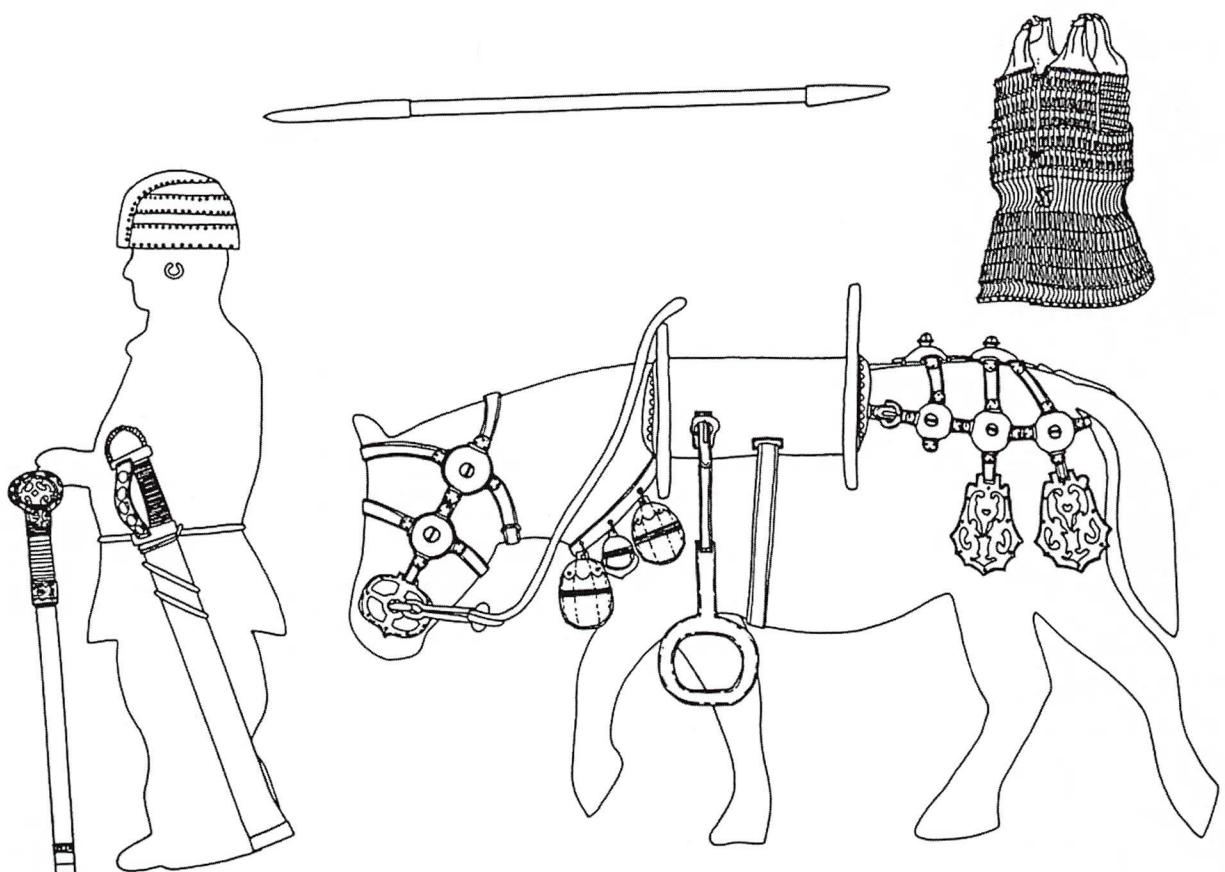


図4(2) 馬装の復元（埼玉将軍山古墳）

私はこのことを内山さんとの雑談でうかがった。その後、南山大でくだんの鏡板を実測させていただき、実物と『考古図録大成』の写真も見比べたが、同一品である可能性は極めて高いと思う。

これらのことから以下の推論を導くことができる。すなわち現在、南山大学に収蔵されている十字文鏡板と東大総合研究博物館の十字文鏡板は、もともと一対であり、いずれも埼玉将軍山古墳の出土品である可能性が高いこと。さらに、もともと収蔵されていたはずの東大から、現・南山大所蔵の鏡板がいつどうやって持ち出されたのかはわからないが、それが古美術商などに売却される過程で、その出自が偽られたか誤伝され、出土地が本来の「埼玉」ではなく、隣接県の「群馬」とされたであろうこと、である。

5 騎馬兵と近代騎兵

「騎兵」というと、皆さんはどういうイメージを思い浮かべるだろうか。多くの人は、戦国時代のドラマや映画で見られるような、馬に乗った鎧武者たちの突撃風景を想起するのではないだろうか。しかし、実際にはああしたシーンが行われたことはほとんどなかった。

戦国時代に日本を訪れた宣教師ルイス・フロイスは、当時の騎馬武者について「彼らは突撃の前に、馬を降り（後方に下げ）てしまう」と記している。実際、そのころの馬は貴重品だったので、戦闘などで簡単に失うわけにはいかなかったのだ。

よく騎兵というと、その破壊力と卓越した移動力ばかりが言われるが、それは騎兵だけを集めて、集団として用いた時に初めて有効に発揮される能力であり、それらが十分に生かされるようになるのは、近代騎兵の成立以降であった。足軽などの「歩兵」と、騎馬武者が一緒に行動していた日本の戦国時代などでは、そのような状況はなかなか望みにくかったと思われる。

では、なぜ馬に乗る必要があるのだろう。一つは追い討ちをかける時などに便利（追撃戦なら比較的損害も少ない）だったからであり、もう一つは「騎乗の士」という身分を示すものであったからと思われる。すなわち、馬に乗って何かをするというより、乗ること自体に意味があったのだ。

私は古墳時代についても、似たような状況だったと考える。確かに、古墳時代の馬具は、ともすると、特定の古墳群に集中する傾向がみられ、これらのことなどから、「古墳時代にも騎馬軍団があった」と考えている研究者は少なくない。

しかし、今述べたように、戦国時代でさえ、日本列島では騎馬兵だけを集団で用いることは一般的でなかった。とすれば、馬具がある程度出土したからといって、即、「古墳時代に騎馬軍団があった」というのは早計であろう。もちろん、武装して騎馬に乗れる人間（騎馬兵）はいただろう。しかし、それが、イコール騎馬軍団の存在を証明することにはならない。

では、古墳時代の騎馬兵とは何なのか。私は、後の「騎乗の士」のように、当時、馬に乗ることは権威と力を示すものであり、兵種としては、あくまで歩兵の指揮官に過ぎなかつたと考える、これは、少なくとも近代的な意味での「騎兵」ではない。

これまでにもしばしば指摘されてきたことだが、日本列島の馬具出土古墳からは、必ずしも槍や矛が出ないケースが多い。これは西欧などの「槍騎兵」のイメージとは大きく異なる。古墳時代の騎馬兵は弓矢と刀が主武器であり、高句麗の古墳壁画などにみられるように、馬自体が甲冑で武装するということもほとんどなかった。

私は、古墳時代の騎馬兵は、その存在自体に大きな意味があったと考えている。馬は移動できる指揮台であり、そこからは遠くを見渡すことができ、さらには遠くからもその存在を感じることができた。すなわち、「大将ないし指揮官」の存在をアピールするものだった。加えて、日常から馬を養っておくには金がかかる。その意味でも、馬は財力と権威のシンボルであった。

古墳時代の飾大刀の中には、斬り合ったら即壊れてしまいそうな、きやしやな構造のものがしばしば見られるが、それらは職掌と権威の象徴であった。

同様に、古墳時代の豪華な馬具類も、実際に使われていたとはいえ、基本的には、その存在自体が力であり、権威の象徴だったのではないだろうか。

6 馬具から見てくること

これまで埼玉古墳群の出土品などを例にひきながら、古墳時代の馬具がもつ役割やその変遷などについて話してきた。では、私たちは馬具から何を読み取ることができるのだろうか。以下の5点をあげておきたい。

一つはその馬具の系譜、すなわち、どこで作られて、どんなふうに変化してきたのか、といったことを知ることで、それを作った人々や使った人々、さらには文化の流れが見えてくるということだ。

もう一つは編年、すなわち時代を測るものさしとしての機能である。古墳時代の馬具については現在、非常に精緻な編年が組まれているため、破片でも出ていれば、その古墳の年代を4半世紀単位で知ることができる。

もう一つは技術である。最初にお話したように、古墳時代の馬具は当時の最新技術の集合体だ。だから、そこに使われている技術を詳細に調べることで、それを作った制作者の集団が見えてくる。

馬具に使われている意匠（デザイン）についても同じことが言える。異なる種類の馬具に同じ模様が使われていたり、逆に、異なる轡なのに、よく似た馬装の編成をしていたりする場合は、それらの間に、双方のデザインにかかわった工人の長のような存在を推測すべきだろう。

馬具が副葬された古墳についての研究も重要だ。古墳の形や大きさ、その内部主体、さらには他の出土遺物について調べることで、馬具を伴って埋められた人々の社会的な地位や、彼らがかかわった当時の政治的な関係を知ることができる。繰り返しになるが、古墳時代馬具の研究は、馬具本体のみならず、その背後にある当時の技術や政治的関係にまで迫ることができるという点で重要なのである。

7 その後の馬－馬と私たち

古墳時代の人々にとって、馬は輸送手段であり、権威の象徴であり、軍事力であった。では、古墳時代以降、私たちと馬のかかわりはどう変わってきたのか。

結論から言うと、古墳時代以降、馬たちは、軍用馬、農耕馬としての側面を保持しつつ、信仰の対象となっていました。数多く出土する「土馬」の存在が、それを物語る。今も神社に奉納されている「絵馬」などにも、信仰の一端を見て取ることができるだろう。

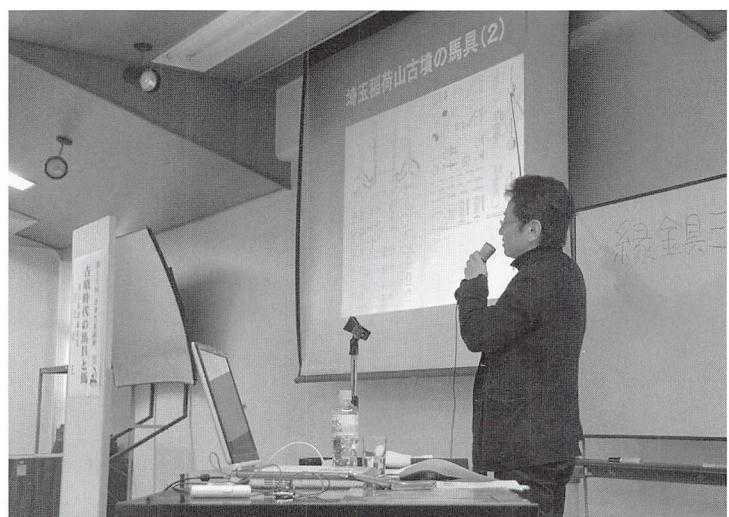
私たちにとって身近な存在だった馬の意味づけが大きく変わったのは、日清・日露戦争であった。

1906（明治39）年、明治政府は馬政第一次計画を施行、北海道や東北を中心に、約150万頭いた在来馬の品種改良計画に取り組んだ。これはそれまでの馬格の小さな在来馬を、より体格の大きな軍用に適した馬に変えていくというものだった。その結果、馬は兵器となる。

ここに掲げたのは第二次世界大戦当時のポスターだが、この通り「馬は兵器だ」と、一言大きく書いてある。当時は軍馬の出征式も行われ、腹がけに日章旗をつけて、たくさんの馬たちが戦場へと駆り出されていった。戦争が終わる1945年までに、約50万頭が死亡したとも言われる。軍馬の馬匹連名簿なども残っているが、死因をみると、やはり戦死が圧倒的に多いようだ。

馬は5000年も前から、私たち、人間のパートナーを務めてくれた。しかし、人間は、自らの

都合で、彼らに大きな苦難を負わせ、犠牲を強いてきた。人と馬との今後を考えるとき、私たちはこうしたことを決して忘れてはならないと思う。



ご講演の様子

案内ポスター

史跡整備研修会の開催について

井 上 尚 明

1 平成18年4月、長年親しまれてきた「さきたま資料館」は、県立博物館施設の再編整備により「さきたま史跡の博物館」へと名称を変更した。名前だけではなく、展示・収蔵品の内容や組織も変更され、考古学系の博物館へと姿を変えた。施設は相変わらず築40年の老朽化した建物であるが、埼玉古墳群と一体となった史跡の博物館として、新たな歴史の回転を始めた。これと歩調を合わせたわけではないが、再編整備と同時期に埼玉古墳群の整備指針として、保存整備基本計画の策定作業を進めており、平成17年度に「史跡埼玉古墳群保存整備基本計画（基礎資料調査及び現状分析）」を刊行し、平成18年度には「史跡埼玉古墳群保存整備基本計画」を策定した。現在、この計画に基づいて発掘調査や整備を進めている。

この計画では、古墳群の整備だけではなく、中核施設としての博物館の役割についての言及もししており、これまでの機能を含め大きく3つの機能にまとめ、施設のイメージを史跡活用センター的なものとして提案している。3つの機能とは、①展示・ガイダンス機能の整備、②教育・サービス機能の充実、③研修や研究拠点としての整備である。今回の研修会は、③の研修や研究拠点の整備の一環として、埼玉県内の史跡の保存と整備の推進、そして調査・整備の技術や手法の向上等を目指して、今年度から始めた事業である。

2 現在、埋蔵文化財や博物館などでは、担当者会議や研究会・研修会などを開催し、最新情報の収集・発信や技術の習得などが図られている。しかし、県を含め多くの自治体で遺跡の整備や保存、史跡公園の整備を進めているにもかかわらず、史跡整備に関する継続的な研修会などは開催されてこなかった。これは、埼玉県や県内市町村では、現在もこれまで史跡整備の専門家は採用されていないことにも起因するが、中心となる組織が存在していないといった点も大きな原因である。また、全国史跡整備市町村協議会の各都道府県単位の支部あるいはこれに準ずるような組織も多くの県にあるが、埼玉県では相当するものが無く、各自治体が整備を行っても、知識や技術の継承や伝達をすることなく、個々に完結していたのが実情である。そこで、史跡整備や活用の情報センターとしての役割の一環として、整備の各種情報や技術を当館で収集整理し、その情報を活用するために研修会を開催したものである。さらに、当館では埼玉古墳群という現在進行形で整備を行っている素材を有しており、より具体的な事例と情報を提供できる環境にあり、研修主催機関としては最適であると考えた。国指定記念物31件、県指定記念物279件（平成20年2月現在）とさらに多くの市町村指定物件を有する埼玉県において、史跡整備の知識・技術の必要性は大きく、これから時代の方向性や遺跡保存や環境整備の考え方の浸透は、知識・技術の需要を更に増大させていくことは間違いない。こういった時代の趨勢は、世界文化遺産のブームとも言える状況にも大きな影響を受けており、史跡等を地域の資産として保護・活用する動きは、今後とも大きな流れとなることは明らかである。

3 第1回目の研修会は、12月7日(金)にさきたま史跡の博物館で開催した。内容については研修会要項のとおりであり（急遽測量のデモを行えることになるなど追加・変更点があったので、当日配布した資料とは若干変更してある）、埼玉古墳群のこれまでの整備や保存整備基本計画の策定、現

在実施している奥の山古墳の整備に伴う発掘調査の見学などを行った。

以下にその概要を記す。

水村館長のあいさつでは、2でも述べたように当館事業の一環として、この研修会を継続していく旨話したが、この基本的な事項に関しては研修会最後の参加者からの意見聴取でも賛同を得た。

稻荷山古墳の整備は、前方部復原を中心として10年におよび実施されてきたもので、昨年度行った解説板の設置や周堀の修景までのあらましの説明をした。しかし、主体部の整備や未買収地の問題もあり、外堀を含めた全域の整備には至っていないなど、今後の課題についても触れた。

基本構想・基本計画の策定では、「史跡保存整備事業の主要基本事項フロー」を参考にして、構想・計画の骨子となる部分の設定や、公有化などを含めた策定作業の流れなどについて、いくつかの史跡の事例を加えながら解説した。前述の「史跡等整備のてびき」やこれまで刊行された計画書なども参考にして、各自治体や史跡の現状にあった策定方法が必要となる。また、委員会の設置や関係機関・関係諸計画との調整・整合などを行って、実現可能な計画として作業を進めていくことも重要である。管理計画を含め、構想・計画は保存整備の方針を定めることばかりでなく、自治体として史跡を整備していくという意思表示でもあり、充分な検討と調整を必要とするものである。

ユニバーサルデザインの採用については、「史跡埼玉古墳群保存整備基本計画」でも整備の基本方針として取り上げており、ここではその具体例として稻荷山古墳・丸墓山古墳に設置した解説板について説明を行った。これから時代、ユニバーサルデザイン・バリアフリーは史跡整備にも必要不可欠な位置を占めるべきで、整備計画の重要なパートを担っていくものと考えている。今後は関係団体や学校などとも連携しながら、この研修会でも逐次取り上げ、ユニバーサルデザインを追及していくようと思っている。本体とレイアウト仕様にある基本デザインについては、さきたま古墳公園を整備している行田県土整備事務所や、市内文化財の説明板設置を計画している行田市とも協議しながら、埼玉古墳群だけではなく古墳公園や市内文化財とも統一の取れた共通デザインとなるよう進めている。解説板などのユニバーサルデザインを推進するに当たっては、音声ガイドや英語以外の外国語表記など、基本デザインを踏襲しつつさらに検討していきたい。

史跡整備と測量技術では、稻荷山古墳の出来高測量で採用した3Dレーザースキャナーについて紹介した。これまでの測量では、地形図の作成が主な目的であったが、3Dレーザースキャナーを用いることによって、地形図だけではなく断面図や体積あるいはCGや模型の製作など、測量結果の活用範囲が飛躍的に向上するものである。今回の研修では、講堂において3Dレーザースキャナーのデモを行って、CGの合成などと実際の測量方法を参加者に見てもらった。また、埼玉古墳群の基本計画で設定した世界測地系のグリッド配置の説明と、奥の山古墳の発掘調査で設置した、埋設形式の3級基準点についても現地で見学してもらった。

奥の山古墳の発掘調査現場視察は、翌日の12月8日(土)に現地説明会を開催したので、研修会参加者には事前に見学してもらったものである。奥の山古墳の調査は、風土記の丘建設に伴い昭和43年に実施されて以来40年ぶりの調査で、周堀の構造や鉄砲山古墳との位置関係などを確認し、整備するために行ったものである。この調査の結果、埼玉古墳群の前方後円墳では唯一、一重の周堀と考えられていたが、新たに外堀が発見され稻荷山古墳などと同様に二重周堀であることが確認された。調査は来年度以降も継続する予定である。

4 史跡整備の考え方も、2で述べたような世界文化遺産の影響を受けながら、従前とは異なった視点も取り入れられ、近年では活用面を重視した考え方が主流になりつつあるようである。定着したとは思えないが、観光考古学といった言葉も使われているように、地域振興やまちおこしを重視して史跡と関連させた動きも見られる。また、これも使い易いとは言い難いが『史跡等整備のてび

き』が刊行され、史跡整備に関するマニュアル化された大部の本ができたことで、今後の整備のテキストになるものだろう。

史跡整備に関しては、理念的な問題も当然必要であるし、保存→整備→管理→活用といった将来に向けての戦略も重要な要素である。しかし、実際の整備担当者が直面しているのは、現場に立つて具体的な技術や手法そして国庫補助事業の運用などの問題である。それは我々自身も抱え、日々試行錯誤を繰り返していることもある。第1回目では、埼玉古墳群などの例を参考に、保存管理計画・保存整備基本構想・保存整備基本計画の策定について取り上げ、そこでは長期計画の重要性なども話題にした。この研修会では、こういった史跡整備の戦略構築と、現場に則した課題の整理や解決方法を両輪として、より具体的な整備の問題を取り上げていきたいと考えている。

研修内容については、第1回目は、埼玉古墳群の整備計画や事例を中心に行ったが、今後、講師を招いたり、各地の事例報告や史跡見学などを通じて課題解決につながればと考えている。また、遺跡環境整備会議・奈良文化財研究所研修・歴史公園ネットワーク研究会などへの参加者が、参加できなかった多くの担当者に還元するため、出席報告などを実施して各地・各国の情報を共有していきたい。研修会が継続的に開催できるよう、史跡の博物館では内容や方向性を修正・検討しながら、参加者と相談しつつより充実した会になるよう進めていきたい。

5 さきたま史跡の博物館に史跡整備担当が設置されて2年が経過する。その間、保存整備基本計画の策定・稻荷山古墳保存整備事業の終了・奥の山古墳発掘調査と整備の開始・埼玉古墳群範囲確認調査の開始と、県生涯学習文化財課や行田市と共同で世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書作成などを行ってきた。そして、解説板の設置や発掘調査・植栽の管理などによって埼玉古墳群の様相は日々変化していくようになった。今後は研修会の充実とともに、研究の拠点としての整備も進め、埼玉古墳群の解明に少しづつでも近づけるような組織になればと考えている。

なお、平成20年度の研修会は、12月5日(金)に嵐山史跡の博物館において開催する予定である。

参考文献

- 青木 豊編 『史跡整備と博物館』 雄山閣 2006
石坂 俊郎他 『武藏埼玉 稲荷山古墳発掘調査・保存整備事業報告書』 埼玉県教育委員会 2007
井上 尚明 「遺跡の保存と活用 4 埼玉古墳群」『考古学ジャーナル548』 ニューサイエンス社 2006
井上 尚明 「埼玉古墳群の保存と整備」『第52回文化財講習会資料－文化財をまもる－』 埼玉県教育委員会他 2006
井上 尚明 「史跡埼玉古墳群の保存と整備について－新たな整備のはじまり－」『埼玉文化財だより101』 埼玉県文化財保護協会 2007
井上 尚明 「さきたま風土記の丘」『日本遺跡学会会報9』 日本遺跡学会 2007
井上 尚明 「史跡埼玉古墳群の保存と整備」『埼玉の文化財48』 埼玉県文化財保護協会 2007
国際航業株式会社文化事業部 『観光考古学－記録と展望－』 2005
埼玉県 『史跡埼玉古墳群保存整備基本計画（基礎資料調査及び現状分析）』 2006
埼玉県教育委員会 『史跡埼玉古墳群保存整備基本計画』 2007
史跡等整備の在り方に関する調査研究会編 『史跡等整備のてびき』 文化庁文化財部記念物課 2004
東京文化財研究所 『古墳や洞窟内の水分の影響と保存対策』 2003
奈良文化財研究所 『遺跡学をめざした遺跡の保存と活用に関する研究集会Ⅱ』 2002
奈良文化財研究所 『遺跡の教育面に関する活用－平成18度遺跡整備・活用研究集会報告書』 2007

平成19年度さきたま史跡の博物館史跡整備研修会開催要項

1 主 催

埼玉県立さきたま史跡の博物館

2 趣 旨

史跡整備に関する情報の収集・整理と整備手法の研究及び技術的向上を図るため、史跡整備研修会を開催し、県内の史跡保存を推進しようとするものである。

3 日 時

平成19年12月7日(金) 午前10:00から午後4:00まで

4 対 象

県内市町村教育委員会職員及び文化財関係機関職員等
定員50名（受付順）

5 会 場

埼玉県立さきたま史跡の博物館講堂

6 研 修

- (1) 稲荷山古墳保存整備事業のあらまし
- (2) 史跡保存整備基本構想・計画策定の進め方
- (3) 史跡整備におけるユニバーサルデザインの採用に向けて
- (4) 史跡整備と測量技術
 - ① 世界測地系に基づいたグリッドの設定
 - ② 3Dレーザースキャナーのデモ

7 今後の研修会について

8 現地視察

奥の山古墳発掘調査現場

9 その他

申込み

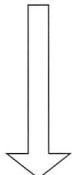
参加希望者は、平成19年11月22日(木)までに、所属・職名・氏名・連絡先を明記の上、下記あてFAXで申し込んでください。（様式は特にありません）

〒361-0025 行田市埼玉4834 電話：048-559-1181 FAX：048-559-1112
埼玉県立さきたま史跡の博物館 史跡整備担当

史跡保存整備事業の主要基本事項フロー

史跡の指定

国・地方自治体の指定
調査→所有者の同意→申請→審議会→指定



保存管理計画の策定

史跡を保存・管理するための基本方針の設定
指定の経緯などの史跡の基本情報・保存の基本方針・現状変更の取扱基準・公有化と整備の方針・体制整備の方針等



公有化事業の開始

計画的な公有化の実施
優先的に公有化する区域・公有化を促進する区域・将来的に公有化する区域などに区分



基本構想の策定

公有化の促進にあわせ、整備の基本方針と公開・活用の展望を策定する
史跡整備の諸条件の確認・史跡整備の方向性と目標の設定・地域における史跡の位置付け



基本計画の策定

基本構想で示したビジョンを具体化するための方策
全体計画と整備ゾーンの設定・遺構の保存と表現方法・情報施設の検討・修景及び植栽の検討・管理計画・調査計画・事業計画



基本設計・実施設計

基本計画をテキストとした場合、マニュアルに相当する設計図
基本計画に示した内容の平面図・断面図などの具体的設計図書・細部の数量、構造や工法などの仕様書



整備事業に着手

整備委員会の設置

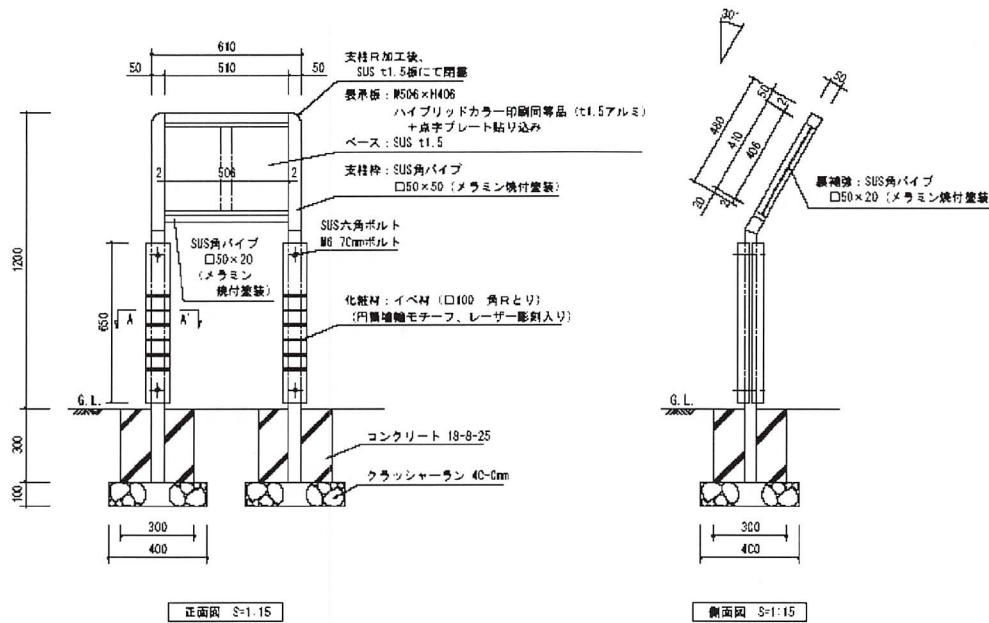
構想・計画の策定
発掘調査・調査成果の検討
調査成果に基づく整備手法の検討

埼玉古墳群におけるユニバーサルデザインの一例：解説板

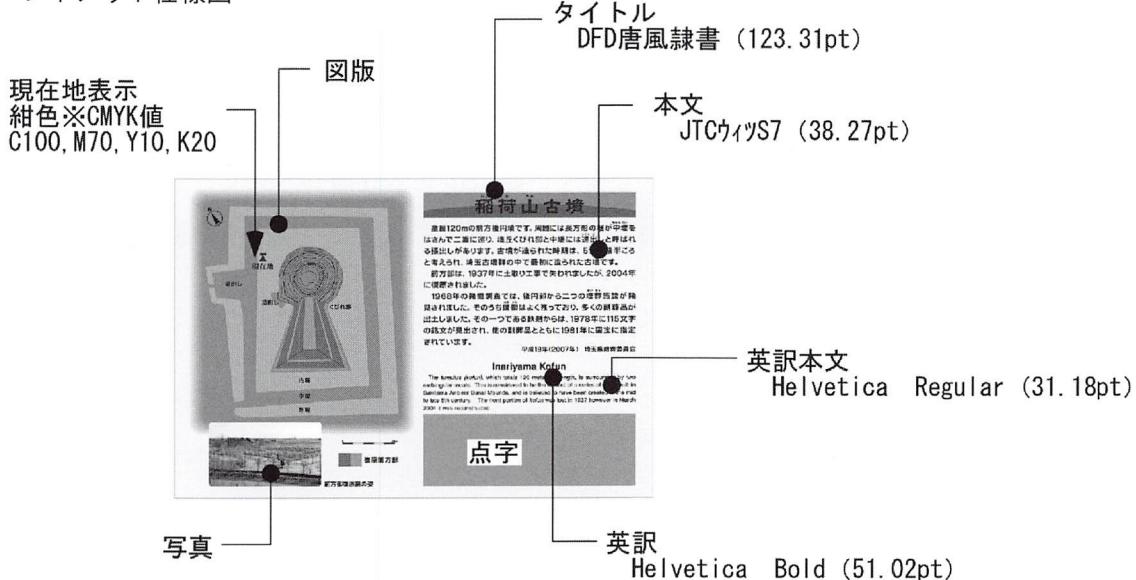
現在、基本計画に沿って解説板設置を各古墳で進めている。表示は、英訳文や点字・色覚バリアフリーを加え、ユニバーサルデザインを進めると共に、レイアウトや書体等の様式の統一により、わかりやすい解説板とする。

なお、解説板に関しては、市内の文化財説明板設置を計画している行田市や、公園整備を担当している行田県土整備事務所とも調整を図り、この基本デザインを採用する方向で計画が進んでいる。

本体仕様図



レイアウト仕様図



※ 将来的には音声ガイドなどの設置も検討する

中国トルファン地区博物館における展示協力について

-自治体国際協力専門家派遣事業に参加して-

井 上 尚 明

はじめに

中国新疆ウイグル自治区トルファンは、シルクロードの天山北路と天山南路の分岐点にあるオアシス都市である。一般的にトルファンと呼ばれているのは、トルファン市を指すが、広域的にはトルファン市・鄯善県・克遜県をあわせてトルファン地区と呼ぶ。トルファンを有名にしているのはシルクロードの要衝であり、各時代の多くの遺跡が密集し、さらに火焔山や蜃気楼が揺らめく砂漠など、自然景観的にも優れていることで、中国西域観光には欠かせない、日本人にも良く知られた街である。

今回の派遣は、総務省の外郭団体である(財)自治体国際化協会の自治体国際協力専門家派遣事業に伴うもので、トルファン市内に建設中の新しい地区博物館における、展示や資料の取扱いに関する協力のためである。僅か2週間の短い期間であったが、当館における国際協力の例として、トルファンの歴史や文化・街の様子なども交え、地区博物館での活動を記録しておきたい。

1 トルファンの概況

(1)自然環境



火焔山

日本からトルファンまでの一般的なルートは、北京か上海などで国内線に乗り換えウルムチまで行き、そこからは自動車でトルファンに至るもので、通常2日の行程が必要である。トルファンは天山山脈の南麓に広がる広大な盆地にあり、盆地の中心である艾丁湖は標高-154mと、世界で2番目に低い土地である。北東にはゴビ砂漠・南西にはタクラマカン砂漠が広がり、市街地を離れると直ぐに砂漠に至る。ウルムチからトルファンまでの道路の両側には、荒涼とした大地が延々と続き、白く光る塩湖や約250基の風力発電機が風で回転する風

景が眼前に広がる。夏の最高気温は48℃を超え、地表温度は80℃に達し、中国では最も暑い地方であるとともに、冬は-30℃と寒暖の差が激しい地域である。砂漠地帯であるため、年間降水量は20mmに足らず、湿度は低く乾燥している。このような環境や歴史的な呼称から、火州・綠州・西州とも呼ばれ、市内ではこれらを冠にしたホテルやレストランを多く見かける。

緯度では北海道南部あたりに、経度はインド東部～バングラデッシュに相当する。しかし、北京時間を標準としているため、実際の日照時間と時計で見る時間に誤差が生じ、夏季では朝9時こ

るまで暗く、夜は9時ころまで明るい。私が勤務していた10月でも、勤務時間は午前が10:00から13:30まで、午後が15:30から20:00であり、博物館を出るころはまだ明るい。なお、日本との時差は1時間であるが、実際の日照時間との間にズレがあることは前述のとおりで、朝9時位になってようやく街が賑やかになり、午後3時ころの気温が最も高く日差しも強く感じる。朝食が9時・昼食が2時・夕食が8時前後が一般的であろうか。歓迎会なども夜8時開始が多く、街の飲食店は夜中の11時ころまで賑やかである。



風力発電所

夏は過酷であるが、観光シーズンでもあり日本人を含む海外からの観光客はこの時期に集中している。10月には、昼間はTシャツで、朝・夜はカーディガンを羽織れば比較的過ごし易い季節であったが、観光的にはシーズンも終わり、日本人の団体には遭遇しなかった。しかし、ヨーロッパ人や韓国・台湾人の団体観光客は多く見かけ、日本人の観光の仕方や情報の偏りを感じることができる。市街地には高層ビルこそないが、並木と歩道が両側にある広い道や、歩道の上に架けられた葡萄棚など緑豊かな街でもあり、バザールに

は多くの果物が溢れている。天山山脈の雪融け水を利用した果物や綿花の栽培が盛んで、郊外には水路に沿って葡萄畠が連なり、干葡萄をつくる小屋である晾房が点在するこの地方独特の農村風景を見ることができる。砂漠に囲まれたオアシスには、豊かな緑が広がっているのである。

(2)生活文化

トルファンの民族構成は、ウイグル族が7～8割・漢族が2割程で、他にカザフ族・回族などが住んでおり、ウイグル族などの多くはイスラム教徒である。街の各施設や店舗の看板などはウイグル語と漢字表記がされているが、高昌故城周辺などの郊外のウイグル族居住地区では漢字を見ることもほとんどなく、道を歩く人々・街並みの景観など中国とは思えない風景である。この様な地域では中国語が通じない場所も少なくない。宿泊していた博物館近くのホテルでも、朝7時20分前後になるとモスクから流れるコーランの声が聞こえ、まだ暗い街の中で礼拝をしている姿をほんやりと見ることができる。私が着任した日はラマダン明けで、イスラム教徒達の祝日でもあり、縁起が良いとされる偶数の日には民族音楽を響かせた結婚式の車列を何組か見た。



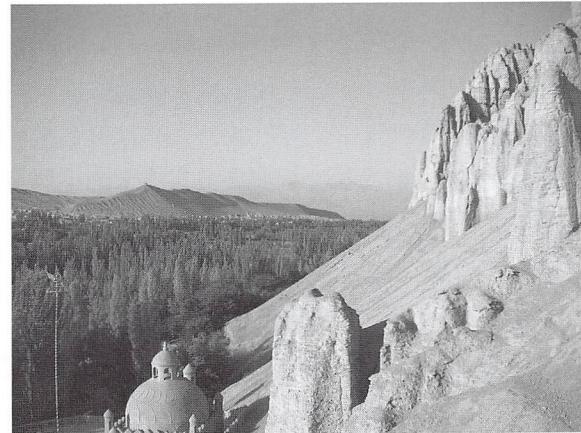
トルファンのバザール

市内には比較的大きなバザールが2ヶ所あり、大きなアーケードの中には、食料品を中心に生活必需品が所狭しと並んでいる。特に葡萄やハミ瓜をはじめとした果物が豊富で、葡萄・イチジク・トマトなどの乾燥果物が有名である。中でも干葡萄の種類は覚えきれないほどで、色とりどりの葡萄が並んでいる。

葡萄栽培は市街地にまで及び、歩道の上・博物館やホテルの庭・公園などにも葡萄棚が架けられ、8月には葡萄祭りがある正に葡萄の街である。火焰山を南北に縦断する葡萄溝という地域は、その名のとおり葡萄栽培が盛んなところで、水路の両側に集落と葡萄畠が広がっている。葡萄溝は観光地にもなっており、葡萄園入口周辺には干葡萄屋がずらりと並んでいる。



葡萄畠に点在する晾房



葡萄溝の風景

食事については、シシカバブー・ナン・バンミエンなど、イスラム・ウイグル料理が主体的であり、豚を食さないイスラム教徒用の羊肉を中心とした料理である。もちろん漢族や観光客用のレストランも多く、通常の中華料理も少なくない。厳格なイスラム教徒は酒は飲まず煙草も吸わないし、ラマダンの期間は閉める飲食店もある。一般的にビールを飲む習慣がなく、ウイグル族だけではなく、漢族も好んで白酒を飲んでおり、葡萄の産地だけあってワインも美味である。通常は博物館の食堂で昼食を食べていたが、ほぼ毎日麺にトマトやピーマンを炒めた具と羊肉をかけて食べる、バンミエンと呼ばれるウイグル料理である。価格はバンミエンにシシカバブー付で8元位（1元約15円）である。シシカバブーを焼く時には、強烈な煙と香辛料の匂いが出るため、道端や店の裏で焼くことが多く、食事時には香ばしい香りが町中に漂っている。

交通機関は、トルファンには鉄道の駅もあるが、市街地から遠く不便なため観光客の大部分はウルムチから自動車でトルファンへ来る。長距離バスの本数も多く、バスでウルムチまでは約3時間で料金は40元程であり、地元の人はこのバスを利用している。市内では路線バスは見かけなかったが、交通図では市内に8路線ほどあるようである。遺跡や観光地は郊外に多いため、個人で移動する場合はタクシーを使うことになる。しかし、観光客の中心は団体客であり、ホテルから団体バスで観光地めぐりをすることが一般的であろう。トルファンでは主に博物館の四輪駆動車などで移動したが、自由時間のあったウルムチでは、タクシーで市内を走るとだいたい10元で、路線バスは1元が相場であった。特にバスはたくさんの路線があり、時刻表の無いバス停でも心配の無い位頻繁に発着している。ウルムチは人口200万人の大都会で、生活様式もトルファンとはかなり異なっている。気候もトルファンとは違い、雨にも遭遇した。ウルムチにある自治区博物館は、国立博物館並の規模で、日本でも展示された楼蘭のミイラなどが展示してある。ここでは、館長・副館長に面会し、博物館の現状などの説明を受け、新たな試みとして日曜日に無料開館したこと、入館の順番待ちができるほどになったことなどの話を聞けた。また、ウルムチでは久しぶりの自由時間を利用

用して、タクシーやバスを乗り継ぎ一人でバザールやデパート・本屋などを巡り、老眼鏡をつくつたり床屋に行くこともできた。因みに床屋は洗髪付きで8元である。

トルファンは、北京や上海のような大都市と比べると物価も安く、街の雰囲気も西域でありながらどこか懐かしい感じがする地方都市である。銀行やホテルのある大通りを一歩それると、舗装されていない細い道や日干し煉瓦の家並みが続き、白い髪のイスラム教徒のおじいさんが歩いている風景に出会うことができる。しかし、シルクロードの観光地でもあり、高級ホテルのショップでは桁を間違えるほど高価な刺繡や絨毯を売っている。これからも街は発展していくであろうが、雄大な光景をバックにゆっくりと走るロバ車のような風情は残してもらいたいものである。

(3)文化財

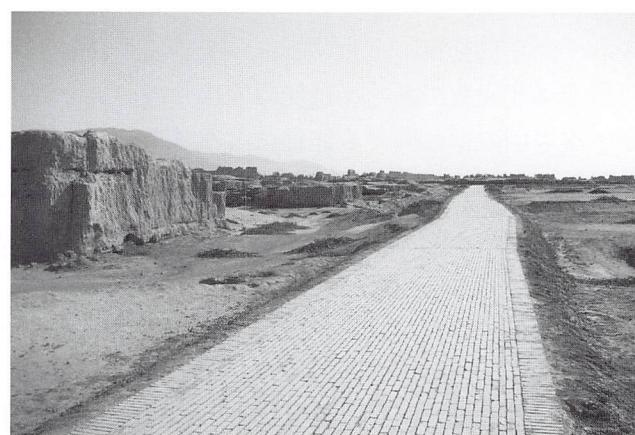
トルファン地区博物館の展示は、約4万年前の石器から始まる。彩陶や青銅器時代の遺跡も少なくないが、トルファンを代表する多くの文化財は、やはり麹氏高昌国や唐の西洲時代の遺跡や遺物である。市の西側に交河故城、東には高昌故城やアスター古墳群などがあり、砂漠の中に多くの遺跡が点在している。トルファン出土の遺物群は、トルファン地区博物館や新疆ウイグル自治区博物館に展示・所蔵されているほか、日本の大谷探検隊、イギリス・フランス・ドイツなどの探検隊も多く、文物を持ち帰っており、アスター出土の文書群などが、世界12カ国に分散している。これらの多くの文物は、敦煌学と並びトルファン学として独立するほどの質・量を持っている。トルファン地区博物館は、トルファン学研究院と一体となった組織であり、展示・保存・公開だけでなくトルファン出土文物の研究センターもある。また、周辺に点在する高昌故城・交河故城・アスター古墳群・ベゼクリク千仏洞など多くの遺跡群は、トルファン地区文物局の管理下にあり、文物局の職員が派遣されて各遺跡の管理を行っている。

高昌故城・交河故城ともに広大な面積を有する都市遺跡である。高昌故城は紀元前1世紀に前漢の屯田部隊が造った高昌壁に始まり、高昌郡・高昌国・唐代西洲などの変遷を遂げてきた、古代におけるトルファン地域の政治・経済・文化の中心地である。200万m²以上の面積があり、外城・内城・宮城から構成され、寺院・宮殿・官衙・居住域などが配置されていた。風化が激しく、今後の保存対策は大きな課題であろう。

交河故城は2つの河川に挟まれ、洪水によって形成された台地の上に築かれた遺跡である。紀元前2世紀に車師前国の拠点となり、5~6世紀には麹氏高昌国が交河郡を置き、7世紀には唐代の安西都護府となっている。9世紀には西ウイグル王国の都として栄えた。現在残っている遺構は唐代のものが中心であるが、高昌故城と同様に風化・崩落が激しい。



高昌故城



交河故城

アスター古墳群は、カラホージャ古墓群とも呼ばれる、高昌国~唐代にかけての地下式墳墓群

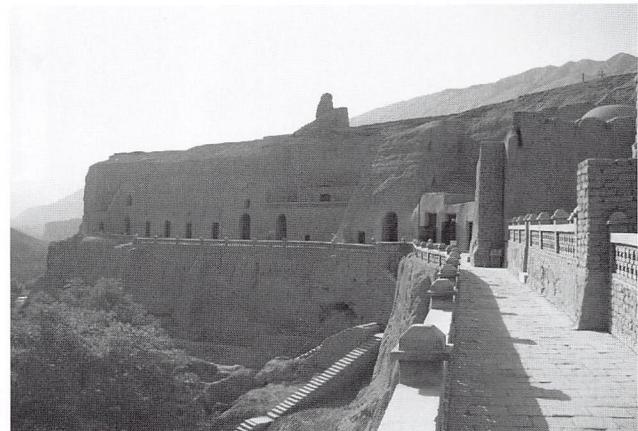
である。高昌故城の北にあり、約500基の古墳が確認されているが、現在開口し公開されているのは3基だけである。管理事務所の入口を入ると、伏羲・女媧と干支の石造が建つモニュメントがあり、その外側に墳墓群が広がっている。ミイラや多くの文書類・絹画、さらには木俑・土俑、鎮墓獸など大量の遺物が出土しており、博物館展示資料の多くを占めている。

ベゼクリク千仏洞は、火焰山山中にある仏教石窟であり、83基が確認されている。麹氏高昌国から元代にかけて造られた石窟であるが、西ウイグル王国時代である10世紀前後のものが最も多い。ウイグル人が仏教以前に信仰していたマニ教の石窟も発見されている。石窟内の壁画などは、イスラム教の浸透やヨーロッパ・日本の探検隊に持ち出されたことで、状態は良くなく、現在では6基が公開されているだけである。

以上の遺跡の他に、蘇公塔やカレーズ、あるいは達坂故城など多くの遺跡がトルファン周辺にある。蘇公塔は1778年に建設されたモスクであるが、イスラム寺院として今でも礼拝の場となっている。また、カレーズについては、カレーズ楽園・カレーズ民俗園などの公開施設がある他、市街地を出ると現在使用しているものを含め、砂漠の中に数多く見ることができる。



アスター古墳群



ベゼクリク千仏洞

なお、高昌故城をはじめとしたシルクロード関連の遺跡群は、中国・カザフスタン・トルクメニスタンなど数カ国共同で、「シルクロード」として世界遺産登録へ向けて動き始めている。今まで世界遺産にならなかったこと自体驚きであるが、今後益々注目を集めることになるだろう。

2 トルファン地区博物館の現状

現在のトルファン地区博物館は市街地中心部に近い高昌路にあり、博物館だけではなく文物局とトルファン学研究院が一体となった組織・建物で構成されている。博物館長と文物局長は兼務しており、3つの組織で100人以上の職員が勤務している。門を入ると、多くの中国の機関と同様に警備の建物が右側にあり、左に進むと小さな広場に面して博物館本館の建物の玄関がある。門を入って葡萄棚に沿って真直ぐ進むと文物局の建物があり、右奥にはトイレがある。トイレは博物館などの建物内には無く、職員も見学者もこのトイレを使用することになる。更に奥には文物局や研究院の事務所棟が並び、この建物の中に、局長室・副局長室や共産党書記の部屋などがある。さらに奥には職員食堂などがある。

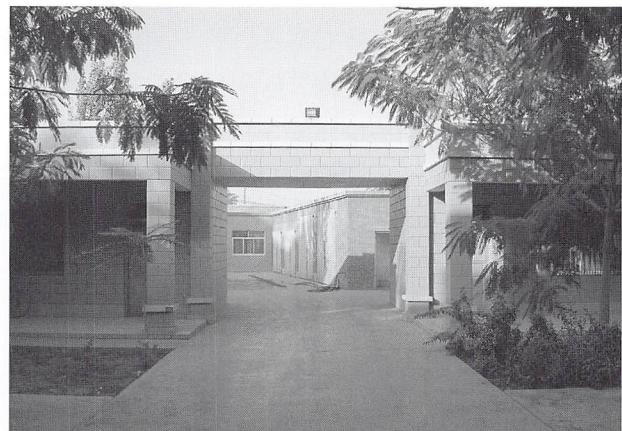
博物館本体の構造は2階建で、1階の受付（入館料は20元）を過ぎると回転式の改札口があり、ここを通過するとトルファンの紹介ビデオなどを放映する吹き抜けのロビーになる。このロビーを基点に、四方にミュージアムショップや展示室・収蔵庫・執務室・階段へ通じている。1階の展示

室は常設展示室で、出土遺物を中心にトルファンの歴史を扱っている。アスター古墳群出土の伏羲・女媧図をはじめとした絹画、金製品など鄯善洋海墓出土遺物などがある。恐竜化石を中心とした展示室は大型資料があるため、2階まで吹き抜けになっていて、2階壁際に回廊式の展示スペースがある。新疆維吾尔自治区は化石の出土地としても著名であり、復原を含めた多くの化石が展示してある。

2階は企画展示室及びミイラ展示室などがある。企画展示室では2007年10月の時点で、トルファンの出土遺物を中心にした「精品展」を開催していた。日本の博物館の特別展・企画展のような開



博物館正面玄関



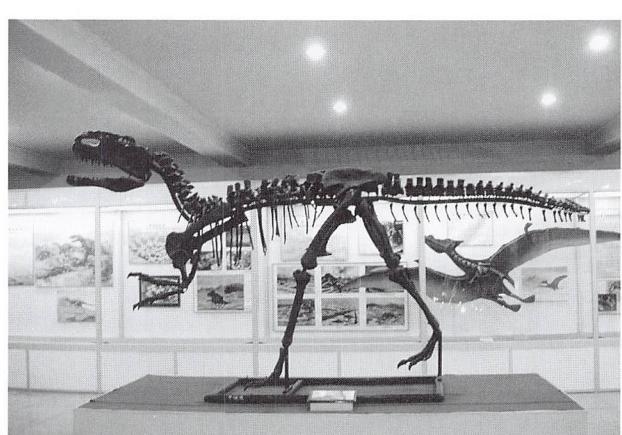
両脇に文物局の事務室がある



1階展示室の展示状況



ミイラ展示室



化石恐竜展示室

催期間が1～2ヶ月で図録を印刷する展覧会とは違い、図録・リーフレットなども無く夏から継続的に開催しているようである。ミイラ展示室では、アスター古墳出土のミイラ数体を展示しており、当時の衣装の復原展示なども行っている。しかし、ミイラの展示ケースは密閉式ではなく、臭気が大きな問題となっている。この他に、2階には今回の協力業務でスライド上映などを行った講座室や、職員が利用する図書室がある。さらに、2階からは恐竜化石展示室の2階へ通じる通路がある。

このように、トルファン地区博物館は、出土遺物を中心とした考古学系と、恐竜化石などの古生物系が同居した博物館であり、歴史系・自然系を扱った日本の総合博物館とも系統の違う、特殊といえる分野を扱っている。まだ開館から20年経過していないが（1989年オープン）、市内の別な場所に新しい博物館を建設中である。

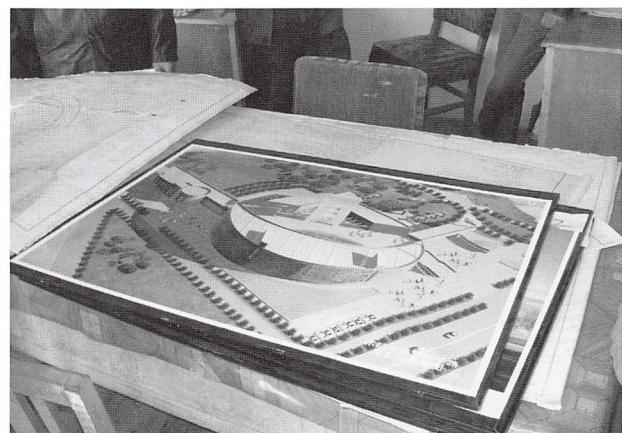
3 新博物館の建設

新しい博物館は、市街地の南東にある木納尔路に建設中で、2008年5月完成、8月オープンを目指して工事が進んでいる。広い敷地に地下1階・地上3階建で建築面積17,544m²という大型施設として生まれ変わる予定になっており、ホテルやレストランも併設された新しいトルファンの観光拠点でもある。現在の博物館と同様に、文物局と研究院も同居することになるようである。将来的に活用できる予備の展示スペースの他、コンピュータールーム・国際会議場・トルファン市や葡萄を紹介するコーナーなど、多彩な機能を持っている。

博物館本体部分は円形で、ホテルやレストランなどが尻尾の部分に付くような構造となっている。2階には1,000m²の展示室（常設展示）の他、特別展示室やコンピュータールームなどがあり、主要な展示スペースが置かれることになる。3階は観光的な面が強く、市の紹介・民俗・葡萄などの資料室となるコーナーが設けられる。地下1階には、480m²の収蔵庫とスタジオや文物修繕室・整理室などがあり、博物館のバックヤードとなる。国際会議場ともなる講堂は、280人収容・470m²の規模があり、トルファンの新たな文化の中心となるような設計となっている。



新博物館の建設状況



新博物館の完成予想図

4 今回の協力内容

今回の派遣業務では、特にどの分野の協力が必要か明確ではなかったので、博物館の管理・運営や展示などに関わる全般の分野について扱った。このため、展示・保管・取扱方法に関する資料や東京・埼玉の博物館などの画像を持参し、言葉だけではなく、眼で見て実際の道具を触れるよう派

遣前に準備した。協力方法としては、講座室における講義形式と、展示室での具体的な展示手法やライティングなどについての実技である。

日本で準備した資料と、職員の質問や反応を見ながら内容を変更しつつ、(1)～(11)のような順序と内容で博物館全般に関する協力を行なった。当日の勤務終了後、宿舎で翌日の資料作成や内容の構成を準備した。なお、展示用具や博物館関係図書などの持参資料は、帰国時に博物館へ寄贈した。

(1)日本の博物館の状況

日本で作成したペーパーを配布して、日本における国立博物館から企業設立博物館の存在などを説明した。特に埼玉県における博物館の種類などについて解説した。

(2)埼玉県立さきたま史跡の博物館と埼玉古墳群の概説

埼玉県立さきたま史跡の博物館について、博物館と史跡公園が一体となった博物館の代表例として図や写真を見ながら紹介した。トルファンにおいても、博物館と周辺に分布する多くの史跡が分離するのではなく、博物館から史跡の情報を多く発信するようなシステム作りが必要だと強調した。新博物館においては、トルファンを訪れる観光客は、最初に博物館を見学してから各史跡を巡るようなルート設定の検討が重要であることなどを説明。

(3)日本の博物館・資料館の特色と説明

日本で撮影した博物館や資料館などの画像を見ながら、その展示構成や特徴を説明した。自然系から歴史系、あるいは特定分野の博物館・資料館及び史跡のガイダンス施設などについて、外観や展示から資料の収蔵状況、さらには取り巻く環境まで概括的に紹介し、各施設の特徴や長所短所を確認できるよう説明した。また、東京の庭園（六義園）の写真も見てもらい、景観に溶け込むような案内標識やトイレのデザインなども今後の博物館の参考にしてもらった。

(4)博物館における広報

当初、普及事業や広報に関しては予定していなかったが、休憩時間等に広報に関わるような要望があり、急遽取り上げたものである。日本の博物館のホームページを紹介し、世界中どこからでもアクセス可能なHPの作成が必要であることを話した。トルファンには研究院のHPはあるが、博物館のHPはない。また、無料配布する博物館のチラシや年間行事予定など、埼玉県の例を見せて、リピーターの確保に努めていることも説明。トルファン地区博物館の場合は、中国内外の観光客を主なターゲットにしているが、地域の人にも宣伝する必要があることを話した。

刊行物については、埼玉県内各館の年報・ガイドブック・展示図録（特別展と常設展）や研究紀要など持参資料を配布して、日本の博物館で発行している書籍を見てもらった。類似する刊行物は中国の博物館でも発行しているが、入館者数など実績を毎年記録する年報など、日本の博物館では行政資料として利用できるものもあることを紹介した。

(5)普及と活用

持参した普及キット（まがたまづくり）を紹介するなど、展示だけではない博物館活動の例を説明。(4)で話したように、観光客ばかりでなく地域の人、特に子供たちに来館してもらえるよう、学校とのタイアップを進める必要がある。埼玉県では2003年に、博物館と学校の協力のためのプログラムを作成しており、授業の一環で来館する・要請のある学校へのデリバリーなど、いくつかの事例を紹介した。こういった普及活動により博物館の幅が広がっていくと話した。また、ミュージアムショップの充実についても、サービスの一環であることを説明した。

(6)資料の管理と保管

埼玉県の県立博物館の収蔵庫画像などで、博物館で最も重要な資料の管理について説明した。資料の保管・管理については、日本とトルファンでは環境が大きく異なり、日本で行っているような温湿度管理を適用できない。しかし、基本的な考え方は同じであり、埃や有害生物の侵入を防ぐた

め、清潔であることが大事であると強調した。収蔵庫の出入りのチェックや捕虫トラップの設置などから、資料の薰蒸殺虫・館内の消毒など、年間を通じた対策が必要である点を説明。モントリオール議定書によって使用できない薬剤もあり、これらの知識も必要があることなどを解説した。

(7)博物館におけるユニバーサルデザイン

持參資料と現地で作成した資料で説明。埼玉県で発行している、バリアフリー・ユニバーサルデザイン関係のパンフレットなどを参考にして、これから博物館で重要な意味を持つことを強調し、是非新博物館で推進してほしい旨話した。英語を中心とした外国語表記はもちろん、トルファンではウイグル語表記も必須であり、他に点字や音声ガイドあるいは車椅子用の諸施設の必要性も説明した。実際にプロジェクター画面上に着色した字を描き、色覚バリアフリーの実見も行った。また、「立入禁止」「写真撮影禁止」などの表記も外国人にも分かりやすいマークに統一するなど、ユニバーサルデザインを推進し、建物や資料だけではなく、この分野でも注目される博物館になってほしいと話した。

(8)展示方法について

展示に対する考え方や種類、展示計画の企画立案等、理論的なことから具体的な展示に向けての準備方法等の説明を講義方式で行なった。同一資料を使用しても、展示担当者のテーマ性や見てもらいたい部分の違いなどで、同じ展示はできない点を強調し、企画・立案の重要性を話した。また、トルファン博物館でもそうであるように、展示には大きく常設展示と企画展示があり、それぞれの特徴と重要性を確認してもらった。資料によって異なる適正な温湿度や照明方法なども、収蔵だけではなく展示にも必要であることを説明した。その後、持參した展示道具(ピンピッターピクチャーレールほか)などの使用方法を具体的に解説した。

(9)トルファンの遺跡群と博物館の連携

埼玉古墳群の説明でも紹介したが、トルファン博物館では高昌故城や交河故城あるいはアスター・ナ古墳群など周辺の遺跡出土の文物も展示しており、これら遺跡群を野外博物館と位置付けてトルファン博物館と一体となった活用が必要であることを改めて説明した。博物館で各遺跡を紹介・説明するだけではなく、現地においても博物館の情報を発信する、双方向の活用・利用を強調した。これにより、博物館の存在意義はさらに高まる。

(10)遺跡の保存と整備について

別添の写真でも分かるように、交河故城や高昌故城は主に構築材や自然環境のことから、遺跡全体の消耗・崩落が進行している。このまま放置しておけば将来ある時点で消滅が視野に入ることも考えられる。早い時期に保存対策の検討に入る必要性を話した。日本と比較して、規模が広大であることや土地そのものの制約から、保存が困難であることも察しがつく。しかし、これら消耗の激しい文化財の保存は急務であり、各方面の支援や協力が必要であろう。

(11)展示室での具体的な展示方法やライティング及び解説パネルの設置方法等

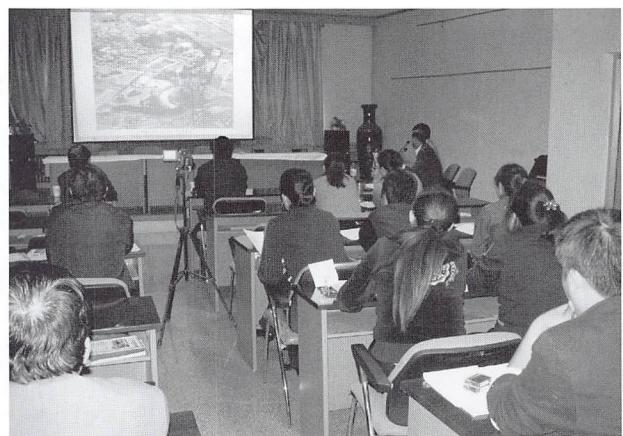
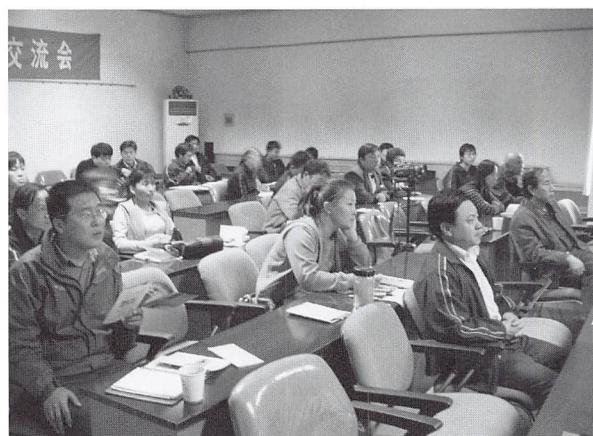
展示室においてケースや資料を前にして、具体的な展示方法について実技的に説明した。出土資料であるが、文献資料・絵画資料も多く所蔵しているトルファン地区博物館では、特に、巻子類や軸物の展示が、見る方にとっても、資料にとっても良い状況とは言えず、1級資料でありながら資料が生かされていない点など指摘した。また、照明も適正照度と言えないことや、ライティングについても方向・角度などを具体的に示した。

展示ケース内の資料配置については、地震が少ないとから、資料の固定などの安全対策は日本とは異なっているため、展示台の効果的な利用や解説文や写真パネルの設置位置などの原則を話した。展示資料によって照度を変えなければいけないことも、ルクスの設定基準を説明した。

上記のように11の項目についての講義・実技形式で協力をなったが、質問や感触あるいは日常

的な会話などから、資料管理や展示技術そして普及・広報に关心が高かったように感じた。出席者からは質問も多く寄せられ、ビデオ録画の他にも熱心にメモを取る姿が見られ、日本の博物館の運営や展示方法に対する関心が高いことを示していた。資料の違いや自然環境の相違などはあるが、基本的な考え方は理解してもらったと考えている。特に、持参したピクチャーレールやピンピッターには強い関心が寄せられたが、ピクチャーレールについては、帰国時に訪問した新疆ウイグル自治区博物館でも見かけなかった。展示の幅が大きく広がる道具であり、是非新しい博物館では採用してもらいたいと考えている。

派遣期間中にはトルファンテレビの取材があり、帰国後は中国文物局・新疆ウイグル自治区政府やトルファン学研究院などのホームページに「日本文物专家来我地区就吐鲁番新博物馆的管理营进行业务交流和指导」といった紹介をされ、派遣への注目と関心、そして何よりも新博物館への期待の高さが窺える。



講座室の様子（埼玉古墳群の紹介をしている）

おわりに

現在、日本の博物館事情は、指定管理者制度の導入や人員削減・予算削減などで、萎縮した状況にあると感じているのは、私一人だけではないと思う。特に埼玉県では、県立博物館施設の再編整備で、組織と名称が変更されたが、この再編で博物館の明るい将来を見出した学芸員は果たしてどれだけいるであろうか。また、開館20年を待たずして新たな博物館建設を進めているトルファンに対して、築40年を経た当館の施設や展示の現状を見た時、他の博物館建設の協力をすることに躊躇いも感じた。しかし、国内や県内の枠にとらわれず、これまでの博物館に関する知識や技術と、考古学・埋蔵文化財の専門分野を生かした協力ができると考えた。さらに、この停滞した現状を少しでも打開するため、博物館活動における国際協力や海外の博物館との連携など、今後の博物館像を展望する一助になるのではないかと思い、今回の事業に参加したものである。

今回の協力がどの程度トルファン地区博物館の新館建設の役に立てたか、不安な部分もある。また、環境や状況も異なる日本の博物館の手法や技術であるので、中国風にそしてトルファン流にアレンジして、新博物館の管理・運営に少しでも活用していただきたいと願っている。今回の派遣で、多くの友人達が出来た。このことは私にとって大きな収穫であり、彼らと再会できることを含め、新館を見学する機会を楽しみにしている。また、北京で合流した北九州市立自然史・歴史博物館の松井和幸氏とは、補完・協力しながら業務を進めることができ、感謝している。

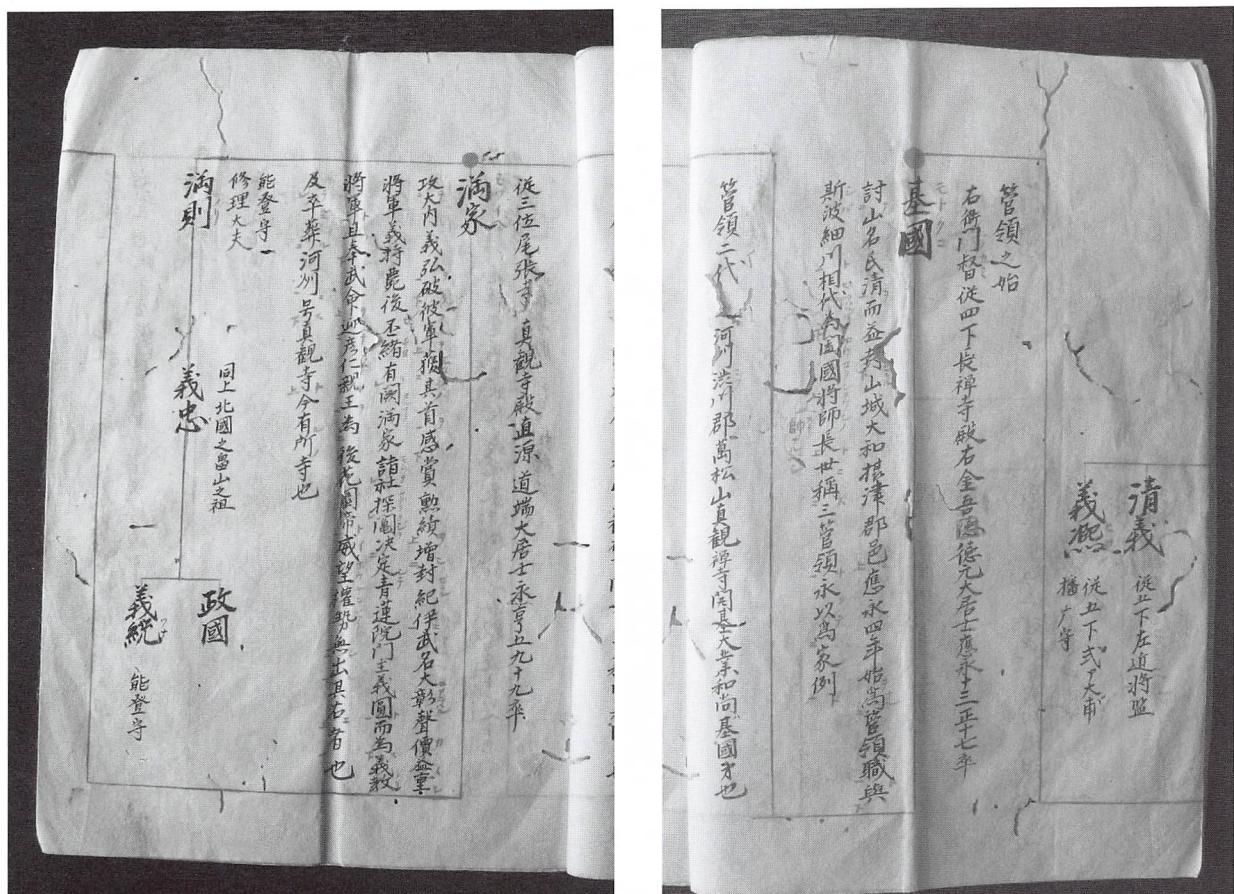
今回の派遣では、李肖館長（局長）・張勇主任・丁蘭蘭副館長をはじめとした、吐魯番地区文物局・博物館の方々や（財）自治体国際化協会北京事務所の橋本浩之氏・埼玉県国際課には大変お世話になっ

た。さらにイタリアから調査に来ていたブルーノさん・中国科学院の蒋さん・新疆文物考古研究所の呂さんなど、現地で多くの研究者達にも知り合った。特に丁さんには、派遣期間中を通じてお世話になった。ここであらためてお礼を述べておきたい。また、トルファン地区博物館では、日本の博物館を写真で紹介したり、各種リーフレット・パンフレットを配布したが、オリエント博物館・行田市郷土博物館・鉢形城歴史館・歴史と民俗の博物館・川の博物館・嵐山史跡の博物館・自然の博物館・埼玉県文化振興課には写真撮影や資料収集などで協力頂いた。文末ではあるが感謝したい。

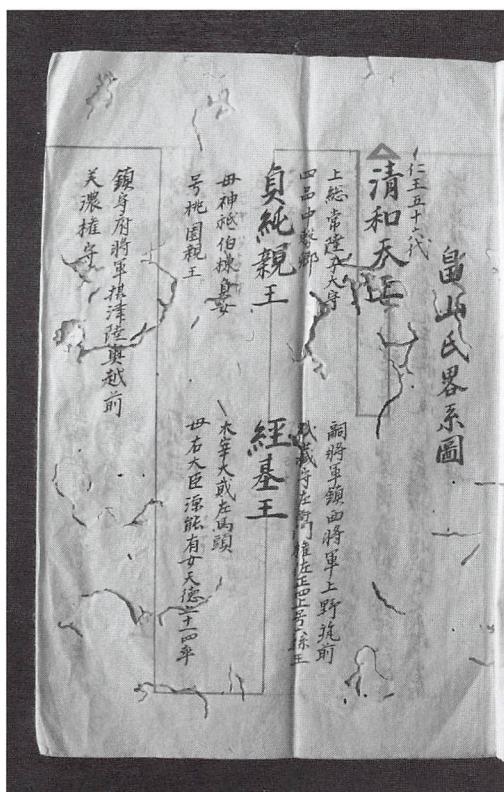
なお、ここでは派遣業務の内容を中心に述べたため、各遺跡の現状や保存状況については詳しく触れられなかった。遺跡の保存と整備に関して関心のある方は、埼玉考古43号に「中国トルファン盆地の遺跡群について－保存と整備の視点から－」と題して執筆したので、そちらを参照頂きたい。



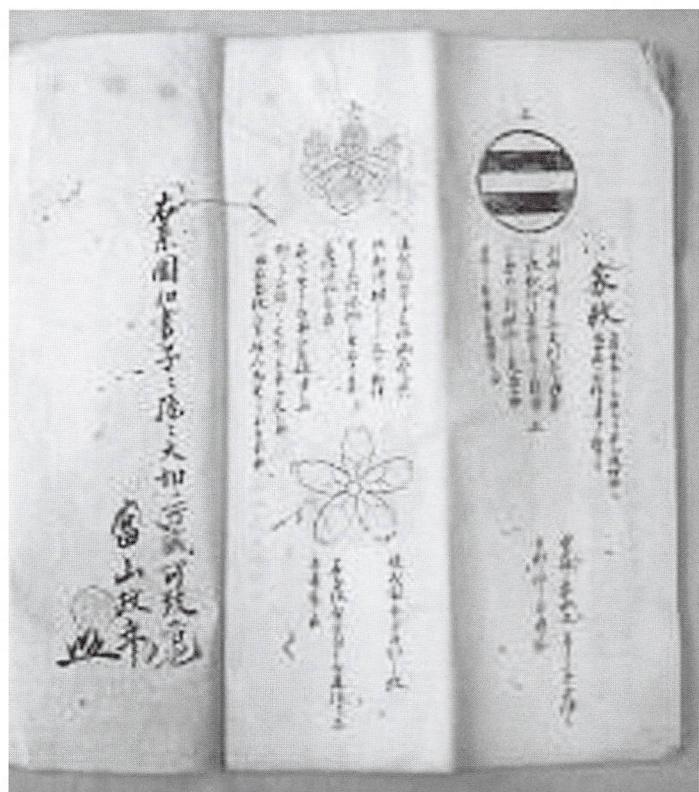
博物館入口での記念写真



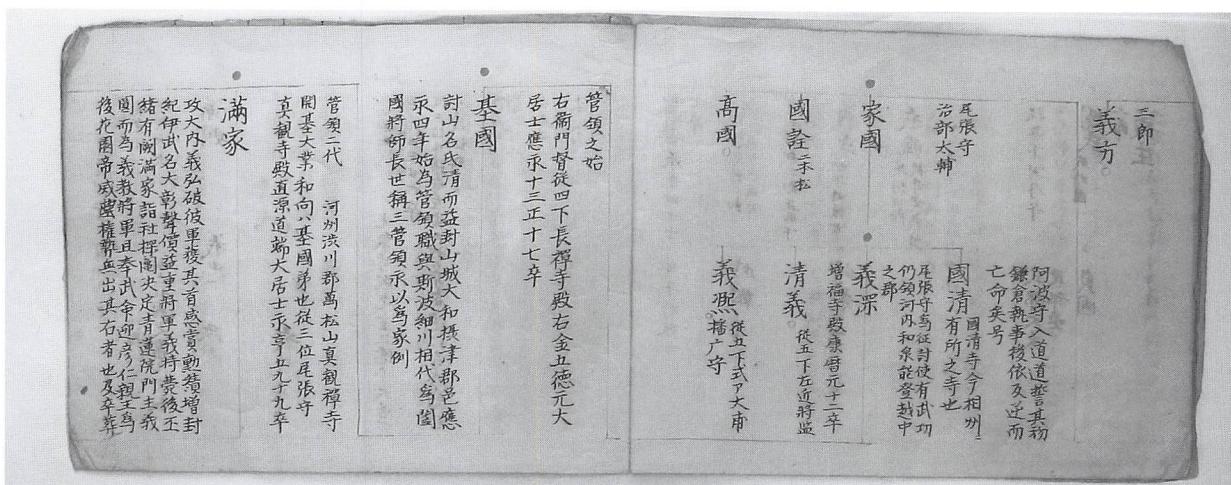
4 乙本（基國～滿家）



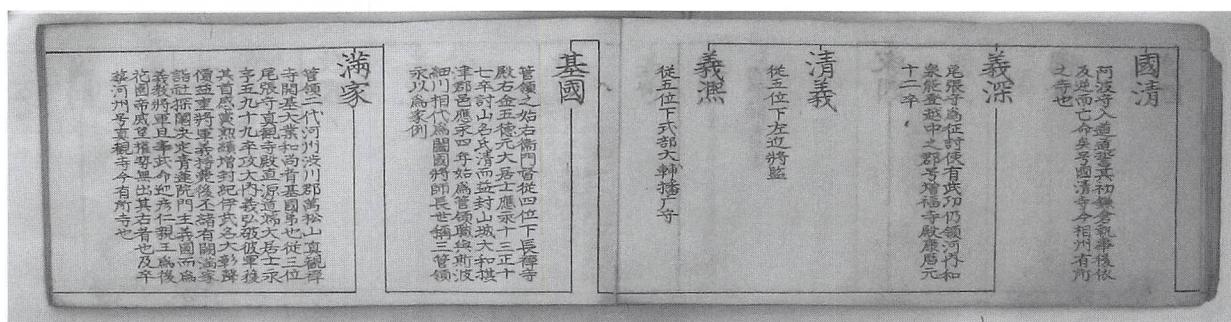
5 乙本冒頭「清和大王」



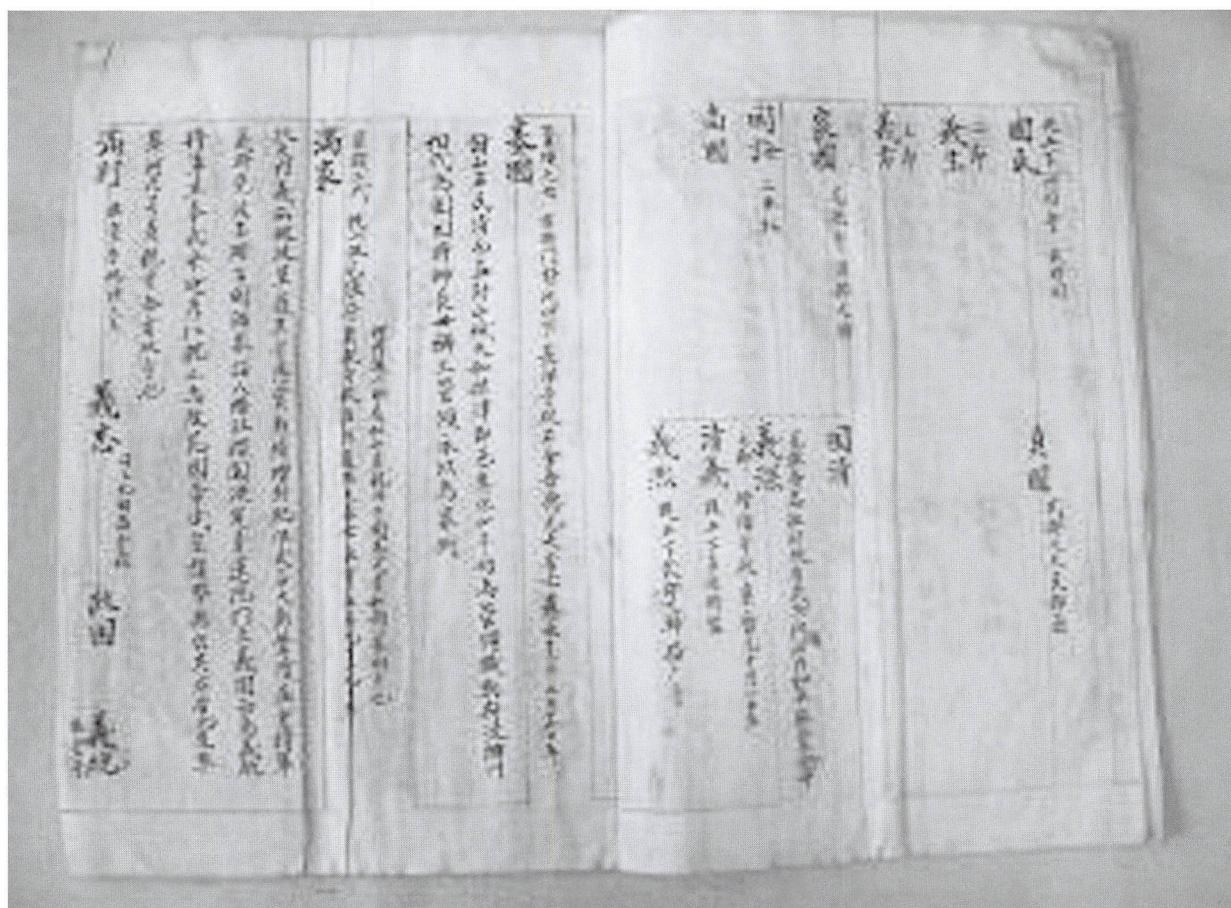
6 乙本卷末の家紋貼り込み



1 丙本（家國～滿家）



2 丁本（國清～滿家）



3 甲本（國氏～滿家）

「一人 福寫助六郎室 「某

多賀外記室

(丙本侍従民ア大輔)

(丙本高峰作玄峯)

「某

二郎四郎 従四上民部大輔 净觀寺殿大中大夫前拾遺高峰 基玄大居士宝永七年二月廿日卒」

基玄

慶安二年拝謁 大猷公每歲父子共獻釦馬拝禮唯頒彩服不下觴瀝 巖有公亦追
(丙本人其前旧) (丙本人授傍点聞)

旧例延宝六年倍采地列高家衆任從五位下侍従 常憲公治世日叙從四位上特
蒙恩命為御側衆或為奏者番而後復任高家衆屢增祿邑合五千石トナル

主税助 号本立寺

義玄

左源太 号瑞隆寺

高玄

源三郎 帶刀

高要

母八宮原惣左衛門政房女

某 鉄十郎

女子 早世

義聞

二郎八郎

女子 三人

能勢勝左衛門室

植松勝左衛門室

林大学頭信篤室

母太田半四郎某女 (丙本)

母家女 某

義要

女子 林 七三郎室早世

養女 実八植松勝左衛門女

某

養家二移ル

(丙本二六廿五卒・以下略丙本年次記載補注)

某 早世 宮原德藏 荷葉孩子天保九年七月十日卒 葬桃林寺年一

義太郎 左馬之助 貞衛 八郎次郎

量山東江居士明治七年五月十二日卒

桃林寺年二十九

政雄

母ハ菅沼定 女

室八千葉善之丞胤晴女タケ

義富

宮原久米次郎 多熊

村上竹之進義行養子明治二年十一月廿五日養家ニ移ル

女子 早世

淨雲嬰孩嘉永二年三月六日卒年一春英卜合葬

某 早世

宮原益三 春英童子安政六年正月廿五日卒 葬桃林寺年六

女子 ハナ 芳川修平俊興室

明治八年八月十一日嫁

女子 ウメ 稲垣義真室

明治十二年二月廿五日嫁

某 宮原銃造

德重元瑞養子明治九年四月七日送籍

山口県土族

女子キン 船越 保雄室 明治廿年四月廿八日嫁

女子レイ 草尾駒作

室明治廿一年四月廿八日嫁

糸太郎

政久

母者千葉胤晴女

昭高

左衛門督 稲迦寺殿高源道看大居士 元龜二年六月廿六日卒

(丙本闕送假名・以下略補注)

貞政未長昭高假居高屋城而右府織田信長女ヲ娶ル家臣遊佐氏挾憤怒

之志昭高ヲ弑高屋城

貞政

京東山禪林寺葬

(丙本闕者・以下略同様補注)

母者湯川式部少輔女

又号玄心 保紀州天正十二年内府織田信雄与豊臣秀

(丙本宮作君)

吉欲戰染田貞政奉東照神宮命募聚兵士為之後拒和議已成其事不
遂以為遺憾歸心神君明年秀吉陷岩室城至此貞政喪地落魄タリト云

二郎四郎 民部大輔 号休山 源昌院歴山一景大居士 延宝三年正月二日卒

政信

母者貴志五郎女 元和元年難波之役突馳入城斬首三級 大猷公以為名家遺
胤待其來嘗賜三百石為湯沐之邑寛永元年移居江府蕨後仕 嶽有公経年

(丙本闕之)
之稱休山居士以壽終

女子 長井助十郎 室

女子 宮原新左衛門家政室

室

後矢田二改

長坂兵左衛門室

女子 德重元隆 室 斎蓮院義山貞公大姉 延享元年七月廿七日葬桑名大
福田寺

女子 早世 貞良院妙解信女 寛保三年四月十三日卒葬真如寺
女子 早世 消泡童女 享保七年三月八日卒葬真如寺

政治

繁太郎 藤治 惣左衛門 始政輔 開了正見居士寛政六年八月十二日
卒葬真如寺

政著

母ハ阿佐美重僖女天明八年三月家号畠山二復ス

室者寛 長太夫女無子ニテ卒ス清體恵香大姉明和四年十二月六日卒葬真如寺

後ノ室ハ小河原孫左衛門宗屋三女ミヨ眞月知峰大姉文政二年五月廿九日卒葬
真如寺

母ハ中川氏

女子 早世 秋天童女 寛保二年九月八日卒葬真如寺
女子 早世 馨心玉英信女 宝曆九年正月十日卒葬真如寺

母ハ中川氏

女子 早世 リツ 智玉童女 文政二年十一月廿三日卒葬同寺 年一
母ハ中川氏

政秀

左馬之助 新左衛門 清左衛門 号生坐 陽山量壽居士嘉永六年正月八日卒
葬于武藏忍

左熊 庄三郎 孫之助 惣左衛門 号精一
政年

母古市政容女祖父政秀嫡孫承祖明治四年七月廢藩置県之革命ニ際シ埼
玉縣貫属士族ニ列ス從家政七代二百三十一年歴仕テ松平君家十三世

室者 菅沼何右衛門女シヅ
母ハ小河原宗屋女實者片岡嶋之助春正次男政治養而配其女為嗣文政六年九月
従藩主忠堯君移于武藏忍

室者 政治嫡女リキ正屋貞因大姉寛政八年三月廿四日卒葬真如寺

妾腹

某 亀藏早世 華岳春香居士安永四年正月十六日卒葬同寺年八
女子リキ 養子政秀室

女子マツヨ 小河原権平宗昌室 蓮室養香大姉安政四年十一月十八日卒葬桃林
寺

後ノ室ハ中川半兵衛妹カヨ法室貞光大姉文政四年九月十四日卒葬同寺

二移ル 室者加藤太郎右衛門包富養女實ハ原田与八郎女（乙本闕室注）

玄室慧妙大姉享保十年十二月十六日卒葬于勢州桑名真如寺

「家政家督賜二百石而後元禄年中主君依減知為百三拾三石以下文略」（丁本）

七左衛門 号宗白 净光院清譽宗順居士 元禄十六年九月廿五日卒葬于攝津夢野村長福寺」

満昭

實ハ家政長子紀伊宮原ニ住ス後攝津八部郡夢野村ニ移住閑散終生涯一子政富ヲ以政武ノ養子トス故無後嗣

「満富 小平太 政武為養子

七太夫 宇右衛門 洞雲院清山元水居士 享保十一年三月十二日卒年八十七

政武

万治三年兄政房ノ請願ニ依テ給俸ヲ賜ヒ雇役ヲ命セラル後貞享四年更ニ禄百五十石ヲ賜ヒ藩臣別家トナル

女子

坂田久兵衛忠善室

女子 小幡又四郎室 元松平藩臣寛文九年退身羽州最上ノ内盤沢村ニ蟄居スト

某

勝之丞実ハ政房次男早世

「満富

母杉浦源助女

女子

寛 長太夫室

古市文五左衛門室

四人

荻野津右衛門室

惣四郎 繁右衛門 藤治 惣左衛門 無物老山居士宝暦六年十一月六日卒葬于伊勢桑名真如寺」

「政之 年八十七

母者加藤包富養女元禄五年十月従藩主忠雅君出羽山形ニ元禄十三年九月備後福山ニ移ル 室者始福山元水野家藩士神谷新五右衛門女無子卒後奥平仁兵正徳元年三月妹又「無子卒ス其後福山某ノ女ヲ娶ル本盛慈源大姉宝暦二年伊勢桑名ヘ 四月十七日卒葬真如」寺

移ル

某 勝之丞 七太夫政武養子早世

女子 牛尾故四郎左衛門室

女子 畠山左源太高玄室 清心院玉元峯月大姉元禄十一年九月廿日江戸芝二本榎廣岳院ニ葬ル」

女子 早世 孤月貞円信女元禄九年八月十五日葬山形

「政友

友槌 藤治 惣左衛門 木槿龍吟居士安永四年九月十日卒葬于真如寺

母備後福山ニテ某ノ女年六十余

室者阿佐美小平治重僖女春林慧萼大姉寛政四年壬二月廿八日卒葬真如寺

寺」

門十郎 惣四郎 七左衛門 真空如實信士 安永二年正月十二日卒葬

某 伊勢四日市相頼ヒ勤仕ス後退身於伊勢四日市驛卒

女子 三ヶ月与八郎室

「女子

古市文五左衛門室

家所傳六室

四人

荻野津右衛門室

(乙本丙本丁本磨作广)

(丙本丁本国作國)

(乙本丙本丁本十九八十二)

始播磨守後尾張守

後昌院殿花国宗貞大居士 天文十九年八月十二日卒

政國

(八部) (乙本丙本和州)

領國河内和泉紀伊攝州欠之郡和宇知之郡

(乙本丙本丁本四十五)

尾張守 紀伊守 多宝寺殿高玉空外大居士 天正四年十月十五日卒

高政

(乙本丙本丁本者闕)

母者宮崎隱岐入道女 領國河内紀伊和泉半国攝州欠之郡和宇知之郡

(乙本丙本丁本河州)

(乙本丙本丁本紀州)

居河内高屋城次男政尚居紀伊岩室城三男曰昭高兄弟同志合兵殺三好

實休于泉州復彼侵地高政無子政尚之子以貞政為嗣

(乙本丁本磨作广)

播磨守

政尚

左衛門佐

昭高 左京大夫

貞政

左衛門佐
高政之養子

(丙本傍点部闕)

(乙本傍点部移此行頭)

政能

八郎次郎 後播州 或政次 号宮原

天正十二年尾州樂田ノ役一族挙而奉 東照公命欲為後援和議成而其事不果
翌十三年春豊臣之軍攻畧紀伊在田郡岩室城等皆陷因潛居于該地宮原鄉

「天正十三年豊臣秀吉南紀侵入在田郡岩室城落去後潛居

于該地宮原郷因而稱宮原沿襲家号トナス」(乙本替之前三行・丙本闕左注)

号宮原沿襲為家号

(丙本採新左衛門尉而已)

(乙本闕後)

(乙本元末十八卒・闕葬以下)

物左衛門 後新左衛門 風山道臨大禪定門明暦元年十月八日卒葬于羽州山形

家政

(丙本闕左注・丁本有事蹟注異甲乙本)

(乙本傍点間入巳)

(乙本傍点部天祥廟君)

(乙本闕之)

寛永十八年正月松平下總守忠明君在播磨姫路城之時使幕府官吏石谷

(乙本傍点部廟君忠明公)

(乙本闕君)

(乙本闕傍点部)

土入翁招藩離於是謁忠明君為家臣君以為名家之裔許自分指物賓

(乙本傍点部專欲勵軍門忠願馬廻役而仕之云々)

禮ヲ表シ賜祿二百石特雖有登庸之恩命家政固辭請馬廻之軍役而奉

(乙本傍点間入子) (乙本闕藩主)

仕スト云々因テ世襲為例慶安元年六月從藩主忠弘君移于出羽山形

室者畠山左衛門佐貞政之女 全慈妙心大姉寛文六年九月廿二日卒葬山形

(乙本十四巳四廿七・以下略乙本年次記載補注)

(乙本闕葬以下)

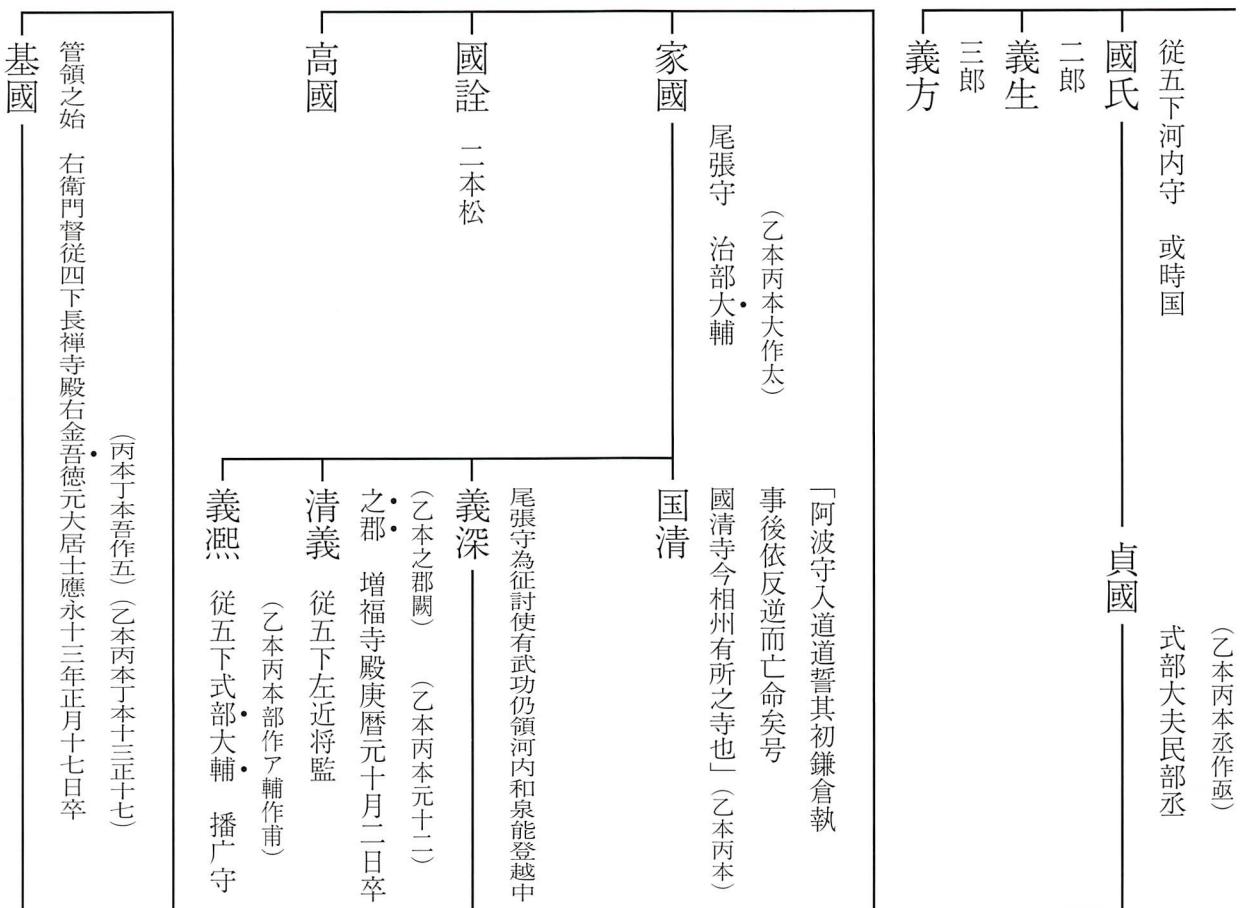
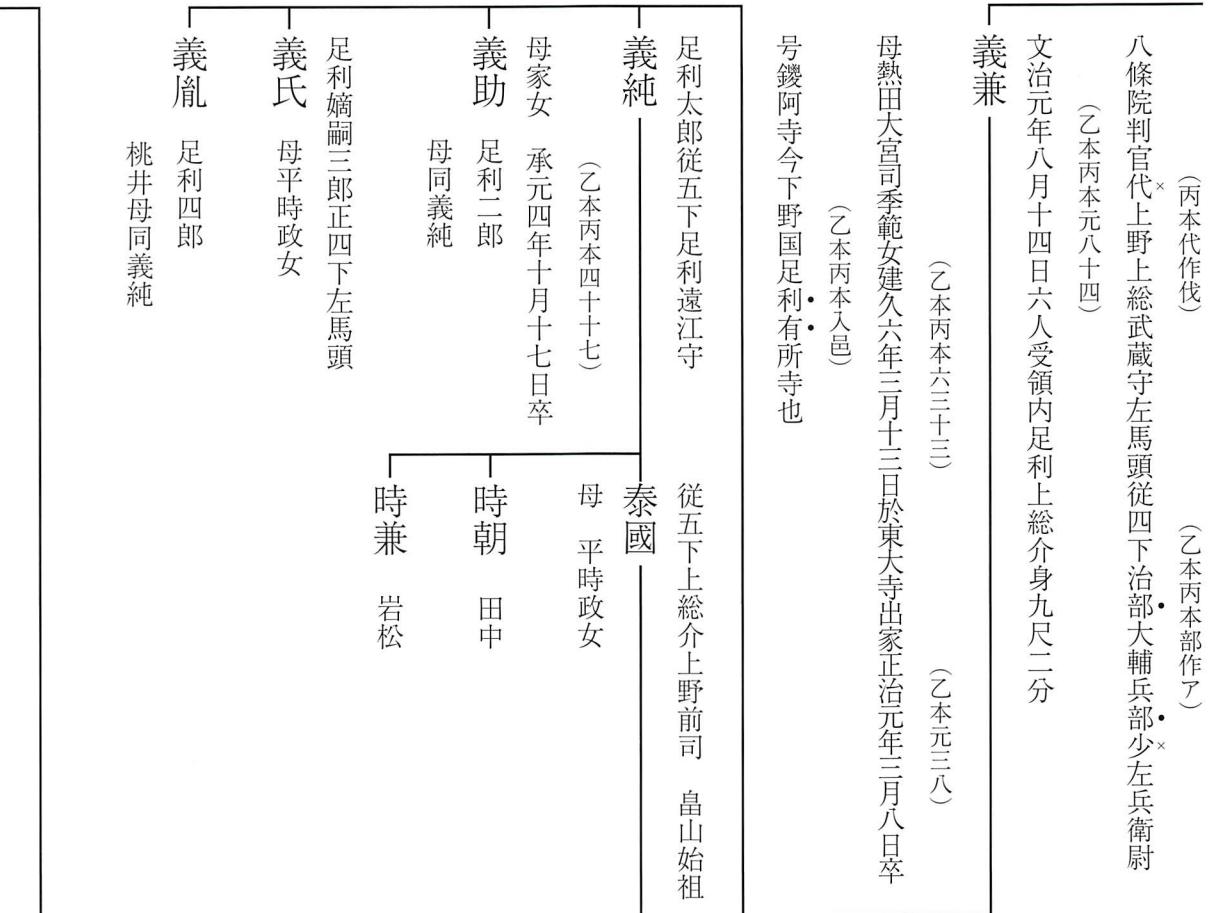
惣左衛門 号了樹 中山了樹居士 元禄十四年四月廿七日卒葬于備後福山

(乙本闕者)

(乙本左衛門佐貞政女全慈妙心大姉寛文六年七廿二卒)

(乙本從忠弘君移前寛)

母者畠山貞政女寛文八年八月從藩主忠弘君下野宇都宮二天和元年九月陸奥白川



(乙本丙本三九一卒六十)

母大納言藤原元方女康平三年九月一日卒年八十

一條院判官代伊与河内甲斐相模下野武藏伊豆陸奥守鎮守府將軍

(乙本丙本部作ア) (乙本丙本頭作助)

民部少左馬頭兵庫允左近將監從四下昇殿

賴義

(乙本丙本二五二卒或十月十三)

母修理命婦永保二年五月二日卒或十月十三日年八十八

(乙本丙本略作畧)

鎮守府將軍猛將武通神弓馬達人也

(全本)

伊与河内武藏相模下野陸奥信濃守左馬権頭左近將監兵部大輔

(乙本丙本部作ア)

治部少左衛門尉

義家

父賴義朝臣宗廟八幡參詣而通夜之時賜三寸鉄由有感夢之告且晨於

(乙本御作仰) (乙本丙本以作此、丙本乙本珍作珍、丙本壁作壁)

其枕牀得一柄十鉄御神德拭感淚即安置以靈宝為一家珍璧自

(乙本胞作抱)

蒙其靈夢室懷胞即男子出生七歲春於祖神社壇依加首服号

八幡太郎

新田足利両家御祖 (乙本丙本丁本無此行)
源氏正嫡号足利加賀介式部大輔從五下帶 (刀脱) 長

義國

母中宮亮有綱女或安藝守有綱女
(丙本陣作陳)

(乙本丙本入於路次)

久安六年參陣之時不測而參會大炊御門右大臣實能公為狼藉以侍隨

(乙本丙本入仍) (乙本丙本徒作徒)

身等被打落郎徒等含憤馳向本所燒拂依之勅勘而下野國籠居

(丙本二六廿六)

仁平四三十六出家世人号荒加賀人道 久壽二年六月廿六日卒下野國別業

籠居仍足利

新田祖

義重

(予)

(乙本丙本七七十二)

鳥羽院北面陸奧伊与守上野介藏人昇殿保元七年七月十二日合戰之後也

(乙本丙本部作ア)(少輔)

從五下叙留兵庫助左馬允治部少左衛門「尉」(乙本丙本)

義康

(乙本二五廿九)

母信濃守有房女 保元二年五月廿九日卒年三十一号足利藏人

平下總守家臣宮原惣左衛門家政が妻」であり、高玄の妻は松平下總守家臣宮原惣左衛門政房が女であった。系図を共有していたことが推定されるのである。畠山嫡流に極めて近い忍畠山系図は史料の正当性において

乙群系図とは比較にならず、嫡家の系図と同根でありながら、独自性を示している。さらなる研鑽がもたらす福音は小さくないものと信じる。

落筆に当たって、秘蔵の史料の熟覧と発表を快諾された畠山恒雄氏・畠山晃司郎氏・畠山克己氏にこころより感謝申し上げる。また、調査協力者の齋藤準一氏と参考史料を御教示下さった行田市郷土博物館の鈴木紀三雄氏にも厚く御礼申し上げる。

註

- 一 他の諸系図に倣つて義純から代数を数えることにする。
- 二 その縁を以つて家紋二種（五七桐紋と菊桜紋）を後花園天皇より許された。
- 三 甲本では政長の左側に義就を置くが、尊卑分脈では右側に置く。
- 四 丁本には政尚の子に貞政、高俊、万徳、政能の四人を挙げる。
- 五 沼田頼輔『綱要日本紋章学』明治書院 昭和三年
- 六 近藤安太郎『系図研究の基礎知識』全四巻近藤出版社 平成元年
- 七 『新訂寛政重修諸家譜』群書類從完成会 昭和三十九年
- 八 『寛永諸家系圖傳』群書類從完成会 昭和五十五年
- 九 『尊卑分脉』改訂増補國史大系 吉川弘文館 昭和四十九年
- 十 小川信『足利一門守護発展史の研究』吉川弘文館 昭和五十五年
- 十一 義満の注のうち事績に関するものは脇本・前本で補つている。
- 十二『畠山系図』『群書系図部集』群書類從完成会 昭和四十八年
- 十三『兩畠山系図』『群書系図部集』群書類從完成会 昭和四十八年
- 十四 寛政重修諸家譜では尚長を「初尚順 尚度」とするので、引用していないことがわかる。

畠山畧系圖

仁王五十六代（丁本王作皇）
(劈頭付乙本△丙本▲・乙本丙本皇作王)

清和天皇

(乙本丙本丁本上野作上總)

上野常陸子大守四品中務卿

嗣將軍鎮西將軍上野筑前(乙本丙本)
武藏守左衛門權佐正四上「号六孫王」

貞純親王

母神祇伯棟貞女

太宰大貳左馬頭(乙本丙本五十一四卒)

号桃園親王

母石大臣源能有女天德五年十一月四日卒

経基王

号六孫王(甲本闕源)

鎮守府將軍攝津陸奥越前美濃權守

(乙本丙本介作助部作ア)

常陸介治部大輔右馬頭

満仲

母武藏守橋繁古女賜從二位

(乙本丙本等作ホ部作ア承作亟)

上総陸奥等守治部大輔民部丞兵部左衛門尉皇后宮亮左馬權頭
從四上自河内守昇殿

頼信

章末に及んで、比較検討に用いた五つの系図の系統について、私見を述べておく。畠山系図と系図纂要所収畠山氏系図はともに水戸藩の国史編集の過程で採用された系図と推測され、出所は畠山諸流を冒すが、他の系図によつてその実在を確認できない家である。

いっぽう、両畠山系図は冒頭に大日本史卷八十七足利義純伝所引の河内畠山系図とあるので、水戸藩修史局に採択された系図である。尚順の子を十八人も掲げ、女子の嫁ぎ先を示すことにこの系図の作成意図があつたように思われるが、信憑性を欠く。時國と尚順を嫡子に掲げる点は前二者及び尊卑分脉と共に通している。これらを乙群と仮称する。

これらに対し寛政重修諸家譜は大学頭林述斎が屋代弘賢ら六十人あまりの碩学に十四年を費やさせた幕府直轄の編集物であり、これに收められた畠山氏系図は嫡流で幕府高家に昇つた畠山紀伊守家から提出された先祖書と勤書を底本とし、寛永諸家系圖傳・譜牒余録・尊卑分脉その他を照合し、さらに同姓諸家の系図との整合性を照会して嚴正を記したもので、歴代の出生・字・婚姻・役職・秩禄・賞罰・致仕・死没・年齢・法名・葬地を網羅する上に事績記事も充実しているので、系図の枠を越える情報量を有している。これと類似性が認められるのは忍畠山系図群で、時國を國氏に、尚順を尚長に作る点に乙群との大きな違いがあり、共通する典拠が存在したとみられる。諸家譜より古い寛永諸家系圖傳所収の畠山氏系図も含めてこれらのグループを甲群と仮称する。

筆写時期の新旧は別として、忍畠山系図群中では、本家筋の甲本が古い底本に拠つており、分家筋の丙本は第二底本を筆写し、体裁を整えたものである。したがつて甲本は幕府の編纂を経た寛政重修諸家譜所収系図に比して生の古い情報が残っている可能性があり、今後、畠山氏の系譜研究に利用されることが期待される史料ということができる。

まとめ — 忍畠山系図の史料的位置付けについて —

さいごに忍畠山系図群の史料的な位置付けについて簡潔に纏めておくこととする。甲から丁の四本は互いに強い共通性を有しているが、内容においては甲本が最も古い特徴を示している。また、型式においては尊卑分脉に範を採つて清和天皇を太祖とし、劈頭の記号を採用し、略字を多用したり、年月日の字を省略する表記法を保つている丙本が粗形に近いものと推定される。

尊卑分脉と比較すると、清和天皇から義兼までは引用部分が少なくな。脇本と前本によるものがあるので、当該部分が付加、変更されたのは梵舜と脇坂安元が尊卑分脉の校合を終了した時期以降となろう。しかし、泰國から後の部分については独自性を保持している。それは尊卑分脉と異なる國氏と尚長を主標に掲げていることであり、高國・國詮・義方の系けかたが違つていて、國氏と尚長は系圖傳と諸家譜にも採るところであり、畠山本宗系図の最大特徴といふことができる。

また、持國以降の部分について、脇本や前本より注が充実しており、政國以降の部分については既存の系図を引用したものではない。おそらく家伝によるものであろう。系圖傳政長事績注との類似をもつて引用関係が窺えるのであるが、忍本では畠山家祖を泰國とする点に独立性を保つておらず、あるいは系圖傳よりも底本の成立が早いかもしれない。

結論は留保し課題とするが、先祖宮原新左衛門は忍藩畠山家勤書に「御高家衆畠山紀伊守次男畠山八郎次郎惣領ニ而紀州宮原与申候処ニ住居仕候然る処本家畠山民（部脱）大輔大坂御陣之砌勧御座候而公儀江被召出候節新左衛門儀も一緒ニ江戸表へ罷出居候処」と記す通り、一蓮托生の嫡家同居親族であった。また、寛政重修諸家譜によれば政信の妹は「松

ところで、両畠山系図は基國を管領でなく執事と誤つて注し、任期も応永五年から十年（實際は十二年）と誤つてある。同様に甲本及び畠山系図に記す政國の法号後（纂要は俊に作る）昌院花國宗貞を圓満寺とするなど杜撰な点も認められる。

両畠山系図の際立つた特徴は尚順の子として植（種）長・長経・政氏・政国・晴熙・政慶・晴國・政清・某の男子九人と女子九人の多きを掲げる点である。しかも女子はすべて嫁ぎ先が分明であり、久世殿室・徳大寺右大将実規母・唐橋殿妻・日野内光室など公家へ嫁いだものが多い。

しかしながら、諸家譜に載せる男女合せて九人のなかに晴熙・政慶・晴國・政清・某の名は見えない。また、晴熙と晴國は時國と時熙の誤写に違いない。したがつて、これらの記載には信憑性が欠けるきらいがある。最後に検討するのは系図纂要所収の畠山氏系図である。系図纂要是幕末の国学者で『大日本野史』の著者である飯田忠彦が編修したもので、安政三年末頃の注が下限である。畠山の系図は義純から基徳までを載せ、最新記事は嘉永三年七月である。注は左側に付することを基本とし、通称・官途・位階・幕府職位と任期・卒年月日・法号の順で記す。右側には地位ある母の名または元の諱があればそれを注す。

体裁は大系図に準じており、嫡流のほか主な諸流も収めている。尊卑分脉と校合してみると、義純から植長までは諱とその配列が一致しており、これを底本として製作した事がわかる。また尊卑分脉にない官途名を追加し、官位を補い、卒年月日や法号を加えることを試みている。しかし、政長の注において、再家督・左衛門督任官・叙位の年月日を新たに加えるという骨折りをしながらも、管領の任期を大幅に誤るという致命的な誤りをおかしている。また、家督年月日は尊卑分脉に記す長禄四年九月二十六日ではなく享徳三年八月二十一日とする。

尊卑分脉収載以降の嫡家については幕末期まで、諸流においても数代を收めており、多くの系図を参照したに違いない。たとえば、諱の別名を渉猟して掲げる事にもその努力の跡が窺われる。尚順に「一二尚長又尚慶」の注を付す点は甲本との関係で注目される。けれども政尚に「一二政義又政能」と注するのは、政能は政尚の子であるから誤りである。この政能の名は畠山系図、両畠山系図、諸家譜のいずれにも掲げられていないので、飯田忠彦は忍藩畠山家の系図を参照した可能性がある。尚順の別名を尚慶とする注もそれに発するものであろう（註十四）。

ところで、系図纂要所収畠山氏系図では貞政の兄弟として両畠山系図にのみ見える政慶という人物を掲げている。注に曰く、初め田代石垣城に在り、天正十三年城陥ちて高野山に入り薙髪し、後に河州に往き、吉益年笑齋家に潜匿し、医を以つて業となし、終にその氏を冒す。これは両畠山系図に貞政の弟として掲げる高俊庄左衛門から僧高野山華王院への系譜と関連が有りそうである。政慶の子は政光で、安芸で浅野氏に仕え畠山に復姓し道庵と号したと注す。これは畠山系図に昭高の子として掲げる長政が、昭高が卒した時にわずか四才で、乳母に抱かれて和泉堺に潜遁し、乳母の夫である瀧野次右衛門之重の家に寄宿・養育されて、長ずると薙髪し光安と改名し、京都の今出川に住んで医を以つて業としたという筋書きと相似する。長政の子は光政であり、前記した政光と名が類似する。光政の注には薙髪して牛安と名付け、隨世と号し、父の業を継ぎ、医筮を以つて水戸侯源公に仕えたとあり、最後に畠山法橋牛庵藏本を以つてこれを写すと記されている。彼こそ畠山系図の製作者なのだが、なにか釈然としないものを感じる。少なくとも畠山系図と系図纂要所収畠山氏系図は畠山氏諸流を名乗り、隠遁の後に、医を業とした不遇な人物が関与している点で共通している。

(五) 畠山系図・両畠山系図・系図纂要との比較

畠山系図（註十二）は畠山法橋牛庵藏本の写しで、医術を以つて水戸公に仕えた光政が江戸前期に作成したものである。畠山氏の末裔を称するものが作成したという点で今回検討する忍藩畠山系図群と同じ性格をもつ。基本的には義家から光政までの直系図で、左側に注を付す。ほぼ母の名・通称・官途・位階・法号・事績・卒年月日の順で記すが、異同や省略がある。通称や官途、位階は尊卑分脉と共通するものが多いが、従五位の家國の官途に治部大夫と式部大夫を挙げるなどの誤りを含む。

この点では治部大輔を挙げる甲本と共通している。また、尊卑分脉所引の諸本で補う管領の任期記載はなく、代りに法名・号・卒年月日を伴うものがある。この点でも甲本との共通性がある。しかし、甲本に挙げる満家・持國・政長・尚長（尚順）らの卒年月日は記されておらず、疎漏などころがある。このことは逆に、義深から高政までの嫡流に例外なくそれを示すことが忍藩畠山系図群の際立った特徴であることを示している。

畠山系図の最大特徴は政長の注が際立つて多い事であり、応仁・文明の乱を挟む享徳三年から明応二年までの四十年間にわたる合戦の推移が詳述されている事である。さらに新菟玖集作者であることも注している。作成者の関心の所在を示すものであろう。しかし、尚長の法号を「号勝仙院」と注する過ちを犯している。

また、他の系図にはまったくみえない長政を昭高の遺児として掲げ、その子を作者の光政としている点で史料の正当性に不安が残る。

両畠山系図（註十三）は大日本史卷八十七足利義純伝所引河内畠山系図のことである。義兼から政信に及ぶ大系図で主な庶流や女子も收められている。右側に通称または叙留官途、左側にその補任年月日・その他

の官途・幕府職名と任期・法号・卒年月日を注す。畠山始祖である義純の注は尊卑分脉及び畠山系図より詳細である。また通称を足利太郎とせず、岩松三郎とし、義兼の長男ではなく次男とする点は他の系図と大いに異なる。母が異腹であるため足利家を継がなかつた事や畠山重忠の後家である北条時政の女を娶わせた事、しかしながら秩父平氏でなく源氏に改めた事などを丁寧に記す。卒年月日は承元四年十月七日とする点は畠山系図と同じで、甲本及び尊卑分脉の十七日と異なる。

嫡流の名と順序は種長までは尊卑分脉と一致し、それ以降を政國・高政・政頼・貞政・政信の順とする。政頼とは他の系図で高政の弟とする政尚のことであり、左注に「政義云。播磨守」と記す。諸家譜にも政尚に「初政義」と注しているので、同一人とわかるが、政頼に作る理由は不明である。注には法号・卒年月日・卒地・行年を含み、諸家譜より詳しいので典拠があつたのであろう。甲本においては、政尚は家督の扱いになつていないので、畠山系図でも高政と貞政の間に政尚を挿んでおり、甲本にも「高政無子政尚之子以貞政為嗣」とあることから、高政が天正四年に卒してから天正十六年に政頼が卒するまでの間、貞政の後見として家督をとつていたことが推定できるかも知れない。

注に戦功や討死の記事をはじめとする事績を付すのは義生・政長・尚順・政国・政清・昭高・貞政である。これらの中では寛永十八年に卒した貞政の情報がもつとも詳しい。（一）天正元年に遊佐信教が叛逆して昭高を殺した事、（二）秀吉が紀州攻めを行つた時に貞政が宮原を退去した事などを記すが、甲本では（一）に類する記事は昭高に注し、（二）については楽田の戦いを挙げ、家康に帰心したという内容になつていて、記事が大幅に異なる。このことから甲本と両畠山系図との間に引用関係はなかつたと推測できる。

國・國詮・高國を兄弟としているから、さらに異なる所伝も存在しているのであろう。同様に、尊卑分脉では時國の兄弟として義生、その子に義方を系けるが、丙本では時國の弟として義生と義方を掲げ、二郎と三郎の注を付している。これは尊卑分脉頭注に示すように前本において義生を二郎としていることと関係する可能性がある。ちなみに、系図纂要・両畠山系図はともに義方を義生の子に系けている。

家國については、丙本では「尾張守、治部太輔」、尊卑分脉では「尾張守、從五下、式部丞」とあり、官途の一部に相違が認められる。家國の子には国清、義深、清深、義熙を系ける点で一致している。

國清については、丙本には右側から下側にかけて「阿波守入道道誓其初鎌倉執事後依反逆而亡命矣号國清寺今相州有所之寺也」と注す。これは尊卑分脉の右側注「関東執事、阿波守、修理大夫、左近將監」とは内容を異にしている。また、弟の義深についても系図では右側に「尾張守為征討使有武功仍領河内和泉能登越中之部」、左側に「増福寺殿康暦元十二卒」とあるのに対し、尊卑分脉では右側に「尾張守、畠山三郎」、左側に脇本・前本・閣本に限って「号増福寺」とのみあるだけなので、情報量において甲本が勝っている。

丙本では義純から家國の代まで欠けていた事績注を國清・義深兄弟から再び付すようになる。また、泰國から家國まで伴つていなかつた法名と卒年月日を義深以降の正嫡に關しては例外なく記している。こうした傾向は義深嫡子の基國以降さらに明瞭となる。

基國については、丙本では右側に「管領之始、右衛門督從四下長禪寺殿右金五德元大居士應永十三正十七卒」、左側に「討山名氏清而益封山城大和摂津郡邑應永四年始為管領職與斯波細川相代為鬪國將師長世称三管領永以為家例」と注している。これは右側注に「右衛門權佐」とある

だけの尊卑分脉底本と大きく異なつてゐる。いっぽう、脇本・前本・閣本では右側に「自廣永五至同十二管領」「右兵衛督」「管領」「法名徳元」、左側に「号長禪寺」「応永十三正十卒五十五才」を追記している。

ここで、基國ほどの顯官に對して尊卑分脉が事績の具体的な記載を行つていない理由を勘考すると、それは洞院公定によつて尊卑分脉が編纂された時期が南北朝後期の時点であつたことによると推定される。尊卑分脉において事績記事が載るのは義家長子義親并二男義国流においては、南北朝期（明徳三年まで）に討死した者、誅された者、自害した者が対象となつてゐるほか、源家嫡流の將軍、足利將軍のうち功績のかつた者、新田義貞などに限られ、その下限は応永十五年歿の義満である（註十一）。したがつて、室町期の人物は管領であつても斯波・細川・畠山の三家とも功績記事を欠くのが尊卑分脉の特徴といふことができる。

また、満家について尊卑分脉の底本は名のみ載せ、注を付さない。洞院公定が応永六年（一三九九）六月十五日に卒去したためであり、それは満家の管領就任以前の事であつた。同様に、基國は公定の卒年の前年に管領に就任しているが、「右衛門權佐」の注のみ付し、管領を記していない。この頃にはすでに床に臥していたのであろう。したがつて、この頃以降の尊卑分脉の記載はその凡例に記すように底本の付箋または前田家所蔵脇坂氏本・前田家所蔵一本・国立国会図書館支部内閣文庫本等の諸本によつて校合、推定復原されたものとなる。したがつて、基國から種國までは後世の復原と補注であり、情報量にも乏しいので校合に適さない。当該期以降の校合には、群書類從系図部所載の畠山系図、両畠山系図、系図纂要を用いることにする。

義國については、丙本は冒頭に「源氏正嫡号足利」と注す。尊卑分脉では右に「今世相続源氏流正嫡也」と注し、左に「号足利式ア大夫」を注する。官位・官途は丙本では加賀介・式部大輔・従五下・帶長と注すが、このうち式部大輔と帶長は尊卑分脉に記す式ア丞と帶刀長が正しい。おそらく足利式ア大夫の通称から大輔を注したものであるが、従五位では官位不相当となる。正五位下の相当官である。母の名はほぼ一致するが、安芸守（藤原）有繼女とするべきところを有綱と誤写している。これに続いて勅勘を蒙つて籠居にいたつた所以を六行付すが、これも尊卑分脉の一文を少し改変して収めたものであろう。

義重から義康、義兼の三代については、校合の内容を簡略に述べる。義重の注は尊卑分脉とまったく異なるものである。昇殿の時期を注するが、これは義康の記事が誤つて移つたものである。義康の注については官途の一部を記すが、ほぼ一致する。尊卑分脉には見られない卒年月日を注している。義兼の注については官途に一部相違があるが、「文治元八十四人受領」と「建久六三十三於東大寺出家」は尊卑分脉から採つたものであろう。出家の日時は尊卑分脉と異なつており、武家年代記と合致している。「身九尺二分」と「号鑊阿寺今下野國足利邑有所寺也」は典拠不明であるが、丙本の側だけにある注である。なお、丙本は判官代を判官伐、兵部少輔左兵衛尉を兵ア少在兵衛尉と誤記している。

義純については、丙本は右側に「足利太郎、従五下、足利遠江守」、左側に「母家女、承元四十七卒」と注し、劈頭には朱丸を付す。尊卑分脉では劈頭に朱丸を付すほかに、名の右脇に「●畠山」と畠山の祖であることを示すのに対して、丙本ではこれを欠いている。また、尊卑分脉では左側に「母遊女」とする点が異なる。卒年は「承元四十七卒」と年月日の字を省いて数字を重ねる表記法を採つており、尊卑分脉と完

全に一致する。

泰國については、丙本では右側に「従五下上総介、上野前司畠山始祖」とあり、尊卑分脉が「従五下上総介、畠山三郎」と記すのと異なる。丙本が畠山の始祖を義純でなく泰國とするのは尊卑分脉との大きな相違点である。いっぽう左側に「母平時政女」を注するのは丙本と尊卑分脉で一致している。

泰國の嗣子を丙本では國氏とし「或時國」の注を付す。ところが、尊卑分脉では「時國」とし、別名を注していない。國氏と時國が同一人としたばあい、尊卑分脉及び二本松系図に高國の子として奥州管領國氏の名が出てくることが問題となる。時國が若年の時、一時的に名乗つた名を孫に当たる二本松畠山氏の國氏が襲名したと推定することも可能である。しかし、そう考えた場合、なぜ丙本は最終的に用いた名である時國を掲げていなかという疑問が残る。官位と官途は丙本では「従五下河内守」、尊卑分脉では「畠山三郎太郎、正五下、阿波守、式部丞」とするので、大きく食違ひを生じている。大国である河内の守は従五位上の相當官である。この國氏の項については尊卑分脉を書寫したものでないことは明らかであり、家伝に依つた可能性がある。

貞國については、丙本は「式部大夫、民部丞」と注す。尊卑分脉では「畠山次郎、従五下、民部丞」とし合致しない。

ところで、丙本が尊卑分脉と大きく異なるのは、庶流の糸け方である。たとえば、尊卑分脉では高國を貞國の兄とし、國氏をその子、國誼も兄弟としている。畠山系図において高國を貞國の兄弟とすることについては小川信氏の史料批判（註十）があり、一ないし二代下げないと年代が合わないとするから、丙本のほうに整合性がある。また両畠山系図においては貞

な近似性が認められる。ただし甲本は書写の際に年月日を加えたり、略字を正字に替えてるので比較に適していない。そこで諸本中最古の丙本を用いて尊卑分脉と比較してみることにしたい。

まず太祖となる清和天皇については、丙本は仁王五十六代と右側に注を付し、清和天王と表記する。これは尊卑分脉を参照したことが疑いない。なぜならば、尊卑分脉でも天皇を天王に作るのは清和天王に限られているからである。同じ源氏系統でも嵯峨・仁明・文徳・陽成・光孝・宇多・醍醐・村上・花山の各天皇はすべて天皇と記されているのであって、清和のみが天王に作られているのである。

貞純親王についても右側に付す官途と品位が一致するが、尊卑分脉ではこれらに兵部卿を加えている。丙本に記す「上総常陸子太守」という表記法は親王任国の守に限つて用いられる称号であり、尊卑分脉と一致している。等を子と誤写したのは略字で書かれた写本を用いたためであることがわかる。左側注に付す母の名と号の桃園親王もまつたく一致している。

経基王については官途と卒年月日に異同がある。甲本では嗣將軍鎮西將軍と注するが、尊卑分脉では鎮守府將軍と注している。嗣將軍は意味が不明である。卒年月日は丙本では天徳五年十一月四日とあり、尊卑分脉上文（初出の意味）より六日早い。しかし、同じ尊卑分脉の下文（再出の意味）とは一致している。つまり尊卑分脉において二度登場する人物の情報が一致していないのである。

満仲については官途の一部に相違がある。それは丙本では上文に比して伊予・美濃・信濃・武藏・下野の守を欠き、左馬助・兵部少輔・武藏介・上総介・春宮帶刀・兵庫允・左馬允と官位も欠くいっぽうで、治部大輔と右馬頭を加える点である。ただし、下文には治部大甫は含まれて

いる。また、左側注にある母の名は一致するが、賜從三位とするのは尊卑分脉上文に引く前田家所蔵脇坂氏本（脇本）・前田家所蔵一本（前本）・内閣文庫本（閣本）に注す贈從三位の誤写であろうか。

頼信については、丙本の官途は著しく異なっている。整合するのは陸奥守・左馬権頭・皇后宮亮・左衛門（少）尉だけで、鎮守府將軍・伊勢・甲斐・信濃・美濃・相模・下野守・上野・常陸介・冷泉院判官代・治部少輔を脱し、治部大輔・民部丞を加えている。また部をア、等をホと作るのは丙本の側である。官位は從四上で一致する。「自河内守昇殿」は脇本・前本・閣本と内容において一致する。左側注に母の名は大納言藤原元方女とあり、脇本・前本・閣本の「母陸奥守藤原致忠女或大納言藤原元方女」の一部を採る。卒年月日は康平三九一卒六十とあり、同じく脇本・前本・閣本と一致する。

頼義については、官途は脇本・前本・閣本とほぼ一致し、官位も同じである。注目されるのは丙本と尊卑分脉の両者が伊予を伊与に作つていいことである。伊予は伊余または伊与に作る場合のあることが知られているが、丙本が尊卑分脉を書写したとする推定の一根拠となりうる。左側注の母の名と行年は一致するが、卒年月日については誤つて脇本・前本・閣本に記す上文の出家年月日に「或」を付して採つてている。

義家については、丙本は鎮守府將軍に統けて事績注「猛將武畧通神弓馬達人也」を付す。尊卑分脉の注頭にある「虎賛 猛將 勇威武畧 通神人也」と相似る。官途はほとんど一致するが、丙本では治部少甫の甫を欠落している。官途に統いて、八幡太郎の名の所以を十行にわたって記すが、これは尊卑分脉の一文を少し変更・省略して収めだと推定される。その理由は「一柄小釤」を「一柄十釤」と誤写していることによる。この誤写は甲本にも認められるところである。

る。これは甲本と整合性を持つが、事績注を欠いている点にそつくなさを感じる。最後の政信はこの系図を幕府に呈上した本人である。しかし、注は簡略で、甲本に見られる大坂夏の陣での勲功を記さず、家光から三百石を湯沐之邑として賜ったことも書かれていない。末尾に「家の紋 桐 幕の紋 二引両 三幅白」と付記する。

ここで寛永諸家系図傳に収められた畠山系図の特徴について要約しておくことにする。その型式的な特徴としてまず、和文体であることを挙げることができる。刊本の凡例にも記されているとおり、寛永諸家系図傳には和文体と漢文体の二種があり、刊本は内閣文庫所蔵の和文体本によっている。したがって、送仮名を平仮名で施している。また訓読の動詞や副詞、格助詞については仮名書きを原則としている。さらに振仮名を多く付することもその特徴に加えることができる。

形式的特徴の第二に、注を左側に二段下げて付すことを通例とし、官位・官途・寺号院号・法号の順に記すことを挙げることができる。全体として簡潔で、官途は代表的なもの一つを掲げる例が多い。次の行から事績注を付すものがあるが、ごく一部の者に限られている。

内容的な特徴として、卒年月日と葬地が記されていないことを挙げることができる。年次の表記が希薄であることはこの系図の一つの特徴で、事績注においても、政長の項で、「長禄・寛正の頃」という表現を探り、昭高の項で「天正二年（中略）自害す。」と記すように時期が限定されていないので軌を一にしており、いつたいに時間軸に乏しい。

こうした年次表記割愛の特徴が寛永諸家系図傳の編集方針に基づくものなのか、それとも畠山氏系図の典拠であつた呈譜によるものなのかは寛永諸家系図傳に収められた他氏の系図をみると、頗る有れば、同じ清和源氏義家流足利流に属する細川氏の系図をみると、頗る有

明徳二年九月卒、顯氏の貞和六年二月四日卒、藤孝の慶長十五年八月廿日卒、興元の元和四年三月十八日死去を確認することができる。細川氏全体の中の一部であり、通例とはなっていない。しかし、この一例を以つても、卒年時の省略が寛永諸家系図傳の編集方針によつてなされたものではないとみることができる。刊本の第二巻を通観した場合、各氏族において卒年月日を詳細に注すのは足利流の古い名家である最上氏においては応永年間、一色氏においては天文年間で、新興の大名御家人諸氏においては永禄・天正年間を過らない。

こうした卒年時を系図傳の畠山系図が伴つていない事情は、おそらく昭高の注にあるように、畠山嫡家は天正二年ころに没落して、系図や家記類の多くを散逸したのである。系図傳中に畠山の家伝や古文書の引用がないことはその事実を反映するものと思われる。ここで北国畠山氏の系図をみると、やはり卒年時の記載は皆無であり、義春以前の記載が甚だ簡略である。義春は景虎の養子となり上杉氏を名乗つて、勢力を得、のちに家康に従つた際に「河州・能州の畠山氏衰微により、歿命をかうふりて本氏にかへりて、畠山の惣領職となる。」という注に嫡家を含む畠山氏全体の事情が窺われる。ここにおいて、鎌倉時代に薩摩國等三国守護以来、大名家として没落することなく存続した嶋津氏が、同じ系図傳の清和源氏義家流為義流に収めた系図の充実ぶりとの差が際立つことになる。こうした残念な事情があるにせよ、寛永諸家系図傳に収められた畠山系図は、その凡例に指摘するように原呈譜の佛を伝えており、寛政重修諸家譜よりも百七十年ほども以前のものであるから、その資料的価値が一段高いものに違ひない。

（四）尊卑分脉との比較

前記したように甲本から丁本の四本には尊卑分脉（註九）との型式的

本には見えない。

義兼については正四位下・足利左馬頭とあり、甲本では左馬頭と従四位下を掲げるので官位が不一致である。

義純については畠山先祖。従五位下・遠江守とあり、官位及び官途は一致するが、甲本では先祖とはしていない。

泰國については上野前司三郎とあるが、甲本では三郎は見えず、畠山始祖とする。

國氏については官位・官途・別名時國のいずれも一致する。貞國については従五位民部丞とし、甲本では官位を記さないが、民部丞を掲げるので整合性を有している。

家國も同様に従五位下・尾張守のうち、官位を甲本は記さないが官途は一致する。國清には甲本では注を付さないが、系圖傳には修理大夫・阿波守・道誓を付している。これは乙本のばあい阿波守と道誓が合致するが、修理大夫は付されていない。

義深は尾張守・増福寺とあり整合性を有する。基國は右衛門佐・長禪寺・法名徳元とあり、甲本では後二者は一致するものの右衛門督とする不一致が認められる。

満家は尾張守・真觀寺・法名道端とあり、甲本と一致するが、従三位が系圖傳には付されていない。そのいっぽうで、弟の満則に「修理大夫・又滿度とも書。長門守・義眞先祖。」という甲本以上に詳しい注を付している。このうち長門守の官途は甲本の能登守と一致しない。

持國には従三位を注し、官途は右衛門督とするが、甲本では左衛門督としている。また号を光孝寺とするが甲本では光教寺と異なっている。弟の持富には甲本では注を付さないが、系圖傳では尾張守・妙音寺を注す。甲本では尾張守を持國の官途とするので矛盾を来す。

政長には左衛門督・尾張守・實隆寺・實持富子と注し、甲本と整合性

が高い。事績注には「長禄・寛正のころ、政長・義就家を相論し合戦におよぶといへども、政長うちかち管領職をつぐ。」とあり、書出しがまったく一致し、全体としても甲本と極めて近似する。「家傳にいはく、従三位に叙す」と追記するが、甲本では従三位を右側注に付している。

義就の注は右衛門佐・伊豫守・宝泉寺とあり、号を伴わない甲本より注が充実している。

尚長については「従五位下・左衛門佐・尾張守・始ハ尚度。勝仙院・法名龍源徳陽。ト山と号す。」とあり、甲本と一致する部分が多いものの、甲本は従四位下左衛門督としているので違いは大きい。ちなみに従五位では左衛門佐は官位不相当となる。また初名を系圖傳では忠度とする。甲本に掲げる忠慶と相似るので、いづれかが誤写したものであろう。なお、甲本に掲げる尚順を系圖傳では掲げていない。

稙長と政國の注については甲本とまったく整合している。高政については甲本に紀伊守を加え、系圖傳に一空を加えている。

政尚については、甲本は播磨守を注するのみであるが、系圖傳では融

岩院・始ハ政義。法名一風雲松を加え、注が充実している。

昭高については「左衛門督 稹迦寺 始ハ政頼。法名高源道看。先祖生國上州のよしをいひつたふ。尊氏將軍在洛の以後より、代々河州高屋の城主たり。天正二年、信長のとき、家老遊座河内守謀叛により昭高自害す。それより畠山の家没落す。」と甲本と大分異なる注を付している。ここにいたつて、わざわざ先祖が上州の出であることを言い伝えるといふような曖昧な注をなぜ入れたのか。そして家が没落した旨をなぜ加えたのか釈然としない点がある。

貞政の注はいたつて簡素で、官途の一部と院号、法名のみを掲げてい

う、行年と葬地については甲本ではなく、諸家譜にのみ記す。

嫡家十八代基玄については、甲本四行、諸家譜四十一行と大きな差がある。通称・官位・官途は一致している。事績注においては大猷院家光との謁見を甲本では慶安二年、諸家譜では慶安元年七月とする。また高家に昇った時期を甲本では延宝六年、諸家譜では延宝七年五月三日とする。しかし御側衆、後に奏者番に任じられ、最後に高家に復したこと、知行五千石となつたことを記す点では一致している。卒年月日は一致するが、法号は甲本において完全であり、逆に行年と葬地は諸家譜にのみ記す。

甲本は嫡家については十九代基祐、二十代基峨までを収めるが、官途・官位・母・父（養子のため）を注するのみである。このうち基峨は諸家譜では國祐に作るのと、初名と推定される。國祐は松平下総守家臣宮原惣左衛門政房の女を母とする高要の子で、基祐の養子となつて寛保二年九月三日に嫡家を継いだ。延享二年表高家となり、さらに民部大輔（甲本には民部と注す）の官途を得た。卒年月日は天明七年八月二十六日であるが、甲本には記載されていない。同様に先代基祐の卒年月日（寛保二年六月十一日）も記載されていないので、甲本の原本に嫡家の情報が最終的に書き継がれた時期は、甲本に注記されている基玄の卒年月日である宝永七年二月二十日以降であることは確実であるが、基祐から國祐へ相続が行われた寛保二年（一七四二）前後に絞られる可能性が高い。

このころには婚姻関係も絶て、嫡家と畠山惣左衛門家の関係が疎遠になつていつたことが推測される。甲本の原本成立下限時期とすることができる。したがつて、推定の如く、甲本の原本が寛政重修諸家譜の刊行された文化九年（一八一二）、さらに編集終了時の寛政十年（一七九八）よりも前に編まれたものとできれば、両者に注の内容と文量における大

きな開きがあつたことも自然に了解できる。寛政重修諸家譜の巻頭條例には「貞享の呈譜をよび官本の系図諸記録、またおほやけの日記に就て考究し、あらためてつくれるものすくなからず。」と明記されている。つまり諸家譜の注は編纂過程で大幅に付加されたとみてよく、甲本のほうが畠山家系図の古い形を留めていると考えることができる。

なお、諸家譜の畠山系図には貞享の呈譜記事を割注する箇所が二ヵ所存在している。それは基國注のうち、「徳元長禪寺今呈譜長福寺に作る。」と持國注のうち、「徳本持國光孝寺今呈譜光教寺に作る。」である。甲本では長禪寺と光教寺に作るので、貞享の呈譜をそのまま写したものではないことがわかる。ここで、もうひとつ比較検討を行つておくべき系図がある。それは寛永諸家系図傳所収の畠山系図である。

（三）寛永諸家系図傳との比較

それでは甲本と寛永諸家系図傳（註八）とは関係を有しているのかどうか、簡単にみておくことにしよう。系図傳には畠山嫡家の政信までの系図と諸流で北国畠山氏の流れを汲む長貞までの系図とが別々に収められている。長貞の父は嫡家より早い慶長九年に幕臣となり、その家系が高家となつた家柄である。

嫡家の系図は義康から始まる。基本的には直系図であり、一部に兄弟を掲げるが、これらの人名と系け方はすべて甲本と一致する。また國氏及び尚長を探ることでも合致している。注は左側に付し、義深までは官位と官途を一つだけ掲げる簡単なものである。また官途なき者には通称を付している。基國以降はこれに法名が加わるが卒年月日はない。事績注は政長と昭高、そして最後の政信にだけ付されている。

註記におけるこれらの情報が甲本と整合性を有しているのかどうか校合を試みると、義康には足利新判官なる注が付されているが、これは甲

軍功あり、政國、河内、和泉、紀伊、攝津、大和のうちを領す。十九年八月十二日紀伊國岩室城において卒す。花園宗貞浚昌院と号す。紀伊國有田郡圓滿寺に葬る。」

甲本では官途を始播磨守後尾張守とし、一致する。法号は後昌院殿花国宗貞大居士としており、浚が後となつており、一字異なるが、よく似た字なのでどちらかが誤写であろう。命日は一致する。甲本のみに記すのは行年で「八十二」と明記する。

十四代高政については甲本四行に対して、諸家譜は二十五行ある。諸家譜を引く。「播磨守 尾張守。天文二十二年八月三好長慶兵を率いて洛に入りのとき、高政河内國の守護代安見美作守某等と、光源院義輝に従い近江國にのがる。永祿元年十一月美作守つねに高政を侮りしにより、高政これを誅せんとはかり、某事露頭におよびしかば、難のおよばんことを恐れ、しばらく岩室城に蟄居す。二年八月ふたたび高屋城にかえり、のちしばしば三好長慶と合戦をとげ、三年十月ついに城をのがれ、和泉國堺に居す。五年三好實休と和泉國久米田に戦い、實休戦死ののちまた高屋城にかえり住し、其後彼城をさけて烏帽子形城にうつり、教興寺合戦のちまた去て堺におもむく。九年五月三好の一族等と和睦して高屋に帰城し、十二年高屋城を昭高にゆずりあたえ、高政は岩室城に住す。高政、河内紀伊および和泉半国、攝津、大和のうちを領す。下昭高がときにいたるまで領地おなじ。天正四年十月十五日卒す。年五十。高玉空外一空多寶寺と号す。河内國錦部郡觀心寺に葬る。」

甲本では官途を尾張守・紀伊守とし相違する。法号は近いが、諸家譜には一空が加わっている。命日は一致するが、甲本には行年を記さない。事績注の文量は比較にならないが、高屋城に居たこと、三好實休を討つこと、領國の三点において整合性を有している。甲本のみに記すのは

母の名「宮崎隱岐入道女」と養子に關する注「高政無子政尚之子以貞政為嗣」である。

この高政の次弟政尚は忍藩士両畠山氏の祖である。甲本には播磨守とのみ記すが、諸家譜では「初政義 播磨守 法名一風雪松融岩院」と、情報量が少し多い。

嫡家十五代昭高については、甲本三行、諸家譜十二行である。官途の左衛門督と法号は一致している。事績注においては高屋城に居たこと、織田信長と婚を約したこと、遊佐氏に弑されたことの三点で整合性を有している。諸家譜は天正二年自殺、甲本は元亀二年六月廿六日卒とし異なる。

嫡家十六代貞政については、甲本五行、諸家譜二十二行である。官途は諸家譜では左衛門佐とし、甲本ではこれに播磨守を加える。法号・卒年月日・葬地は一致しているが、諸家譜は法名玄心とのみ記し、甲本は圓覺院殿覚山玄心大居士と院殿号まで含んでいる。事績注においては東照神宮の命により楽田の戦いのために兵士を集めしたこと、天正十三年に岩室城を秀吉に陥とされたこと、本貫地を失つたことの三点で整合性を有している。甲本のみに記すのは「母者湯川式部少輔女」の注である。

嫡家十七代政信については、甲本四行、諸家譜十三行である。通称の二郎四郎、休山の号、母を貴志氏とすることが一致する。官途は諸家譜では民部とのみ記すが、甲本では民部大輔とする。事績注には異同が大きく、諸家譜では元和元年七月に京都で家康に謁見したことを記すのに対し、甲本では同年五月の大坂夏の陣において大阪城に「突馳入城斬首三級」の戦功をたてたことを記す。しかし、寛永元年に江戸へ移住したこと、三百石の采地を賜つたことの二点においては整合性を有している。法号と卒年月日は一致するが、甲本において法号が完全である。いっぽ

行であるのに対して、諸家譜は二十二行と詳細を極める。諸家譜を引く。

「尾張守　弾正少弼　左衛門督　従四位下　実は持富が男。長禄寛正のころ、義就と家督をあらそい合戦に及び、政長終に勝利を得たり。寛正五年十一月管領職となり、のちこの職を辞し、その後もしばしば管領に任ずといえども、久しく職に居ずしてこれを辞す。応仁元年細川勝元、山名宗全と合戦のとき、政長は勝元に属し、宗全内裏を襲わんとするのきこえありしかば、勝元慈照院義政にこい、かりに三位に叙（せ脱）しめ、主上及び上皇をむかえたてまつり、戦功を励ます。文明五年十二月十九日従四位下に叙し、九年相伴衆となる。明応二年畠山義豊河内國譽田城に拠て叛くのとき、恵林院義植を奉じてかの城をせむるといえども、合戦利なかりしかば、義植をして大和國筒井城にのがれしめ、政長は河内國渋川郡正覚寺にあり。四月二十八日義豊が囮をうけ、終に自殺す。寶隆寺と号す。彼地に葬る。」

甲本では、官位は従三位、官途は左衛門督・尾張守とする。官位に相違があるが、仮に授けた三位とも考えられる。事績の冒頭はよく似た書出しであることが注目される。また、事績の末尾に自殺を記すのも相似している。しかし、応仁の乱の一方の主体であつたことは諸家譜では量され、甲本では割愛されている。法号は一致するが、卒年月日は甲本では「明應二年四月九日卒」とあり命日に十九日間のずれがある。

十一代尚長についても、同様に、甲本の注は二行で事績を伴わないのに対して、諸家譜は十三行ある。諸家譜を引く。「初尚順　尚度　於児丸　尾張守　左衛門佐　従五位下　入道号ト山。文明十八年七月十八日従五位下尾張守に叙任す。明応二年四月父政長戦死のとき潛に大和國にのがれ、後残兵をあつめ志貴城に拠り、細川政元と合戦をするのとき、義植にしたがい舟岡山において戦功を励ます。この年紀伊國廣城に閑居

し、のち畠山義宣としばしば合戦におよぶ。其後淡路國にいたり、かの國において卒す。龍源徳陽勝仙院と号す。淡路國三原郡光明寺に葬る。」

甲本では別名を「幼名於児丸或尚順　尚慶トモ」とあり、近似する。尚度と尚慶は字が似てるので、どちらかが誤写であろう。官位は甲本では従四下とするので異なつている。官途は甲本では左衛門督と尾張守を注する。従四位下なら左衛門督に相当するが、従五位下の場合、左衛門佐は不相當となる。法号は甲本では勝仙院殿龍源徳陽大居士とあり、表記の順序は異なるが、一致と見てよいであろう。甲本には諸家譜にない卒年月日と行年があり、「天文三年三月廿日卒五十五」と明記し、さらに領国を挙げている。

十二代植長についても甲本は二行で事績を伴わないのに対して、諸家譜は十二行ある。諸家譜を引く。「右衛門佐　尾張守。永正八年父尚長紀伊國廣城に閑居するのとき、河内國高屋城を譲りあたえられ、天文三年七月紀伊根来にいたりて、義宣の余党野邊某湯川直光等をうたんとす。このとき家臣遊佐長教木澤長政等、弟長経をたてて家を継しむるにより、種長根来寺に閑居す。十年八月長教長政等はかりて長経を弑し、種長を高屋城にむかえ、畠山の家をつかしむ。十四年五月十四日卒す。覚源悟公大和寺と号す。葬地満家におなじ。」

甲本でも官途を右衛門佐・尾張守とし、一致する。法号も大和寺殿覚源悟公居士とあり、表記の順を替えるが同一である。さらに命日も一致する。甲本にのみ記すのは行年で、「四十二」と明記する。

十三代政國については、甲本は二行で事績を伴わないのに対して、諸家譜は十行ある。諸家譜を引く。「播磨守　尾張守　実は尚長が二男、種長が嗣となる。天文十六年七月細川氏綱とおなじく、三好豊前守義賢、安宅撰津守冬康、松浦肥前守隆信、畠山義宣等と舍利寺において合戦し

号す。」と事績を詳しく載せる。甲本では領国を河内・和泉・能登・越中之郡とするので、紀伊が洩れることになる。また、甲本では法号・卒去を「増福寺殿・康暦元十月一日卒」とするので、齋諱はない。義深の兄弟には国清・清義・義熙の三人を掲げることとそれらの官位・官途は一致している。ただし、甲本には国清の注をまつたく欠いている。これを丙本で補うと、阿波守であり、法号の道誓とも諸家譜と一致する。なお、諸家譜は南朝年号を優先するが、甲本は北朝年号表記によつてゐる。足利一族にとつては当然のことであろう。

七代基國の官途は甲本では右衛門督・右金吾（右衛門督の唐風呼称）であり、諸家譜では右衛門佐・尾張守・右兵衛督を挙げる。諸家譜ではさらに通称「三郎」を加えるが、官位を欠いている。甲本には従四位下とあるので、その相当官は衛門及び兵衛の督である。また諸家譜では事績について「鹿苑院義満につかえ、天授二年侍所となり、元中七年河内國に発向し、和田、楠の一族と力戦し、のちまた彼國にいたり、或は和泉國において、しばしば戦功を勵す。応永四年八月管領職にうつる。基國河内、和泉、越中、能登、山城、紀伊、摂津國等のうちを領す。」と詳しく述べ、「十三年正月十七日卒す。徳元長禪寺（今の呈譜長福寺に作る）と号す。」を加える。甲本に記す管領の就任年、卒年月日、法号は完全に一致している。甲本の山名氏清を討つて山城大和摂津の益封を受けたという記述は諸家譜にみえないところである。

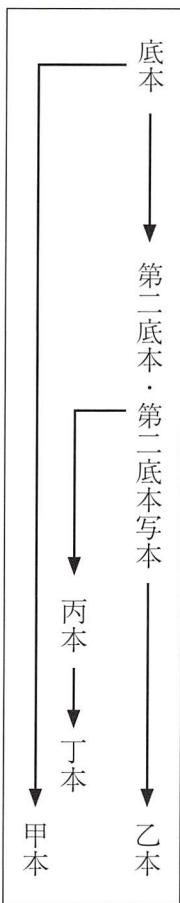
八代満家の官途は甲本では尾張守のみを挙げるが、諸家譜では「左衛門督」を加える。事績には異同があり、甲本にある將軍繼嗣義教の決定と後花園帝擁立の記事を諸家譜は載せていない。逆に諸家譜だけが記すのは管領への就任年次（応永十七年）と再補任から辞職のくだり及び大内義弘征伐の年次（応永六年）とその主体である將軍義満の名、そして

九代持國の注については、甲本では僅か二行で、事績注を伴わないのに対して、諸家譜は十七行に及び詳細を極める。諸家譜を引く。「尾張守・彈正少弼・右衛門佐・左衛門督・従三位・入道号徳本。嘉吉元年二月従三位に叙し、尋いで剃髪し徳本と号す。二年八月四日管領職となり、三年五月朝鮮の聘使いたるのとき、徳本彼國の人朝貢に事よせ、交易の利を得むがためならん。國家の費あれば京師に入ことなけれとい。聘使普廣院（足利義教）の喪を弔せんがためなりと陳謝するにより、漸く洛にいたることをゆるす。のち南方の残兵起るの時、徳本諸将を率いてしばしば大和、河内、紀伊等の國々に発向し、戦功あり。文安元年十二月職を辞し、寶徳元年閏十月管領職に復し、享徳元年十月この職を辞す。康正元年三月二十六日卒す。年五十九。徳本持國光孝寺（今の呈譜光教寺に作る。）と号す。」

甲本だけに注すのは「京都建仁寺塔頭西来院位牌アリ」のみである。卒年月日は甲本では享徳四年三月二十六日とする。康正への改元は七月二十五日であるから諸家譜の方の誤りである。法号は甲本では光教寺殿左金吾徳本大居士であり、呈譜に準じる。官位・官途は甲本では従三位・尾張守・左衛門督を注し、諸家譜との齋諱はない。

持國の兄弟は甲本では持永と持富を掲げる。諸家譜では持長と持富であり、ともに用字に相違がある。また、甲本では持永の官途を右馬頭とするが諸家譜では左馬頭と記す。

十代政長についても、前代と同じことがいえる。甲本での注は僅か二



なお、四系図のクロスチェックによつて甲本では貞純親王の官途に關する注において「上総」を「上野」と誤写していることが確認できた。こうした校合を経て作成したのが巻末に掲げた忍藩士畠山系図である。

(二) 寛政重拾諸家譜との比較

徳川幕府は寛永十八年、諸大名や旗本らに命じて、家伝の家譜と系図を提出せしめ、林羅山たちに「寛永諸家系図伝」を編纂させた。その後、堀田正敦の建議によつて、その統編の編集を企て、林述齋らの編纂で文化九年（一八一二）に完成したものが「寛政重修諸家譜」（註七）である。これには巻第九十八として畠山家が収められてゐるので、校合を行つてみることにしたい。なお、諸家譜引用は現代仮名遣いに変えて行う。

畠山氏は「寛政重修諸家譜」には「清和源氏 義家流 足利支流」の題が掲げられ、義純以降の系図が示されている。

初代義純は「足利上総介義兼が男」とあり、甲本で義兼を「上野上総武藏守」としていることと異同がある。また、諸家譜には行年「年三十五」と法号「一峯義純最乗寺」を加えている。

二代泰國は甲本と諸家譜で官途及び官位が一致している。諸家譜ではさらに、通称の「三郎」と「実朝將軍および頼經將軍につかえ、某年卒す。空蓮高顯寺と号す。」の事績・法号を加えている。

三代を國氏とするのは甲本と諸家譜とで一致している。これは尊卑分脉で時國とするのと異なる。また、官途河内守と別名時國も一致する。

諸家譜ではさらに、通称の「三郎」と「頼經將軍、頼嗣將軍、宗尊親王等につかえ、某年卒す。徳聚寺と号す。」の事績・法号を加える。官位は甲本では「従五下」、諸家譜では「正五位下」とあり異なる。官位相当表に依れば、大国の守は従五位上相当であるが、守行いざれもありうる。

國氏の兄弟については甲本では式部大夫・民部丞とあり、諸家譜では義生・盛氏・康成・義直の四人を充てるのに対し、甲本は義生・義方の二人を充てる。

四代貞國の官途は甲本では式部大夫・民部丞とあり、諸家譜では民部丞・式部大輔があるので、甲本に表記の誤りがあるが、内容は一致している。諸家譜はさらに通称「二郎」、官位「従五位下」と「法名源廣寺」を加える。官位相当表に依れば、この官位では式部少輔相当である。

五代家國の官途は甲本では尾張守・治部大輔であり、諸家譜ではこれに式部大輔を加えるが齟齬はない。諸家譜はさらに通称「三郎」、官位「従五位下」と「法名諦信寺」を加える。官位相当表に依れば、尾張守は差支えないが、他は少輔相当である。甲本では家國の兄弟として国詮と高國を掲げるが、諸家譜では兄弟を掲げていない。

六代義深の官途は甲本諸家譜とも尾張守である。諸家譜はさらに通称「三郎」官位「従五位下」を加え、「正平七年（北朝年号割註あり。以下略す）閏二月等持院尊氏、新田義宗同義興等と相模國鎌倉において合戦のとき、尊氏の手に属して戦功を励し、のち宝筐院義詮の命をうけ、しばしば大和河内および紀伊國に発向し、楠正儀等と合戦をとぐ。十七年伊豆國の守護職に補せられ、また越前國の守護職にうつり、後越前紀伊の國々において南方の兵と接戦す。義深能登、越中、河内、和泉、紀伊國等の内を領し、天授五年（北朝の康暦元年）十月一日卒す。増福寺と

それは甲本のみが尚長の別名を「尚順」と正確に記す一方で、他の三系図がひとしく「尚須」と誤写している事実が鍵を握っているように思われる。順と須はまことによく似た字であり、偏のまがりかわを少し斜めに書くとさんづくりと紛らわしく須と誤ることになる。このことからすれば、最古の丙本は底本ではありえないことになる。逆に甲本は作成年代こそ新しくとも、底本にもつとも忠実な写本である可能性が浮かび上がってくる。この点では甲本のみが貞國の官途に関して「民部丞」と正字を用い、他の三系図が「民部亟」と近世以降俗字として通用した亟に換えている点も傍証となろう、また、甲本のみに認められる注が存在していることも注目される。政長の注「河内正覚寺ニ於テ割腹」及び尚長の注「初名御兒丸」である。前者の場合、底本に記載があつたが、自家にとつて名誉な内容でないために他の系図においては削除されたものと考えることもできる。逆に甲本にのみないのは國清の注である。これは、後に追記された可能性が高いように思われる。

ところで、乙本・丙本・丁本は持國の命日の表記法に例を掲げたように、年月日の三字を省略し、数字のみを重ねる型式を探っている点と部をア、磨を广の略字を用いる点で共通性を有している。さらに丙本と丁本では徳を徳の略字で記している。また、甲本にも一部に同様の表記が混じつていることを以つて、書写する際に、年月日を加えたり、略字を正字に改めたことがわかる。

このような略字使用は尊卑分脉に特徴的であるので、あとで検討を行ふことにしよう。同様に、乙本と丙本のように太祖の清和天皇を清和天王と表記することも尊卑分脉に見られたところである。くわえて乙本と丙本ではその劈頭に三角記号を付し、兄弟を列記する場合嫡子に点を付することで共通している。これも尊卑分脉と相似た点である。

これらのことから乙本と丙本の近いことがわかるが、ともに尚順を尚須と誤写することから、底本からはかなり変更された第二底本の写本とみてよいように思われる。しかし、丙本をその第二底本としてよいかといえば、基國の官途である右衛門督の唐風表記において「右金吾」と正しく記すのは乙本であつて、丙本では「右金五」と誤写していることから、第二底本は別に存在していた可能性がある。底本と第一底本は嫡家に存在していた可能性と、松平下総守家家臣として本家に当たる畠山惣左衛門家に存在していた可能性とが高いうに思われる。

分家筋に当たる畠山宇右衛門家では丙本を作成する際に、初代の政武、二代の満富、三代の満友の卒年月日と法号を書写しておらず、あとで追記していることから、他家の系図を急いで書写したことが想定される。丙本には嫡家の情報が詳しいので、第二底本は嫡家に存在したのかもしれない。しかし、惣左衛門家は幕臣初代政信の妹を家政が娶り、その孫高事が政信の嫡子政房の女を娶るというように、嫁のやり取りをする関係にあつたので、江戸時代前期には第二底本の写本が惣左衛門家にあつたと想定してよいであろう。ちなみに嫡家に関する部分は注を含めて乙本丙本ともほぼ共通している。

丁本は丙本を底本とし細部にわたるまで筆写し、新しい世代を加えて作成したものであるが、専門筆耕によつて注を左側にのみ付すことや系統を墨書きとすること、劈頭に記号を付けないこと、送假名を省いて漢文風の体裁とすること、太祖である清和天王を清和天皇と表記することなどの統一的な変更を伴う編集が行われている。家政と政房の事蹟注を伴うのは丙本と異なる点である。

底本と各本との関係を系統図にして掲げておくことにする。

有の付加または省略が行われたことがわかる。

具体的には、四系図にまつたく共通する注として、義兼の身体に関する注「身九尺二分」、その法号に付いて「号鑊阿寺」、泰國の注にある「畠山始祖母平時政女」、國氏の別名の注「或時國」、尚長の所領に関する注の一部である「摂州欠之郡」などが確認される。このうち最後の欠之郡は実在せず、八部（やたべ）郡の誤写とみることができる。その根拠は丁本満昭の項に「本家領内摂州八部郡夢野邑隱宅住」という注があり、畠山嫡家の本領として八部郡があつたことが確認できることである。「八

比較項目	太祖の表記	貞純親王注	貞國官途	國氏注	泰國注	義兼法号	義兼身体注	義兼官途	貞純親王注	仁王五十六代	甲 本
民部丞	式部大夫	或時国	畠山始祖母 平時政女	号鑊阿寺	身九尺二分	少左兵衛尉	治部大輔兵部	上野常陸子大	清和天皇	仁王五十六代	乙 本
民部亟	式部大夫	或時国	畠山始祖母 平時政女	号鑊阿寺	身九尺二分	少左兵衛尉	治ア大輔兵部	上総常陸子大	△仁王五十六 代清和天王	▲仁王五十六 代清和天王	丙 本
民部亟	式部大夫	或時國	畠山始祖母 平時政女	号鑊阿寺	身九尺二分	少在兵衛尉	治ア大輔兵部	上総常陸子大	守	上総常陸子大	丁 本
民部亟	式部大輔	或時國	畠山始祖母 平時政女	号鑊阿寺	身九尺二分	少左兵衛尉	治部大輔兵部	上総常陸子大	清和天皇	仁皇五十六代	

ア」と略字表記した原本を「欠之」と誤読したのであろう。同様に誤写であることが確実なのは貞純親王の領国に関する注で「上総常陸子大守」の「子」字である。これは「等」の崩し字を誤写したものとみて誤りなりであろう。また義兼の官途に関する注では「兵部少」とあり、これは兵部少輔の輔の脱落または省略である。この二カ所の誤りは四系図すべてに存在していることから、共通の底本があり、二カ所の誤りを伴つていたのであろう。底本は四書のうち最古の丙本であつたのか、それとも四系図以外の未発見の系図であつたのか。

國清注	基國注	持國命日	政長注	※政國官途	尚長別名	尚長領國	政尚官途
なし	右金吾	享徳四年三月 廿六日卒	初播磨守	於テ割腹 河内正覺寺ニ	初名御兒丸或 尚順尚慶トモ	播磨守	阿波守入道道誓其初鎌倉執事後依反逆而亡命矣
なし	右金吾	享徳四三廿六 卒	初播磨守	なし	モ 或尚須尚慶ト	播磨守	阿波守入道道誓其初鎌倉執事後依反逆而亡命矣
なし	右金五	享□四三廿六 卒	初播磨守	なし	モ 或尚須尚慶ト	播磨守	阿波入道道誓其初鎌倉執事後依及反逆而亡命矣
なし	右金五	享□四三廿六 卒	初播磨守	なし	モ 或尚須尚慶ト	播磨守	阿波入道道誓其初鎌倉執事後依及反逆而亡命矣

きで定規を用いて引いている。注は名の左右両側に付す。事績注は漢文體であるが片仮名で送仮名を補つてある箇所（政長・家政の項）がある。明治二十一年四月の記事があり、作成時期の上限を示す。

乙本

乙本は横帳袋本二十七丁で、外題・内題ともは畠山氏畧系圖となつている。清和天皇（天王に作る）から畠山政年までの直系図である。甲本とよく似た右上りの癖のある楷書体によつて、書き継ぎなく、同じ筆で書かれている。卷末に「右系図扣書子々孫々大切ニ所藏可致者也 畠

山政年（印・花押）」の極め（写真6）が記されており、本体と筆跡が共通するので、畠山政年が作成したものと見られる。甲本同様、明治二十一年四月の記事があるが、政年の卒年は明治二十六年であるから、明治二十一年四月以後、間もない時期に作成されたと推定できる。系線は朱書きで定規を用いて引いている。注は名の左右両側に付す。また、朱書をもつて振仮名、送仮名、訓点を付し、太祖の清和天王の劈頭に三角記号、兄弟を併記する場合には嫡子の劈頭に点を付す。さらに卷末付録として四つの家紋（内一点剥落）を掲げ、由緒を注す。

丙本

丙本は少し横長の横帳二十四丁で、外題は系圖、内題は畠山略系圖となつていて、清和天皇（天王に作る）から畠山満貫までの直系図である。

また、嫡家も基峨までを收める。謹厳な楷書体によつて書かれ、字の大

きさも揃つていて、系線は朱書きで定規を用いて引いている。注は名の左右両側に付す。事績注は漢文體であるが、片仮名で送仮名を補つてある箇所（政長の項）がある。また、朱筆をもつて太祖の清和天王の劈頭に三角塗潰し記号、兄弟を併記する場合には嫡子の劈頭に点を付す。卷頭から同じ筆で書かれているのは安永三年（一七七四）八月十五日の記

事までである。また、満貫の卒年月日を注さず、定規を使わない墨書きの系線を足している。さらに、別筆の追記が認められ、政武の劈頭に丸印を付し、頭注として「○御家に在て初代」を記入するほか、政武・満富・満友らの卒年月日・法号・行年及び政如・國儔・基利の名を追記している。これらのうち最新の追記は天明五年（一七八五）九月廿七日の記事である。以上のことから、安永三年八月以後のまもない時期に作成され、十一年間にわたつて追記が行われたと推定できる。

丁本

丁本は横長の横帳三十四丁で、外題は畠山系圖書、内題は畠山系圖となつていて、また、嫡家も基玄までを收める。清和天皇から畠山満朝（満一）までの直系図である。活字体に似る楷書で枠目（巻末に用紙を付す）を下敷きにして書く事によつて字の大きさと位置を揃えている。専門の筆耕による作成と推定される。巻末まで書き継ぎなく、同じ筆で書かれている。系線は墨書きで定規を用いて引いている。注は名の左側のみに付す。事績注は漢文體で、片仮名の送仮名を伴わない。皇族及び主君に関する注では闕字を施す。最新記事は天保十三年（一八四二）三月廿二日の実満女子卒去記事であり、作成時期の上限を示す。なお、巻頭には二種類（五七桐紋と今日内野合戦大勝記念紋）の家紋を贋写したものを見つけている。

四系図の相互関係

四つの系図の新旧関係は、丙本が最も古く安永三年八月直後であり、丁本がこれに次いで古く天保十三年三月直後、そして甲本と乙本は明治二十一年四月直後となる。しかし、左表に整理したような共通点があるので、同一の底本に基づいて各系図が成立したことを認めうる。また、いくつかの異同が認められるので、筆写の過程で生じた誤写と各系図固

山・品川・宮原・上杉の六氏、武田・織田氏などの室町幕府以来の名家が取立てられ、延宝の頃に十六家、幕末には二十六家に増えた。朝廷への使者や勅使・院使の接待及び饗應を命じられた大名への儀礼作法の指導、伊勢神宮や日光東照宮への代参、年賀の賜杯における大名への給仕などに当たつた。享保八年制定の役高は千五百石。しかし官位は大名相当で四位・五位の侍従、少将まで昇任することができた。高家は官位あるもの、表高家は官位なきものの呼称である。

近藤安太郎氏の『系図研究の基礎知識』（註六）では安政五年の高家一覧を掲げるが、高家（奥高家）に十七家、表高家に十一家を記載し、前者中に見える畠山民部大輔基徳は五千石で第一の高禄者、後者に見える畠山庸蔵は三千百石で第二の高禄者である。足利氏と斯波氏の嫡流が滅亡したので、足利支流の諸家中では畠山氏が最も格式が高かつたゆえの待遇と推定される。

寛政重修諸家譜によれば、基玄の嫡子となつたのは義玄の二男で養子となつた基祐で、紀伊守を官途とし、従四位下に昇つた。寛保二年六月十一日卒す。基祐の嫡子は高義の長男で、養子となつた國祐で、やはり紀伊守となり、従四位上に昇つた。天明七年八月二十六日卒す。國祐の嫡子は政如で、安永七年九月一十二日卒す。政如の嫡子は國祐の九男で養子となつた國儔で、同年十二月六日采地五千石を継いだ。その子は國祥である。家紋は五七桐、二引両、雪齋と記す。

義玄は基玄の弟で三百俵取りにて御書院番、のちに小普請。高玄は基玄の弟で三百俵取りにて御小姓組、のちに小普請。妻は松平下総守家臣宮原惣左衛門政房の女であつた。

もう一家、高家となつた畠山家がある。それは満家の弟満則の系統で、能登守義統の孫義真の代に上杉景勝の養子となつたが、その後、父のも

とへ帰り、慶長六年、はじめて東照宮に拝謁し、のちに三千百二十五石余りの御朱印を給り、参内の供奉に列した。その子義里が寛文三年に表高家となり、下総守、飛騨守となり従四位下に昇つた。先に触れた高家第二位の高禄者畠山庸蔵はこの末裔である。

なお、鎌倉公方足利氏の後裔である喜連川家と宮原家ものちに高家に連なつたことを付記しておく。

三 畠山系図諸本との比較検討

今回報告する四つの系図は成立の時期を異にし、内容にも異同があるが、互いに史料としての近縁性を持つている。その原因是筆写と情報の削除、変更、添加、過誤によつており、これらの成立には典拠となつた底本の存在が推定される。ここで四本を比較し、史料批判を加えて、底本の推定復原と写本関係を明らかにしておきたい。

(一) 新発見の四系図とその関係

今回、報告・検討する四つの系図は次の通りである。

甲本 畠山恒雄氏所蔵本一

乙本 畠山恒雄氏所蔵本二

丙本 畠山晃司郎氏所蔵本一

丁本 畠山晃司郎氏所蔵本二

それぞれの特徴を指摘し、作成年代を追究する。

甲本

甲本は横帳袋本二十八丁で、外題は畠山氏系図、内題は畠山畧系図となつてゐる。清和天皇から畠山政年までの直系図である。右上りの癖のある楷書体によつて、書き継ぎなく同じ筆で書かれている。系線は朱書

りてのち御小姓、御目付、御徒頭兼役町奉行、御船奉行兼役。この時、勤功により再び寄合家となる。故ありて寄合は寄合格を以つてす。郡奉行、御留守居。これにより文政四（年脱）より江府に住す。再び町奉行郡奉行兼役、仮勢州御郡代。これにより文政七（年脱）より勢州大矢知村御陣屋に住す。御旗奉行格を以つて勢州御郡代、のち御小姓頭格となる。天保二辛卯年五月八日に六拾八歳にて卒す。有隣院義徳全功居士と号し、勢州朝明郡大矢知村真西寺に葬る。御悔として御使熊井四郎右衛門徳厚これを下さる。」

別家六代實満は通称「鉄藏。命により蝦太郎、のちに小平太。母は筧（二字欠）女。文化十二乙亥年、桑名に於て寄合に召し出されてのち御小姓、奥御小姓、御目付、寄合格を以つて勢州御郡代見習。天保二辛卯年勢州御陣屋に於て家督百三十石を賜い、勢州御郡代、御物頭格。この時勤功により増録（禄の誤り）二拾石を賜い、合せて録（禄の誤り）百五拾石となる。命により天保十二（年脱）より御国武州忍に住す。天保十三壬寅年故ありて隠居に至る。この時二十石減知。」

別家七代満朝は通称「海老太郎、蝦太郎、宇膳。母は半田忠般の女。天保九戌戌年勢州御陣屋に於て寄合に召し出され、勢州御郡代見習、しかしてのち、天保十三壬寅年武州忍に於て家督百三十石を賜い、寄合格。」

（二）丁本の内容「嫡流昭高から高家基玄までの系譜」

嫡家十五代昭高は「左衛門督。釈迦寺殿高源道首大居士。元亀一（年）

六（月）廿五（日）卒す。貞政未だ長せず、昭高仮に高屋城に居して右府織田信長の女を娶り、家臣遊佐氏憤怒の志を挟み昭高を高屋城に弑す。」

嫡家十六代貞政は「播磨守。実は政尚の子。圓覺院覚山玄心大居士。寛永十八（年）三（月）七（日）卒す。京東山禪林寺に葬る。母は湯川

式部少輔の女。左衛門佐、また玄心と号す。紀州を保つ。天正十二年内府織田信雄と太閤豊臣秀吉楽田に戦わんと欲し、貞政東照大神君の命を奉じ、兵士を募集し、この後拒をなすも、和議すでに成り、そのことを遂げず。貞政以つて遺憾となし、神君に帰心す。明年、秀吉呂室城を陥す。これに至つて貞政地を喪い落魄たりと云う。」

嫡家十七代政信は「二郎四郎。民部大輔。休山源昌院歴山一景大居士と号す。延宝三（年）正（月）二（日）卒す。母は貴志五郎の女。元和元年難波の役に突き馳せ、城に入りて斬首三級。大猷公以つて名家の遺胤となし、その後、嚴有公に仕え、年を経て、休山居士を称し寿を以つて終わる。」

嫡家十八代基玄は「二郎四郎。従四位上民部大輔。淨觀寺殿大中大夫前拾遺玄峯基玄大居士。宝永七（年）二（月）廿（日）卒す。慶安二年大猷公に拝謁し、毎歳また子も共に剣馬を献じ拝礼す。ただ彩服を頒ち、觴瀝を下されず。嚴有公またその旧例を追い、延宝六年采地を倍授し、高家衆を例とし、従五位下侍従に任ず。常憲公の治世にいわく、従四位上に叙し、恩命を蒙り、御側衆となる。あるいは奏者番となりて、後に高家衆に復任す。しばしば禄邑を増し、合せて五千石となる。」

基玄の二人の弟である義玄と高玄もそれぞれ幕臣として召し抱えられた。

（三）高家畠山氏について

高家とは一般には格式の高い名家または権勢のある家の意であるが、近世では江戸幕府に仕えて儀式や典礼を掌ることを世襲とする家または職名のことをいう。慶長八年に徳川家康の將軍宣下の時、その儀礼を掌つた公家大沢基宿が先例で、その後、足利氏の支族である吉良・今川・畠

三 畠山家系図略表（横帳十三丁）

四 徒先祖之勤書扣（横帳二十七丁）

これらのうち丁本は体裁と標記法において甲本と異なっている。詳細は後述するが、両者の最大の相違点は、丁本では本家の記載を政房までにとどめて、別家である政武以下を丁寧に記すことで、これは別家としては当然のことである。

畠山別家で家祖とする満昭以下の記載及び昭高以下の記載を抜き出して紹介する。元文は漢文体なので、読み下して、同上などの表記に付いても具体的に補うこととする。

（二）丁本の内容「満昭から満朝まで」

家政の子「満昭は通称七左衛門。宗伯と号す。母は政房と同じく左衛門佐貞政の女である。実は政房の兄で、本家領内である摂州八部郡夢野邑の陰宅に住し、元禄十六癸未年九月廿五日に卒した。淨光院清譽宗順居士と号し同所長福寺に葬る。」一人しかいない男子満富を弟政武の養子とし、家系は断絶した。別家では家の断絶を救った功績に感謝して家祖の扱いをしている。

政房の弟で別家初代政武は「宮原姓で通称七大夫、宇膳、宇右衛門。母は左衛門佐貞政の女。始め本家に在り、万治三庚子年楞迦院（二代藩主松平忠弘）様が羽州山形に御在城の時、御家臣となり、山形に住し、御馬廻となる。御得替により、寛文八年下野宇都宮に住し、延宝五年より奥州白川に住す。この時、江府に於て新知百五十石を賜う。元禄五年羽州山形に住す。同年主君御減知により百石、妙薰院様御附、（のち）再び御馬廻となる。元禄十三年より備後福山に住し、宝永七年より、勢州桑名に住す。享保十乙巳年三月十二日、八十七歳で卒し、洞雲院清山元水居士と号し、勢州桑名真如寺に葬る。室は同藩（藩）杉浦源助吉益

の女（以下略）】

別家二代満富は通称「甚五右衛門、小平太、宇右衛門。実は満昭の子なり。養母は杉浦吉益の女。始め本家畠山に在りて、後に本家の肝煎をもって政武の養子となる。宝永二乙酉年福山に於て御広間に召し出され、後、大御小姓、御納戸、御目付。享保十乙巳年桑名に於て家督百石を賜い、御徒頭格を以つて、大雲院様（忠雅の子清純）御守役。この時勤功により増録（禄の誤り）三拾石を賜い、合せて録（禄の誤り）百三十石、再び御馬廻となる。元文元丙辰年五月廿四日六十二歳にして卒す。廓照院諦応慈觀居士と号し、勢州桑名真如寺に葬る。」

別家三代満友は通称「小平太。母は久河（二字欠）養女。幻（幼の誤り）少より大雲院（松平忠雅の子純清）様御相手。享保十八癸丑年桑名に於て御小姓に召し出され、元文元丙辰年桑名に於て家督百三十石を賜い、御大小姓。一代中の御番を以つて、京都御留守居。これによりて明和五（年脱）より京都に住す。この時勤功により中之御番家となる。命により天明二（年脱）より再び勢州桑名に住す。同年故あつて隠居に至る。この時中之御番家を失す。天明三癸卯年三月十四日六十七歳にして卒す。覚雄院義山逸仙居士と号し、勢州桑名真如寺に葬る。」

別家四代満則は通称「友次郎。実は同藩（藩）範長大夫定武の三男。養母は志村義知女俗名造酒。明和七庚寅年京都に於て御馬廻に召し出され、のち京都御留守居助役。明和九壬辰年十月六日家督を前にして三十歳にて卒す。覚応院節堂義仙居士と号し、京都高倉通五條下がる所の宗仙寺に葬る。」

別家五代満貫は通称「海老次郎、宇右衛門。実は同藩（藩）三浦甚五兵衛義晃二男。養母は満則に同じ。この満貫に至つて天明年中、本姓を畠山に改む。天明二壬寅年桑名に於て家督百三十石を賜い、御馬廻とな

多熊と称す。村上竹之進義行の養子となり、明治二年十一月二十五日養家に移る。弟某は通称宮原銃造。徳重元瑞の養子にして明治九年四月七日送籍す。

政雄の嫡子二十四代畠山政久は通称条太郎。母は千葉胤晴の女。このあとに、昭高・貞政・政信・基玄・基祐・基峨と嫡家の六代と基玄の弟で別家を興した義玄及び高玄の系統を収めるが、次章で節を設けて扱うことにする。

(二) 乙本巻末の家紋由緒について

ここで乙本巻末に掲げられている家紋の貼り込みとその注(写真6)について記しておきたい。畠山惣左衛門家の家紋は四つあり、それを写したもの他の紋章を取合せたので、二引両紋の全盛時代となつた。徳川時代に至つてこれを用いたのは徳川氏をはじめとして、細川・足利・松浦・五島・遠山の五大名があつたという。

二つ目の桐紋は吉祥紋であり、黄櫨染の御袍の文様として平安朝の初期から天皇が用いたため、後醍醐天皇の時代には菊花紋と同じく皇室の紋章となつた。史籍にはこれを天皇より足利氏や赤松氏に下賜せられたことが記されている。足利氏は桐紋を後醍醐天皇から押領し、二引両紋とともにこれを家紋とし、一族子弟にもこれを賜り、明徳のころには一門がたいていこの紋章を用いていたという。また、東山時代に記された見聞諸家紋には吉良・渋河・石橋・斯波・畠山・上野・一色・山名・新田・大館・仁木・今川・桃井の一門使用が確認できるという。

三つ目の雪齊紋については、齊紋は七草紋中比較的多く用いられたもので、これに雪を添えたのが雪齊紋である。徳川時代齊紋を用いたのは仙台の伊達氏と旗本十三家で、雪齊紋が比較的多く用いられたという。

四つ目の紋章は山桜紋の特殊なもので姓氏関係は大名では桜井松平家

が用いたので桜井桜と称している。

家紋當時本家にて被用候も右之通恰好之
紋由緒ハ別情に委シク記有之候

(両引き紋貼込) 引両ト唱用來足利家より伝來之紋恰好引両筋幕之割合
之通五ツ割細輪之定尤筋幕も相用遠慮無之由

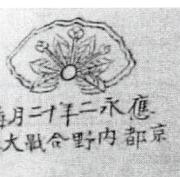
(桐紋貼込) 後花園帝より先祖満家に此紋勅許桐之とふ苦ニ勅許是者不

二者七所ニ相用ル定之由但右両紋ニ男婦人馬具二者不相用由

(大勝記念紋貼込剥落) 雪齊応永二年十二月出陣之吉例ニ依つて相用來
(桜井桜紋貼込) 後花園帝より押領之紋右両紋競斗目其外正服二者不相

用定由

畠山晃司郎家に伝存していた古文書は次の通りであつた。



内野合戦勝紀年紋

一 畠山晃司郎家所蔵系図

二 系図 (横帳二十四丁) ※丙本

一 畠山家系図書 (横帳三十四丁) ※丁本

を表し、禄二百石を賜り、特に登庸の恩命ありと雖も、家政固辞し、馬廻之軍役を請いて奉仕すと云々。因つて世襲例と為す。慶安元年六月藩主忠弘君に従い出羽山形に移る。室は畠山左衛門佐貞政二女、全窓妙心大姉と法名した。寛文六年九月二十二日卒し山形に葬る。家政は明暦元年十月八日卒し、風山道臨大禪定門と法名し、羽州山形に葬る。

家政の嫡子十七代目宮原政房は通称惣左衛門、了樹と号した。母は畠

山貞政の女。寛文八年八月藩主忠弘君に従つて下野宇都宮に、天和元年九月には陸奥白川に移る。室は加藤太郎右衛門包富の養女で実は原田与八郎の女。享保十年十二月十六日卒し、玄室恵妙大姉と法名し勢州桑名真如寺に葬る。政房は元禄十四年四月二十七日に卒し、中山了樹居士と

法名し備後福山に葬る。この政房の兄弟である満昭は七左衛門と通称し、宗白と号した。実は家政の長子で紀伊宮原に住していたが後に摂津八部郡夢野村に移住し閑散と生涯を終えた。その一子政富を以つて弟政武の養子とす。故に後嗣無し。元禄十六年九月二十五日卒し、摂津夢野村長福寺に葬る。政武は通称七太夫、後に宇右衛門。万治三年兄政房の請願によりて給俸を賜い、雇役を命ぜられる。後、貞享四年更に禄百五十石を賜い藩臣別家となる。享保十年三月十二日卒し、洞雲院清山元水居士と法名して葬る。

政房の嫡子十八代目宮原政之は通称惣四郎、繁右衛門、藤治、惣左衛門と変る。母は加藤包富の養女。元禄五年十月藩主忠雅君に従つて出羽山形に、元禄十五年九月備後福山に移る。正徳元年三月伊勢桑名へ移る。室は始め福山元水野家藩士神谷新五右衛門の女、子なく卒す。後、奥平仁兵衛妹また子なく卒す。その後福山某の女を娶る。宝暦二年四月十七日卒し、本盛慈源大姉と戒名し真如寺に葬る。政之は宝暦六年十一月六日日に卒し、無物老山居士と法名し伊勢桑名真如寺に葬る。行年

八十七。

なお、三人の妹の一人は畠山左源太高玄の室となり、清心院玉流峯月大姉と法名して元禄十一年九月二十日、江戸芝二本榎廣岳院に葬る。

政之の嫡子十九代目宮原政友は通称友槌、藤治、惣左衛門。母は備後福山某の女。政友は安永四年九月十日卒し、木槿龍吟居士と法名し真如寺に葬る。年六十余。

政友の嫡子二十代目宮原政治は通称繁太郎、藤治、惣左衛門。始め政輔と諱した。母は阿佐美重僖の女。天明八年三月家号を畠山に復す。寛政六年八月十二日卒し、聞了正見居士と法名し真如寺に葬る。年五十三。

二十一代目畠山政秀は通称主馬之助、新左衛門、清左衛門。生坐と号す。母は小河原宗屋の女。実は片岡嶋之助春正次男。政治養いてその女に配し嗣と為す。文政六年九月藩主忠堯君に従い武藏忍に移る。室は政治嫡女リキ。政秀は嘉永六年正月八日卒し、陽山量寿居士と戒名し武藏忍桃林寺に葬る。年七十九。

政秀の子畠山政著は通称兎三郎、猪十郎、左平。母は政治の女。部屋住にて勤仕し未だ家督を継がずして卒す。天保十年六月十六日卒し、南堂自涼居士と法名し桃林寺に葬る。年四十四。

政著の子二十二代目畠山政年は通称左熊、庄三郎、孫之助、惣左衛門。精一と号す。母は古市政容の女。祖父政秀の嫡孫で承祖す。明治四年七月廢藩置県の革命に際し、埼玉県貴属士族に列す。家政より七代二百三十一年歴仕して松平君家十三世。室は菅沼何右衛門女シズ。

政年の嫡子二十三代目畠山政雄は通称長太郎、主馬之助、貞衛、八郎次郎。母は菅沼定の女。政雄は明治七年五月十二日卒し、量山東江居士と戒名し、桃林寺(に葬る)。年二十九。政雄の弟義富は通称宮原久米次郎、

で闖国の將帥の長となり、世に三管領と称し永く以つて家例とした。右衛門督従四位、長禪寺殿右金吾徳元大居士と法名し応永十三年正月十七日卒した。

その嫡子八代目畠山満家は従三位尾張守に進み、管領二代目となつた。大内義弘を攻め、その軍を破つて義弘の首を獲たので勲績を感賞され、紀伊を増封され、畠山の武名が大いに彰かとなり、声価は益々重くなつた。將軍義持が薨去した後、後継者を欠いていたので、満家が八幡社に詣り籤を引いて青蓮院門主の義圓に決定し、義教將軍と為し、かつ武命を奉じ彦仁親王を迎へ後花園帝と為し（註二）、威望と權勢はその右に出来る者はなかつた。永享五年九月十九日に卒し、河内渋川郡萬松山真觀禪寺に葬り、真觀寺殿直源道端大居士と法名した。弟の満則は能登守に任じられ、その子能登守義忠は北国畠山の祖となつた。

満家の嫡子九代目畠山持国は管領三代を繼ぎ、従三位尾張守に進み、左衛門督となり享徳四年三月二十六日に卒して光教寺殿左金吾徳本大居士と法名した。京都建仁寺塔頭西来院に位牌がある。

持国の養嗣子十代目畠山政長は弟持富の子であつた。長禄寛正の頃、家督をめぐつて兄弟（註三）の義就と相論し合戦に及んだが、政長が打勝つて管領職第四代を相続した。のち河内正観寺において割腹して果てた。この義就の系統は義豊、義英、義宣と続き、上総介に任官した。

政長の嫡子十一代目畠山尚長は幼名を御兒丸、のちに尚順、尚慶とも称し、ト山と号した。従四位下左衛門督、尾張守に任官し、領国は河内、和泉、紀伊、越中、山城の内と攝州欠之郡及び和州宇知郡であつた。天文三年三月二十日に卒し、勝仙院殿龍源徳陽大居士と法名した。行年五十五歳。

尚長の嫡子十二代目畠山植長は右衛門佐、尾張守に任官し、領国は前

代に同じであつた。天文十四年五月十四日に卒し、大和寺殿覺源悟公大居士と法名した。行年四十二歳。

種長の子十三代目畠山政國は始め播磨守、後に尾張守に任官し、領国は河内、和泉、紀伊と攝州欠之郡及び和州宇知郡であつた。天文十四年五月十四日に卒し、大和寺殿覺源悟公居士と法名した。行年四十二歳。政國の次男である畠山政尚は播磨守に任官した。畠山恒雄家の祖となる。義純から数えて十四代目である。

長男高政は尾張守と紀伊守を兼ね、母は宮崎隱岐入道の女、領国は河内、紀伊、尾張半国と攝州欠之郡及び和州宇知郡であつた。河内高屋城に居て、次男（次弟のこと）播磨守政尚は紀伊岩室城に居て、三男（末弟のこと）を昭高といつたが兄弟同志で兵を合せ三好實休を泉州で殺した。しかしまだ三好氏は泉州に侵攻した。高政には子がなかつたので、政尚の子貞政を以つて嗣子とした。天正四年十月十五日に卒し、多宝寺殿高玉空外大居士と法名した。

政尚の子（註四）のうち貞政が高政の養子となり嫡家を繼承した。政能は庶子で、畠山恒雄家二代目となる。畠山家祖義純から数えて十五代目で、通称八郎次郎、後に播州と称し、別名を政次ともいつた。宮原の姓を名乗つた。天正十二年尾州楽田の役に、一族を挙げて東照公の命を奉じ、後援を為さんと欲したが、和議成りてその事を果たさなかつた。翌十三年春、豊臣の軍が紀伊在田郡岩室城等を攻略し、皆陥ち、よつて該地宮原郷に潜居し、宮原と号し沿い襲つて家号と為した。

政能の嫡子で義純から数えて十六代目の宮原家政は通称惣左衛門、後に新左衛門と称した。寛永十八年正月、松平下総守忠明君が播磨姫路城に在つた時、幕府官吏石谷土入翁を使として藩籬に招き、是において忠明君に謁し家臣と為し、君名家の裔たるを以つて自分指物を許し、賓礼

中世名族の末流 忍藩士畠山氏研究（二）

一 畠山恒雄家所蔵系図

畠山恒雄家に保存されていた古文書は次の通りであつた。

- 一 畠山氏系図（横帳二十八丁）※甲本
- 二 畠山氏略系図（横帳二十七丁）※乙本
- 三 忠敬君御続書（横帳）
- 四 長澤家略系（堅帳）
- 五 歴史書写本（横帳・外題箋剥離）
- 六 畠山家由緒書（掛軸装）
- 七 進修館開校式式辞（一枚）

はじめに

行田市に住んだことが契機となつて、城塞都市忍の成立や忍藩の歴史に興味を持ったわたしは、平成十六年の春から藩士の末裔にあたる方々を訪ねて調査をさせていただくようになつた。行田市天満に在住の畠山恒雄氏も調査を受け入れて下さつたお一人であつた。畠山氏は室町幕府の管領職に任じられた足利氏一門畠山氏の子孫であり、その由緒と歴史を示した系図を所蔵されていた。また現在はさいたま市にお住まいの畠山晃司郎氏もその分家筋に当たり、同様の系図をお持ちであった。

託されて、これらの系図を読ませて頂くうちに、名族畠山氏が八百年の歴史の中で並大抵でない盛衰を繰り返しながら、今まで家名を保ち続けていることに畏敬の念を持つに至つた。また、まだ世に出たことのないこれらの系図群は極めて高い史料価値を有しており、公開することによつて学会に裨益するところが少なくないものと思われた。

両畠山家には由緒書や勤書など、近世に書かれた一等史料も保存されており、熟覧の機会と発表の許可を得てゐるので、最終的には中世から近世に及ぶ通史的な畠山氏研究を取り纏めることが筆者の課題となる。

今回は、系図の詳細を報告し、他系図との比較成果を発表する。

義深の嫡子で七代目の畠山基国は山名氏清を討つて、山城・大和・摂津の郡邑を益封され、応永四年初めて管領職となり、斯波、細川と交代

（二）甲本の内容

これらのうち、畠山氏系図と畠山氏略系図を今回の研究対象とする。まず、甲本を読み下し、若干の解説を付しながら、嫡流から畠山惣左衛門家（畠山恒雄氏の先祖）の系統に属す代々について紹介する。

畠山恒雄家は清和源氏の出身で、貞純親王、經基王、満仲、頼信、頼義を経て七代目が八幡太郎源義家、その子が足利義国、その嫡子が新田氏の祖義重で弟の義康の子が義兼、その嫡男義純の嫡男が本系図で畠山始祖とする泰國である。弟の時朝は田中家始祖、時兼は岩松家の始祖となつた。国氏、貞国を経て、畠山家五代目（註一）の尾張守家国の嫡男国清は鎌倉執事に就任したが、後に反逆によつて滅び、次男の尾張守義深が嫡家した。征討使として武功があり、河内・和泉・能登・越中の郡を領することとなつた。

義深の嫡子で七代目の畠山基国は山名氏清を討つて、山城・大和・摂



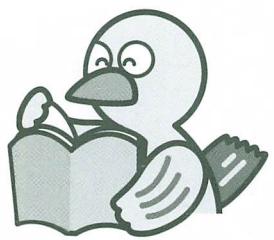
埼玉県立史跡の博物館紀要 第 2 号

平成20年3月28日 発行

発行 埼玉県立さきたま史跡の博物館
〒361-0025 埼玉県行田市大字埼玉4834
TEL048-559-1111

埼玉県立嵐山史跡の博物館
〒355-0221 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷757
TEL0493-62-5652

印刷 アサヒ印刷株式会社
〒365-0038 埼玉県鴻巣市本町4-3-23



埼玉県のマスコット
コバトン